

平成 25 年

第 2 回 定例会 会議録

奄美市議会

第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	4
6月17日（月）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	12
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	12
職務のため出席した事務局職員	13
会議録署名議員の指名	14
会期の決定	14
報告第1号～第5号（5件）上程	14
議案第55号～第62号（8件）上程	20
議案第63号（1件）上程	21
陳情第9号の取下げ（1件）上程	22
6月18日（火）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	23
職務のため出席した事務局職員	24
一般質問	
竹山 耕平 君（平政会）	25
川口 幸義 君（無所属）	35
戸内 恭次 君（無所属）	45
崎田 信正 君（日本共産党）	55
渡 雅之 君（無所属）	65
6月19日（水）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	70
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	70
職務のため出席した事務局職員	71
一般質問	
元野 景一 君（自由民主党）	72
里 秀和 君（自由民主党）	81
安田 壮平 君（無所属）	88
奥 輝人 君（市民クラブ）	97
栄 ヤスエ 君（公明党）	107

6月20日（木）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	119
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	119
職務のため出席した事務局職員	120
一般質問	
関 誠之 君（社会民主党）	121
渡 京一郎 君（新政会）	130
師玉 敏代 君（新奄美）	139
多田 義一 君（新奄美）	150
与 勝広 君（公明党）	160

6月24日（月）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	171
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	171
職務のため出席した事務局職員	172
議案第55号～第62号（8件）上程	173
議案付託	175
議案第64号（1件）上程	175

7月5日（金）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	182
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	182
職務のため出席した事務局職員	183
議案第55号～第62号（8件）上程	184
議案第56号，第57号，第59号，第60号（4件）上程（文教厚生委員長報告）	185
議案第61号（1件）上程（産業経済委員長報告）	186
議案第58号，第62号（2件）上程（総務企画委員長報告）	188
陳情第2号（1件）上程	189
議案第65号（意見書）（1件）上程	191
「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会の設置について	192
閉会中の継続審査申出	192

別紙

各常任委員会審査報告書	194
-------------	-----

参考資料（意見書）	198
-----------	-----

会期・議事日程 付 議 事 件

平成25年第2回奄美市議会定例会議事日程及び付議事件

○平成25年6月10日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 19日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	
6月17日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（19日間） 3 報告第1号～第5号（5件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第55号～第62号（8件） 上程 説明 5 議案第63号（1件）（固定資産評価員の選任） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 陳情第9号の取下げ（1件） 上程 報告 採決
6月18日	火	本会議	1 一般質問 - 竹山議員, 川口議員, 戸内議員, 崎田議員, 渡(雅)議員（質問順）
6月19日	水	本会議	1 一般質問 - 元野議員, 里議員, 安田議員, 奥議員, 栄(ヤ)議員（質問順）
6月20日	木	本会議	1 一般質問 - 関議員, 渡(京)議員, 師玉議員, 多田議員, 与議員（質問順）
6月21日	金	休 会	
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	本会議	1 議案第55号～第62号（8件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { - 総務企画－議案第58号, 第62号（2件） - 文教厚生－議案第56号, 第57号, 第59号, 第60号（4件） - 産業建設－議案第61号（1件） - 全委員会－議案55号 平成25年度一般会計補正予算（第1号）は, 所管する各常任委員会に付託。
			2 議案第64号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 文教厚生－陳情第2号 総務企画－陳情第5号, 陳情第10号
6月25日	火	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生・産業建設）
6月26日	水	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（総務企画）
6月27日	木	休 会	報告書整理
6月28日	金	休 会	報告書整理
6月29日	土	休 会	
6月30日	日	休 会	
7月1日	月	休 会	報告書整理
7月2日	火	休 会	報告書整理
7月3日	水	休 会	報告書整理
7月4日	木	休 会	報告書整理
7月5日	金	本会議	1 議案第55号～第62号（8件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第2号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第65号（意見書） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会の設置について ※ 本会議終了後、議場にて永年在職議員表彰状の伝達 ○ ※ 閉会中の継続審査事件 陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情 陳情第10号 オスプレイの配備撤回を求める陳情

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成24年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成24年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成24年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成24年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		専決処分の報告について (専決第6号 損害賠償の額を定めることについて)			
		専決処分の報告について (専決第10号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第11号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第12号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第13号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第14号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
(1)	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)	H25. 6. 17	承認	本会議
(2)	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (専決第8号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)	H25. 6. 17	承認	本会議
(3)	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (専決第9号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	H25. 6. 17	承認	本会議
(4)	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (専決第15号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)	H25. 6. 17	承認	本会議
(5)	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)	H25. 6. 17	承認	本会議
(6)	議案第55号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	H25. 7. 5	原案可決	全委員会

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(7)	議案第 56 号	平成 25 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	H25. 7. 5	原案可決	文教厚生
(8)	議案第 57 号	平成 25 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H25. 7. 5	原案可決	文教厚生
(9)	議案第 58 号	奄美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 7. 5	原案可決	総務企画
(10)	議案第 59 号	奄美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	H25. 7. 5	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 60 号	奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 7. 5	原案可決	文教厚生
(12)	議案第 61 号	奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 7. 5	原案可決	産業建設
(13)	議案第 62 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H25. 7. 5	原案可決	総務企画
(14)	議案第 63 号	固定資産評価員の選任について	H25. 6. 17	同 意	本会議
(15)	議案第 64 号	奄美市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について	H25. 6. 24	原案可決	本会議
(16)	議案第 65 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H25. 7. 5	原案可決	本会議
(17)	陳情第 2 号	生活保護基準の切り下げの撤回などを国に意見書の提出を求める陳情	H25. 7. 5	不採択	文教厚生
※ 前議会からの継続審査					
(18)	陳情第 5 号	公契約における公正な賃金確保等に関する陳情	H25. 7. 5	継続審査	総務企画
(19)	陳情第 9 号	オスプレイの沖縄配備を見直し、低空飛行訓練に反対する陳情	H25. 6. 17	取下承認	本会議
(20)	陳情第 10 号	オスプレイの配備撤回を求める陳情	H25. 7. 5	継続審査	総務企画

第2回定例会一般質問通告

(6月18日(火))

◎平政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) 市長就任から3年6か月、これまでに打ち出してきた朝山カラーの形を、9つのマニフェストの進ちょくとともに合併後の3地域の均衡ある発展・成長に対しての市長の政治姿勢を示せ。また、11月に執行予定の市長選挙に対して。

(2) 住宅リフォーム助成制度について

① 今年度の取組状況。

② 現在の50万以上を30万以上に下げ、多くの市民が利用できる制度へ。

(3) 奄美の大切な宝・資源の保全、サンゴ礁保全や海洋資源の確保の推進。また、大浜公園をはじめとする砂浜の減少を調査・研究など「奄振事業」及び「離島特区(仮)」(ソフトでの広域的な取組み)での実施に向けて。

(4) スポーツ行政について。各地域の特色を生かしたスポーツの振興並びに施設の整備や指導者育成への取組み。

ア 名瀬地区(三儀山運動公園・古見方多目的広場を軸にした取組み。屋内50メートルプール、屋内多目的競技場。)

イ 笠利地区(太陽ヶ丘運動公園へグラウンド芝生化含めたスポーツ合宿誘致への取組み。)

ウ 住用地区(体験交流館や内海周辺施設の整備。)

(5) 建設業における前払金制度の現状とその波及効果について

2 教育行政について

(1) 通学路危険箇所点検結果公表取扱いと対策の進ちょくについて

3 まちづくりについて

(1) 末広・港土地区画整理事業について

① 事業主として、八番街区の具体的な整備計画について

② 事業進ちょくに伴い、事業の計画遅れや商店街へ及ぼす影響から休業を余儀なくされるテナント(店子)について本市の見解とその対応は。(事業計画の見直しや補償費などの対応。)

③ 現在、本事業の中心道路16メートル(歩道9メートル+車道7メートル)が確保できているのはA i A iひろば前のみである。市民へのイメージの啓発として仮の道路を設置してはどうか。

(2) 中心市街地活性化について。まちなか景観、景観協定の進ちょく状況。

◎無所属 川口 幸義

1 土木行政について

(1) 公共事業発注は、公平に行われているか。

① 指名委員会、指名の諮り方の手順は。

- ② 毎回、2業者が出来高のトップを競っているがなぜか。
- ③ 当局の言う、地元優先とは何を基準にしているのか。基準があれば、その定義を示せ。
- ④ 業界用語で、継続とは何を指しているのか示せ。
- ⑤ 役勝の工事入札について、落札決定した工事をやり直したのはなぜか。
- ⑥ 工区分けをしたら良いのでは。

2 平成16年～20年頃にかけての市職員による集団株取引について

(1) その後の職員への指導体制は。

- ① 綱紀肅正・服務規律について
- ② 機構の取組みについて
- ③ 当時、市民課勤務のN氏の不正操作について。また、その他の被害について

3 笠利町用安「明神崎」開発について

(1) 世界自然遺産登録後の観光地として。

◎無所属 戸内 恭次

1 奄美専用ジェット機就航促進について

- (1) 市長の見解について
- (2) 離島航路対策協議会での討議について
- (3) 空港機購入に対する補助金制度について
 - ① JAC以外にも適用可能か。
 - ② 他地域での現状について

(4) チャーター便等への各種補助事業拡大について

2 日本エアコミューター（JAC）の現状と課題について

- (1) 過去の受入補助金の内訳。
- (2) 前年度の県への支払総額。
- (3) 前年度の国への支払総額。
- (4) 役員数と手当総額。
- (5) 職員数と給与総額。
- (6) パイロット人数と給与総額。
- (7) 3年間の売上推移。
- (8) 3年間の補助金導入の推移。
- (9) 機材購入予定について
- (10) 今後の航路拡充について
- (11) JALからの機材リース料の総額について
- (12) JAL以外からのリース料支払額について
- (13) 優待券の種類と過去の受入状況。
- (14) 優待券の利用実績について
- (15) コスト削減努力について

3 JACへの出資の在り方について

- (1) 40パーセント出資から50パーセント出資はできないか。
- (2) LCC参入の場合の対応について

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 復帰60周年記念行事がいろんな形で取り組まれるが、改めて訴え、教訓にすることはなにか。
- (2) 道州制について市長の見解は。
- (3) 国保広域化の動きがあるが市長の見解は。
- (4) 職員の意識改革について
 - ① 5月1日に市職員に流されたメールは、職員の職務規律に抵触する重要な内容だと思うが事実か。その後の対応はどのようにされているのか。

2 公契約制度について

- (1) 検討は進んでいるのか。

3 社会保障・福祉政策について

- (1) 生活保護費の削減をはじめ、年金引き下げ、公務員給与カット、消費税増税に対する市民生活を守る対策は考えているか。
- (2) 学童保育の保育料の実態と負担軽減はできないか。
- (3) 高齢者パス（公共交通機関の高齢者の利用無料）制度の導入ができないか。
- (4) 低床式バスの導入状況と増車はできないか。
- (5) 特別養護老人ホームの待機状況と小規模多機能型施設の導入に期待することはなにか。
- (6) 後期高齢者医療制度で被保険者の意見・要望はどのように反映されているのか。
- (7) 航空券では、介護割引制度があり、離島割引制度もある。葬儀割引は検討できないか。

4 土地利用について

- (1) 佐大熊併存住宅跡地利用は住民の要望に応えられるか。

5 和光園将来構想について

- (1) 和光園将来構想の進ちょく状況と課題はなにか。

◎無所属 渡 雅之

1 市長の政治姿勢について

- (1) 一期3年半が経過したがその実績と積み残した課題等は。
- (2) 今年11月に行われる奄美市長選挙への出馬は考えているのか。

2 広域消防組合における通信機器のデジタル化について

- (1) プロポーザル入札とはどのようなものなのか。
- (2) 現在のアナログとデジタルの違いは。

3 奄美看護福祉専門学校の現状と課題は。（奄美情報処理専門学校。）

- (1) 市の助成金制度は学校設立からどのように推移しているのか。
- (2) ここ数年定数が落ち込んでいるが、市としても改善策は無いのか。
- (3) 入学生及び在校生に対する助成制度の創設等はないか。

(4) 18歳から21・2歳の人口減少の歯止めになっているのではないか。

4 風疹対策について

(1) 本市の発症例はあるのか

(2) 妊婦の状況は。

(3) 妊婦の夫や周囲の人たちに対するワクチン接種の助成はできないか。(薩摩川内市の例。)

(6月19日(水))

◎自由民主党 元野 景一

1 市長の政治姿勢について

(1) 一期4年の朝山市政について

① 朝山市政運営を振り返って自己評価は。

② 朝山市政に対する市民評価をどう判断するか。

③ 市民は市行政に何を一番望んでいると思うか。

④ 市民は市職員の職務態度に何を一番望んでいると思うか。

2 市行政について

(1) 奄美市役所組織・運営全体について

① 職員の職務規律について

② 監査体制について

③ 部・課の職場環境について

④ 職員の声なき声を拾い上げる工夫について

⑤ 市民の目が行き届く市役所造りにについて

⑥ 職員組合の在り方について

⑦ 再発防止について

◎自由民主党 里 秀和

1 市長の政治姿勢について

(1) 目標の達成度の検証について

(2) 次期市長選について

2 産業振興について

(1) 農業(サトウキビ)の振興について

(2) 大島紬の現状について

3 環境対策(自然遺産登録)について

(1) ノヤギ, ノイズ, ノネコの現状, 対策について

(2) 奄振事業の活用について

(3) 国立公園化について現況。

(4) 観光のための視点。

(5) 天城町のクロウサギ観察小屋について

◎無所属 安田 壮平

1 人口維持策

(1) 総論

- ① 先般、国の研究機関が奄美市の2040年の推計人口を「約3万人」と発表した。市としてこのことをどのように捉えているか。

(2) 自然減対策

- ① 人口維持を図るために、出生数の増加により自然減少を抑える必要がある。出生促進の施策として、市は現在どのようなことに取り組み、また、今後どのようなことに取り組もうとしているか。
- ② 出生数を増加させるためには、育児支援の充実も不可欠である。そのための施策として、市は現在どのようなことに取り組み、また、今後どのようなことに取り組もうとしているか。

(3) 社会減対策

- ① 人口維持のためには、その転入を増加させ、転出を抑制することを図る必要がある。前者のための定住促進の施策について、これまでの成果や今後の課題をどのように考えているか。
- ② 後者のための取り組みとして、地域産業の育成や雇用の拡大は必須である。現在、地域産業の主要な柱である「観光・交流産業」拡大の好機と思われるが、市としてどのように取り組むか。

◎市民クラブ 奥 輝人

1 TPP交渉参加について

- (1) サトウキビと畜産等は、例外品目扱いを要望しているが、野菜、花卉、果樹等は大丈夫なのか。
- (2) 野菜、花卉、果樹の対応策について
- (3) 奄美の農業・農家を本当に守っていけるのか。
- (4) 今後の対応について

2 休耕水田の解消について

- (1) 休耕水田の状況について
- (2) 地籍調査の状況について
- (3) 課題の対策について
- (4) 客土事業の導入について
- (5) 効果について

3 土層改良事業について

- (1) 要望の多い土層改良事業への見解は。
- (2) 今後の計画について
- (3) メニューについて
- (4) キビ堆肥生産拡大について

4 除草剤について

- (1) 要望の多い、除草剤への支援について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市民の健康増進について

(1) 昨年末から全国的に流行が懸念されている風疹の奄美市における現状と対策について伺う。

(2) 子宮頸がんワクチン接種について

① 年齢が中学1年～高校1年の年齢に達する女子を対象とした、接種状況を伺う。

② ワクチン接種の副反応についての報道があるが、実態把握はできているのか。対策はとれているのか伺う。

③ 市民が安心して接種できるため、専門医師による、関係各団体への研修会・市民への講演や「がん教育」として学校での講演など開催できないかを伺う。

(3) 胃がん検診の現状とピロリ菌検査の追加について伺う。

2 通学路について

(1) 市における通学路の総点検・整備の現状を伺う。

① 笠利町の一屯～喜瀬間の通学路の安全性を市はどのように認識しているかを伺う。

(2) 今後、一屯～喜瀬間の道路の拡張計画はないか。

3 教育行政について

(1) 本市における特別支援教育について伺う。

① 特別支援学級における小中学校別の過去3年間の学級数と児童・生徒数の推移を知的障害、自閉症・情緒不安定、病弱、肢体不自由の学級別数の状況を伺う。

② 通常の学級における、過去3年間の発達障害の児童・生徒数の推移を伺う。

(2) 特別支援教育支援員について伺う。

① 役割と業務内容を伺う。

② 配置校の選定方法と配置状況を伺う。

③ 幼稚園から中学校までの一貫した連携はあるのかを伺う。

(6月20日(木))

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

(1) 憲法96条改正について、市長の認識。

(2) 道州制について、市長の基本的考え方。

2 奄美群島成長戦略ビジョンと奄振法改正について

(1) 奄美群島成長戦略ビジョンについて

① 特色と策定の意義について説明を。

② 今後策定予定の基本計画・実施計画は、県の振興開発計画との整合性はどのように図られるのか。

③ 12市町村が主体的に国の基本方針や県の振興開発計画に主体的にかかわるとあるが、具体的にどうかかわるのか、市の見解を示せ。

(2) 奄美群島振興開発特別措置法の改正について

① 改正離島振興法第4条（離島振興計画）4．5．6条と同様な条項を新設すべきと考えるが見解は。また、新設はどのような手順が考えられるか。

② 今回の法改正において、特に重点項目と考えている条項はどこか。

3 当局の危機管理と職員の服務規律の順守について

（1）5月1日の職員への一斉メールの対応について

4 市民生活に関すること

（1）奄美の自然遺産登録の留保について

（2）小型家電リサイクル法の施行と市の対応について

（3）行政協力員について

◎新政会 渡 京一郎

1 防災・減災対策について

（1）5月26日鹿児島県総合防災訓練について

（2）奄美市の避難場所の確認と点検について

（3）避難困難地域の設定について

2 教育行政について

（1）各学校のいじめの現状と取組状況について

（2）不登校の現状と取組状況について

（3）部活動等の指導について

（4）通学路の定期点検について

3 世界自然遺産登録に向けた環境整備について

（1）東城内海周辺の仮置土砂について

（2）山間港の流木等について

（3）マングローブ林の解説板周辺について

（4）国立公園指定、予定地の地籍調査について

◎新奄美 師玉 敏代

1 世界自然遺産登録について

（1）保全と利用について

① 暫定リスト掲載（改訂）の内容は。

② 国立公園化の進ちょく状況は。

③ ボイ捨て条例の周知徹底について

④ 笠利・住用支所に推進室の設置は。

⑤ 利用を観光産業振興にどう取り組むのか。

2 農業振興について

（1）青年就農給付金制度について

（2）耕作放棄地再生利用緊急対策事業について

（3）有害鳥獣（イノシシ）対策について

- (4) J Aあまみ住用事業所の廃止方向性について
- (5) 地籍調査について
- 3 高齢者福祉について
 - (1) 高齢者福祉住宅の整備について
 - (2) 移動支援対策について
- 4 職員の服務について
 - (1) 職務に専念する義務，信用失墜行為の禁止の順守について，どのような内部けん制を図っているのか。

◎新奄美 多田 義一

- 1 末広・港土地区画整理事業について
 - (1) 中心地のテナントビルの進行状況は。
 - ① 当局はどこまでかかわれるのか。
 - ② 核店舗，また，商業施設の重要性を考えているのか。
 - ③ 加速を推し進める新たな施策が必要では。
- 2 観光行政について
 - (1) 本土復帰60周年記念事業の確定している事業。
 - (2) コクトくんの活用計画は。
 - (3) 奄美まつり50回大会の取り組みについて
 - (4) ひと・もの交流プラザの現状は。
- 3 情報通信の振興について
 - (1) 次の奄美群島振興開発特別措置法での位置付けは。
 - (2) 支援の在り方について
 - (3) 将来の目標は。(数値，人口，売上)
- 4 庁舎建設について
 - (1) 当局が描いている新しい庁舎のイメージは。
 - (2) 意見を委員会で広く聞くための策は。
 - (3) 新庁舎はあらゆる利便性を考えなければいけないが，当局内の組織体系についての検討は。

◎公明党 与 勝広

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 平成25年度予算執行と奄美市総合計画の数値目標に向けての現況は。
 - (2) 奄美群島振興開発特別措置法の延長について
 - (3) 窓口業務の民間委託について
 - (4) 期日前投票の負担軽減について
 - (5) 本市のPRE（公的不動産）戦略について

第 2 回 定 例 会

平成 25 年 6 月 17 日

(第 1 日 目)

6月17日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君
23 番 竹 山 耕 平 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	総 務 部 長 安 田 義 文 君
総 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君
財 政 課 長 菊 田 和 仁 君	税 務 課 長 山 田 道 男 君
市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	国 保 年 金 課 長 上 原 公 也 君
保 健 福 祉 部 長 重 田 久 夫 君	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱 重 山 納 君
商 工 観 光 部 長 川 口 智 範 君	農 政 部 長 山 下 修 君
建 設 部 長 東 正 英 君	土 地 対 策 課 長 奥 正 幸 君

6月17日(1日目)

上下水道部長 川上 一弥 君 建築住宅課長 備 孝 朗 君

教育委員会
教 育 委 員 会
事 務 局 長 日 高 達 明 君 教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監 齋 藤 憲 一 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 橋本 明和 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 大 江 和 典 君

議事係長 前田 賢一郎 君 議事係主査 岸 田 賢 吾 君

議長（向井俊夫君） ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、平成25年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） この際、報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成24年度奄美公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成24年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成24年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

また、市長から地方自治法第180条第2項に基づき専決処分6件の報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

なお、3月の第1回定例会において採択した陳情のうち、会議規則第135条及び136条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について、その処理経過及び結果の報告については、去る4月に配付いたしておりますので、この際、申し添えます。

○

議長（向井俊夫君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に叶 幸與君、奥 輝人君、崎田信正君の3名を指名いたします。

○

議長（向井俊夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表案のとおり、本日から7月5日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月5日までの19日間とすることに決定いたしました。

○

議長（向井俊夫君） 日程第3、報告1号 専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについてから、報告第5号 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについてまでの専決処分の承認を求めることについての5件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速ただいま上程されました報告第1号から第5号までの提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、平成25年3月4日に発生しました公用車の追突による交通物損事故に伴うものであります。

早急に修繕を行い、相手方に引き渡す必要が生じたため、専決したことを御報告するものでございます。

報告第2号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成25年3月30日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、延滞金等の利率の見直しを図るため、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第3号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、後期高齢者医療制度発足に伴う国民健康保険税の軽減特例措置の延長等を図るため、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第4号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして説明申し上げます。

歳出につきましては、繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成24年度奄美市国民健康保険事業特別会計において、歳入不足が生じ、予算の執行に急を要したため、平成25年度歳入を繰り上げてこれに充てたものでございます。

歳入につきましては、その財源といたしまして国民健康保険税及び調整交付金を増額計上いたしました。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ6億7,711万5,000円の増額となり、平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は74億7,473万2,000円となります。

報告第5号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、平成25年5月27日に発生しました公用車の追突による交通物損事故に伴うものであります。

早急に修繕を行い、相手方に引き渡す必要が生じたため、専決したことを御報告するものでございます。

以上、報告第1号から報告第5号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（向井俊夫君） これから質疑に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

初めに、崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。質疑、専決処分に質疑というのはあんまりしないんですが、今回は時期的なこともあってですね、2点お伺いをしたいと思います。

1件は専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについて及び専決第16号の件ですが、この本件は、自動車事故に関することであり、いずれも追突事故ということになっています。事故の状況はこの文書では専決7号が一時停止中の車両に、そして専決16号は信号が赤で減速した車両に追突をしているというものであり、一般に追突事故の原因でよく言われるのは、前の車が急停車したからとか、猫が、犬が、突然飛び出しているいろいろとか、そういったのがあるんですが、今回の理由については、明らかに注意不足によるものだろうと思います。これは公用車を運転しての公務員としての自覚に欠ける状況があるのかなど。もしあれば、正していかなきゃならないので、ここで質疑で取り上げているわけですが、最初の事故というのは3月4日午後2時15分、次の事故が2か月半後の5月21日午前11時という報告になっておりますが、これは幸い大事故、人身事故につながっていなかったようで、不幸中の幸いだと言えるわけですが、これらの事故に対して当局は、それぞれの事故に対してどのように対応したのか。公務員に対する世間の目は本当に厳しくなって、もう久しくなりますけれども、自ら批判を受けるような行為が続くことがあってはならないと思いますので、当局の認識をお伺いしたい。

2点目は、報告第4号 専決第15号ですね、ここの件です。これは繰上充用金で6億7,711万5,000円計上されました。報告がありましたけれども、累積赤字の額ということになりますが、この間、ずっと審議、決算委員会、それから予算委員会でも言ってきたのは、累積赤字を減少させるということで、これまでの一般会計からの繰り入れを5,000万から2億5,000万円にしたわけですね、24年度。今度のあれで、繰上充用金、累積赤字は減っているんだというふうに思っておりましたけれども、この数字を見て、正直びっくりしました。増えているわけですね、2億5,000万円入れたのに。それが、増えた要因が何なのか。その対策は、ということですが、予算書を見れば、もう全部滞納繰越金の全部回収をするということになっていますね。もともと滞納繰越金というのは、額の10パーセント取れるかどうか、ずっと12,3パーセントだったが、この頃は10パーセントも割り込むという厳しい状況ですが、そういったので対策ということにはもちろんならないわけですから、しっかりとした対策を取る必要があると思いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務課長（森山直樹君） おはようございます。ただいま御質問がございました損害賠償の専決の件でございます。議員がただいまおっしゃいましたように、今回の2件の交通事故につきましては、運転をしていた職員の不注意によるものだと考えております。職員に対しましては、平成20年10月に制定をいたしました奄美市職員の交通違反に対する行政処分及び事故防止等に関する規定、こういったものに基きまして交通法規の順守でありますとか、安全運転、そういったことに配慮をするようにということで常々指導をしてきたところでございます。しかしながら、今回、このように2件事故が続いたということでございまして、大変申し訳ないと思っているところでございます。今回、3月の事故を受けまして、4月の部課長会、それから5月に総務部長名で全職員に対して安全運転の徹底を図るようにということで指示を出したところでございます。その後、5月の末に事故がございました。2度続いたということで大変危機感を感じております。そこで、6月になりましてから改めてまた安全運転の徹底をということで、全職員に指示をしたところでございます。ただいま議員のほうから職員の緊張感が足りないんじゃないかというふうなお話であったと思います。私どものほうといたしましても、今回は幸いなことに大きな事故にはつながっておりませんけれども、議員のほうからもおっしゃいましたが、一つ間違ふと人を傷つけてしまうと、そういうことにもなりかねないということでございますので、こうして議会のほうからも心配をしたり、注意を受けるというところで、全職員改めて安全運転については、もう一度他人事ではなくて自分のことだということで、対応をしていかなければいけないというふうに思っております。事故を起こしたのは運が悪かったのではなくて、事故に至っていないのは、逆に運が今まで良かったのだと。ハンドルを握るとちょっとした不注意が事故起こす、そういったことを再度自覚をして公用車の運転はもちろんでございますが、普段の運転でも注意をしていただきたいと。我々のほうもそのような指導をまた改めて強化をしたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

国保年金課長（上原公也君） 崎田議員の御質疑にお答えいたします。専決第15号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、繰上充用金が増加したその要因とその対策ということですが、最初に平成24年度の国保会計の決算状況について申し上げます。歳入総額が62億871万5,531円、歳出総額が68億8,583万367円で差し引き6億7,711万4,836円の歳入不足を生じております。議員御指摘のとおり平成24年度の繰上充用金が5億8,624万6,000円であることから、平成24年度の単年度収支としましては9,086万8,000円の歳入不足となっております。平成24年度は当初予算におきまして、一般会計から財源補てんの繰入金として2億5,000万円を計上していただいたことから、単年度では剰余金が生じ累積赤字の解消に向かうものと考えておりました。しかしながら、平成23年度の国からの療養給付費等負担金が1億27万4,600円の超過交付となっております。これを平成24年度に清算し償還するため、昨年の12月議会で補正予算をお願いしたところでございました。また、それに関連いたしまして財政調整交付金も減少いたしております。この負担金・交付金の清算による年度間のずれが平成24年度単年度収支に影響をし、繰上充用金が増加した大きな要因になったものと考えております。本市の国保財政は、平均しますと毎年1億5,000万円から1億9,000万円程度の歳入不足を生じていることから、一般会計からの2億5,000万円の繰入金は累積赤字の解消に大きく貢献しているところでございますが、税収の確保と医療費の適正化には今後とも引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

24番（崎田信正君） 交通事故の件なんですけどね、説明で理解しましたけれども、これは人の行為というのは、交通事故のことだけじゃないんですね。全体的にそういう雰囲気が庁舎内にあるのであれば、交通事故に限らずいろんなところでですね、そういう緊張感がもしなければですね、交通事故ということではなくて、いろんな事業のときでもそういうミスが起こり得るということですので、その一つ一つ

の個別じゃなくて、全体的にどうなっているのかということで、しっかりとした職務を果たしてもらうように市長を先頭にですね、きちんと襟を正していただきたいというふうに思います。

もう一つ、国保のほうは、報告にありました毎年1億5,000万円から1億9,000万円の赤字が出るんだということ、これは私が議員になった名瀬市議の時代からずっと赤字会計ですね。これはもう明らかに制度破綻を来しているということになってですね、私は一般会計からの繰り入れをするべきだと言ってきたのは、前提があるんですよ。国保税の値上げにつなげないために、一般会計からの繰り入れが必要だということで、赤字解消のために繰り上げが必要だということは言っていないですね。これは国がきちとした制度をしないといけないということになると思いますので、その辺は私の質問からも誤解をされたいかんのので、国保税の値上げをしないためには一般会計からの繰り入れが必要。国保税の赤字を解消するために一般会計からの繰り入れが必要ということじゃなくて、これは国がしっかりとやるべきだというのが、私の立場でありますので申し添えておきたいと思います。後は関議員がしっかりとした、また、通告を出していますので、そっちに委ねたいと思いますし、一般質問のほうでも国保広域化ということで制度問題について取り上げておりますので、そこでまた議論したいと思います。終わります。

議長（向井俊夫君） 次に関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

報告第4号 専決第15号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑をいたします。

まずは、今回の繰上充用金の財源は、一般保険者、退職保険者の健康保険税6億6,111万5,000円と、特別調整交付金1,600万円の合計6億7,711万5,000円としておりますが、まず第一に、平成24年度の現年度・過年度の収納率、収納額と平成25年度の滞納繰越分の総額をお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、平成24年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度の収支を示していただきたいと思います。

三つ目、前年度歳入不足に対する繰上充用金6億7,711万5,000円の年度別の内訳を示していただきたいと思います。

後の質問については、再質問、再々質問で行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

国保年金課長（上原公也君） おはようございます。関議員の御質疑にお答えいたします。

専決第15号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、最初に一つ目の平成24年度現年度・過年度の収納率、収納額と平成25年度の滞納繰越分の総額を示せにつきましてお答えいたします。

平成24年度の収納率は、現年度が88.19パーセント、過年度が9.72パーセントです。また、収納額は現年度が8億9,100万円、過年度が6億9,000万円で、合計9億6,000万円となりました。平成25年度への滞納繰越分は、現年度から1億1,900万円、過年度から6億2,000万円の合計7億3,900万円となっております。

次に二つ目、平成24年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度収支を示せについてお答えいたします。

平成24年度の法定外繰入金は2億5,000万円でございます。形式収支といたしましては、歳入総額6億8,711万5,531円から歳出総額6億8,583万3,677円を差し引いたマイナス6億7,711万4,836円でございます。単年度収支といたしましては、平成24年度の歳出総額から

前年度の繰上充用金５億８，６２４万５，９４１円を除いて計算いたしますので、単年度ではマイナス９，０８６万８，８９５円となります。

最後に三つ目の、前年度歳入不足に対する繰上充用金６億７，７１１万５，０００円の年度別の内訳を示せについてお答えいたします。

平成１９年度の歳入不足が６億８１９万３０１円でしたが、これは平成２０年度と２１年度の２年間で、一般会計からの繰り入れで解消いたしております。そういうこともありまして、平成２０年度から年度ごとの実質的な収支について申し上げます。

平成２０年度マイナス１億６，８７２万９，３５４円、平成２１年度１億３，８５８万７，６７７円、平成２２年度マイナスですが、１億９，０２１万４，２３６円、平成２３年度マイナス８，８７１万４，６７４円、平成２４年度、これは昨年になりますけれども、マイナス９，０８６万８，８９５円、以上の５年間の合計が平成２５年度の繰上充用金６億７，７１１万５，０００円の年度別内訳でございます。以上です。

１１番（関 誠之君） ありがとうございます。今ありましたように、現年度８８．１９、収納率が、過年度が９．７２と、非常に厳しい中で、昨年８７．４１ですから、職員頑張って、この現年度については、かなりの努力をしたということは、非常にほめなければいけないことかなというふうに思っておりますが、それで再質問ですけれども、県が収納率向上を図るために、収納率向上対策支援方針を決めて、最終年度の平成２６年度、県が示しているのは徴収率が９１パーセントというふうになっております。本市において特に力を入れなければならないこと、また、９１パーセントの徴収率、収納率の達成の可能性、また、達成できなかったときには、何かペナルティでもあるのか、この収納率向上対策支援方針を県が決めたことでペナルティがなくなったというふうにも聞いておりますが、それがただ延びた、２６年度に延びただけなのかね、この辺を含めて少しお示しをいただきたいと思います。

国保年金課長（上原公也君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

県の示す徴収率９１パーセントに向けて、特に力を入れなければならないことは何かということですが、議員御指摘の平成２２年に県が策定いたしました鹿児島県市町村国民健康保険の保険税収納率向上対策支援方針におきまして、平成２２年度から平成２６年度までの５か年で人口区分に応じて１万人以上５万人未満の市町村においては、収納率の目標値を９１パーセントに設定しております。このような中で、本市では未納者との接触を図ることを基本といたしまして、夜間、休日徴収に取り組み、収納率では平成２３年度の８７．４１パーセントから平成２４年度は８８．１９パーセントで、目標の９１パーセントには届きませんでしたが、０．７８ポイントアップすることができました。また、税収額におきましても１，２００万円の増加となっております。今後とも臨戸徴収の徹底、新規未納者への早期対策、口座振替の推進、差し押さえ等滞納処分の執行、徴収職員の資質等向上、一つ一つの積み上げによる徴収強化を図り、厳しい目標達成ではあります達成できるよう取り組んでまいりたいと思います。なお、そのペナルティに関しましては、２６年度まで広域化に、県の広域化支援があるということで、とりあえずないと伺っておりますが、その後の動向については、現在のところ聞いておりません。今後ともよろしく願いいたします。

１１番（関 誠之君） ありがとうございます。２６年度までに９１パーセントということで、その後のことは分からないということですが、先ほど非常に頑張っていただいて８８．１９パーセントというところまでもってきておりますから、是非９１パーセント達成のために更なる努力をお願いを申し上げます。

それで、崎田議員のほうからもありましたけれども、繰入金のことについてであります。平成１９年度に６億８１９万，８１９万円ですか、確か赤字の解消ということで臨時財政対策債を財源とした解消をしたわけですが、私も基本的には崎田議員の言うことを踏まえて質問をさせていただきますが、

今回は繰上充用という手段で予算上数字的に歳入歳出のバランスを図っただけだというふうに考えております。この実質赤字を解消するためには、国保税の値上げか、法定外繰入等しかないというふうに考えておりますけれども、税の税負担の公平ということも、考慮しなければならないということは重々承知の上で、結果としては先ほど来議論になっております一般会計からの繰り入れで後の会計処理をしているというのが現状であります。そういう中で、赤字予想財源を一般会計からの繰り入れとして当初予算編成時に制度化していくという考え方について、検討するという議会での発言が市長もありましたけれども、このことについて見解をお願いしたいということと、現国保制度、財政上の限界に達しているということで、広域的運営を図るとの検討がなされているというふうに聞いておりますけれども、その現状について情報があればお示ししたいかと思います。以上です。

国保年金課長（上原公也君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

国保財政の健全化・累積赤字の解消は、保険者であります本市にとって一番大事な課題だと認識しております。そのために医療費適正化対策事業や収納率向上対策事業等の諸施策に取り組んでいるところですが、現在では、現在は一般会計からの法定外繰入金に頼らざるを得ない状況が続いております。議員御指摘の制度化というわけではございませんが、財政当局とも協議の上、国保事業財政計画におきまして一般会計からの財源補てん繰入金2億5,000万円を、当分の間、赤字が解消するまでの間、計上させていただいております。税負担の公平性という観点も考慮に入れながらですが、制度化につきましては、難しい問題だとは認識しておりますけれども、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。また、広域化につきましては、現在、国のほうでいろいろ検討されておまして、概ね8月下旬頃にはそれなりの方針が出るものと伺っておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

議長（向井俊夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの5件は、委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第1号から報告第5号までの5件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の5件は、これを承認することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについてから、報告第5号 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについてまでの専決5件は、いずれも承認することに決しました。

議長（向井俊夫君） 日程第4，議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから，議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合計画の変更についてまでの8件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第55号から議案第62号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず，議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表，歳入歳出予算補正について，まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は，関係する各費目に職員定数の確保及び事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費については，総務管理費において平成24年度の国の補正予算に係る元金臨時交付金等を財源とする緊急経済対策事業1億3,562万円や，昨年8月に土盛海岸で起きた臨時職員水難事故に対する公務災害見舞金1,500万円などを計上いたしております。

民生費については，社会福祉費において老朽化したひまわり寮・たかもり寮の改修費用5,800万円などが主な内容であります。

衛生費については，保健衛生費において海岸漂着物対策の経費として2,432万4,000円を追加計上するほか，世界自然遺産推進に向けた新たな取組として生物多様性保全活動のための経費658万1,000円などを計上いたしております。

道路費については，緊急雇用創出臨時特例基金事業として起業支援型事業の経費4,094万9,000円を追加いたしております。

商工費につきましては，民間のホテル整備事業に対する地域総合整備資金貸付金5,000万円の増額などを行うものでございます。

土木費については，道路橋りょう費において，道の島ループ橋防護柵設置経費1,000万円の追加などが主な内容であります。

次に，歳入につきましては，歳出に要する財源として県支出金9,192万7,000円，基金繰入金1億1,577万2,000円，前年度剰余繰越金4,445万7,000円，市債1億1,140万円などを計上いたしております。

今回の補正で3億8,243万4,000円を追加することにより，平成25年度奄美市一般会計予算の総額は312億3,901万3,000円となります。

また，第2表，地方債補正につきましては，事業の追加や変更等に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

議案第56号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきまして，総務費に臨時職員の共済費及び賃金の増額分といたしまして206万4,000円を計上いたしております。

歳入につきましては，一般会計からの事務費繰入金と雑入の雇用保険料自己支払分を計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ206万4,000円の増額となり，平成25年度の奄美市国民健康保険事業特別会計の予算総額は74億7,679万6,000円となります。

議案第57号 平成25年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして185万3,000円を増額計上いたしております。地域

支援事業費におきましては23万9,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費の増額に伴い繰入金を増額計上するとともに、地域支援事業費の増額に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ209万2,000円の増額となり、平成25年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は47億4,553万5,000円となります。

次に、議案第58号 奄美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、職員を派遣する公営法人等は、平成25年11月30日までに一般又は公益の法人として移行する必要があるため、派遣先として規定されている公益法人等におきましても、名称の変更又は名称の変更が今後見込まれるため所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、議案第59号 奄美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、平成24年度に制定された新型インフルエンザ対策特別措置法において、新型インフルエンザ等対策本部を条例で定めると規定されていることから、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案第60号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奄美・琉球の世界自然遺産登録を目指す奄美大島にとって、一自治体のみならず、奄美大島本島の本島内市町村での取組が大事であり、希少動植物の保護についても同一の認識を持ち、これに取り組むため所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第61号 奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今年度から始まる朝日地区簡易水道事業の給水区域拡大に伴い給水人口、給水量を新たに定め、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第55号から議案第62号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決して下さいますようお願いいたします。



議長（向井俊夫君） 日程第5、議案第63号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第63号 固定資産評価員の選任の提案理由をご説明いたします。

平成25年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長 山田道男を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第63号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決して下さいますようお願いいたします。

議長（向井俊夫君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第63号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第63号 固定資産評価員の選任については、同意することに決しました。

————— ○ —————

議長（向井俊夫君） 日程第6，陳情第9号 オスプレイの沖縄配備を見直し，低空飛行訓練に反対する陳情の取り下げについてを議題といたします。

ただいま継続審査となっております本件について，陳情者から取り下げの申し出がございました。

お諮りいたします。

本件については，申し出のとおり取り下げを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，陳情第9号の取り下げについては，承認することに決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日18日午前9時30分より本会議を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時22分）

第 2 回 定 例 会
平成 25 年 6 月 18 日
(第 2 日 目)

6月18日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君
23 番 竹 山 耕 平 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	総 務 部 長 安 田 義 文 君
総 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君
財 政 課 長 菊 田 和 仁 君	総 務 部 参 事 (消 防 長) 吉 田 鐵 芳 君
企 画 調 整 課 参 事 兼 検 査 指 導 室 長 柳 斉 君	環 境 対 策 課 長 伊 東 義 久 君
市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	国 保 年 金 課 長 上 原 公 也 君
市 民 課 長 元 優 君	市 (笠 利) 課 長 新 納 啓 昭 君

6月18日(2日目)

市民課参事 (笠利)	山田明君	健康増進課長	森岡博文君
保健福祉部長	重田久夫君	福祉政策課参事兼 課長事務取扱	重山納君
高齢者福祉課長	泉賢一郎君	保護課長	中元幸立君
高齢者福祉課参事	久保隆男君	福祉政策課参事	三浦一広君
商工観光部長	川口智範君	商水情報課長	前田和男君
紬観光課長	島名享君	産業振興課長	元多政重君
農政部長	山下修君	土地対策課参事	山名純二君
産業振興課参事兼 土地対策室長	中秀喜君	都市整備課長	上島宏夫君
建設部長	東正英君	土木課長	砂守久義君
建築住宅課長	備孝朗君	産業建設課長	納保敏君
上下水道部長	川上一弥君	水道課長	佳元保輔君
下水道課参事	池畑修三君	水道課参事兼水道 技術管理者	山下一弘君
教育委員会 事務局長	日高達明君	学校教育課長	富永琢巨君
生涯学習課長	大郷哲也君	文化財課長	山田和憲君
市民スポーツ課長	高一也君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江和典君
議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	岸田賢吾君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、当局におかれましても、答弁については挙手の後、職責名を申し出で、指名の後で、時間の制約もございますのでできるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告にしたがい、順次質問を許可いたします。

最初に、平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

23番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は平政会の竹山耕平でございます。これからの奄美の平成23年度、23年下半年は奄美群島日本復帰60周年、そして、奄振延長や世界自然遺産登録へ向けた25年、はい失礼しました。取組は大切な時期を迎えます。朝山市長におかれましても、これからの時期は大切な時期を迎えると、迎えることにあたり、大きな決断をしていただきたいと思い、私の一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。平成25年です。

まず始めに、市長の政治姿勢について質問を行います。平成18年3月20日、名瀬・住用・笠利と3市町村が合併し、奄美市が誕生し7年の歳月が経ちました。朝山市長におかれましては、笠利町長時代から合併に向け大きくかわり、奄美市初代副市長に就任、そして4年前の市長選挙に勝利し、平成21年12月1日、奄美市の2代目市長として朝山市長が誕生いたしました。合併に向けて大変な苦労を経験し、2代目奄美市長就任ということは、さぞかし感慨深いものがあつたことだと存じます。前回の市長選挙では新時代へ島の宝を生かす、変えるべきものはしっかり変えますをメインタイトルに9項目のマニフェストを掲げ臨みました。市長就任後は市政運営の柱として、選挙公約の実現、旧市町村が抱える問題解決、奄美市として3地域の均衡ある発展と成長、一体化等に向けて取り組んでこられたことと、私なりに理解を示しているところでございます。また、人口規模から、歴史・伝統・文化が異なる3市町村の合併から3年余という激動の中での新生奄美市の舵取り役として、また、百年に一度と言われる豪雨災害を2年もの間に三度も見舞われ、災害からの復旧・復興に向け、力強く陣頭指揮を執られていたことに対しても、御苦労があつたことと考えております。特に今年は、群島日本復帰60周年という大事な時期を迎え、関連した大きなイベントが控えております。そして、来年3月で期限を迎える奄振法延長への取組、世界自然遺産登録への取組など、将来的な奄美振興への大切な、重要な時期を迎えることは、皆様御承知のとおりでございます。市長がこれまでに奄美市の舵を取り、道しるべを示してきた中で、これまでの経過を中心的な立場でかかわってきたことは、これからの奄美の未来を創造していくことに対しても、継続性を持つことの重要性を私個人的には強く感じている次第です。市長就任3年6か月を振り返ってみて、朝山カラーをどのような形で打ち出してきたのか、マニフェストの進捗も踏まえて総括をお示しいただきたいと存じます。そして来る11月に予定される市長選挙に向け、出馬に対しての意気込みに対し、市長のお考えをお示しください。

次の質問より発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。議会冒頭、青年政治家、エネルギー溢れる竹山耕平議員の質問を賜りました。誠実にお答えさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、就任から３年半が経過し、残す期間も５か月余となりました。振り返ってみますと、その間総合計画並びにマニフェスト等に掲げた各施策が着実に実行できましたのも、できておりますのも、議員各員並びに多くの市民の皆様方の御支援、御協力の賜物とこの場を借りて深く感謝を申し上げます。奄美市といたしましても、合併以来早７年が経過し、私も就任以来、奄美市としての一体感の醸成、名瀬・住用・笠利の３地域の均衡ある発展を念頭に努めてまいりました。中でも住用地区における災害復旧事業を始めとした防災・減災、地域のシンボルである住用・笠利支所新庁舎の建設整備、農業や産業の振興に寄与する奄美大島選果場、インキュベート施設ＩＣＴプラザかさり、ひと・ものの交流プラザ等の整備、また学校施設の整備や専門職員の配置等による教育環境の充実、出産祝金や医療費助成等による子育て環境の整備、さらには観光・交流の面では、トップセールスマンによる横浜ＤｅＮＡベイスターズの秋季キャンプ、大型クルーズ船の誘致、奄美ふるさと１００人応援団の認定、また奄美群島が一体となり、観光振興に取り組む奄美群島観光物産協会の設立などなど、数多くの分野に取り組んでまいりました。加えまして市民計画に直接反映する雇用の面におきましても、雇用創出事業を積極的に取り入れまして、新規雇用者を１，０９０名創出し、有効求人倍率も就任当時と比べますと、現在約２倍ほどに改善されてきているなど、マニフェストの着実な推進と一定の成果が現れてきているのではないかと検証いたしているところでございます。残す期間も僅かとなりましたが、本年は議員お話のとおり、奄美群島日本復帰６０周年という大きな節目の年であります。また、来年３月には御案内のとおり、今次奄振法の時限がまいります。したがって、本年度は奄美群島にとりまして、大変重要な時期でございます。奄美市の長として、また奄美群島広域事務組合の管理者として、復帰６０周年記念関連の事業の実施、群島が一体となって取り組んでおります奄美群島成長戦略ビジョンの総仕上げ、奄振法の確実な延長と内容の充実・強化、更には国立公園化等の自然遺産登録へ向けた取組の強化など継続して取り組んでいかなければいけない重要な取組が多々ございます。まずは任期の期間、これらの取組に全力投球し、しっかりと実りあるものにすることが私に課せられた使命であると考えております。また奄美市としての形をしっかりと築かなければならない責任・責務、そして未来ある子どもたちにバトンをしっかりと手渡すという責任もあります。奄美の振興に対する思い、そして気力・体力ともに充実しているつもりでございます。ともに働く職員の気持ちを大切に、これまでの成果に対する市民の皆様の評価をしっかりと受け止め、関係各位の皆様のお理解をいただけるよう、決意新たに次期に向けて頑張る所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

２３番（竹山耕平君） ありがとうございます。ただいま朝山市長のほうからですね、これからのこれまでの奄美市、市長就任後のさまざまな取組がありました。そして最後のほうには、その来る１１月市長選挙に向けての、その体力・気力が十分にあると、そして頑張るというふうな言葉が発せられたと、私個人的な、私的な判断で言うと、出馬をするというふうな思いで伝わりましたが、いかがでしょうか。再度お願いします。

市長（朝山 毅君） 前段、検証を申し上げましたが、決意として次期に向けて頑張ると申し上げました。

２３番（竹山耕平君） 理解いたしました。それではですね、やはりこれまでの市長就任後の達成として、ただいま市長からありましたように、この奄美の営業、トップセールスマンとしてこの１００人応援団や、この観光交流都市宣言など、そしてまたクルーズ船の誘致の増加や大型クルーズ船の拡大、そして増便など、またＤｅＮＡベイスターズの連続秋季キャンプの実施やＦＤＡチャーター便、多くのそういう地域、観光・交流・経済、すべてにおいて、そしてまた雇用において、着々とマニフェストが達成してこられているというふうに思います。そして、奄振事業の大きな力でもあるこの雇用対策、情報通信産業の確立、この各種事業の推進により図られてきたことも、地域雇用の経済、そして雇用の確保の重要性があるというふうに認識をしております。そして最後に、財政健全化としてもまだまだ余裕があるわけではございませんが、着々とした財政健全化に向けたこの起債残高の大幅な減少や基金残高の増加

なども上げられるというふうに思います。先ほども申し上げましたが、これからの奄美は大変重要な時期を迎えます。市長からの今ございました出馬表明への意気込みに対し、心から御祈念を申し上げ期待をするとともに、次の質問に移りたいと思います。

次の質問に移ります。住宅リフォーム助成制度について質問をいたします。行政・市民・業者の三方よしの制度と言われる本制度については、本市においても市民の皆様から高い評価を得ていることを聞いております。現在、本市においても、また全国的にも多くの自治体が事業導入を広がりを見せておりますが、本市では今年度においても4月10日から受付が開始をされております。その現状についてまずはお示しをお願いします。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。住宅リフォーム助成制度につきましては、年度当初、地元新聞社や市の広報紙及びホームページ等で市民の皆様へ周知を図った上で、200件を限度として4月10日から受付を開始しております。今年度の実績といたしましては、4月83件、5月64件、6月10件の158件の申請を受理し、うち151件の交付決定を行っておりまして、その予定工事費総額は約1億7,500万円となっております。主な工事といたしましては、昨年度までは雨漏りや天井・壁の補修などが多く見受けられましたが、今年度は特に太陽光発電システムへの導入やエコ給湯器の設置など、より環境に配慮した生活の向上に寄与する工事なども見受けられるようになってきております。また施工業者につきましても、これまで同様建築関係、設備関係、塗装関係及び個人大工など幅広く受注しており、住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を図ることを目的としております本事業の趣旨に添っており、市民の皆様が大いに役立っているものと考えております。

23番（竹山耕平君） 今、部長から答弁がありましたように、高い評価を得ている事業ということでございます。また、多くの市民の皆様からはですね、このような声もお聞きしてきます。これは次の質問に入ってるんですが、この50万円以上が条件となっている制度であります。しかし、どんなにこの材料費、そしてまた工事費、手間ですね、を合わせても50万に届かない、50万円に足りない、そのようなことが理由で、やはり利用したいが利用することができないというふうな声も私のほうには聞こえてきております。本市においてもですね、この50万円以上に対して10万円の助成、この20パーセントの補助率ということについては、ほかの自治体と比べてものすごく高い補助率であるというふうに私も認識をしております。しかし、このほかの自治体もですね、採用している20万円、若しくは30万円に基準を下げるということについてもですね、更に市民が使いやすい、便利がいい、利用しやすい、そのような制度になるというふうに思います。やはり50万円というのはですね、やはり市民の方から聞こえてくる言葉としては、率直に申し上げると、お金が50万円ある人が使える制度だというふうに言うことも少し耳にしています。でありますので、この20万円から30万円というふうな基準を下げるということは、ただいま部長からありましたように158件、もう約残り42件と、この4、5、6と、1年分の予算がもうほぼないということに、もう4分の3超えているわけでございますので、かなり市民の皆様にとっては、本当に有り難い制度だと、制度であるということだと思いますが、そのことについてもですね、また見解をお示しをお願いしたいと思います。

建設部長（東 正英君） お答えをします。住宅リフォーム助成制度の対象工事費の50万円以上を20万円から30万円以上に引き下げることにはできないかとの御質問でございますが、今年度は年度途中であり、制度の改正は困難であると考えますが、来年度以降、財源の確保ができるのか、また他の自治体の事例等も参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

23番（竹山耕平君） 分かりました。今年度につきましては残り42件ほどでありますので、今年度、この20万円から30万円という基準を下げるという制度を取り入れることは困難であるというふうに思います。でまた来年度につきましても、この事業制度を導入ということにつきましてはですね、今後、

状況を見て判断をしていかなければならないとは思いますが、先ほどから申し上げていますように、もう4、5、6月で多分この7月、8月までにはもうこの200件を、もう、に達するだろうと、そのような大切な制度、先ほども申し上げました、市民、行政、そして業者さんの三方よしと言われる本制度のですね、やはり意義を捉えて、是非、市民に還元とも言えるこの事業の在り方であっていただきたいというふうに思いました。部長の答弁からでもですね、来年度以降という話もございましたので、これ以上は申しませんが、是非お願いしたいと思えます。

それでは次の質問に移ります。世界自然遺産登録や観光立島など、今後の奄美振興に向かう中の重要なキーワードの一つとして、自然の魅力が上げられます。世界自然遺産登録への取組については、今回も多く議員が質問を行います。私はこれまでも質問を続けている海という大切な奄美の宝、奄美の資源の保全と育成について質問を行います。

2点について伺います。まず1点目に、昨年にも質問をいたしました大浜海浜公園の砂浜の減少についてであります。今年に入り何度も拝見してきました。また、昨日も見に行ったのですが、昨年よりもひどい状況にあると感じました。たくさん大きな岩がむき出しとなり、このむき出した岩により、昨年子どもが怪我をして病院に搬送されたというふうにも聞いております。そのほかにも、見えるはずがないベンチ下の擁壁が見え、そして砂浜がえぐられている、下の方がですね。そしてまたアダンの木の根っこが砂浜へ伸びていることが分かるほど砂浜が減少し、アダンの木も枯れ始めています。そのような状況への対策を講じるためには、まずは本格的な調査、研究が必要だと考え昨年も質問をいたしました、その後の取組についてお示しをお願いします。

2点目に、これまでも漁協や奄美群島サンゴ礁保全協議会において、海の資源やサンゴ礁の保全、育成に対し多くの事業が投じられてきておりますが、その多くが結果を得ていないものになっていると私は理解しております。その原因については私的には、予算確保の問題だと考えます。そのようなことから、これまでも申し上げておりますが、根本的な対策を講じるための、調査・研究・保全・育成に対し、奄振事業や離島特区制度、そして離島活性化交付金などを利用し、更なる観光資源の充実を図り有効活用する必要性を考えます。やはりこのような取組においては、昨日の新聞にも載っていましたが、与論町での取組も載っていましたが、この1自治体が取り組むべきものでは、問題ではありません。将来的な奄美の振興のために、奄美市がこの中核都市としての先ほどの市長が申し上げました奄美市として群島の中核都市としての機能・役割を発揮する、果たす。そのような奄美市でありたいと、その、それこそが大切であるというふうに考えます。奄美への観光交流人口が増加することは、同時にこの奄美市の、奄美の中心都市であるこの奄美市に対しても当然大きなプラス材料になるというふうに考えておりますので、そしてつながっていくと考えておりますので、この奄美振興発展に対する奄美市の在り方、立ち位置だというふうに考えます。本市の見解について伺います。

市民部長（前里佐喜二郎君） おはようございます。それでは御質問にお答えいたします。

世界自然遺産を目指す奄美大島において、本市では希少野生動植物を始め、さまざまな自然保護活動やその啓発に取り組んでいるところでございます。大浜海浜公園の砂の減少につきましては、過去にも何度か確認された現象でございしますが、本年度も砂の減少が確認されており、海岸の景観や海水浴客に対する安全面などについて懸念いたしているところでございます。原因につきましては、風向きや潮の流れなどによる砂の増減や地球温暖化による海面の上昇など、いろいろな要因が考えられるところでございます。海岸を管理する大島支庁に問い合わせをいたしましたところ、砂の量に関するデータはないとのことで、確定的なことは申し上げることはできませんが、議員おっしゃるとおり、私も以前の大浜に比べて砂が減っていると感じているところでございます。大浜海浜公園は奄美大島を代表する観光スポットでもあることから、県や他の関係機関とも連携を図りながら、対策を検討し観光客並びに市民にとってよい憩いの場を目指してまいりたいと存じます。

次にサンゴ礁につきましては、平成24年度も保全対策事業を実施しているところでございますが、昨年の再生実験におきましては、梅雨時期の大雨や度重なる台風の影響により着床は確認されませんで

した。しかしながら本島内で実施いたしておりますモニタリング調査によりますと、自然のサンゴ礁につきましては奄美市の複数の場所で順調な回復が確認され、今後もサンゴの成長が見込まれております。さまざまな生物を育み、観光資源にもなりうるサンゴ礁は美しく豊かな海の象徴でもございます。この事業におけるこれまでの結果を踏まえながら、今後も引き続き継続してオニヒトデ駆除やモニタリング調査等を実施し、国・県等の補助事業の活用も検討しながら、更なる保全と再生に向けて事業の拡大ができないか、協議をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

23番（竹山耕平君） 今、お話の中にもありましたように、この風向きと潮の流れ、などによって1年の中でも、砂浜が増えたり減ったりする。しかし、その根本的な理由がですね、大島支庁としても判断することができない、調査をしていないということでもありますので、しかしそこをですね、これまでも私あのずっとこのサンゴ、海という資源について、保全・育成について質問を何度もしてきておりますが、そこをしっかりとこの奄美の、奄美に観光で来る方々は何を目的としているのか、今は世界自然遺産ということの一つ大きな題目としてですね、呼び寄せようとしておりますが、やはり基本的なものは海だというふうに思います。以前も申し上げました沖縄にスキューバダイビングで行く観光客が、ダイバーの方々が、結局、奄美の海が綺麗だから、奄美に帰ってくるというふうなことも、この場で話を申し上げました。そのようなことから、やはりこの海・山・川、奄美の持つ自然の魅力というふうなものを、またメカニズム的にもですね、しっかり調査・研究、そしてまたサンゴ礁や森林・森・川の保全・育成につなげていかなければいけないというふうに思います。ただいまの中で、いわゆるこの奄美の大浜海浜公園というふうにお話申し上げましたが、笠利の東部海岸、東海岸、ここもですね、砂浜が減少しているというふうに今お聞きいたしました。やはりこの奄美の、奄美市というか、奄美の海のいわゆる調査・研究を、やはりやっぱり群島が一つになって、奄美大島が一つになってしっかりと進めることが大事であるというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思いますが、これまでも何度も申し上げますので、是非ですね、この今、市民部長が今答弁しましたが、もう市民部長になりまして、初めての答弁であったと思います。もう少し、もう少し以前は元気、もっと元気があったのだと思いますけれども、もう一度、今の部長のですね、元気いい答弁を、もう一度この意気込みについて、お示しをお願いします。

市民部長（前里佐喜二郎君） 激励ありがとうございます。各海岸線、砂浜で、大浜だけでなくですね、砂が減少しているだろうという思いは、議員と私も一緒だと思っております。その根本的な原因の調査に向けて、どういったことができるのか、今やっていることだけでなくですね、踏み込んでできないか、検討してまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

23番（竹山耕平君） よろしく願いします。それでは次のスポーツ行政について質問を行います。

前回の質問ではですね、鹿児島国体が2020年、平成30年に開催することにあたり、奄美市としては相撲競技を誘致しているというふうにありました。この質問後ですね、多くの反響があり、私はもともとバレーボールを専攻していたということもありまして、多くのバレーファンの皆様から、何でバレーボールを言わないんだというふうな激励を受けまして、是非、この宿舎だとか、競技場だとか、いろんなキャバの面を見てもですね、余裕というか、是非、バレー、そしてまたバレーボール、それ以外の競技につきましても誘致が可能であれば、是非お願いしたいなというふうに思います。そしてまた平成32年という、間違いなく私の認識としては世界自然遺産登録後であります。この世界自然遺産の地で子どもたちが、将来のトップアスリートたちが奄美に集う、そのような環境下で奄美で開催されるという思いをですね、是非、教育長がお持ちいただき、その活動に取り組んでいただきたいと思います。この答弁については結構です。

質問に移ります。名瀬・住用・笠利にはその地域の特色に合わせたすばらしい自然環境や競技施設があります。各地域の特色を生かしたスポーツの振興とともに、施設整備や指導者の育成について伺い

をいたします。

名瀬においては、現在進められている三儀山運動公園の大改修計画、その中にもまたこれまでも陳情・要望が数多く上がっている古見方多目的広場を軸にした取組の中で、これまでも必要性が、私的には訴えてきた屋外50メートルプールの屋内化、屋内化をすることによって、師玉議員がおっしゃっている、あの遠的、遠的場、遠的場もですね、併設ができるのではないかというふうに思います。そしてまたこのサンドームがですね、これまでの改修工事やベ이스ターズなど、大きなキャンプを使用されている中でですね、競技ができなくなった、利用ができなくなったという声も聞こえております。もしこの敷地内に余裕があるのであれば、この現在行われている三儀山運動公園大改修計画の中に、是非盛り込んでいただきたいということから質問をします。

次に笠利においては、太陽が丘運動公園内のグラウンドについて、サッカーやラグビーなどの合宿地として誘致ができるような本格的なこのグラウンド芝生化など、施設整備について質問をいたします。また、運動公園に隣接する土地には市所有地があり、その広さについてはサッカーやラグビーが確保できるほどの広さがあるというふうに聞いております。そのような利用価値のある土地を有効活用し、笠利地区においての特色ある合宿誘致について、お示しをお願いしたいと思います。

住用につきましては、女子柔道や九州高校相撲大会などで利用されている体験交流館、そしてカヌーの合宿地としてこれまでも実施をされているこの内海、そして内海周辺を軸にしたスポーツ競技のみはですね、このカヌーというものではなく、カヌーにおいてというだけではなくですね、この小学校から大学生まで、この大自然を、住用の大自然を満喫する、学ぶフィールド的にも適した場所ではないかというふうに思います。今年中に作成するこのヤムラランド計画、森と水とか、その住用のですね、大計画の中で、重要性が担える施策の一つだというふうに考えます。体験交流館施設と内海やバンガローとその周辺を最大限活用する施策について、この名瀬・笠利・住用についてお示しをお願いします。

教育事務局長（日高達明君） それでは教育委員会に関する部分について2点答弁を申し上げます。

現在、名瀬運動公園につきましては、年次的に各施設の改修を進めております。この50メートルプールは、現在、濾過器の故障により使用ができない状況になっております。奄美水泳連盟や利用者からも奄美群島に1か所しかない50メートルプールであることから、早期改修の要望を受け、実施計画に取り組んでいるところでございます。議員御指摘の50メートルプールの屋内プール化への改修につきましては、建設費用や維持管理費などを考慮しますと非常に厳しくなるんじゃないかなと思われまます。現在、この50メートルプールの隣に設置されております25メートル屋内温水プールの利活用を促進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

屋内練習場や多目的広場につきましては、現状での利用を進めながら、適正な施設の維持管理に努め、市民の利用及び合宿などに対応してまいりたいと考えているところでございます。別の屋内多目的広場の新設につきましては、現在のところ計画はございませんが、今後、幅広く市民を始めとする利用者の意見を伺っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、次に太陽が丘運動公園につきましては、過去にプロサッカーの合宿が行われましたが、当時は使用後のグラウンド整備不足や、芝のメンテナンスの知識が乏しく、更には維持管理経費の確保が厳しい状況であったことから、その後の利用定着には至らなかった経緯がございます。今年度からは、名瀬運動公園と太陽が丘運動公園の施設管理につきまして、同一指定管理者が管理を行うということから、二つの施設が均一した維持管理ができるものと考えております。その中で、運動公園メンテナンスアドバイザー事業の導入を図り、グラウンド整備や芝の維持管理につきまして、鹿児島県や鹿児島市などの先進施設の管理に努めております専門業者による研修会なども計画しておりますので、グラウンド・芝の良好な維持管理ができるものと考えております。まずは、施設の適正な維持管理に努めることで、社会体育施設の充実と今後のサッカーやラグビーなども含めた各種スポーツ合宿の受け入れに向けて、関係部署と連携を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 体験交流館及び内海周辺を利用したカヌー合宿などの誘致につきましては、これまでも多くの議員から貴重な御提言をいただいているところでございます。まず、体験交流館の幅広い利活用についてでございますが、他競技を合宿地として受け入れるにはトレーニング器具の不足などがこれまで指摘されております。施設整備に多額の費用が見込まれております。これにつきましては施設を所管いたします教育委員会とも検討・調整を現在行っているところでございます。また、併せまして、どのスポーツ競技を誘致できるのか、それをしっかりとサポートできる体制があるのかなど、クリアしなければならない課題が残っているのも事実でございます。

次に、内海を利用したカヌー競技についてでございます。現在も大島北高等学校カヌー部などが定期的に御利用いただいております。卒業生の中には世界でも活躍する選手も出てきております。波静かな内海を利用したカヌー競技の合宿については、平成22年度の豪雨災害前には指導者など関係者を現地にお招きし、環境整備を含め検討がなされたところでございます。今年度計画策定が始まる森と水のまち住用観光プロジェクトの中で、合宿時の宿泊施設としてのバンガローの役割や、多くの方々に利用しやすい内海公園の施設整備などをしっかりと計画することで、議員御提言の住用をフィールドとする野外活動やスポーツ合宿の誘致に、誘致実現に再度取り組んでまいりたいと考えております。

23番（竹山耕平君） 3地区においてですね、3施設において、その整備についての今後のことが今示されたわけですが、名瀬のその運動、50メートルプール、今回、今年ではなく来年、再来年ぐらいで、濾過器の改修工事が約3,000万円ほどでしたかね、もの予算が計上されて、される予定となっているというふうに思います。しかし、今全く使えない状態で、やはり屋外のままでその濾過器を使用、改修工事を行ったとしても、結局またすぐ壊れてしまうのではないのかなと、その3基の濾過器がですね。というふうに思います、私的にはですね。ですがそれが屋内化となると、持続した、1年を通じた活動ができ、またよく本土である、本土であるようなですね、水泳をしながら、そこにジムがあり、それが運動公園の大きな施設として捉えられ、多くの市民の方々が活用をされています。もし、その濾過器にですね、そういうカバーというか、錆びないようなことも考えて、計画、考えている、計画があるとは、かもしれませんが、やはりですね、やはりそれは屋外というふうな、その環境の下ではですね、また壊れる可能性も大きいのではないのかなと。でまたその大きな、莫大な、その予算組をするのであれば、やはりそういったこともですね、長い目で考えると、やはりそのときしか使わないじゃなくて、一年中使えるような施設を整備すると。25メートルプールでその水泳をやられている子どもたちは、50メートルプールで試合をします、特に中学生になるとですね。しかし25メートルプールしかない施設を使うとなれば、どうしてもターンをしなければいけない。ということは追い込みができない、追い込み、追い込みの練習が。そういう、実状もあるということもあります。で、部長が、局長がおっしゃりました、奄美群島唯一の50メートルプールということで私も前回もお話もしましたが、やはり奄美群島の中に一つしかない50メートルプールをいかに利用されやすい施設として造っていくのかというふうなことも考えていますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。ちょっと時間がありませんので、その笠利につきましても、いわゆるこのラグビー、そのサッカー、サッカーにおいてはそのプロ、Jリーグの選手、方々がチームが来て、その何が今後の課題だというふうなのが示されてきたと思います。ただいま局長からもお話が中にもありましたので、そのグラウンドキーパーという研修をですね、しっかりして、やはりあのすることによって、今後ますますの合宿誘致の可能性が出てくるのではないのかなと。そのラグビーにおきましても、いつでも呼べる体制はできております。ですので、是非お願いしたいなというふうに思います。よく運動の、スポーツの合宿誘致となると、やはり三儀山、三儀山、三儀山と、メインが三儀山になってしまいますけれど、奄美市には笠利・住用と、そして名瀬と、もう三つの各地域の特色が十分に生かされる施設があると思いますので、やはりそのことも考えて、考えながら合宿誘致を進めていただきたいと思います。是非、その住用につきましてもですね、先日行われましたカヌー競技の九州大会においてもですね、大島北高の生徒たちが、九州で8位か9位だったと思います。決勝で8位か9位。そういう子たちも、毎年今大島北高では育まれてきております。そういっ

た中で、いわゆるその今年も、昨年もあったと思います。今年も、この内海を利用したこのカヌーの合宿を行うというふうに聞いておりますので、是非、その合宿がもしあった場合は、当局からの行政の方からですね、何人かお見えになっているというふうに聞いておりますので、是非よろしく願いしたいというふうに思います。それでは次の質問に移ります。

次にですね、この建設業におけるこの中間前払制度の現状とその波及効果というふうに書いてありますが、これはちょっと字句の訂正で、この中間を省いていただきたいというふうに思います。建設業における前払金制度の現状とその波及効果について質問をします。

この建設業を取り巻く環境は、公共工事の減少による会社の倒産や、また就業者数の減少が上げられますが、まだ一方では過当競争による低価格での落札、ダンピング入札の増加やこの価格競争の激化など、そしてまたきつい仕事としての代名詞として、この若者雇用者の減少など、この業界の行方としても課題が多くあるというふうに考えています。災害時の早急な対応や、地域の基幹産業を担っている建設業においては、現在、市でも対応する建設業、経営強化、融資制度や中間前払制度があります。これらの制度についても、資金調達コスト面などの削減など、高い評価を得ているというふうに聞いております。今回の質問ではその建設業における前払金制度の現状とその波及効果が、元請けのみならず下請け業者や協力業者まで幅広く、その救済・支援となっている制度として有効活用をされているかということが質問でございます。見解をお示してください。

総務部長（安田義文君） おはようございます。御質問の前金払いにつきましては、奄美市会計規則第42条第2項によりまして、契約金額が500万円以上の契約の場合、請負金額の4割以内で支払われております。この前払い、前金払いにつきましては、平成23年1月25日に3割以内から4割以内へと改正がなされたところでございます。手続きの流れといたしましては、前払い金の申請がなされたあと、請負業者の口座のほうに入金されるということでございます。この口座は金融機関により管理されておまして、支出の際には下請け業者の皆さんや資材等の販売業者の皆さんからの請求書の写しによりまして、直接それぞれの口座に入金されることになっておるようでございます。このこと、このように前払い金の改正によりまして、請負業者だけでなく、おっしゃいます下請業者の皆さんや資材等の販売業者の皆さんへの資金がスムーズに流れることから、市民の皆さんへの経済的な波及結果に、効果につながっていると思われれます。また、議員がおっしゃいましたように、前払い金、部分払い、完成払い、この支払いにおきましても速やかに支払うように努めておまして、このことも請負業者はもとより、下請業者や資材等の販売業者への速やかな支払いにつながっているものと考えております。議員御案内のとおり、本市におきましては、前金払いのほか、部分払いや下請けセーフティネット債務保証事業、この導入も行っております。また、国土交通省の緊急経済対策の一環でもございます地域建設業経営強化融資制度、これも再度1年間延長されておりますので、これらを活用していただきまして、建設業者の皆さんの経営安定化を目指していただきたいと考えておるところでございます。以上です。

23番（竹山耕平君） すいません、一度確認という意味なんですけど、先ほど部長がおっしゃいました直接払いをされているということは、それぞれに直接払いをされているということは、その下請業者のその提示額に対して、下請業者に対して、また協力会社に対して、直接払う、支払われているのか、ここはある意味社の債権譲渡だとか、そういう、そういうものだと、ちょっと違うということで、少し確認をしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 先ほど申し上げましたように、まず金融機関より口座は管理されておまして、元請けの皆さんが下請業者の皆さんからの領収、いや請求書、これをつけて渡しますとそちらのほうにいくということでございます。今下請業者の皆さんからの請求書が元請けの皆さんがいただいたら、その請求書をつけて申請した場合ですね、その場合には下請業者のところにその請求書の分がいくということになっているということでございます。ですから下請業者の皆さんからの請求書とか、それがござ

いませんでしたらもう元請けのところに行くという形になりますので、よろしくお願いします。

23番（竹山耕平君） 今の説明でいくと、当然、その資金が必要なものを前払金制度として活用するわけですから、その完成をするために、工事をするためにですね、するのですから、そういった資金調達、そして人手、人夫ですね、そういったものが必要なために、その資金調達としてそういったものを活用するんですけども、それ、請求書、見積書、そういったものがついていれば、直接その下請業者の方や協力会社に行くというふうなことでいいんですよね。今それぞれってというような言葉しか使われてないので、だからそれがついていて、元請けに対してその金額をそのものに対して出しますよということなのか、ちゃんと、直接あの、直接口座持っている下請業者や直接その協力会社に対してその口座に支払われるのか、その部分だけはっきりと。

総務部長（安田義文君） 先ほど来申し上げてましているように、元請業者の皆さんが下請業者の皆さんからの請求書をつけて申請をした場合には、その下請業者の皆さんに口座のほうに振り込まれるということでございます。

23番（竹山耕平君） それではしっかりそのそういうふうな制度になっているということで理解をしました。が、ちょっと、またですね、この奄美市においては、ほかに債権譲渡は行ってはいないとは思いますが、ある意味、少し債権譲渡の意味もなしているのかなというふうに思いますけれども。

なんですけど、制度化されているということなので、しっかりとこの救済、その下請け、今先ほど申し上げたその過当競争による激化であるとかですね、もう今の落札結果をいろいろ見ると、もう何千何百何十何万何千何百円だとか、もう一円の位まで今何百円の位までですね、もうそれほど、がほとんどです。そういうことで、本当に激化状態であるというふうに思います。そういうことからですね、是非、発注者としてですね、しっかりとしたその経審状態やそしてまた落札された業者に対しての下請けや協力会社に対して救済・支援措置を行っている、行っていた、更にですね、行ってほしいなというふうに思います。そのためにはまたやはり債権譲渡だとか、そういう制度の導入も図ることの必要性も考えます。それでは、次の質問に移ります。

次にですね、この教育行政、通学路について質問をします。これまでも質問をしておりますが、この通学路、今回はですね、その通学路危険箇所、点検結果からの改善について、本市の現状と改善策というふうにお示しをお願いしたいんですが、この点検結果の公表と改善策との進捗については、教育委員会並びに学校・地域・家庭など、どのような形で行う、しっかりと行われているのか。またあのホームページを拝見いたしますと、奄美市のホームページを教育委員会を見ても、何ですかね、子どもの防犯みたいところからでしか、そしてその先はそこにクリックするとその先は土木課に直接行って閲覧をしてくださいという書いてるんですよね。なぜ、例えば教育委員会で閲覧をしてくださいというふうに書いていないのか、なぜ土木課なのか。それはやはり役割、縦割りだというふうに感じます。です。で、その改善策がやはりその土木サイドであったとしても、これは通学路の問題です。であります。やはり国交省に従ってやるとこうなりますとかじゃなくてですね、いわゆるその知名町、以前も紹介しましたが知名町でのこのホームページでの、その改善策や対応策、そういった危険箇所の在り方などの公表の在り方です、について、やはり本市も見習うべきものは見習わなければいけないというふうに思います。そのことについてですね、両組織がですね、しっかり協力して、やはり市民に分かりやすい、やすいような公表の在り方についてお伺いをします。

教育長（坂元洋三君） 通学路危険箇所点検結果公表の取り扱いについて、御質問にお答えしたいと思います。平成24年度に実施しました通学路緊急合同点検において、各学校から上げられた危険箇所は合計で82か所でした。そのうち、平成25年3月31日現在、39か所の対策が終了しております。残りの43か所については、平成25年度以降に、随時整備していく予定であると、県及び市の道路管理

担当部局から聞いております。対策内容及び進ちょく状況については、平成24年度中に市内各小学校に通知し、学校だよりやPTAの諸会合を通じて、児童及び保護者、地域に周知するよう、学校に対して適宜指導をしてきたところでございます。しかし、議員御指摘のとおり、ゾーン30といった整備状況については、マスコミやポスターにより広報されていますが、未整備の危険箇所については十分に周知されていない箇所がございます。したがって、今後は児童・保護者及び地域住民に対して、通学路における危険箇所を再度周知し、安全指導を徹底するよう各学校に対して指導してまいりたいと考えております。また、通学路の危険箇所のホームページへの掲載については、関係部局と連携を図り、ホームページ上に公表するよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

23番（竹山耕平君） 分かりました。ホームページ上でもですね、やはり閲覧というふうになると、どうしても時間の都合上、余裕のない方々が、やはり興味はあるんですけど、閲覧だったらちょっと足を運ぶのは、というふうな方々も多いと思いますので、是非今、やはりインターネットという形で、もう多く知れ渡っていますので、是非、その在り方をですね、また見直していただければというふうに思います。またそして分かりやすく、子どもたちにも分かりやすい、見ても何々町のこの区画が危ないですよという写真付きと、これをどういうふうに改善しますという簡単なものだけでも全然違うと思うんですね。そういったこともお願いしたいというふうに思います。今回もガードレールの設置などですね、事業が導入されようとしているわけで、82か所のうち39か所が済んでいるというふうなことでありますので、やはりまた、昨年同様、またあの点検が行われるかどうか分からないんですけども、行われる場合は、行われる場合は夏休みとか、そういう時期ではなく、学校があるいつもの普段子どもたちが通学をしている時間帯に一緒になって、子どもたちと一緒にそういう通学路の点検をしていただければなあというふうに思います。やはり昼とか夕方になると、どうしても事情は全然変わってきますので、やはりその通学路がなぜ点検しなくちゃいけないのかというのは、やはりその、あの相手方、車だとか自転車だとか多くの、そういう状況も要因の一つであるというふうに考えますので、是非、お願いしていただきたいというふうに思い、次の最後のまちづくりについて質問を行います。

本事業の本丸とも言うべき、この8番街区、この整備が始まったと私は前回の質問では、前進いたしましたというふうに申し上げました。しかし、いろいろな噂も聞いておりますというふうにも申し上げました。前回の伊東議員からの質問でもありましたように、質問から、伊東議員の質問からですね、現在に至るまで、まだ何も前進していない、一つ、惣菜屋というか、が建ったんですけど、建ったまま動いていません。そういうような状況の中、この8番街区、一体どのようなになっているのでしょうか。

建設部長（東 正英君） 議員御指摘のとおり、末広・港土地区画整理事業の8番街区につきましては、核となる商業施設の整備予定地であります。地域住民の生活拠点となり、商店街にとっては集客効果のある役割を担っていることから、経済効果が高いと判断し8番街区の整備を先に行っているものであります。現在、8番街区ではすべての関係権利者の御理解と御協力をいただき、整地工事が完了しており、現在、核となる商業施設整備に向けて関係権利者で協議中であると聞いております。この8番街区の施設の整備内容や規模及び工事期間等については、商店街にとって重要な関心事でありますので、関係権利者の方へはその内容が確定した時点で公表していただくようお願いしているところであります。市といたしましても、この街区の施設整備が進むことにより周辺の施設の整備への波及効果が期待できることから、早期の着工についてもお願いしているところであります。

23番（竹山耕平君） ただいまの答弁から私的に判断すると、もう協議が煮詰まっている状況であるというふうに理解しましたが、よろしいですか。

建設部長（東 正英君） 現在、協議中でございます。

23番（竹山耕平君） 分かりました。やはり部長からおっしゃいましたようにですね、もともとの計画を見直して、やはりこの1丁目1番地に中心場所の大型商業集客拠点施設を持ってこななければ、町の再生はあり得ないというふうなことから、この事業を見直して、この真ん中からというふうな形をやったと思います。しかし、そこをですね、しっかりと考えていただき、今年中ぐらいには、その協議が終わるのではないのかなというふうに思いますが、是非ですね、この8番街区が及ぼす影響、こういうものはやはり3番、4番、この7番街区にまで一気に広がりを見せると思います。すると、前回答弁がありましたように、70パーセントから約80パーセントの進ちょく率が一気に見込めるものでもありますので、是非、この8番街区というのを、推進という形に是非全力を注いでいただきたい、というふうに思います。

それではですね、最後になりますが、このその②はちょっと今回は省略をいたしまして、③、④についてですね、③について、この末広通りこの16メートル道路を確保できるのは今A i A i ひろば前だけであります。何度かお願いをしているんですが、市民への啓発、イメージとして16メートル道路の仮設というか、そういったものを設置してはどうかというふうに思いますがどうでしょうか。

建設部長（東 正英君） 道路計画の形状を示して欲しいという質問でございます。今後とも道路として供用開始されるまで、イベント等の広場として多く活用される予定であります。事業終了後の道路のイメージを広く市民に持ってもらうことは大切なことだと思います。市民の方がイメージできる方法などについて、早急に関係者と検討してまいりたいと考えております。

議長（向井俊夫君） 以上で、平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時32分）



議長（向井俊夫君） 引き続き一般質問を行います。（午前10時45分）
無所属 川口幸義君の発言を許可いたします。

3番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は無所属の川口幸義でございます。平成25年度第2回定例議会に質問をする機会を与えていただきましたことを、心から感謝を申し上げます。本題に入る前に、私の所見を少々述べさせていただきます。

つい先日、県内において公共事業に絡み競争入札の妨害ということで、県職員と建設業に逮捕者が出るという事態が起きました。2003年1月、官製談合防止法執行後、県内で初となる同法の違反容疑で逮捕者が出たことを改めて公務に携わる者の服務規律の見直しが必要だろうと思われれます。これに決して対岸の火事ではございません。公共事業の指名委員会の諮り方や落札の在り方に疑念を持たれるような事案が奄美市においても見受けられます。また、職員による集団株取引など、公務を取り扱う者としての規範意識が欠如して、市民にとって行政とは最大のサービス業であったはずだ、多くの市民は落胆をしておられます。奄美群島の60周年の節目でもあり、世界自然遺産登録、奄美群島振興開発特別措置法の延長に向けて、まさに郡民・市民一丸となって取り組むべき課題が多い年であります。綱紀粛正の徹底、意識改革をし、全職員の志気を高めていただきたいと念願するものであります。以下、通告に従って順次質問してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（向井俊夫君） 質問。

3番（川口幸義君） 質問は、土木行政の建設についてであります。更に、集団株取引について、順次質問してまいりますので、よろしくお願いします。

議長（向井俊夫君） 川口議員，川口議員，川口議員。質問書。

3 番（川口幸義君） 喜んでおりますので失礼しました。

それでは質問書，申し上げます。公共事業の発注について，公平に行われているのか，また指名委員会は指名の諮り方の手順は。毎回2業者の出来高のトップを競っているがなぜか。当局の言う地元優先とは何を基準にしているのか示せ。業界用語で継続とは何を指しているのか示していただきたい。役勝の工事入札について落札決定した工事をやり直したのはなぜか。工区分けをしたらよいのではないか。平成16年，20年頃にかけて，市の職員による・・・

議長（向井俊夫君） はい，ちょっと待つて。それ，あの，川口議員，1番だけあれしてください。そのほうがいいでしょう。

3 番（川口幸義君） 以上，質問席にて質問してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） それでは何点か御質問がございましたうち，私のほうからは6点のうち5点ほど，答弁をさせていただきます。

まず1点目について，指名委員会の件です。私ども業者の指名にあたりましては，議員御承知のとおり，奄美市建設工事入札参加者の指名基準等に関する要綱，これに基づき行っているところでございます。業者の格付け区分に基づきまして，建設工事場所の地域性，更には経営状況，信用度，手持ち工事量，施工についての技術的適正，安全管理の状況，労働福祉の状況といったような建設業者に関する事項，このことを勘案して公正・公平な指名に努めているところでございます。現在の指名にあたりましては，幅広く受注の機会が設けられますよう，落札業者におきましては，手持ち工事の進ちょく率を勘案し指名に努めているところでございます。また，落札した業者の進ちょくにつきましては，手持ち工事の進ちょくを市の監督職員が業者から毎月提出されております月報及び現場を確認いたします。それを元に進ちょく等を勘案し指名に努めているということでございます。

2点目の件です。指名につきましては先ほど述べましたとおり，要綱等に基づき行っているところでございまして，各業者の指名回数についてもバランスよく指名に努めているところでございます。入札結果につきましては業者間の公正な競争に基づいた入札の結果であると考えておりますので，よろしくお願いいたします。

それと，受注額が突出しているという御質問がございましたが，議員御承知のとおり平成22年度，23年度は豪雨災が先ほどもありましてありまして，災害の発注件数が相当数ございました。そのようなことも影響しているのではないかと考えられます。参考までに，豪雨災等ございませでした昨年平成24年度，この工種，土木のAクラスの発注状況を申し上げますと，落札件数も1件から3件となっておりまして，全体の発注件数は全体で25件でございました。そのうち落札件数及び業者数の内訳としましては，1件落札した業者数が7社，2件落札した業者数が6社，3件落札した業者数が2業者となっておりますので，このことなどにつきましてもホームページのほうで結果等につきまして年2回，前期・後期に分けて公表をいたしておりますのでよろしくお願いいたします。

3点目でございます。地元優先ということでお聞きになっておられますので，まず大きな意味での地元と申しますのは，市内に本社を置く業者のこととございまして，通称市内業者と言っております。地元優先とは格付け区分に基づきまして，市内業者を優先して指名等を行っておるということでございます。

次にもう一つでございます。建設工事場所の地域性，これにつきましては，合併後の措置といたしまして，奄美市建設工事入札参加者の指名基準等に関する要綱で指名にあたっての勘案事項で，建設工事

所在地，地域性を定め，笠利，住用地区において地域業者を優先的に指名を行っているところでございます。ただしこの場合におきまして，手持ち工事の進捗率を勘案し指名することに変更はございませんので御理解をお願いします。

4 点目でございます。私ども業界用語での継続ということには，承知をいたしていないところがございますので，よろしく御理解をお願いします。

6 点目でございます。本市におきましてより多くの方に受注機会を得ていただくために，議員御承知のとおり，極力分割・分離発注，それと共同企業体での指名に努めているところでございます。中に分離発注が難しいケース等もありますが，現場状況，作業条件等を考慮し，各ランクごとの発注件数等も配慮しまして，今後も分離，分割発注に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） ちょっと待って。はい。建設部長。

建設部長（東 正英君） 5 番目の工事入札についてでございますが，御質問の工事につきましては，入札執行後に確認作業を行った結果，指名通知書に記載してある最低制限価格の算定式と，入札執行時の最低制限価格の算定式に相違があることが判明したため，入札を無効とし再度同業者を指名して入札を行ったところであります。なお，本市におきましては，最低制限価格の算定式につきましては，平成 23 年 7 月 1 日以降から，以降の工事から公表をいたしております。その後鹿児島県におきまして，平成 24 年 4 月 1 日以降に入札公告または指名通知を行う工事等について，最低制限価格の見直しが行われたことから，本市におきまして平成 24 年 4 月 23 日以降の工事等について，最低制限価格の計算式の見直しを行い，指名通知書で通知しているところでございます。本工事の再入札につきましては，あくまでも市側の誤りでございますので，今後このようなことが二度とおこらないよう努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

3 番（川口幸義君） 先ほど，公共事業の公平さと，このように私は指摘しましたけれども，当局側の答弁から見ますと，公平さに，公平に行われているという答弁でございます。災害が多いからこの業者だけが人の何倍も落札をしなければならないということであればですね，競争入札の原理から見れば，いわゆる随意契約をやったのかなと，私から見れば非常に疑念を持たざるを得ない。ちょっと申し上げますけれども，この 3 年間のですね，奄美市の言う A 級業者，25 社あります。今から読み上げますよ。落札 18 パーセントの業者がトップがね，3 年間で何と 8 億 3,200 万円，後は切り捨てますけど，この，この業者がトップなんです。T さん。それから 2 番手，7 億 780 万 1,500 円，これは 15 パーセントだそうです，落札率，3 年間。後はね，4 億とか 3 億，その以下の A 級業者は殆どね，0 円に近い。3 年間で 1 回とか 2 回，ほとんど 2 回，多い人で 3 回なんです。私が言うこの 2 社が突出をしているという，このデータがあるんですよ，データが。これ。落札件数が 11 回もある。3,000 万円以上の落札。全体の 18 パーセントこの 1 社が取っている。こういうことで，あなた方が言う公平さとはどこにあるのか私は納得いかないんですが。議長これね，私の質問には答えてないからもう 1 回ちょっとお願いします。

総務部長（安田義文君） 私どもが申し上げておりますのは，あくまでも指名の均等性，これが一番重要だと考えておりまして，そのように要綱等で定めたとおり，指名を行っているということでございます。そしてもう 1 点，指名をした上で業者さんのほうで見積もりをして入札をするわけですので，そこは競争入札でございますので，その辺については私どもは指名のほうで平等性を保っているということでございます。それと，災害のことについてですが，議員が一番御承知のとおり，災害のときには現場数が大変多くなりますので，普通のときよりも，要するに技術者の数を見てですね，どうしても何回か指名に入れていかなければスムーズな災害復旧図れないことになりまして，特に 22，23 についてはそう

ということがあるということで、先ほどの答弁になっておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（川口幸義君） 今の答弁だってね、私は、納得しておりません。ということはA級業者が25社もあって、この1社だけがダントツでね、地元で災害があったからって、この業者だけが立て続けに手持ち工事がもうあぶれるほど持っていてても、地元にも同じレベルの業者いるじゃない。この業者たちはね、3年間でね、本当に1億そこそこなんですよ。2年間にトータルするとたったの9,000万円台、これもA級業者。こういうことを私はね、見たときに、僕はね、建設業については20数年間私はずっと携わってきているから、この業者の点数制、要するに総合点とか、こういった県のそのランク付けをするその評価点を見ればそれは結構高い。しかしながらですね、私から見ればつい最近のですね、平田町の浄水場の取り付け道路、これをちょっと取り上げてみたいと思いますが、このAさんなどはですね、県レベルではランクはCなんです。経営事項も非常に悪い。7百何十点しかない、経審の評価点は。これは私が点数を、市がつけるんじゃない。鹿児島県が毎年10月に、土木業者は、いわゆる個々の税理士が税理事務を見て県に資格審査の申請をするんです。それによって総合点の評価をして、ランク付けというものが毎年行われている。そうすると要するに建設業のランク付けというのは鹿児島県がルールブックであって、奄美市はこの業者がAさんがですね、6,294万円の落札をね、これはどこか輪内に出している業者なんですよ、平田の上水道、89,7パーセント取っております。取ったのが悪いんじゃないで、私はこれについてはですね、いろいろ調べたんですが、4,000万円を超える現場については1級土木管理士の資格者がいなければできないんですよ。この業者調べてみたら2級土木の資格者が3人しかいない。これで、社長さんの人柄がいいからって言って、こういう事業をさせても果たしていいのかどうかちょっとお聞きしたい。

総務部長（安田義文君） おっしゃいます件についてですが、私どものAランク格付けにつきましては、奄美市の要綱につきましては1級の技術者がいなければならないとの規定はございません。議員がおっしゃいますように下請け代金の額が3,000万円以上とかいうことでございましたら管理技術者を配置しなければなりません、必ずしも1級の資格がないとできない工事ばかりではございませんので御理解を賜りたいと存じます。それと、先ほどのランク付けについてですが、経審点につきましては議員のおっしゃいますとおり、県の経審点をそのまま私どもの客観的要素として使わせていただいております。その上に主観的要素といたしまして、奄美市の指名ですので奄美市の工種ごとの成績、3か年の成績の平均点、これを足させていただいて総点数を付けておりますので、県の格付けと少しずつ異なってくるということでございます。それと、議員御承知のとおり県のほうは土木とかはA・B・C・Dまでございます。うちのほうはA・B・Cで止まりますので、その辺で少しランク分けが違ってくるということでございますので、よろしく御理解をお願いします。

3 番（川口幸義君） あの部長ですね、小学生の教員の免許を持った人が、この人は優秀だから、あなた高校に行って、教員しなさい。僕から見ればこういう理論にしか見えない。ということは2級土木、あなたね、工業高校卒業したら2級土木資格もらえるんですよ。私の家内だってね、20日ほど講習に行けば2級土木もらえますよ。この程度の技術屋がいてね、6,000万円以上の工事を、公共事業ですよ、これ。税金投入する以上、我々は真剣に取り組まねばならない、税金の無駄遣いがあるってはいけなから私はこれ取り上げている。市にとってはそういう基準がないとおっしゃるんだったら、基準を設けたらどうですか。今後はちょっと。

総務部長（安田義文君） 議員がおっしゃいますとおりでございます、私どものほうに今基準がないということでございます。この技術者の件につきましては、私ども指名推薦委員会の中で今後検討をさせていただきますと思います。

3 番（川口幸義君） この点につきましてはですね、今本会で検討してまいりたいとおっしゃったので、私はこれを大いに期待してまいりたいと思います。と申しますのはですね、県レベルでBのランクっていったら結構点数はね、1, 300点台まで上がっているわけである。今、今の業者なんてものは900点台や、1, 000点上がるか上がらない程度、これが総合点の評価式なんですよ。だからこういったものの県の評価点を参考にしながら、奄美市も税金を投入する以上は、やっぱり参考にして、公共事業をやっぱり進めてまいりたい。それから、平成24年度、これA級業者ですけどね、平成24年度は0円のA級業者がおりますけど。こういったことは、皆さんはかねがね見ていらっしゃるんですか。例えば、何件も工事を持っている人は、進ちょく率を70パーセントみてから次指名にかけるとおっしゃるのであれば、これちょっと違うんじゃないですか。今さっきのこの、平田町で浄水場で6, 200万円落札した業者は、2週間後にまた指名入ってますよ。進ちょく率はどこ見ているんですか、60パーセントの、70パーセントの進ちょく率は。だからA級業者が25社いるということは、1番で落札した業者は26番に回って当たり前じゃないですかあんだ。あなた方は公平に指名を入れているとおっしゃるから、僕はそう伺っているんですよ。ちょっと、議長この件について、ちょっと。

総務部長（安田義文君） 先ほど来申し上げましたとおり、通常期につきましては70パーセントを工種ごとでございます。土木は土木の工種、建築は建築の工種でございますので、土木の工種で落札をされた業者が70パーセントの進ちょくはいかない場合は、次の指名は行わないということです。ただし先ほど言いましたように、災害とか、それから業者数が少なくなってどうしても忙しい時期というのは、そのときは技術者の数を見て、手持ち工事の数も見ながら指名をしていくということでございますので、その辺をよろしく御理解をお願いしたいと思います。

3 番（川口幸義君） 今ね、部長は技術者の数を見て、手持ちがあっても次から次にいれるんだとおっしゃった。他の業者0円もいるわけだ。この業者は技術者たくさん抱えているんですよ。その僕の答えになってないんじゃないですか、あんだ。ほかの業者0円もいるんだ0円。この方々の技術者、1級土木の管理士をね、8名も10名も抱えているという0円とはどういうことですか。これ皆さんね、事業というのは公共性があるって社会的にも公共性があるって、職員の給料を払う、子どもたちが大学や高校行けば月謝も払わないかん。必死になって働く頑張っておる。なぜ0円なのか。この人たちはね、厚生年金とか失業保険を掛けるのに借金をして掛けているんだ、毎月。工事が0円で払えないでしょうが。だから私がいつも言っているのは、なぜいつもこの3社がね、Mさんは24年度は2億800万円、それからHさんが1億8, 500万円、そして例の、いつもトップに躍り出るTさんは1億4, 400万円、24年度は。ちょっと落ちてますけれども、これでも3番手や。だけどこの0円の人を見て、私は今質問をしているんだよ。この人たちは従業員10名も十何名も抱えておって、何で生活しておる。だからこういう発注のやり方をすると、あなた方が言う人口増やそうと思っても増えないよこれ。あべこべ流出するじゃない。特定の業者だけ潤えば奄美がよくなりますかね。ちょっとそれについて、お願いします。

総務部長（安田義文君） 24年度の、私ども奄美市の実績をもっているわけですが、24年度の土木のAクラスの業者の方で確かに落札件数が0回のところはございます。最初から私ども申し上げてますとおり、私ども市ができますのは指名の機会均等でございます。その落札ゼロという会社の皆さんも、指名回数は11回、12回と得ております。その中での競争入札でございますので、あくまでも市としましてはやはり、指名の均等が一番重要だと考えておるところですので、よろしく御理解をお願いいたします。

3 番（川口幸義君） ちょっとこれを聞きます。平成25年3月28日開札の24災害の655号、役勝川河川災害復旧工事と、24の災害659号、役勝川三川線の災害復旧工事に関して、一度落札決定したのものにもかかわらず、業者のTとSは事態を察し、やり直した、この理由は为什么呢か。

建設部長（東 正英君） 先ほども答弁いたしましたが、この工事につきましては、入札執行後に確認作業を行った結果、指名通知書に記載してある最低制限価格の算定式と入札執行時の最低制限価格の算定式に相違があることが判明したために、入札を無効とし、再度同業者を指名して入札を行ったところがあります。

3 番（川口幸義君） 要するに、入札の、再入札のやり直しをしたということは、最低価格の見積もりが誤っていたということでしょう。それでやり直しをしたということでしょう。でも、間違った見積もりもちゃんとTさんは落札しているじゃない。これは何ですか。行政が誤って見積もった最低価格をTさんは分かっていて落札したじゃない。本来であればこれはもう失格じゃない。次の2番手が繰り上がって当たり前でしょう。役所が間違っただけで最低価格を見積もったのに、この間違った価格を分かっていてどんぴしゃ落札、落としている。今度は2度目の入札は金額が百何十万円ほどね、上がってるんですよ、最初の入札より。百何十万円ほど上積みをして、またTさんが落札をしたと。やり直ししても再入札してもまたTさんが取っている。間違った見積もりであってもTさんが取れるという、これはどう、どのように説明しますか。

建設部長（東 正英君） 入札結果につきましては、業者間の公正な競争に基づいた入札の結果でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

3 番（川口幸義君） しどろもどろの御回答ですから、この件については、まだ深く追求をすればまだありますよ。うん。でもこの問題についてはね、皆さんが今後、綱紀粛正ということを私は頭に入れて置いて今質問をしている。いつも人の何倍も工事をもらわなければならないこういうことがあってはならない。この次の後の質問にもかかわる問題ですけれども、だから私はいつも恵まれない人たちの味方になって私は毎日行動しているんですよ。今度の仕事をこうもらえれば、子どもの学費も稼げるなあというこういう人たちの悲痛の訴えを私は毎日聞いている。ところがこの人たちはいつも仕事は、予算組むと必ずこの3人が当たるといって、こんだけ宝くじが当たる業者にね、我々宝くじ頼んでみたいの、このように思ったこともありますよ。それで、私はね、こういうことを、やはり解決するためにはどんな対策が必要か、ちょっと、当局に伺いたい。その偏った発注の在り方、この人がいつも他よりも勝って、入札が上手であるということであれば、業界はみんなプロなんですよ。何十年もこれで飯食っているから、1,000円や2,000円の差、切り詰めて彼らはきちっと見積もりをしてくる。だからこういうことをしない方法、例えば調整しようと思ったらできるでしょう、行政側にとって。だから私が今回提案しますけれども、A級業者においては、もう1億円を取ったら、もうあなた今年は止めなさいと、こういう提案、提案どうですかね。参考になりますかね、ちょっと議長。

総務部長（安田義文君） 何度も返すようで申しわけないんですが、私どもはもう、まず要綱に従って、公正・公明な指名にまず努めるということが第1だと思っております。その上で今、議員が御提案の請負金額に応じて指名という点なんです、私ども各ネットを見てもなかなか先例がございません。この辺につきましてはちょっと、ほかの団体の例も見させて勉強をさせていただきたいと考えております。

3 番（川口幸義君） 勉強させていただきたいと、ちょっと前向きに伺いましたので安心しましたが、例えばA級は1億から1億5,000万円まで取ったら、あなたはもう25年度はこれで終わりだよと、B級にあってはもう7,000万円が天井だ、C級は4,000万円以下だ、このようにしてね、役所が定義づければね、誰も納得するんですよ。不満はないと思いますよ。でも一つ、私が今回、工区分けをしたらどうですかということを、部長、工区分けについて。

総務部長（安田義文君） 工区分けにつきましては、なお一層の地域性をもう一つつくる形になりますの

で、なかなか大変じゃないかと、困難じゃないかと思っているところでございます。

3 番（川口幸義君） 僕はね、この工区分けやってもね、最低価格がもし相手に知れたら同じことなんだけど、工区分けとは、例えば笠利を二つに分ける。笠利の 1 工区で仕事をいただいた人はもうこの 1 工区にはもう今年はいれませんよ。住用を 2 工区にする、住用で 1 件取った業者は地元であると 2 回目は指名入らないんだと。中心街も 1 工区、下方、上方、これで八つに分けて、そうすれば最低でも 8 回は皆さん指名に入るわけよ。そのうちに 1 件もらえれば十分じゃないですか。今年もあんだ、37 億円も一般土木費は計上されているわけだから。そういう方向付けも、僕は将来的に考えたらどうですかと、このように思うんですがそれについてはいかがでしょうか。だからあなた方がおっしゃる地元とは、地域性とは、僕から見ればこれ、もう優先的に 1 2 社募るんでしょ、指名入れるときは 1 2 社。1 2 社指名委員会かけて、地元の人が 1 社おったら、俺が取ると、競争入札の原理から見れば違うんじゃないの。必ず地元がもらえるというその保証はなんですか。

総務部長（安田義文君） 先ほど来、私が申し上げてますのは、指名、私どもは要綱にのっとりまして、指名の公平性を保っているということでございます。その上で業者さんは競争入札でございますので、そのところは私どもが口を出すところではないというふうに考えておりますので、よろしく御理解お願いいたします。

3 番（川口幸義君） 土木業については、どこの町に行っても同じような問題があるか思いますけれども、僕は特にこの土木業者はですね、特定の業者が親分になって、この人にくっつけば仕事がもらえるよ、この人についたら情報がもらえる、こういうことがあってはならないから私はこれを取り上げているんですよ。もうこの人と組んだら必ず自分は仕事がもらえるんだと、親分が子分を作って、親分の顔で資格もないのが奄美市に A 級に上げていただいた。この業者僕はちゃんと調べてみたら、今回は 1 級土木士が 3 人もあった。これはよか、よかれと思いました。そのようにしてですね、やっぱり施工管理士というのは、それ相当の技術を持って、仕事を仕上げるということを、我々は認識しなければなりません。そういうことで工区分けについては検討する余地があると、将来的にこれも考えられるわけではないかなと思うんですけれども、これについては一応、僕はもう工区分けについては鹿児島県が工区分けやってるんですよ。一度、この工区に立った人は 2 度目指名は入れませんよ、これはもう業者の数が多からだとは思いますが、そういうことでですね、やっぱり必死になって生きている業者のことを思えばね、もう、この、群を抜いてね、3 年間で 8 億円も 7 億円も、3 年間で 0 円の業者もいる。こういう人たちのことも頭に念頭に入れて公共事業の発注に取り組んでいただきたい。これが行政の綱紀粛正にもつながるわけです。だからあなた方が綱紀粛正やらなければ、これいつも不公平がこれからも続くということ。一応土木行政についてはこれで。

議長（向井俊夫君） 次の質問をお願いします。

3 番（川口幸義君） 次は、平成 16 年から、その後の職員の指導体制について伺います。

総務部長（安田義文君） 職員によります勤務時間中の株取引が発覚した後の職員への指導体制ということにお答えいたします。綱紀粛正といたしまして、部課長会や職員に対しまして、服務規律の確保、信用失墜行為の禁止、職務専念義務等々について再三にわたり指導徹底をお願いし、再発防止に努めているところでございます。また、市民から親しまれる、信頼される職員となるよう、あいさつの励行、親切丁寧な対応、地域行事等への積極参加等につきまして、周知徹底を図っているところでございます。なお、議員御案内の、以上でございます。

3 番（川口幸義君） 皆さんが御存知のとおりであります。これは勇気ある職員の内部告発により、皆さんのほうにも同じような資料があると思います。私はこの問題を取り上げるにあたって、1年前から何とかせんといかんと思っておりましてですね、私にこのように、平成23年の、私が当選して間もない頃、役所の職員から、これ女の人だと思います。私を信じて手紙が来ました。これはですね、行政当局の悪口を書いているわけじゃありません。安心してください。自分の心配ごとを川口議員なら何とかしてくれるだろうという本人の思いを書いた手紙だから、だから皆さんに私は、公表しなかったんです。大事な問題であればちゃんと言いますよ。しかしこれは皆さんの悪口を書いているわけでもない。今から読み上げます。

書いたとおり読みますからね。突然のお手紙失礼いたします。今回の選挙で、ある人から川口さんの行動力と、強きをくじき、弱きを助ける心を聞き、手紙を送ります。同封の新聞記事のことで夜も眠れません。このNという男は、元奄美市の職員です。このNが市民課に勤務していた頃、平成20年頃、私の戸籍抄本と印鑑証明を取ることを委任しました。このNは市民課時代、不正な住民異動をしたと聞き、私たちも新聞記事と同じように詐欺被害にあっていないか心配です。他にも同じ悩みの人が何人もいます。市民課で証明書が不正に発行されていないか、議会で調査され、市民に公表してください。このことを知らない人もいます。もしものとき、訴訟資料にしたいと思います。悩んでいる人たちや夫とともに相談し、川口市議会議員に相談いたします。お願いいたします。助けてくださいと、このように結んでありますが、これはですね、この後、もうこれはちょっと読みませんので、でこれが発端で私はこの1年前からずっと、どなたが中身を詳しいかということで、僕はずっと聞き取りをしておりましたが、ある日、匿名の電話がございまして、何々課に行けばこの問題を詳しい方がおりますよと、電話いただきました。それが私は本人のところに行って、なかなか警戒をして私に明かさなかった。ところが僕はこの手紙を本人に見せたんです。これこれこういうのが来ているよと言ったら本人は罪悪感を感じて、いやあそうだったら僕は全部あなたに説明しよう、もうそういうことで今回はこの問題を私は取り上げさせていただきます。それでは、職員の内部告発の文章を読み上げます。最後の自由意見及び報告です。一読ください。これは行政当局の幹部に対してです。集団による市職員の法令違反の経過、平成17年から平成24年まで、その関係書類です。以前発覚したもの以外に、この集団による新たな事実が明らかになっています。すべてがこの集団により行われていました。このようなことはこれからもあり得ることです。派閥や集団による個人の思考や行動の洗脳、誘導、従わない者は排除、差別などが行われる可能性があります。一連の経過を把握した者として、またこの件について平成24年新人議員から聞き取り調査を受け、これは私のことです、聞き取り調査を受けたことも考え、最後の自由意見を及び経過報告をします。職員個人や集団の法令違反を、他の職員は俊敏に感じ取り、具体的な再発防止が行われないことにより、違反をまねる者も現れ、職員全体の志気も低下すると思います。平成17年4月、永田墓地整備担当として環境対策課へ異動、半年ほど過ぎた頃、年下の同僚と勤務をしているときに、勤務時間中に職場へ自分のパソコンを持ち込んで、1分1秒単位で金額の動くリスクの高い株取引を行っている職員Nがいること聞いた。しかも、課内を中心とした多くの職員が資金を預けて運用させている。金額も1口100万単位で、課内では1人2口から5口の500万預け、ほかに課以外の職員も預けており、その結果、かなり高額の利益があるとのことだ。この職員はNに預けて運用させる資金について、それぞれが銀行から借りているという。分単位で値動きが激しく、大きいリスクを背負っている、職員Nは株に集中するために、一日中パソコンの前を離れることができず、また取引行為を仲間以外に知られないようにするために、後ろを人が通らないような配置に席を配置してある。仕事も名目だけで、実際にはほとんどないと聞いた。その後、このことが気になり、元職の株取引実行者Nがパソコンに夢中になっているときに、後ろに回って何度かパソコンの画面を見たが、確かに株取引の画面と思われた。事務の分掌を調べたら、名目だけで、明らかに事務量が少ない。仕事に関する記録も調べたが仕事をしたような形跡がなかった。株取引に集中させるために、課内の仲間による意図的な操作は感じた。証拠を確保するために、Nがパソコンに夢中になっているときに、そっと近づいて株取引画面を抑えようとしたが、近づいた途端に画面を消す。感づいて警戒しているようだ。この頃から仕事

上の決裁伺いに対し、仕事の内容ではなく伺書の文章、表現等で注意をされ、決裁印鑑がもらえないことが多くなり、勤務時間中の株取引行為を直接注意し、または調査している私や同い年の同僚に対するパワハラを感じるようになった。平成19年、変化が起きた。年下の同僚から株取引の実行者Nが税務署から何百万の追徴課税されたと、Nが出資金勧誘のために配ったという所得情報を受け取った。職員は給与以外に、株所得が平成16年度30万円、平成17年度は1,000万円、平成16年度には6,200万円であった。偶然か、事務分掌も16年度から段々少なくなっており、事務の量の一番少ない平成17年度の株所得が一番多い。その頃Nが総務課長に勤務時間中の株取引の現場を押さえられ、観念して課内の複数の職員から、資金を預かり勤務時間に株取引をしていることを白状した。Nとその仲間が総務課から口頭注意を受けた。19年度異動、Nとその仲間の一部は異動し昇格などをした。この株取引の一連を把握している私は、総務課のこの対応に納得できず、内部から自浄作用を起こす必要があると感じ、またこのグループのほとんどが元職員組合幹部や元役員であったために、職員組合とも協議をした。組合三役とともに、市長応接室で総務部課長、総務係長に対し、N及びその仲間、億に近い金を儲けているばかりか、本来の仕事をおろそかになっている。Nと係長が2人で担当していた廃自動車の不法投棄対策事業も、平成17年施行の自動車リサイクル法に基づく不法投棄対策支援事業を活用すれば、すでに終わっているはずが、知名瀬や根瀬部に不法投棄された、廃自動車の処理、手がつかずのまま残されている。これから先このようなことが二度と起こらないように、対策・対応を申し入れた。この後はですね、あのリサイクルの問題ですから、私はこれはちょっと質問出してませんので、一応これはこれにて終わりたいと思いますが、このNがですね、市の職員は大阪で、このN氏はですね、その後奄美市を退職して、大阪の天王寺のハローワークで非常勤で勤めておりましたね、ここで行政書士偽造の借用証書提出容疑で逮捕。これは財産を奪う目的で知人の親族を連帯保証人にして、虚偽の借用書を作成し、公正証書役場に提出したとして、天王寺署に26日公正証書原本不実記載容疑で阿倍野署に逮捕されたとこのように結んであります。これは元、この本市の職員なんです。このようにしてですね、こういう株で儲けて、今度は友人の財産を乗っ取りしようと、そういうことで、19万円しか借りていないものを1千9百何十万円か貸したと、虚偽の申告をしてですね、公正役場に行ってそれを記載した、これが裁判になって、後でばれたと、これで逮捕状が出たという、こういうなっておるんですけども。これでですね、行政としてですよ、要するに機構として、こういった案件は、これは今朝山市長の以前の問題だけでも、市長もびっくりされたと思うんですけども、その以前の前市長の時代の問題でありますけれども、行政にとっては永久に解決しなければ時効にはならないということをね、民と民はね、年数が経てば時効になるんですよ、しかし行政というものはある限り、時効にはならない、永遠に。そのためにはどのようにして、機構というものが服務規律を今後どのようにしていくか。例えば市民憲章のように、毎朝何かを掲げて朝礼をすとか、そうしない限り市民にとって、役所とは心のより所である、自分たちが一番信頼している役所。この役所にあって、こういう問題が発覚するとなれば、これ以上の市民にとってショックはないと思いますよ。これはあくまでも私から見れば、市民が信頼を損なう、市民に対しての背信行為であるということをね、私は強く、あの肝に銘じていただきたいと思ってるんですが、これについて何かございましたら。

総務部長（安田義文君） 勤務時間中に株取引をし、係長等複数の職員がかかわっていたということは、そういう職場の雰囲気、風習等があったという機構上の問題があったのではという御指摘につきまして、このような事案が生じた背景には、服務の基本でございます全体の奉仕者としての自覚、これや職務専念義務の徹底がなされておらず、公務員としての意識が薄れていたことが大きな要因であったものと考えております。これらを踏まえて、再発防止の取組といたしましては、公務員倫理の高揚を図る職員研修の実施や人事異動時の配慮を行うとともに、各職場におきましては議員御提案のとおり、週1回月曜日に打ち合わせをすとか、業務を担当を長くなった場合はローテーションをすとか、そういうことにも取り組んでいるところでございます。更に、年末、年度始め、各選挙前等におきましては、服務規律の徹底等を示した綱紀の肅正通達の全職員にメールし、その際の部課長会においても周知の徹底

を指示しております。また、今後の取組といたしましては、内部監査の励行、更に公益通報者保護法、これの周知を図りまして、相互牽制による組織の健全化にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。これまで以上に職員が報告、連絡、相談等をしやすい、風通しのよい職場づくりを各部課長と連携を取り合い、危機感を持って取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

3 番（川口幸義君） 念のために平成20年度はですね、株取引で8,179万、この方は役所内で、家庭からパソコンを持ち込んで、操作をして儲けた。しかしですね、株取引そのものは違法性はないです。法律で認められているから。ただ、役所という公共の市民から付託をされた行政の中で、この機構の中でこういう事案が発生したというところに、大きな問題があるんであってね、これは誰も悪いとかいう問題じゃないですよ。この機構そのものがそういう雰囲気を持たざるを得ないような状況にあったから、この案件が堂々と昼間できたと、こういうふうには私は考えるので、もう朝山市長になってから、もう4年、もうやがて迎えるようになってきますので、市長さん、こういった点もですね、肝に銘じて、市民から信頼を受ける役所になってもらいたいと思います。

それから、それからですね、3番目、世界自然遺産登録後の観光地に適しているのではないかといいことですね、奄美市北部景観地提案ということで、明神崎、これが一番奄美群島では景観がいいのではないかといろんな方から伺いましたので、この明神崎について、将来的に観光バスがそこに寄りつくれるような、いわゆる展望台を作ってほしいという、結構、内地の方がね、結構僕に来るたびに話すんですけども、ここらあたり将来的にどうでしょうかね。誰か、答えられる方。

市長（朝山 毅君） それでは、このことにつきまして私の方で答弁させていただきます。議員御提案の笠利地区用安集落の明神崎、正式には明神崎（ミョウガンザキ）というそうでございます、につきましては、過去映画のロケ地や皆既日食時には音楽祭なども開催されまして、優れた景勝地であることは、皆さん御案内のとおりでございます。その明神崎周辺は民有地が大半を占めているようであります。これまで市としての具体的な整備計画はございませんが、議員御質問の場所は西は崎原海岸、東は喜界島、そして空港、北は龍郷湾、そして南は太平洋など、すばらしい景観、眺望の場所であります。今後、整備を検討していくといたしましても、土地所有者との権利調整、協力、そしてまた整備費用の観点から今しばらくは時間を貸していただきたいと思います。まずは笠利地域北部においては現在進めております、笠利地区における観光客の集客体制といたしまして、あやまる岬観光公園を核とした観光整備が優先されておりますので、それを推し進めてということ、いうことになろうかと思います。具体的には平成19年度にまとめました、北部観光、北部奄美観光拠点施設整備基本計画を基に笠利町一円を対象とした周遊型観光の確立や地域活性化を目的といたしました歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトの策定に向け、現在、進めているところでありますので、それらを優先しながら観光景勝地をやはり今後とも検討課題としてまいりたいと思いますから、御理解をいただきたいと存じます。

3 番（川口幸義君） 将来的には、明神崎の将来的な開発もしていただいてですね、一番景観のいい場所だと思っています。右には崎原から市崎まで見える、それから喜界島、このような景観のよいところでございますので、是非、将来ここあたりの取組もしてもらいたいと思います。結びになりましたけれども、これについてはお答えする必要ありませんが、市長さんも、今年は選挙の年でありますので、先ほど同僚議員の質問の中でやる気が私には見えましたが、こういうこと言っているかも知れませんが、前市長の負の遺産を引き継いで、しどろもどろ頑張っておられる市長さんを見ると、私はアリさんが自分の体の何倍もの大きな荷物を背負っている、こけたり立ち上がったります。これを見るとね、私は正義感が強いので、何とか助けてあげたい、お手伝いしてあげたいなあとこのように思っておりますので、一つよろしくお願いします。これで終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で、無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前 11 時 45 分)



議長（向井俊夫君） 再開いたします。(午後 1 時 30 分)

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

10 番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。一般質問、3 番目でございます無所属の戸内恭次です。

一般質問の前に所見を述べさせていただきます。アベノミクスにより、鰻登りの株価も乱高下を繰り返し、油断できない状況であります。経済環境の安定で国民生活に寄与できるようにと願わずにはられません。さて、我が奄美におきましては、人口減少に歯止めがかからず、経済縮小が進むばかりです。先日の伊藤知事の発言にもございますが、定住人口の変わりに、交流人口を増やそうということが述べられておりました。その目的もあったのでしょうか、今盛んに 1,000 人視察団の問題が取り沙汰されております。このことは、航空路線確保の必要性を伊藤知事の思いとして表れているものと理解するものです。そこで最初の質問となりますが、航路確保のため、拡充のため、多くの先輩たちが努力されたことに深く敬意を表するものです。しかし、時代は進み、生活路線の確保から観光客誘致の必要性が叫ばれるようになりました。これといった島おこしの起爆剤の見つからない中、格安航空路線は緊急の課題だと考えます。最近の群島内でのさまざまな動向を鑑み、この点について市長の御意見を賜りたいと思います。

次の質問からは発言席で行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 戸内議員にお答えいたします。最近の航空、航空路を取り巻く群島内の動向を、ということではありますが、近々新聞等を拝見し皆さん御存知のとおり、奄美・沖縄の世界自然遺産登録への取組が進んでいる中、今年 5 月 12 日に徳之島 3 町の民間の商工観光などの関係 25 団体が地域振興の妨げになっているであろう割高な運賃の値下げに向け、地域一丸となって署名活動や、国や県への陳情、要請活動を行うことを目的とした航路対策協議が組織されたことは承知しているところであります。このことは長年に渡り、同じく航空運賃の軽減化を求めてきた本市、また群島民にとりましても歓迎すべきことであろうと思います。このように航空運賃の低減化につながる方策につきましては、群島民全員で知恵を出し合い協力しながら、官民ともに進めていかなければならないことと存じております。そういう中で先般市町村長で構成する、また民間関係団体と構成する航路対策協議会がございました。その中でも、航空運賃・航路運賃の低減、そして奄美から搬出する物流のコスト低減等について話し合いがなされております。今時の奄振法、また次期奄振法の改定に、時においては、航空航空路線の運賃の低減化についても、強く国に要望しているところであります。そのような環境の中で、奄振の継続はもとより、その内容の充実・強化、その大きな柱は航路・航空路運賃等の削減・低減、そして物流コストの低減についてのことでありと認識をいたしております。そのような形で、地元成長戦略ビジョンにも掲げておりますとおり、県とのすりあわせの上、近々国のほうに具申なされる運びになっております。その中にもしっかりとそのことをうたっておりますので、今後とも引き続き、長年の政治課題であるこのことについては、今申し上げましたとおり、官民・全島民が一丸となって取り組んでいく課題であると、認識しているところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

10 番（戸内恭次君） ありがとうございます。今市長の見解というのは、従来から官民一体となって航空路線、あるいは航空運賃の低減をみんなで勝ち取ろうと、それは全く従来からの御意見でありまして、また御答弁でもありまして、それではとても航空路、格安航空運賃の路線は確保できないというの

が、昨今の状況であります。そこで2番の、離島、これ離島航路と書いてますが、奄美、これは奄美群島航路対策協議会ですね、これと絡んでの質問ですが、奄美群島航路対策協議会ですね、いろいろ議題になったようでございますが、13年度事業計画ではということで、航路対策離島航路補助制度の拡充強化、群島内各港湾施設整備の促進などに航空路対策、航空運賃引き下げによる支援促進、群島内各空港路線の維持拡充など、関係機関団体との連携強化、奄美・大阪・東京間の離島割引制度導入に取り組むとしているというような記事が載っております。このことについてもう少しお聞きしたいんですが、この協議会の中で、航路対策、航空路対策、うんぬんと先ほど申し上げましたことについてですね、もう少し詳しくお話いただきたいと思います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長（川口智範君） 今議員がおっしゃいましたような内容で、私どもも承知をいたしております。それ以上でもそれ以下でもございません。

10番（戸内恭次君） 今年の第1回定例会ですね、12市町村並びに議長会で構成する航路対策協議会などにおいて、十分な議論をやっていきたいと考えておりますというふうな答弁をいただいているわけですが、今のお話ですとよく理解できません。私が申し上げたいのは、そのもう少し具体的にですね、具体的にお話がなされたこと。私は前の議会では、新たな飛行機を購入してそれを飛ばすことによって、航空運賃を安く確実にできるんだと。そのためにはどうしてもその対策が必要ではないかと。いわゆる航空路線に対する割引の補充ではなくて、機材の購入に対しても議論ができないかということをお願いしたつもりでございまして、このようなことをですね、議論するというふうに思っておりましたけども、その日は議論はなされたのかなされなかったのかお尋ねします。

商工観光部長（川口智範君） そういった議論はなされておられません。先ほど来申し上げておりますように、市長からありましたように、法を延長した上で航空運賃の軽減、農作物の輸送コストの軽減及びこれらを担保するための国へのお願い、交付金化の話、こういった部分に皆さん一生懸命になっているところでございますので、ジェット機購入うんぬんという議論はなされておられません。

10番（戸内恭次君） 今までですと、ああそうですかと、これで終わるんでしょうけれども、その答弁あるいはそういうやり方ではもう、航空運賃は安くならないというのは証明されております。そういうことですね、その対策の一つとして、もっと具体的な機材補助でありますとか、赤字路線に対する具体的な補充とか、そういったことに対しては、数字的な問題等も含めて何か具体的な話が出たんだろうと思うんですが、ただお願いをします、お願いをします、これで航空運賃が安くなるのであれば、今までもう安くなってますよ。それではいけないということで、郡民、それぞれの地域で、声を上げているわけでございます。もっと具体的な話は本当あったんじゃないんですか。教えてください。

商工観光部長（川口智範君） 先ほど来申し上げておりますとおりの話で私は伺っております。また職員からはそのような報告を受けております。

10番（戸内恭次君） はい、分かりました。そういうことであれば望みは薄いと、航空運賃が安くなる望みは薄いということをはっきり申し上げておきます。今までにそれでは航空運賃は安くななかったということで、その奄美への観光客誘致等についても、まだまだ増やさなきゃいけないという市民の願いも届かないということだろうと思います。これ以上、この航空路線対策についての協議会の討議について申し上げても、なかなか話は出てこないと思いますので、それでは次に移ります。

3番目、航空機購入に対する補助金制度について、これについて従来からお話を伺っておりますが、

この航空機ですね、補助金、JAC以外にも適用可能か。例えば別会社が乗り入れをしたいというときに、そういう従来JACに対して補助をしているようなことを考えることができるのかということと、沖縄を含めた他地域での現状について、1、2と一緒に御答弁いただければと思いますがいかがですか。

商工観光部長（川口智範君） 航空機購入に対する補助金制度についてでございますが、交付要件として、離島に就航する航空会社が9人乗り以上滑走路が1,500メートル以下で就航できる航空機購入をする場合と規定されております。補助金の内訳といたしまして、国が45パーセント県が25パーセントで、赤字、赤字や競合路線は問わない制度でございます。このことから要件が合えばJAC以外でも適用が可能でございます。併せまして他地域でも補助率の問題でございますが、沖縄県のほうに問い合わせをしましたところ、沖縄県においては国の補助率が75パーセント、鹿児島県は45パーセントでございます。県の補助につきましては25パーセントで変わっておりません。従いまして実質的には鹿児島県が70パーセント、沖縄県は100パーセントという形になっております。以上でございます。

10番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。大変あ的重要なお話だと思いますが、離島を飛んでくる飛行機であれば、いわゆるJAC以外でも十分その補助対象になるということで、大変安心をいたしました。と言いますのは、やはりどうしても、路線は独り占めでは安くないということで、JAC以外の路線も十分考えられるからであります。そういうことでJAC以外の航空機に対する補助ということもあるということで安心をいたしました。それと沖縄との比較でございますが、沖縄のほうは国が75パーセント県が25パーセントということは、沖縄を飛んでいる飛行機はもうほとんど100パーセント補助金で買っているというような理解ができるわけでございますが、その、そういうところまではこう詳しくは調べてないわけですね。一応私の今申し上げているとおり、もう100パーセント、そして航空機は補助で、後は離島を飛ぶと言ってもですね、ジェット機もあるんですが、これが沖縄の場合は一回り、奄美・東京間よりも一回り小さい飛行機でございまして、これもジェット機ですね、これについて適応されているのかなあということを考えるんですが、そういうことについてはいかがでございますか、調べてないですかね。ジェット機について。

商工観光部長（川口智範君） ジェット機、プロペラ機、これを問わずにだと、私のほうでは認識していただいております。プロペラ機だから駄目、いやよくて、ジェット機は駄目というような規定は、私、私が持っている資料の中では見当たりませんので、どちらでも、大丈夫だというふうに考えております。

10番（戸内恭次君） ということは沖縄のジェット機は相当の航路があるんですが、これがもうほとんどただ同然で、ただでその機材が入っているということになるのだと思って、改めて驚きですが、やはりそういうこともあるんでしょうかね、石垣島と那覇間ですね、航空路線が約、これジェット機なんですけども16便から17便ということなんです。これと比較して奄美の場合が鹿児島、プロペラで8便ですね。その差もものすごく大きいんですが、また7月からはですね、スカイマークが那覇・石垣間4便、7月から就航すると。9月からは、夏場のみというようなことらしいんですけれども、ピーチが就航すると。そしてスカイマーク4便については、那覇から石垣を5,000円の航空運賃に設定しましたと。そうしましたら、普通1万5,000円、1万6,000円の、那覇・石垣間の航空路にJALはやっていたわけですが、それが4,800円、スカイマークに対抗して4,800円に値下げをするということになっているらしいんですね。こういうことで、石垣島・那覇間も、離島航路であればということは、そういうジェット機に対しても補助が出されているという理解をできるということとあります。そしてまた鹿児島県においては、国が45パーセント、県が25パーセントということは、これまた他の便が鹿児島・奄美間ではなく、大阪・東京から奄美に飛んでくる飛行機も、こういうジェット機であっても、いわゆる9人以上1,500メートル以下の滑走路を使うということであれば、補助対象になるということの見解のようでございますので、これは新たな航空路線問題については、大変大

きな望みのあるお答えだとお聞きいたしました。

次４番目、チャーター便等への各種補助事業拡大についてでございます。いきなり飛行機を購入ということもできないかもしれませんが、しかし、対立路線を作るということでチャーター便ということも、十分考えられるものですから、こういう路線についてのですね、事業、事業者に対する補助ですね、これについて何か教えていただければと思いますが、いかがでございますか。

商工観光部長（川口智範君） 先ほど私の言葉が誤解を受けたようでございますが、離島っていう部分でのお話、県内でのお話ですので、あくまでも。東京・大阪を念頭においた部分での話はいたしておりませんので、あくまでも鹿児島県を中心とする部分で、奄美にとってはです。また併せて沖縄にとっても、那覇を中心としての路線だということで御理解いただければと思っております。

それで議員御質問のチャーター便などへの各種補助事業拡大についてお答えします。定期便につきましては鹿児島県の着陸料の減免措置がございます。以前からチャーター便を就航するにあたり、着陸料の負担が大きく、チャーター便市場の阻害要因であり、定期路線並みの着陸料の減免を求める声がありました。これを受けて奄美群島の観光関連１２団体が官民一体となり、平成２４年２月２０日、鹿児島県にチャーター機の着陸料の減免に関する要望書を提出しております。結果として奄美群島の空港において、平成２４年５月１日からチャーター便の着陸料は定期路線並みの減免措置がとられています。また奄美大島５市町村で組織する奄美満喫ツアー実行委員会において、本年度定期航空路線以外から新たな誘客の期待ができる国内チャーター便の誘致促進のため、国内航空チャーター便支援事業を創設し、国内航空会社への助成事業を始めていることもご報告いたします。

１０番（戸内恭次君） 大変素晴らしいことだと思いますが、今年の５月１日から減免ができたということですね。部長、そういうことでよろしいですね。はい。そしてその後もいろいろ便宜をはからってくれるということで、これ大変有り難いことでございます。ついでに大変恐縮ですが、この着陸料もそうですが、航空燃料等について、あるいは奄美空港の施設設備を使うことについてまで、もしお答えいただければということですがいかがですかね。

商工観光部長（川口智範君） 燃料のほうは私どもはなかなか把握できないのが現状でございます。ただ県の歳入でございます着陸料、停留料につきましては、２４年度の決算がまだでございますので、直近の部分でございますと平成２３年度の着陸料、停留料が奄美空港で１億７、５３０万３、０００円が着陸料、停留料となっておりますが、これを減免いたしまして、実際の収入額は２、８６２万３、０００円、これが鹿児島県が奄美空港で徴収している部分でございます。

１０番（戸内恭次君） ありがとうございます。

次２番目の日本エアコミューターＪＡＣの現状と課題についてを御質問いたします。ＪＡＣについては４１億５、０００万円をこの議会において補助を受けてるという話を聞かせてもらったんですが、その１番目のですね、受け入れ補助金の内訳、これは機材補助なのかそれとも赤字の補てんなのか、器具の補助なのかですね、種類が３種類ほどあったと思うんですが、それについてお答えいただきたいと思えます。

商工観光部長（川口智範君） 航空機購入費補助制度からまずお答えいたします。平成８年度から１７年度にかけてサーブ機２機、Ｑ４００を３機購入しておりこれに対する補助を行っております。機材の購入費が１０３億１、８０３万円、内国補助が４１億５、０３２万円、県補助が２３億５７３万円で補助金の合計額といたしましては６４億５、６０５万円となります。

次に運航費補助制度についてお答えいたします。現在の補助対象路線の要件は４点でございます。まず１点目が補助対象路線に経常損失が見込まれること、当該離島航空路線によって結ばれる地点が、当

該離島にとって最も日常拠点性を有していること、3点目に船舶などの代替交通機関による所要時間が概ね2時間以上であること、4点目に2社以上の航空運営事業者が競合する路線でないこと、こういったこと4点が要件となっております。補助対象経緯といたしましては、実績損失見込額と標準損失見込額のいずれか低いほうの額を国と県が同額補助する制度でございます。平成11年度に創設された制度であり、平成11年度以降の補助総額は7億5,264万円となっております。そのほかの補助制度といたしましては、衛星航法補強システム受信機購入費補助制度がございます。この制度は離島航空路線の就航率の向上等を図るため、離島路線就航機材に衛星航法補強システム受信機を搭載する費用について補助いたしております。平成19年に制度が創設され10機に搭載された費用は1億9,497万3,000円であり、国から45パーセントの8,137万9,000円、県から4,520万9,000円が補助金として支給されております。

10番（戸内恭次君） お尋ねしますけれども、いま赤字路線に対する4点のことについては分かりました。ということはこれあくまで赤字路線ということであって、機材ではないということであるということとで認識をいたしております。それから2番目ですね、前年度の県への支払総額、3番目、前年度の国への支払総額、これはですね、国の施設、県の施設を着陸、あるいは誘導等に使うわけなんです、そこ、その差をですね、どれだけ支払っているのかなということでお聞きしたいんですが、お願いいたします。

議長（向井俊夫君） 部長マイクをですね、手前に倒して答弁をお願いします。

商工観光部長（川口智範君） 議員御質問の前年度の鹿児島県への支払い総額についての御質問ですが、鹿児島県港湾空港課に問い合わせをしましたところ、先ほど申し上げたように24年度の集計はできてなく、また特定の航空会社については回答できないということでしたので、先ほど申し上げましたように、平成23年度の奄美空港の県の歳入の着陸料・係留料は、2,862万3,000円ということでございます。ここまでしか私どもとしては調査できておりません。国への支払いについてでございますが、着陸に伴う経費等で国に支払うものは特にございません。

10番（戸内恭次君） 2番目についてお答えできないというのは、特定のその、特定のというか、その一つの業者がですね、従来から言われている競争相手に情報を知られては困るということで、それは困るんだろということも理解できなくもないんですが、しかし県のほうがですね、そういうことを情報提供できないってのは、おかしいと思います。しかも、このJACは市町村長が、市町村が40パーの株も入っているわけでございます。そういうことで、これ以上お答えもいただけないでしょうから、残念ながらこのお答えはまた再度調査をするということで次の質問の、国への支払い総額が支払われていないと、これもどうもおかしいなあと、いわゆる霧が深く誘導するために、あるいは管制塔の問題等、国土交通省がかかわっている問題がいわゆる機材等利用するということで、そういうことが一般的に分かっているにかかわらず国土交通省に支払った金額が教えられないというのは分かりますが、ないということはどうしても理解できないんですが、本当にないんですか。

商工観光部長（川口智範君） 私どもが調査した限りでは、特にないということでございます。

10番（戸内恭次君） 次の質問に移ります。またそのことについては調査をしなきゃいけないと思います。

次、役員数と手当総額ですね。これについて、決算書がいただけないもんですから、あるいは一つ材料としていろいろ周辺から情報を得たいということでこういうことをお聞きするわけでございますが、役員数と手当総額について教えてください。

商工観光部長（川口智範君） 議員もおっしゃいましたとおり、損益計算書その他、財務諸表関係の書類につきましては公表を差し控えるということで、同じでございます。奄美市は10パーセントを有する株主ではございますが、この株主としての責務等を考えた場合には個別の会社に関することは差し控えたいと存じます。

10番（戸内恭次君） 承伏いたしかねる問題でありますけれども、従来からJACの上層部のほうも公表しないということでは言っているらしいので、仕方ないのかと思いますが、しかし、JACというのは40パーの市町村が株主になっており、そしてまた、市長が取締役になってるんですね。そういうことで、少なくとも取締役として在籍しておられるわけですから、その説明責任、あるいは市町村の株主として住民の税金を投入しているということについての説明責任もあると思いますが、その点について市長はどういうふうに思われますか。

商工観光部長（川口智範君） おっしゃいますように、市長としての責任もございます。また併せましてJACの取締役としての責任もございます。両方が満足するような形での調整しか私どもとしてはできないものだと思っております。一方に偏るわけではなくて、両方が満足するような現行法の中では、このような対応しかできないということを御理解いただきたいと存じます。

10番（戸内恭次君） 次に控えておりますので。
次に職員数と給与総額、いかがですか。

商工観光部長（川口智範君） 先ほど来の話と同じでございますが、個別の会社に関することにつきましては、差し控えさせていただきたいと存じます。

10番（戸内恭次君） 承伏いたしかねますけれども、次の質問です。
パイロット人数と給与総額についてです。

商工観光部長（川口智範君） 個別の会社に関することにつきましては、差し控えたいと存じます。

10番（戸内恭次君） 失礼いたしました。それではですね、お答えいただける範囲のまずお話から伺いましょうかね。8番が抜けておりますので、7番の3年間の売り上げ推移、9番3年間の補助金導入の推移、10番機材購入予定について、11番今後の航路拡充について、12番JALからの機材リース料の総額について、13番JAL以外からのリース料支払総額についてということで、ここまではJALとの関連ですので、お答えいただける項目は何番でしょうか。

商工観光部長（川口智範君） 3年間の売り上げ推移につきましては先ほど来申し上げているとおりでございます。なお、私どもとしましては積極的に公表すべきだというような法律とか、こういったものがあれば、これはもう当然法律に従うつもりでございますので、念のために申し上げます。

運航費補助制度の、補助のみ過去3年間受けております。3年間の補助金導入の推移ということで、運航費補助制度の補助のみ過去3年間受けております。具体的に申し上げますと平成22年度は喜界・奄美路線に国・県から1,045万円、徳之島・奄美路線に4,659万2,000円、与論・沖永良部路線で1,825万8,000円、22年度合計が7,530万円の補助を受けております。平成23年度は喜界・奄美路線に国・県から1,975万6,000円、徳之島・奄美路線に6,295万4,000円、与論・沖永良部路線で1,011万6,000円、与論・奄美大島で2,072万2,000円の合計1億1,354万8,000円の補助を受けております。平成24年度は喜界・奄美路線に

2, 065万9, 000円, 徳之島・奄美路線に7, 826万2, 000円, 与論・沖永良部路線で1, 159万4, 000円, 与論・奄美大島で2, 858万2, 000円の合計1億3, 909万7, 000円の補助を受けております。

次の機材購入の予定についてでございます。機材購入の予定につきまして, JACから伺った内容を御報告いたします。サープ機は1号機導入から20年を経過し, 後継機材の導入を本格的に検討すべき時期に来ており, 社内での機材更新の検討を始めておりますが, 更新時期をはじめまだ具体的に決まったものはないとのことでした。なお, JACの所有する全22機の航空機の機材更新には, 総額で数百億の投資が必要であり, その投資に耐えうる企業体力をつける必要があるとのことでした。

今後の航路拡充についてでございます。現時点では具体的な計画はありませんが, 奄美群島航空路線の拡充は常に念頭において事業運営を行っているようでございます。JACとしては2010年度に9路線の内陸路線から撤退する中で, 奄美・福岡路線を開設しているのが航路拡充の最近の例ということでございます。

次のJALからの機材リース料の総額についてでございますが, これについても先ほど同様個別の会社に関することですので, これは差し控えたいと存じます。

次のJAL以外からのリース料支払総額につきましても, 同様でございます。

10番(戸内恭次君) はい。ありがとうございます。機材購入の予定, 機材購入予定が100億円を超すという, だそうで, これは新たな, 新たな持ち出しとして県・国が75パーセントですね, 75パーセントですね。これだけの補助があるということですので, 私はJACの経営というのは, 国・県のおかげで順調にいくものだなと思っております。そこでもう一つお尋ねなのは, 今まで赤字路線についての説明を受けましたけれども, 鹿児島・奄美間については補助金がないということは, 相当の黒字が出ていると, いうことで理解してよろしいですね。鹿児島・奄美間については補助金が入ってませんね。

商工観光部長(川口智範君) 補助対象路線は現在4路線でございます。奄美・鹿児島については赤字補助対象路線とはなっておりません。

10番(戸内恭次君) そこで, 補助対象4路線と黒字の鹿児島・奄美間, 鹿児島・奄美間を利用する, これはもう, 同じ島民というか郡民ですから助け合いをしなければいけないという大前提のもとなんです, 鹿児島・奄美間で稼いだものを離島に回している。それでも足りなくて補助を受けているというふうに考えられるんですが, そこで一つの考え方として, 鹿児島・奄美間を別法人, 別路線, 路線と言いますか, 別航空会社と言いますか, そういうふうなことになるまいりますと, この4路線を受け継いだJACが, JACが赤字補てんを受けながら, これはこれでやっていけると, そういうふうに理解するんですが, 株主総会でもありませんけれども, もしそこら辺りの私の意味が分ければ, いかがですか。

商工観光部長(川口智範君) JACの, JACがまず設立になったのは, 奄美群島の空を守るというのが大きな意義があったと思います。奄美群島全土を守るという意味でのお話だったと私どもとしては理解しておりますし, その面で私どもとしてはJACを育てていき, その上で航空運賃の軽減化につながると, あるいは生活路線としての, 奄美群島すべての生活路線としての路線確保を, 維持を図っていくという思いでございます。個別・具体的な収支につきましての部分もお話はあろうかと思います。ただ私どもは一番注意しておりますのは, 先ほど申し上げました赤字, 赤字路線についての補助が平成11年度から始まっているわけです。10年度まではそういう制度がなくて, ずっと赤字を続けてきた, きていたという現実的な話もございます。したがって, この前からも, この前の答弁でも申し上げ

ましたが、全体としてJ A Cの健全経営を図ることが、奄美群島の航空路線を守ることになるものだと私どもとしては考えているところでございます。

10番（戸内恭次君） 私は奄美・鹿児島間はですね、今8便ですね。石垣島・那覇間が16便、しかもジェット機ですね。これが本当に格安航空運賃5,000円になるという、そういうことですね、これを参考にしたときに、鹿児島・奄美間はもう少し、もう少しというか、思いっきり安くしていただいて、東京から鹿児島、奄美っていう路線が、格安であるというふうにすればですね、奄美空港の利用者も増え、それを起点とした与論・沖永良部・喜界・徳之島路線もですね、増えていくだろうと思うんですが、そういうことについても是非、何らかの機会の際に言っていただきたい。鹿児島・奄美間の黒字を赤字補てんに今使っている。全体で、全体で路線を守るのは理解できますけれども、それがあまりひどくなりますといわゆる活性化のための格安航空運賃を目指す立場からすれば、いかがなものかと思います。奄美・鹿児島、奄美の離島を中心とするためのJ A Cであったのが、今は全国離島を廻っているということもありまして、その点もですね、十分調べていかなければいけない問題だろうと思います。奄美のためのJ A Cであったのが全国のための離島、それはそれでいいんですけどね。そういう拡大が果たしてJ A Cの財政負担・経営負担にならないのかなという気持ちもいたします。それと11番目の航路拡充についてですが、ジェット機をですね、鹿児島・奄美間を飛ばして欲しいんだと、観光事業のためどうしても必要だということで、陳情も去年の9月の26日に、国土交通政務官室でですね、J A Cの社長にも陳情いたしましたが、何か変化があるのかなと思ってお聞きしているんですが、ジェットについての路線拡充ということについては何かお話しはないですか。

商工観光部長（川口智範君） 私どもも鹿児島・奄美路線のジェット化・大型化につきましては、度々お願いをしているところでございます。具体的な報には接していないというのが現状でございます。

10番（戸内恭次君） このようにですね、J A Cの方にも陳情しても、なかなかいい返事がもらえない。私どもが視察調査で東京の奄美会の皆さんとお会いしたときも、奄美会のほうがJ A Lのほうに直接陳情に行った。ところが返事すらもらえないと、こういうことですね、J A Lの姿勢がそのころ非常にこうJ A Lの危機があった時期だったからかもしれませんが、そういうような、全くこう無視されると、陳情が無視されていると、直接奄美会の皆さんが行ったんだけど無視されているというようにお話も伺いまして、今のJ A Cの話とダブらせて考えているんですが、是非、その付近は住民の気持ちをですね、伝えるような努力をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。14, 15, 16, といきますけれども、優待券の毎年ですかね、300枚ほどいただいているということなんですが、その種類ですとか、過去の実績ですね、それを教えてください。

総務部長（安田義文君） まず1点目の優待券の種類と過去の受入状況についてでございます。日本エアコミューターの株主割引券につきましては、割引券1枚につき片道1区間、1名分でございますが、これを50パーセント割引で利用できるものでございます。これまでの市の割引料の受領枚数といたしましては、平成18年度から21年度までは年間240枚、22年度から25年度までは年間258枚を受領しております。

次に15番目の優待券の・・・

10番（戸内恭次君） 今優待券の受入状況をお話いただきまして、18年から240枚、というようなことですが、この種類ですが、全額免除の優待券とか、5割以外に2割引きとか、そういう種類があるかと思って私は聞いているんですが、優待券全額免除の優待券もあったんじゃないんですか。

総務部長（安田義文君） 今答弁いたしましたように、私どもに配られておりますのは、先ほど申し上げました50パーセント割引1種類のみでございます。

10番（戸内恭次君） 50パーセントというと相当大的な金額ですよ。鹿児島・奄美間、あの旅行者が大変高い高いと言っている中でこれだけいただいているというのは、これがですね、一般住民の皆さんに何らかの形で還元されているのであれば、これはこれでまた株主だからという気持ちにもなりますが、これが全部役所の中で消化されていたと、いうことであるんですかね。15番、次の利用実績について教えてください。

総務部長（安田義文君） 日本エアコミューターの株主割引券の利用状況につきましては、今御案内のとおり、1番目には職員の出張時に使用いたしまして、旅費の軽減に努めております。また僅かではありますが、奄美市だよりの広報クイズ、回答者のほうへ抽選で交付して市民への還元を行っております。最近の利用実績を申し上げます。まず職員の出張に利用した分としまして、平成23年度は利用区間233区間でございます。これによります旅費の軽減額9万8,600円でございます。24年度につきましては、利用区間234区間、旅費の軽減額9万8,600円と、この旅費の軽減額というものが、公費の旅費の軽減でございます、即ちこれも市民全体への還元分だと考えておるところです。それと奄美市だより広報クイズ回答者分の景品としての支出につきましては、23年度が25枚、24年度が24枚となっております。

10番（戸内恭次君） それ以外の年については、平成18年からの株主優待券があったということなんです、それについてはどうなんですか。

総務部長（安田義文君） すいません、今手元にはですね、先ほど申し上げました23年度と24年度の実績を持ってきておりますので、申し訳ございませんが過去の実績については今持ち合わせておりません。

10番（戸内恭次君） 過去の実績について、是非、公表していただきたいと思います。いいですか。

議長（向井俊夫君） 過去の実績について公表していただきたいということです。資料を後ほど配付でいいですよ。

総務部長（安田義文君） すいません、ちょっとですね、こちらのほうで調べさせていただいて、資料が揃ってありましたら後ほど提出という形でよろしく願いいたします。

10番（戸内恭次君） よろしく願います。それでですね、その利用実績を述べていただきました。述べていただきましたんですが、その出張費というのは経費で堂々といいただけるわけですね、出張費ってのは。そういったものをね、この株、優待券でもって補うということは、それは非常に大事な経費削減なので大事なことだと、それは理解できます。それはそれで認めますが、ただ、ただ、これはやっぱり住民の税金のというような考え方だからいきますと、その優待券を行政の皆さんだけが利用するというのはいかがなものかというふうな考え方もあるかと思います。そういうことで、いや優待券をもらわないようにしなさいという話ではございません。それはそれで一つの制度の中で優待券をいただけるのであれば、それはそれでいいわけですが、何らかの形で市民に直接ですね、何らかの形で市民に直接、公平に行き渡るような方法がないものか、これはもう行政の皆さんが使ってということよりも、はるかにそのほうが大きな力を出すのではないかなと思います。その点について、いかがですか。

総務部長（安田義文君） 今日初めてこの御提案をいただきましたので、即答はしかねますが、先ほど申し上げましたように、出張に使うと申しましてこれ予算でございまして、財源はもちろん市民からの税金等もなっております。その節減に今使っておるところでございまして、また枚数が先ほど言いましたように258枚と、そうことであつたら平等に市民に配れるかということも考えらんといかんものですから、この辺はちょっと引き取らせていただいて検討課題にさせていただきたいと思います。

10番（戸内恭次君） 枚数が少ないですからね。しかしそこを公平感を持って市民に還元するというのは、優秀な職員の皆さんですからそれは必ず知恵を出してもらえると、私は思っておりますので、是非、そうして欲しいというふうに思っております。

次、コスト削減、これはエアコミューターさんに直接聞かなければならない問題だろうと思いますので、皆さんにお尋ねしてもと思いますので、次の質問に移ります。

JACへの出資の在り方についてでございますが、先ほどからあれも駄目、これも駄目、公表できないという話ばかりでございますので、50パー以上の株主であれば公表できるということもございします。しなきゃならないという義務はございますので40パー出資から50パー出資はできないかということについて、その点をJACと話し合うということはできないものか、よろしくお願いします。

商工観光部長（川口智範君） 情報公開をするために、出資を50パーセントにするってのは、いかがなものかと。本当に現実的なものかどうかというのが私も判断つきかねるところでございします。私どもには航空会社を運営する能力もございしません。現実的な部分での話からまずは始めるべきではないかというふうに考えております。

10番（戸内恭次君） これは公表するためだけのものではないですよ。これは分かってもらえないのが残念ですが、50パーの株を持つことによって、多くの奄美群島民に対するですね、サービスができるのではないかと、経営は経営者がやっていいですよ。行政の皆さんがやるということではないですよ。どの組織でもそうですけど。行政の皆さんが経営を直接やるということはまずありませんから。そういうものはそれなりの専門家がやればいいわけですし、ただ株主として郡民のためにどうこの航空会社を利用するかと、使うかということ、また観光客を受け入れるためにどういうふうにしてこの航空会社を生かしていくかということは、50パーの株を持つことによって、その気持ちは注ぎ込まれるわけでございますが、先ほどのようにジェット機を導入したほうがもしかしたら、もっと黒字が出るかもしれないもっと利用が増えるかもしれないのに、そういうことについて一向に考えようもしないJACの姿勢に対して、私は、これはいかがなものかとおもいますので、ならば50パーセントぐらい株を持って、自分たちで自分たちの、住民のための航空会社にしようというぐらいの気構えがあってもいいのではないかという思いからこのような意見を述べさせていただきました。

それで最後になりますが、時間がございませんので最後にしたいんですが、6月の13日にですね、大津幸夫さん、小宿保育園園長さんがですね、格安航空運賃競合航空会社決断のときを迎えてという記事を書いておられますので、少し読み上げさせていただきます。県の奄振総合調査報告の観光交通体系の整備の見出しで、奄美航空路線の東京・大阪等の各空港との充実・強化を図るとともに、航空運賃の低減化を図られるよう、国や航空会社に要請する。更に中国・韓国等からの誘客を視野に入れた国際チャーター便の就航について検討を進めると記しています。これまでの時代は離島住民の生活路線としての見地から国の補助金によって、航空会社の赤字部分を援助して、本土と離島住民との日常生活を保障していくことが主たる目的だったと考えられます。しかし復帰60周年を節目として、来年度から新しい奄振が発効するのであるが、その方針案が県の総合調査報告書や群島成長戦略ビジョンで明らかにされています。即ち奄美の世界自然遺産・観光・情報・農業等で奄美の自立発展を目指す方針は、現在の日本航空1社時代から2社競合路線に発展させ、沖縄並みの航空補助金制度等、郡民総ぐるみで運動を展開すべき時代を迎えなければならないことが明らかでありますと記されております。私も今回の質問で数

度、数回の質問いたしておりますが、是非、真剣に、この奄美を活性化するためには、大きな突破口であると、そういう認識を持ってですね、取り組んでいただきたいと思います。以上、質問を終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で、無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可します。

２４番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。昨年１２月の総選挙で、自民党は得票を減らしたにもかかわらず民意を反映しない小選挙区制度の下で議席を伸ばし、政権に復帰し６か月余りが経過をしました。この間、安倍首相は３本の矢などと称した経済政策を打ち出しておりますけれども、日本共産党は当初からこれは使い古された３本の折れた矢だと指摘をし、消費税増税、社会保障費の負担増と併せて５本の毒矢だと指摘をしております。しかし、安倍内閣はいまだに高支持率を保っておりますけれども、これは異常なまでの政府広報番組かと思わせるような報道にも大きな要因があると言わなければなりません。さて、安倍首相は成長戦略で１０年間で国民の平均年収を１５０万円増やすと言っておりますけれども、政府の成長戦略で１５０万円以上増やすとしているのは１人当たりの国民総所得ＧＮＩであり、このＧＮＩには企業による海外の儲けも含まれております。仮に、ＧＮＩが増えても国民の所得が増えるとは限りません。実際、小泉内閣の５年間では１人当たりのＧＮＩは１８万円増えたけれども、１人当たりの賃金は逆に１６万円減っているわけです。我が党の市田書記局長は記者会見で、まるで国民の収入が１５０万円増えるかのような、幻想と嘘を振りまくことは許されない、このように批判をいたしました。東京大学名誉教授の醍醐聰氏はマスコミの報道に対して、元来自由な言論の下で真実を発見する道は国民が目覚めた有権者になる以外にはない。目覚めた有権者は最も確かな嘘発見器であるという文部省著作教科書の記述を紹介し、有権者が真実を発見する能力を培うのを助けることこそ、ＮＨＫを始めとするメディアに求められる最上位の使命であると述べられております。また、このようなコラムも見ました。全国農業新聞、５月３日付けに、ジャーナリストで和光大学教授の竹信三恵子さんは、知人からの手紙に、アベノミクスは経済が回復したとの錯覚を与えるための道具に過ぎず、浮かれ気分のまま選挙が行われれば、残るのはぼろぼろの経済と憲法改正だけと綴られていた。このことを紹介し、今必要なのは衆院選までの景気論議などではない。その後に私たちがどんな社会を迎えるのか、この論議こそ必要だと述べられております。私も１地方議員ですが、そのような立場で自分の与えられた役割をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは通告に従って、順次質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。復帰６０周年記念行事がいろんな形で取り組まれるが、改めて市民に訴え、教訓にすることは何かということです。今年は奄美群島が日本復帰を実現し、６０周年の節目を迎えております。今年取り組まれる各種行事に復帰６０周年記念との冠がつけられております。市長として、この６０周年という節目にあたり、改めて市民に訴えることは何か。また今、この時期に祝賀ムードだけでいいのかという思いを強く持っております。市長は、教訓にすべきことは何なのか。またどのように捉えられているのかお伺いをしたいと思います。

次からは発言席で行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えします。議員、そして郡民等しく御承知のとおり、日本は昭和２０年８月１５日に終戦を迎え、その後の昭和２１年１月から昭和２８年１２月２５日まで、奄美群島は

本土との行政分離をされてまいりました。奄美群島日本復帰60周年はもとよりであります。節目節目に開催される関連行事は日本復帰を祝うとともに、後世に戦争の悲惨さを忘れることなく記憶に刻み、平和の尊さを学ぶことを改めて考える契機となるようにと各種行事は開催されるものと存じております。今日の我が国は世界有数の経済大国に発展し、国際平和に貢献できるようになってきております。しかしながら、世界では、地球上では、今なお国家間の対立や地域間紛争が起こっております。我が国では領空・領海侵犯や固有の領土を不法に占拠される事案など、恒久平和への道のりが依然として厳しい状況下にあることも、また議員御案内のとおりでございます。こうした混沌とした社会情勢の中ではありますが、復帰記念の式典及び関連行事を通して、奄美群島という一地域から世界に向けて、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、平和への誓いを新たにしたいと考えております。平和の大切さを後世に伝え、安全で安心して暮らすことのできる平和な社会が実現できますよう、記念行事等とおして継続してまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

24番(崎田信正君) ありがとうございます。復帰60周年ということで、何か祝賀ムードだけという感じを受けていて気になっていたところでもありますけれども、市長が平和の、戦争の悲惨さという言葉を使われましたので、安心をしたところでもありますけれども。私は冒頭、今この時期にということで質問しましたが、これは安倍内閣が誕生して日本の右傾化は全世界から危険視をされているところでもあります。復帰運動が必要となった、その元凶となった戦争にこそ、やはり目を向け警鐘を鳴らすことが必要だと思います。その日本の右傾化というのは、村山談話・河野談話の見直し発言であったり、靖国神社への国会議員の大量参拝、あるいは自衛隊の国防軍構想、教科書の侵略戦争を美化するような教科書の採択問題、そして橋下徹大阪市長の慰安婦発言などであります。このような動きは今枚挙にいとまがないくらい、それだけに状況は深刻だということでもあります。ここは、今市長も言われましたけれども、復帰運動を戦った奄美の地としてですね、私は今一度戦争というものに、そして奄美の復帰運動に目を向ける必要があると思います。そこで、この文を紹介して、次の質問に移りたいと思いますが、祖国復帰運動の先頭に立って奮闘された私たちの大先輩の中村安太郎氏です。笠利出身ですから、市長ともつながりがあるかと思いますが、中村安太郎氏は、1952年9月30日、琉球立法院本会議で対日平和条約第2章第3条の撤廃決議を提案し、その提案理由を40分にわたって述べられております。40分の大演説ですので、復帰の意義とその必要性、当時の奄美の住民の生活実態なども詳しく論じられており、奄美の住民に知っていただきたい内容でありますけれども、こういう場所ですので、提案理由の結びの部分の数行でありますけれども、紹介したいと思います。

全琉球100万人民は、日本軍閥の企んだ侵略戦争の最大の犠牲者となったことは、承知のとおりであります。終戦以来、すでに7年。いまだに100万琉球人民には真の政治的自由も、行政的自治も占領下という名の下に与えられておりません。そして琉球人民を滅亡から救う道は、一日も早く、祖国日本へ復帰して8,500万同胞とともに、民族の独立と自由と平和を勝ち取って、世界の平和と福祉のために貢献する以外に道はないのでありますと発言をされております。今、憲法96条を変え、更に9条改悪をし、再び戦争ができる国へ造り替えようとされている今日、私はこの偉大な先輩に学び、戦争につながるあらゆる策動を許さない立場に立つことこそ、復帰運動を戦った奄美の取るべき態度だと申し上げたいと思います。この立場で市長よろしく願いをいたします。

次に、道州制について伺いをいたします。この道州制ということが出されてもう久しくなるわけですが、今いろんな問題で話題を提供する橋下徹大阪市長が、これは知事の時代に旗振り役を行って、道州制を狙い関西広域連合設立が進められております。この道州制という構想は、府・県を解体して全国を10程度に割った道州を作り、財界・大企業のための大型開発を担わせようというもので、国の機能を外交・防衛・危機管理などに特化し、社会保障や福祉などの行政サービスは自治体に押しつけ、自立・自助の名で住民負担に切り替えようというものであります。このような目的を持った道州制には、私たちは反対でありますけれども、全国町村会も昨年11月に道州制の何が問題か、このような手引きを出

し、この手引きの始めの部分で自民党・公明党が道州制基本法案を国会に上程しようとしている。道州制基本法案がもし成立すれば、いよいよ道州制の実現に向けた具体的な制度設定を行わざるを得なくなる。こうした事態の進展は町村にとって存亡に関わる危機が差し迫っていることを意味している。現在の道州制論議は国民的な議論がない中で、道州制の下での町村の位置づけや、税・財政制度など、道州制が町村や町村住民にどのような影響をもたらすのか明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけが先行していると言わざるを得ないと、問題提起を行っております。全国町村会はこのように立場を明らかにしておりますが、市長の見解をお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） 恐れ入りますが、道州制の件につきましては私のほうから答弁をさせていただきます。おっしゃいますとおり、道州制の議論についての歴史は長く、これまでもさまざまな枠組みが検討されてきているところですが、現在、多方面で議論されているものが、政府与党が24年の9月6日に示しました道州制基本法案骨子案、これを基本に、今国会提出を目指している枠組みかと存じます。この中では、おっしゃいますように都道府県を10程度の道・州とし、市町村の区域を基礎として基礎自治体へ再編した上で、国から道・州、更に基礎自治体への権限事務事業の移行を進めることにより、地方分権体制を構築し、地域間格差を是正していくことが目的とされております。これに対し、地方6団体の一つでございます全国町村会は、道州制は地域間格差の是正にはつながらず、国の財源保証・財政調整機能の確保も明らかではない。このこと等の理由から反対の立場を表明していることや、全国知事会等の他の団体も導入に対しては慎重な姿勢をとっているものも承知いたしておるところでございます。国の財源保証が確保されない中で、地域間競争を助長する形での再編が進みましたら、とりわけ本市のような離島自治体におきましては、かえって市民サービスの低下を招くのではないかと懸念は念頭におく必要があろうかと存じます。市としてどのように考えるとのことでございますが、現時点ではこの法案骨子案における基礎自治体の在り方については明らかにされていない点が多く、国の財源保証等も含めた本来の意味での地方分権に繋がるものとなるかなど、その議論の行方を注視しながら判断してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと存じます。

24番（崎田信正君） 望まれる道州制ではないということは、共通認識できると思いますので、今後よろしく願いいたします。

次に、国保広域化の動きがあります。これも道州制につながるような感じがしますが、市長の見解はということでお伺いしたいんですが、昨日の総括質疑でも赤字が毎年1億9,000万円ぐらい出ることが明らかになりました。国保制度は破綻をきたしていることは明らかであります。奄美市議会でも国保制度の改善を求めて、国の負担を求める意見書を提出をし、全国の多くの自治体でも同様の問題を抱え、意見書の提出もされております。国も市町村の抱える構造的な問題として、年齢構成が高く、医療水準が高い。2、所得水準が低い。3、保険料負担が重い。4、保険料の収納率低下。5、財政運営が不安定になる、リスクの高い小規模保険者の存在。6、市町村間の格差。7、一般会計繰入、繰上充用の7点を挙げております。しかし、これらの問題の元凶、最大の原因は国保財政全体に対する国庫支出金が1980年代の約50パーセントから、今では約25パーセントにまで半減させられていることが一番の原因であります。この状況の下で、国保の広域化の筋書きを打ち出してきたのは、構造改革の名の下で医療費の削減を進めた小泉自公政権の時代でした。一般財源からの繰り入れをなくし、医療費の増加を保険税アップに直結されることにその狙いがあったように思います。この仕組みは際限のない保険税のアップか、それが嫌なら医療費の抑制かという、国民にはどちらも受け入れがたい二者択一を迫る政策だと言わなければなりません。何よりも健康で文化的な生活を国民に約束した憲法25条の精神を国が放棄するものであります。このような仕組みはすでに後期高齢者医療制度、介護保険制度でも言えることであり、住民の命と健康を脅かすものとなると考えられます。国保の広域化について、厚労省は市町村はできるだけ早く意思統一を図り、都道府県と議論すべきだとしておりますが、市長とし

ての御見解をお伺いをいたします。

市民部長（前里佐喜二郎君） それでは私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。国保制度の広域化につきましては、現在、内閣府に設置されました社会保障制度改革国民会議や厚生労働省内の社会保障審議会等で論議が交わされているところでございます。その中で焦点は、市町村をそのまま保険者とする。保険者というのは国民健康保険事業を行う当事者のことでございます。もう一つは、都道府県を保険者とするという、二つの形に集約されております。広域化のメリットといたしまして、いくつか申し上げますと、市町村間の格差が是正されること。運営が不安定な小規模保険者、小さい市町村ですね、これが解消されること。三つ目にスケールメリットが図れること。これは事務量、事務費の軽減、賦課事務などの削減、こういったことでございます。これらの利点がございます。またデメリットといたしまして、保険税の問題。統一されることによって保険税が上昇しないかということ、それからきめ細かな健康教育サービスができるのかという問題。三つ目に保険税徴収をどこが担うのかという問題。その際の徴収体制が弱体化しないかなどの問題がございます。市町村国保は破綻状態にあるという、全国市長会、町村会の広域化に賛成の意見と構造的問題の抜本的解決が先決とする全国知事会の広域化に慎重な意見の両論が出ております。いずれにいたしましても、近いうちに最終的な報告がなされるということでございますので、両会議の推移を注視してまいりたいと思います。

24番（崎田信正君） 広域化のメリットを言われましたけれども、これは行政側のメリットなんですね。受けるほうのメリットは何もありません、これ。一般会計、この政府の広域化支援方針というのがありますね。そこで述べられているのは、一般会計繰入は保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化の推進により早期に解消するよう努めることというふうに言っているわけですよ。つまり、広域化に伴って繰り入れをなくすと、この2億5,000万円ですけどね、奄美市の場合、なくすというよりも、むしろ繰り入れをしないために広域化するんだと、繰り入れをしないということは保険料が上がるということなんですね。これ県で言えば、鹿児島市は奄美の比でないほど一般会計から繰り入れているわけです。地域間の保険料格差がなくなるということは、奄美市は確実に上がりますね、保険税はね。そういったことをきちんと住民の皆さんに知らせてですね、広域化というのはこういう問題だということやらないと、今、部長が言われたメリットというのは全くメリットにならないというふうに考えておりますので、広域化については、知事会なども反対しているということですが、一番の元凶はやはり国が責任を放棄しているという状況がありますので、ここはしっかりと言うべきことだと思います。もうこれはもう全国どこでも共通しているわけですから、大きな力を発揮してですね、是非住民のための、被保険者のための保険制度になるように、頑張っていただきたいということで申し上げておきます。

次に、職員の意識改革についてお伺いをしたいと思います。午前中の川口幸義議員も出されておりましたが、職員の意識改革の必要性、これは強調されて長くなります。ただ意識改革というのは、正反対の場合がありますね。例えば国保が大変だと、収納率が低いと、じゃ、収納率を上げるために差し押さえても何でもやって上げるのかという意識になっていくのか、それとも国保税が高いから収納率が上がらないんだと、そこを何とかしようという方向に意識改革をするものかでは、正反対違ってくるわけですから、単に意識改革というだけでは、無理があるというふうに思うんですね。5月1日に市職員に流されたメールですが、職員の職務規程に抵触をする重要な内容だと思いますが、事実だったのか。午前中川口幸義議員が読み上げられて、それに対して否定する発言はなかったので、事実だというふうに思いますけれども、最近のニュースでも公務員に関わる報道が目につくように感じられます。市民の公務員に対する目が厳しくなって久しいことでありますけど、職員がその立場を自覚してしっかり業務を果たすことができれば、市民の見る目も変わってくるかと思います。しっかり取り組んでいただきたいということをまず最初に申し上げたいと思います。そして、この5月1日のメールの件ですが、担当課宛のものが間違っただけで職員に送信されたということですが、操作ミスがあれば、それはそれで注意を促すことが必要でありますけれども、それ以上に直視しなければならないのは中身、内容であります。それが

事実であれば、職員の職務規程に抵触する重要な内容だと思います。このまま看過できないというのは、朝の質問にもありましたけれども、1人の職員がこそこそ隠れてやっているということじゃなくて集団でやってたと。これは大変な問題だと思うんですね。それでやっぱりきちんと、改めて正す必要があるというふうに思います。先ほど申し上げましたけれども、私たち議員もそうでありますけれども、給与あるいは報酬というのは、税金から出されているもので、厳しい民間の経営状況、あるいはパート、臨時雇いなどで仕事をしている人たちもたくさんいることを考えれば、しっかりとした仕事が行われていなければなりません。例え一部の不心得の者であっても、それが公務員すべてのものに捉えられるということはよくあることなんですね。例えば生活保護でもテレビで話題になりました。扶養義務者の件ですね、また不正自給などがあれば、全体の0.5パーセントにも満たないけれども、みんながやっているようなそういった報道につながっていくわけですね。そういったことにならないように、芽は出たところですぐに摘んでいくということが大切だと思います。こういったことが明らかになったわけですから、このことに対して市民からの疑念が払拭できないようであれば、これから先の行政が進めるいろんな事業にも支障が出ないとも限らないし、また行政のチェック役を自任する議員の役目も果たせないことになります。このような状況は、ある日突然出るものではないと思います。役所全体の中に、そのような雰囲気があるのではないかと。そうであれば、これを機会に襟を正し、信頼回復に向け業務誠実にこなすことが必要であります。そして事実と違うのであれば、正々堂々とそのことをアピールすることが必要なんです。最近ではニュースになった復興庁の水野靖久参事官によるツイッターの書き込み問題もありました。この事件というのはまさに公務員の資質が問われるものであり、大きな影響があるのではないのでしょうか。なぜこれとリンクするかと言えばですね、当局は事業を進める中で、市民との対話を強調されます。末広・港問題やおがみ山トンネルの住民説明会でも、厳しい意見が出されているのは、私も直接耳にしているところであります。そこに参加する当局の人たちは、この水野参事官のように、ただ聞いてその場を取り過ごせばいいというように結局思っているんじゃないかなというふうに、市民がやっぱりそういう感じになっていくわけですね。実際にいろいろ説明会で説明をやって、いろいろ提案しても聞き流しだというのは実際に皆さんの耳にも届いていることなんですよ。結局多かれ少なかれ公務員というのはそういうもんだということになればですね、一生懸命やっている大多数の公務員の皆さんが、同じように目で見られるということは、やはり忍びない。だからここではっきりするものははっきりしておくということが必要だと思います。いろんな否定的な問題が生じたとき、機敏に対応されることが必要だと思いますが、このメール問題には、主に4点あるのではないかと思います。当局の御見解をお伺いしたいんですが、ここではっきりさせることがやはり再発防止の一番の力になると思います。

株の問題については、午前中、川口幸義議員が取り上げられました。メールの内容を読み上げられたわけですが、実はそのメールはまだ続きがあるんですね。続きがあつてですね、知名瀬で放置された自動車のスクラップ、その処理に巡ってのメールの内容もなっております。有価物が持ち去られたんじゃないかというようなことがあるということですが、その事実は確認をされているのかどうかお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） それでは答弁をさせていただきます。私ども三つほどの内容かと思っております。今ございました不法投棄自動車の有価物の減少に関する情報というのがございました。これは私どもも当時の関係者からヒアリング等を行い、事実確認をいたしました。事実の確認はできずにいるところでございます。

24番（崎田信正君） 有価物がなくなっていたということも、確認できなかったということですか。

総務部長（安田義文君） 内容がちょっと不十分でした。そのときの資料によりましたら、確かに有価物の減少がありました。しかし、それがどのようにしてどこに行ったのか、その辺につきましては、私ど

もが当時からの課長さん方とか関係者からヒヤリングを行いました。が、事実確認はできなかったということでございます。

24番（崎田信正君） 有価物がなくなっていたということは確認をされたわけですね。

総務部長（安田義文君） 先ほど申し上げましたように、そのときの環境対策課の資料のほうで確認をいたしました。

24番（崎田信正君） なくなっておると確認をしたわけですから、その原因を調べなければ、また次の再発防止にはならないんじゃないですか。なくなるような状況がなぜ出たのかということが、原因究明できなければそういうやり方はできるということじゃないですか。再発防止にならないでしょ。

総務部長（安田義文君） 私ども申し上げましておるのは、今の事実はありましたが、このメールにあるような形の確認が取れてないということでございます。その上で再発防止ということにつきましては、もちろんやってまいります。情報や疑義などが生じた場合の対応につきましては、情報が寄せられた場合には、まずその情報の事実確認に努めているところでございます。その結果、不正等の事実が確認された場合には、地方公務員法や条例等に基づき所定の手続きを得て懲戒等の処分を行っているところであります。そういうことで再発防止にもこれからまた努めてまいります。今の状況ではそういうことでございますのでよろしくお願いいたします。

24番（崎田信正君） 原因の究明が分からなければ再発防止にならないんですね。これは大きな話で言えば原発もそうなんです。原因究明が分からないのに安全基準だどうのこうのというふうにはならんわけですからね。だから原因究明が分からなければ、何かすればまたそういったことができるということになるわけですから、しっかりとこれからも、きちんと、原因究明はどうだったのかと、またその原因究明というのは、どんなふうに調査をされたかは、聞き取りだけですか。

総務部長（安田義文君） このことにつきましては、過去の話でございまして、私どもは過去の資料とか、そうした当事者からヒヤリングしかできません。私どもができる範囲の確認はしたということでございます。またこのようなことがもう二度と起こらないよう、服務規律の確保、信用失墜行為の禁止、職務専念義務の徹底等については、綱紀粛正を部課長会や職員に対し、再三に渡り行い再発防止に努めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

24番（崎田信正君） この問題については、質問通告書によると、明日、明後日の同僚議員が出されているようですので、そういった答弁の内容によってはですね、原因究明が分からないということです。から、調査特別委員会の設置も必要になってくるかも分かりません。これは明日、明後日の内容なんか、注目をしていきたいというふうに思います。私はやっぱり、公務員というのは、やっぱり全体の奉仕者と、朝の答弁でもそう言われてますから、そのことでしっかりやってもらわないと、我々は公務員減らすということについては国会でも反対をしている立場ですので、そういった公務員が不祥事がやっぱり出てくるということになると、この言い方もおかしくなってくるもんですからね、頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次の質問にいきたいと思いますが、公契約制度についてですが、この間、一般質問でも取り上げてまいりました。また陳情も出されており、継続審査となっております。御存知のように2009年9月に千葉県野田市で初めて公契約制度が実現をしました。一気に広がるということではありませんが、着実に広がりを見せております。政令市ではいち早く川崎市で制定をされ、神奈川県厚木市では公契約に従事する労働者等の労働環境の整備や公契約にかかる事務及び事業の質の

向上を図り、地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、2012年12月25日に公布をしております。埼玉県川越市でも、今年度4月1日から公契約条例が適応され、東京の多摩市でも2011年12月議会で多摩市公契約条例を全会一致で可決をしております。奄美市で検討は進んでいるのか、やっているのかということで、まずお伺いをしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 公契約条例制定につきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、千葉県の野田市を始めとする現在7自治体が制定し、その他自治体にも条例整備に向けての動きがあることは承知をしております。しかしながら、以前答弁させていただいたとおりでございますが、現行法令である労働基準法及び最低賃金法など、国の労働政策との整合について、法的に検討すべき課題がいくつか残ったままとなっております。そのことが全国でも制定に至らない背景の一つではないかと考えているところでございます。また、先駆けとなりました千葉県野田市によりますと、公契約条例を制定することは国の法整備への働きかけが趣旨だと理解いたしております。この働きかけが理由か明確ではございませんが、平成24年12月21日までに決定されました鹿児島県地域別最低賃金及び平成25年度として決定されました公共工事設計労務単価につきましては、すべて賃金額が上昇しておりまして、更に労務単価につきましては前年度と比べ、全国平均で15パーセントも上昇されたところでございます。このことを踏まえまして、まず、もう少し情報収集を始めとしまして、社会的情勢、県及び県内他市の動向等を見極めながら、また議員御指摘の検討も含めまして、今しばらく研究課題とさせていただきたいと考えておるところでございます。

24番（崎田信正君） 法整備の件についてはですね、広がりを見せているクリアされているんですよ。いまだに今それをもってね、研究するというにはならないので、多摩市なんかでは条例制定するときに、労働者とそれから業者も入ってるんですね。弁護士なんかで構成する委員会で条例案をずっと議論をして、実現に至っているわけです。弁護士も入って、労働者側も入って、そして業者も入っていると。そういった体制でですね、奄美市も是非取り組んでいただきたいと思います。もうこれ2012年3月8日に札幌市の条例制定を求めて、札幌弁護士会会長が声明を出しております。これを紹介してですね、是非参考にしてもらいたいと思いますが、そこでは次のように述べているんですね。ILOは1949年に、公契約における労働条項に関する条約、94号条約ですが、これを採択し、これまでに59か国が批准をしている。日本は批准をしていないが、この94号条約では、公契約の発注者たる国や地方自治体に対し、賃金だけでなくさまざまな労働条項を補償し、受託事業者やその下請け事業者に対して守らせることを求めており、公契約条例は94号条約の札幌市版と言えるものである。地方自治法第1条の2は、住民の福祉の増進を図ることを地方自治体の責務と規定し、公共サービス基本法11条は国及び地方公共団体は安全且つ良質な公共サービスが適正且つ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるように努めるものとする規定しているが、公契約条例はまさに地方自治体の責務を果たす制度だというふうに述べて全国にも発信しているところですので、是非この立場で、検討を進めていただきたいというふうに思います。

では次に、市民生活を守る立場から、当局の考えを質したいと思います。政権交代前の自民・公明・民主の3党合意によって進められている消費税増税と社会保障の負担増改悪は、離島で生活する私たちの生活に大きな影響を与えます。当局も3月議会の答弁で、地域経済への影響を認めておられました。アベノミクスは物価上昇を人為的に作りだし、併せて賃金の上昇ということでありますけれども、日本共産党が当初から指摘をした使い古された折れた3本の矢では国民の所得は増えず、物価だけが上がる結果となります。進められている生活保護費の削減を始め、年金引き下げ、公務員給与のカット、消費税増税に対する市民生活を守る対策は考えられているのかお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） 総括的な点で、まず私のほうから答弁をさせていただきます。近年の市民生活

実態の現状認識といたしましては、国全体を始め、本市を含めました群島内の生活保護率も一貫して上昇を続けているなど、日本国内の景気は依然として厳しい状況にあるものと認識をいたしております。加えまして、今後国の実施いたします、物価下落等を根拠とした生活保護費の見直し、年金支給額の特例水準の見直し、来年春に予定されております消費税の増税などは、個人消費に少なからず影響があるものと考えております。一方で市といたしましては、今回の補正予算にも計上していますとおり、不況からの脱却及び雇用や所得の拡大を目指し、国が実施してきております緊急経済対策事業の活用や、県及び市単独の緊急雇用対策事業、また住宅リフォーム制度を実施するなど、雇用創出・地域経済の活性化に寄与する施策の展開に努めているところでございます。幸いなことに、明るい兆しといたしましては、名瀬公共職業安定所管内の有効求人倍率も23年3月には0.68と引き続き高い水準で推移しております。これらの施策による効果も徐々に現れてきているのではないかと感じております。したがって、今後も地域経済の下支えとなるこれらの施策の展開を引き続き行い、個人消費の拡大を喚起するとともに、市民生活の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をどうぞよろしくお願いいたします。

24番（崎田信正君） 具体的な提案がありませんが、具体的な提案は私のほうで準備してありますので、お聞きしていきたいと思います。

学童保育ですが、保育料の実態と負担軽減はできないかということです。奄美市での学童保育の実態は、保護者たちの自主運営として進められてきました。所得が低い人が多いにもかかわらず、保険料はインターネットで検索をすると、これは2013年3月20日更新日と書いてますが、ここでは8,000円から1万2,000円となっております。実際は違うと思うんですが。他市と比較しても負担感が高く、利用したくても利用できないのではないかと感じますが、いかがでしょうか。保育料の、保育所の保育料というのは、所得によって保育料金が違ってあります。安くなっているわけですね、低減制度があります。学童保育での減免制度はどうなっているのか、負担軽減できないのか、お伺いをしたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） 御質問にお答えいたします。まずは放課後児童クラブについて、概要を説明いたします。放課後児童クラブは原則1小学校区に1か所とし、学校内に設置することになっております。現状は朝日小校区に2か所設置され、奄美市には放課後児童クラブは七つあり、各クラブとも保護者会が主体となって運営しております。

保育料は各クラブの規約で定められ、多少の差はあります。議員御指摘の保育料については、ホームページには月額8,000円から1万2,000円となっておりますが、現在の保育料は月5,000円から6,700円となっております。平成22年度から放課後児童健全育成事業により助成金が交付されるようになり、保護者の負担がおおよそ半分程度軽減されました。今後はホームページの内容更新につきましては早急に対応し、正確な情報提供を行いたいと思います。また議員お尋ねの保育所の保育料のように収入に応じた負担や多子世帯への負担軽減につきましては、すでに学年によって保育料に差を付けることで負担軽減を取り組んでいるクラブもあります。市としましては、保護者会の運営を見守っていききたいと思います。なお、今後も放課後児童クラブを含め、子ども子育て支援策につきましては、本市にとりまして重要な施策であります。子どもが生き生きと健やかに育ち、心豊かなまちづくりの実現に向けて総合的に進めていく考えでございますので御理解を賜りたいと思います。

24番（崎田信正君） たまたまインターネットを見ているとこれは、国分寺市の資料がありました。ここは課税標準額が150万円未満の方は月額2,500円、第2子以降は月額2,000円と。課税標準額が150万円以上300万円未満が月額3,500円、そして第2子以降月額2,500円というふうになっております。奄美市の8,000円から1万2,000円と、じゃなくて5,000円から6,000円ということで半額になっているというけれども、国分寺市と比べればまだまだ高い水準で

すね、所得は低いのに。そういったことで是非改善をしてほしいと思いますが、今その3月20日の更新時でインターネットの数字で、ホームページでね、こういう間違った数字が出されていると。地域に住んでいる者は分かるけれども、奄美で居を構えようとかいったときにいろんな資料を検索するんですね、住宅事情はどうかとか、子育て支援策はどうだとか、入幼児医療費はどこまで医療費は免除になっているのかとか、そういった中で皆見るわけですよ。このときに人口増をどうのこうのとか、一生懸命やっている中でね、こんなところで全国に間違った発信をするようなことは、やっぱり公務員としてですね、昨日から言っているように、やっぱりどっか仕事の在り方に手抜きがあるんじゃないかなと、感じざるを得ない。全体につながってくるわけですよね。そういった意味で、改めて気をつけていただいて全体を見直すと。ほかの記述の間違いあるのかどうか分かりませんが、あるんじゃないかなと心配をするわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。それであの施政方針ですね、放課後児童健全育成事業、第3子以降に対する保険料の軽減ということが載って、これは実現をされたんですか。

保健福祉部長（重田久夫君） 放課後児童クラブの軽減でございますか。

24番（崎田信正君） 第3子以降に対する保育料の軽減というのが、施政方針に載って…

保健福祉部長（重田久夫君） あ、それについてはまだ、放課後児童クラブについてはまだ行っておりません。

24番（崎田信正君） これは25年度の施政方針ですから、今年度中にやるということなんでしょ。第2子じゃなくて第3子はほとんど対象者も少ないんじゃないかなと思いますが、確認をしておきます。

保健福祉部長（重田久夫君） 今の件につきましては、少し確認をとって、答弁したいと思いますのでよろしくお願ひします。

24番（崎田信正君） 市長の施政方針じゃないですか、これ。ねえ市長。ちゃんと私読みましたが書いてあります。数行しかない。そういったことで、どうして業務推進ができるのかという感じですが。

次に高齢者バス、バスですね、公共交通機関の高齢者の利用無料という制度なんですけど、この導入ができないかということです。多くの自治体ではエリア内での割引制度設けて実施をされている、大和村なんかもそうですね。奄美市ではその制度ありません。合併前の旧名瀬市のときに一度話題になったことがありますけど、財源がかかるということでそれも立ち消えになっています。奄美交通の撤退問題なんかもありましたし、大きな話題とならなかったように思いますが、現在は高齢化の進行による免許証の返納があったり、車の所有、運転が認められない生活保護受給者が増え続けているなど、その必要性は高まっているのかと思いますが、実現に向けた当局の見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） 御質問にお答えいたします。高齢化が進展する中、マイカーを使えない、いわゆる交通弱者や移動制約者と表現される方々について、生活交通の問題は大きな関心事であり、高齢者の外出や社会参加の機会を持つことへの支援は重要な課題だと認識しております。本市ではバスが公共交通機関の要となっており、その利用手段の確保や利便性などと同じく、高齢者などへの乗車料金の軽減や無料化は、高齢者の外出支援に寄与するものだと考えます。なお、乗車料金の軽減や無料化については、財政面、財政的面やその他運営面、タクシーなどの他の交通事業者との関係調整など、課題も多くあります。今年度は第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に向けて、高齢者実態調査が予定されております。この高齢者実態調査の結果を踏まえ、平成26年度に行う高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の中で、高齢者の移動支援についても課題として検討していきたいと思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

24番（崎田信正君） 無料ということじゃなくても、鹿児島市などは3割負担とかいうことでやっておりますね。次に低床式バスの導入状況と増車はできないかということですが、これ以前取り上げたときは数台導入されているということでした。現在の導入状況をお伺いをいたします。全車、全部低床バスと言いたいところでありますけれども、これ一気には難しいことだと思いますので、増車ができないのか。また運行状況が分かるような工夫も、利用者の方には親切ではないかと思いますが、どうなっているのかお伺いをいたします。

商工観光部長（川口智範君） 御質問の低床バスの状況についてでございますが、現在、道の島交通では路線バス60台のうち10台が低床バスとなっております。低床バスということで、特に路線や時間帯を定めて走行していないとのことで、バスを利用している一般市民であれば一度は乗車しているんじゃないかと伺っております。低床バスの増車はできないかとのことですが、道の島交通へ車両更新について尋ねましたところ、経費節減の観点から本土バス事業者などより払い下げという形で中古車両を購入している状況とのことでございます。ただ最近ではこうした中古車両も低床バスが増えているとのことです。今後の車両更新の中で低床バスが増加するものと考えられます。市といたしましても、高齢者・身体障がい者や子ども連れの乗客にとって、乗降しやすい低床バスの導入は必要なことと考えております。今後事業者に対しても低床バスの導入や車両更新時に国や県の補助メニューの検討について助言をしてまいりたいと考えております。

24番（崎田信正君） 施政方針でも高齢者等の交通弱者の利便向上と言っているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

特に次に特別養護老人ホームの待機状況と小規模多機能施設の導入に期待することは何かということとで御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） 御質問の特別養護老人ホームの待機状況についてでございますが、現在奄美市から入所を申し込んでいる方は237人で、昨年に比較しますと68人減少しております。このうち特に緊急を要する在宅で要介護3以上の方は44人となっております。

次に小規模多機能型施設の導入に期待することは何かについてお答えいたします。小規模多機能型居宅介護は介護保険サービスにおいて、地域密着型サービスと呼ばれる種類のもので、利用定員は1事業所当たり25人以下の登録制となっており、事業所への通所介護を中心として、要介護お一人お一人の生活に合わせて、自宅への訪問や事業所への泊まりができ、在宅生活を支える24時間365日のサービスを提供することを目的としております。このことから、本市では既に笠利地区に1事業所が開設し、平成25年度には名瀬地区に1事業所が開設しますので、計50名の登録利用定員となり、これまで介護を必要をしながらも自宅で生活をしておられる認知症高齢者などが特別養護老人ホームなどの施設に入所しないで、在宅のまま介護サービスを利用できることになり、また介護をしておられる御家族の皆様にとりましては、負担軽減になるものと考えております。

24番（崎田信正君） 次にありますが、後期高齢者医療制度については、これは先ほどの国保広域化と問題はほとんどダブりますので、次に飛ばして、航空券の、航空料金の問題ですが、空の問題については先ほどの戸内議員がスケール大きく取り上げられておりましたので、私はすぐにでも実現してほしい問題でお伺いしたいと思います。それは葬儀割引制度なんです。これは実現できないのかということです。航空運賃にいろんな割引制度があります。離島割引・介護割引・往復割引・シルバー割引などですが、それぞれに条件がついており、しかも、しかし葬儀告別式ということは出席するために緊急で飛行機を利用する場合はどの条件にも当てはまらない。僅かにシルバー割引が当てはまる場合があるぐらいですね。普通航空運賃となると、その負担は重いものですが、人生で一度しかない葬儀に出席したい

というのが家族・肉親であれば当然のことだと思いますので、このような要望は本土では出ない要望だと思います。離島の特殊要因とも言えるものであって、御見解、実現に向けた御見解をお聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 御指摘のとおり、葬儀等につきましては不意に訪れるものであり、各種早期割引制度やパック等などの利用が困難な場合が多く、普通航空運賃の利用となるのが現状でございます。そうしたことから航空運賃の割高感等、こういったものが生じているものだと私どもとしては認識いたしております。葬儀割引制度につきましては、現実的な運用となった場合に、まず死亡者の確認をどのような方法で行うのか。あるいは危篤の段階で帰省した者へはどのような対応をするのかなどなど、適応範囲や申請の在り方といった手続きに関する部分でまずは解決しなければならない課題が多々あるものと認識いたしております。また、葬儀割引制度の新設となれば、その性質上特定の地域のみでの実施でなく、介護帰省割引制度同様全国での適応ということが予想されることや、離島割引制度のように制度導入に向けての財源などの確保にめどが立たない中で、航空会社のみ負担で実現することは現状においては困難ではないかと判断しております。しかしながら、外海離島という地理的条件におかれている地域として、また住民の航空運賃に対する割高感払拭のためにも制度導入の可能性も含めた検討に入ることが必要ではないかと考えております。

議長（向井俊夫君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後4時00分）
引き続き一般質問を行います。
無所属 渡 雅之君の発言を許可いたします。

9番（渡 雅之君） 本日最後の質問をいたします。無所属の渡 雅之です。安倍政権については先ほど崎田議員のほうから縷々ありましたので割愛させていただきますが、政権発足後6か月が経過したんですが、アベノミクス効果と言いますか、一時株高・円安ということで輸出業者、輸出関連企業を中心に経済は大いに活性化したわけですが、一方、円高によって輸入製品、これが大幅に高騰してまいりました。4月からは軒並み値上がりをするという、国民生活にとって厳しい状況が続いているわけであります。奄美においてはもっとひどい状況です。奄美の生活必需品はすべて日本本土から来るというような状況の中で、輸送費にかかるコストも私たちのほうで負担しなければならないというような厳しい状況が続いています。そして、漁業者にとっても、燃料高騰で漁業に出られないというような状況が漁協の組合員からも聞いております。島の暮らしを守るのは、やはり政治の力だと思っています。国・県、当該自治体が一丸となって離島島民の生活を守り、向上させなければなりません。そこで、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。市長は平成21年12月に就任して、現在3年6か月が経過しましたが、その間、度重なる水害等々で厳しい船出となりましたが、この3年半を振り返って成果はどのようなものがあつたのか、マニフェストの9項目の達成率も含めて、ひとつお示していただきたいと思っています。後については、発言席から行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） 私のほうから答弁をさせていただきます。先の竹山議員の答弁でも市長のほうから申し上げましたとおり、市長が就任以来奄美市としての一体感の醸成、名瀬・住用・笠利の3地域の均衡ある発展を念頭に、総合計画やマニフェスト等に基づきまして各種施策に取り組んでまいりました。おっしゃいますように防災・減災対策、産業振興に寄与する各種施策の整備並びに教育や子育て環

境等の充実などに併せ、特に雇用や観光・交流の面におきましては積極的に取り組み、数値的にも顕著にその成果が現れてきているものを感じております。ただそれぞれの分野の施策におきましては、すぐに実行できるもの、中・長期的に取り組まなければならないもの、また、大幅な予算を伴うもの等々ございます。したがって、地域の現状や課題、地域住民のニーズ等を的確に把握し、より効果的・効率的に事業を組み立て、実施していけるよう、市長とむんばなし等を通じまして、直に住民の声を伺いながら取り組んできているところでございます。引き続き市長の公約を着実に実行していくとともに、その成果も十分に検証を行いながら今後につなげていけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、マニフェストの達成率ということでございますが、前回の議会のほうでもお答えしましたように79パーセントの達成と見ておるところでございます。よろしくお願いいたします。

9番（渡 雅之君） 達成率が79パーセントということで、残りの分については2期目の部分になろうかというふうに思ってます。今年は復帰60周年、奄振法延長に向けた取組、そして世界遺産登録を控えて国立公園化の問題ということで、重要な年になるわけです。また、11月には市長選挙が行われるということでございますから、この大きな3点を含めて、市長には頑張ってもらいたいと。また竹山議員の中でも回答がありましたように、2期目については私たちもそのように理解していますので、頑張っていたきたいというふうに思っています。

次に、広域消防についてでございますが、ここで訂正をお願いします。（1）のプロポーザル入札については、私の誤解がありましたので、その分については省略、カットしていただきたいと思います。2点目の、現在のアナログとデジタル化についてでございますが、アナログとデジタルの違い、デジタルの優位性というのをお聞かせいただきたいと思っております。

総務部参事（吉田鐵芳君） お答えいたします。大島地区消防組合の消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、総務省の推進する事業で電波法令が一部改正され、既存のアナログ通信方式から平成28年5月31日までにデジタル化通信方式に移行する必要があります。これに伴いまして、当消防組合においても管内6市町村間の無線設備を、本年度から平成27年度の3か年にかけて整備するものでございます。

消防救急無線のアナログ通信方式とデジタル通信方式の違いにつきましては、電波の有効利用ということで、150メガヘルツ周波数から260メガヘルツ周波数のデジタル化に変更されるものです。このことによりまして通信の秘匿性が向上し、一般の人が無線を傍受し、救急等の個人情報の漏洩の保護、また無線チャンネルの増加により、事案別に異なるチャンネルで通信が可能になり、通信の混雑を防止いたします。更には大きな災害時に県庁調整本部及び県内各消防本部と通信ネットワークが接続され、広域的に大きな災害に通信対応が可能になることなどが主なメリットでございます。以上でございます。

9番（渡 雅之君） 平成28年度までにデジタル化をしなければならないということですね。それで、3か年で整備するということなんですが、このデジタルというシステムなんですが、大島地区消防組合という一つのチャンネル持ってて、周波数を持っていて、ほかのところとの相互通信とかいうのは可能なんですかね。

総務部参事（吉田鐵芳君） 今回の整備によりまして無線チャンネルが増えます。例えば大島地区消防組合管内で大きな災害があります。そうした場合は県・国から消防関係者が一同にこちらに集結します。その際にですね、そのチャンネル数が多いことによって、本部からどこどこが災害が多いですよという、いろんな情報が発信できるようなシステムになっております。以上でございます。

9番（渡 雅之君） 2年前の東北での災害がありましたね。それには各県から相当数の応援団が災害出動で向こうに行っています。それぞれの地域でチャンネルが違うもんだから連絡体制が上手くいかなかった

たというのが一つの教訓としてあるわけですが、そういったのをすべて解消できるというふうに解釈してよろしいんでしょうかね。

総務部参事（吉田鐵芳君） おっしゃるとおりでございます。

9 番（渡 雅之君） 通告書にはなかったんですが、一つお聞きしたいのがあります。高機能指令システムというのが平成 19 年から導入されているわけでありますが、私、先の全群議員大会の翌日に徳之島の広域消防組合を視察したんですね。その際、九州で初めてデジタル化がされたということで関心を持っていったんですが、その高機能指令システムというのも見させていただきました。大島地区消防組合でも導入されて、その効果が発揮されているというふうに聞いています。通告にありませんでしたが、説明できる範囲内でこういったシステムなのか、お聞かせいただければと思ってます。

総務部参事（吉田鐵芳君） 大島地区消防組合の高機能消防司令センターにつきましては、災害時の初動態勢の迅速化と消防活動の更なる円滑化を図るため、平成 19 年 3 月から運用開始しております。このシステムは自動出動装置、地図等検索装置、統合型位置情報通知システムなどの最新機能を持っております。固定電話・携帯電話・IP 電話等から 119 番を通報受理した際に、音声と同時に通報者の位置情報が自動的に通知され、指令台の地図と検索装置に表示されることにより、119 番受付から出動指令・現場到着までの時間短縮や現場活動の向上が図れるシステムでございます。また、119 番通報の中で最も件数の多い救急要請の受理時において、傷病内容に応じた応急措置の口頭指導を行うことで重度傷病者の救命率向上を図っております。以上でございます。

9 番（渡 雅之君） 私たちもこの高機能司令センターというのをあまり知らなくてですね、勉強不足なんですけど、是非アナログ、デジタルを採用して、そしてこれとのセットで人命・財産をしっかりと確保するという取組をしていただきたいなというふうに思っています。

次に、奄美看護福祉専門学校の現状と課題ということで伺いをします。奄美看護福祉専門学校は平成 7 年 4 月に開校しまして、長年私たち本市が最高学府の誘致運動を進めていた中での開校であります。以来 18 年が経過したわけですが、入学生の出身都道府県は 27 都道府県に及んでいまして、北は北海道から南は沖縄までの都道府県に及んでいます。昨今、就職氷河期と言われる中で、この専門学校生の就職率はすべての年度で 100 パーセントを誇っているわけですし、いかに優秀な生徒・スタッフがそろっているかという、恵まれた環境にあるというふうに理解しています。また、その中でも就職は 24 都府県に及んでまして、平成 24 年度末で 1420 人が巣立っているわけですが、県内は 123 名が就職しまして、奄美市郡にはですね、74 名が就職しています。そこで学んだことを地域に還元するというので、卒業した皆さんともお話をしたんですが、行ってよかったというふうに伺っております。そこで当局にお伺いしますが、市の補助金制度は学校設立以来どのような中身なのか、その累積額という等があればお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 奄美看護福祉専門学校への補助金制度につきましては、平成 9 年度の学校設立時における建設資金の借入金約 9 億 9,000 万円に対しまして、毎年度償還額の 2 分の 1 を助成するという制度がございます。この助成金につきましては平成 24 年度は約 2,800 万円を支出しております。平成 9 年度から平成 24 年度までの累計を申し上げますと、約 5 億 4,800 万円となっております。

9 番（渡 雅之君） 平成 9 年からこの償還に対する利子補給を行っているということですが、昨年度 2,800 万円ですね、累計でも 5 億 4,000 万円余りということで、大きな支援をしているというふうに理解しています。そこでですね、私がやっぱり今考えることは、今までのその制度が、その学校がな

かった時代は高卒するとすぐ本土へ進学・就職していくということがあって、なかなかUターンとかいうことが難しかったということがありますが、ここで3年間学んで、更にこの地域で働くということは、定住促進にもつながるし、人が、常々言ってます定住促進、また本土からここに学びに来てまたここでもう住み着くということでいったらIターンにもなるんじゃないかなというふうに思っています。その経済効果というとなかなか難しいかとは思いますが、そこで働くスタッフも110名近くですね、ここで仕事をしながらまた向こうで教えるとかいう方々も含めて、110名余りの方々が働いていると。そして寮も完備されていると、人口にも私たちも交付税の算定基礎のなっているということもありまして、大きな経済効果があるというふうに理解していますが、その利子補給に対します助成はそれなりに、今見た限りでは相当数あるわけですが、今度はその入学生、あるいは在校生に対してですね、例えば、通学費を助成するとか、あるいは宿泊代を助成するとか、そういったのはないのか、考えてないのか、お伺いします。

総務部長（安田義文君） 高等教育機関への助成制度と申しますか、毎月3万5,000円の貸与を行う奄美市単独の奨学金制度はございます。御指摘の通学補助費につきましてですが、高校生等を対象とした現行補助制度の利用者から大変喜ばれておりますが、専門学校の生徒の年齢を考慮いたしますと、車の免許取得も可能でございますので、現在のところは特に考えてはございません。どうぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

9番（渡 雅之君） 看護学科に対する助成はですね、確かに各種医療機関からもありますし、奨学制度というのがありますが、この介護科、あるいは薬科、あといくつかあるんですけどね、調理師ですね、医療秘書科というのもありますね。そういったものに対しても助成というのもあってしかるべきじゃないかなあというふうには思います。そのことが、また多くの学生をここに呼ぶと、そしてここで定住させるということにもつながるんじゃないかなと思いますので、是非その検討いただきたいと。離島振興法の中には離島特区という制度もございます。でそこではそこでの申請について、離島の特殊性を考慮した特区制度なんですね。ですからそういったのも利用したら、その子どもさん方もまだまだ増えるんじゃないかなというふうに思いますので、是非そこら辺りの研究もしてもらいたいなあというふうに思っています。今、日本全国見ますと、ニートと言われる方々、年齢で15歳から34歳までの方々が、今34万人、住宅のない、仕事も定職につけない、という方々がいらっしゃいます。そういった方々の目をこちらに向けるというのも一つの発想じゃないかなというふうに思っていますので、是非、検討のほどをお願いしたいと思っています。

私が言うのもあまりなくなりましたが、あと風疹の対策についてであります。風疹についてはですね、6月9日付けで全国で1万人を超えて、妊婦さんが罹患すると胎児に障害が生じると、目や耳・脳に障害が生じるという恐れがあると言われております。全国で1万1,000人を超えたわけですが、鹿児島県内でも34名が感染しているということになってます。本市の状況と今後の見通しについてお答えいただきたいと思っております。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。本市の発症例はあるかについてでございますけれども、名瀬保険所管内、奄美大島本島・喜界が管内でありますけれども、2件の発症例があると名瀬保健所から報告を受けております。しかし、奄美市の居住下については名瀬保健所でも不明とのことでありますので、奄美市について何件あるのかについては不明であります。

9番（渡 雅之君） 奄美市についての発症例は分からないけど保険所管内では2件あるということですが、これはまだ今、丸秘ということですかね。

保健福祉部長（重田久夫君） 丸秘ではなくて、保健所についても住所については分からないということ

であります。報告を受けています。

9 番（渡 雅之君） その妊婦さんが発症したということはないですか。

保健福祉部長（重田久夫君） 名瀬保険所管内の報告につきましては、住所は不明ですけれども、男性2名ということですので、妊婦の感染者はおりません。

9 番（渡 雅之君） それからですね、薩摩川内市ではその妊婦さんの夫とか、あるいは同居家族に対してワクチンの接種を上限を設けて補助しているという制度があるんですが、向こうは今、発症が感染者が多いということもあろうかと思えますけど、こちらのほうはまだ2件だということで安心することなくですね、2件だから、防衛をしっかりするということも必要ではないかというふうに思ってます。そのような補助制度を考えるという時期にきてるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

保健福祉部長（重田久夫君） 議員御指摘のとおり、薩摩川内市では女性と妊婦の身の回りの方に風疹の予防接種の助成を行っております。風疹は、妊娠初期の女性が感染した場合、赤ちゃんに難聴や心疾患、白内障、緑内障などの障害が起こる恐れがあります。奄美市では広報紙や健康診査時にチラシ配布、医療機関へのポスター配布、地元ラジオでの広報など周知を図り予防接種を呼びかけております。予防接種の助成でございますが、国・県におきましては、現在助成の予定がないとのことでございます。また鹿児島県内におきましては、薩摩川内市だけが助成を実施しているようでございます。奄美市といたしましては国・県また他市町村の状況を踏まえながら対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

9 番（渡 雅之君） 今、2件の発症例があるということで、名瀬保健所管内ですと2件の発症例があるということなんですが、いつ何時また発生するか分からないという状況もありますので、やはり妊婦さんへの、先ほどもありましたようにワクチンの接種、あるいは同居家族への接種をしっかり周知徹底を図っていただきたい。更には、できるならワクチンの接種の補助についてもですね、真剣に考えていただきたいというふうに思ってます。

初日の最後ということで、たくさんの時間を残してしまいましたが、私も今回、多少動揺してまして、本日はこれで質問を終わりとします。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で、無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時28分）

第 2 回 定 例 会
平成 25 年 6 月 19 日
(第 3 日 目)

6月19日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤ ス エ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
17 番	栄 勝 正 君	18 番	竹 田 光 一 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	元 野 景 一 君
21 番	里 秀 和 君	22 番	伊 東 隆 吉 君
23 番	竹 山 耕 平 君	24 番	崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長	吉 富 進 君	総 務 部 長	安 田 義 文 君
総 務 課 長	森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	菊 田 和 仁 君	税 務 課 長	山 田 道 男 君
市 民 部 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	環 境 対 策 課 長	伊 東 義 久 君
保 健 福 祉 部 長	重 田 久 夫 君	市 民 福 祉 課 長	得 富 一 博 君
健 康 増 進 課 長	森 岡 博 文 君	保 護 課 参 事	永 井 健 二 君
保 護 課 参 事	圓 順 次 君	保 護 課 参 事	榊 原 孝 昭 君
商 工 観 光 部 長	川 口 智 範 君	商 水 情 報 課 長	前 田 和 男 君

6月19日(3日目)

紬観光課長	島名 享 君	産業振興課長	元多 政重 君
農政部長	山下 修 君	農林振興課長	大海 昌平 君
建設部長	東 正英 君	土地対策課長	奥 正 幸 君
都市整備課長	上島 宏夫 君	土木課長	砂守 久義 君
建築住宅課長	備 孝朗 君	建設課長	山下 勝正 君
上下水道部長	川上 一弥 君	水道課長	佳元 保輔 君
下水道部長	戸田 正利 君	水環境課長	市田 利郎 君
下水道課参事	池畑 修三 君	水道課参事兼水道 技術管理者	山下 一弘 君
教育委員会 事務局 長	日高 達明 君	学校教育課長	富永 琢巨 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	齋藤 憲一 君	地域教育課長 (住用)	田中 義人 君
市民スポーツ課長	高 一也 君	監査委員事務局長	山崎 實忠 君
農業委員会会長	前山 重一郎 君	農業委員会参事	山下 文次 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本 明和 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江 和典 君
議事係長	前田 賢一郎 君	議事係主査	岸田 賢吾 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

20番（元野景一君） 平成25年第2回奄美市議会定例会に当たり、自由民主党市議元野景一として一般質問をいたします。

一般質問に入ります前に、国内外にわたる政治状況について所見を述べたいと思います。昨年12月16日行われた衆議院選挙において、我が自由民主党は公明両党連立という形で再び政権に返り咲き、6か月を過ぎようとしています。政権担当以来、矢継ぎ早に立てられ遂行された諸政策は、国内外においてその効果、また、様々な評価等が現れてきています。3年有余にわたる民主党政権の日本国家を停滞させ、衰退させた後遺症は重く、アベノミクス3本の矢の民間投資溢れる成長戦略の効果が、国の末端に、即ち、私たちの身の回りに実感できる効果はまだ感じられないのも事実であります。しかし、私がここで申し上げたいのは、地上波テレビなどおしなべて語られるお馴染みの評論家や、コメンテーターの発する言葉と時間の矛盾です。5、6月前までは円高でストップしたまま、株価は何千円台で全く動かなかった状態が、アベノミクスを打ち出しただけで市場が反応し始めると、いつまで続くか分からないと批判、燃料が上がり、何もいいことはないと言い、また、円高株価下落の兆候が現れたかと思うと、それ見たことか如き態度、顔つきになり、本当に大丈夫なんですかねえのコメントで締めくくる有様です。これではどこの国の人間かと疑いたくなるような気持ちになってくるのは、私一人でしょうか。グローバル経済という言葉が、洪水のようにいつの頃からか私たちの身の回りに押し寄せてきて、世界中が自由という思い、思想とは裏腹に、各国がむき出しの国益をぶつけてくる。様々な形でぶつけてくる。最初は日本の経済の立て直しの期待感からヘッジハンドの動きが始まり、やがて本格的経済再生の日本の姿が予見され始めると、とたんに円高基調に針は振れ、株価は乱高下を始める。この現象は、単に個人投資家の域を超えて、見え隠れする利害のぶつかり合い、ひいては国益のぶつかり合いを見るのは、決して大げさなことではないと私は確信しています。経済戦争と言われる所以がここにあります。こうした状況下にある我が国において、アベノミクスを推し進め、まずは経済の立て直し、強い経済の日本を再び蘇らせることに国民は一致結束して力を合わすべきであります。先日、日本の右傾化を懸念する意見がありましたので私も言いますが、その心配は全くありません。ようやく日本が普通の国になりつつあるのです。戦後から引きずってきた自虐主観から目覚めて、インターネット時代の若い健全な思想が、若い世代に育ちつつあるのです。左から見れば何でも右傾化と表現しますが、真中から見ても、まだ日本は左に傾いた格好が少し中央寄りに寄りつつあると見たほうが正しいと私は思います。戦後の不幸とも言える占領政策の結果、国民の中に内在するイデオロギーやセクト主義などの対立からそろそろ解放され、民主主義を柱に、日本国家の伝統と正統を信じ、国益を考え、世界の平和的リーダーとしての確立のために国民がしっかりと手を組むべきだと私は考えます。そうしなければ、現実の世界のさまざまな自国優先の国益むき出しのすべての舞台で、私たち日本人は生き残れません。存在することはできません。そうした意味からも、政治の安定が何より喫緊の課題です。我が自由民主党は、そうした観点から、早急に日本の政治の状況にある衆参ねじれの現象の解消のため、国民、市民の圧倒的な御理解をいただけるように全力で行動することをここに誓って、一般質問に入ります。

通告に従ってこれから質問に入ります。

まず、市長の政治姿勢についてであります。一期4年の近づいた朝山市政について、早いものだなあと私自身も、市長職の激務を東奔西走するあなたの姿に強く感じる昨今です。一般質問冒頭で、竹山議

員の質問の答弁で、あなたの事実上の２期市政運営に向けての出馬表明と受け止め、その総括は概ね了解するところです。私もせっかく通告していますので、角度を変えた少しかみくだいた質問だと受け止めて、お答えをいただきたいと思います。朝山市政運営を振り返って、自己評価をどう判断するか。また、朝山市政に対する市民評価をどう判断しますか。通告の１，２を併せてでいいですので、お答えをいただければありがたく思います。

次の質問より質問席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。早速元野議員に答弁させていただきます。

先日の竹山議員に対する御答弁と重複するところがあるかと存じますが、御理解を賜りたいと存じます。

平成２１年１２月１日の就任以来、奄美市としての一体感の醸成、３地域の均衡ある発展を第一に、就任に際し九つの公約を掲げさせていただき、その着実な実行に取り組んでまいったところであります。その間、職員はもとより、市民の皆様の御理解、議会の御協力のお陰様で、今日までまいっております。その中でも、市民の安全を考えた防災、減災対策を最優先に、人口の減少対策、雇用対策、産業の振興、子育て支援など重点的に取り組んできたところであります。

主な内容を申し上げますと、人口減少対策といたしましては、定住促進住宅の整備、第２子以降への出産祝金の支給や乳幼児医療費助成の拡充などを図ってまいりました。雇用の場の確保につきましては、雇用創出事業等の実施により、平成２１年度には０．２８倍であった有効求人倍率が平成２４年度には０．５４倍に、更に直近の本年４月時点では０．６倍と、平成２１年度と比較し、約２倍に改善されつつありますとともに、国と県との格差も縮小されつつあるかと存じます。産業基盤につきましても、奄美大島選果場、ひと・もの交流プラザの整備を図るほか、情報産業の育成のため、ＩＣＴプラザかさりの整備を図り、企業誘致や雇用へつながっているものと確信をいたしております。また、観光交流人口の拡大につきましても、横浜ＤｅＮＡベイスターズの秋季キャンプの誘致、大型クルーズ船やチャーター便の誘致、福岡便の開設など一定の成果が表れているものと認識をいたしております。掲げていただいた公約につきまして、平成２４年度末時点では約８割は実行、または実行済みであり、また、今年も引き続き取り組んでまいりますことから、確実な成果を上げていかなければいけないと、今与えられた期間を一生懸命頑張っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

後の御質問に対しては、担当部長に委ねますので、御理解を賜りたいと存じます。

総務部長（安田義文君） おはようございます。２番目の点につきましては、私のほうから答弁をさせていただきますと存じます。

市長が就任以来、多くの皆様方の御支援、御協力の下、全力で市政運営に取り組んできたところでございます。市長の公約の中でもすぐに実行できるもの、また、中・長期的に取り組まなければならないもの、大幅な予算を伴うもの等々ございますが、住民のあらゆるニーズを勘案し、公約の確実な実行に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。その内容につきましては、先ほどの市長からの答弁にもございましたように、特に雇用対策や観光交流には積極的に取り組んでおりまして、数字的にも顕著に成果が表れてきており、それなりの評価をいただいているものと感じておるところでございます。ただ、十分行き届かない点や満足できてない案件もあるかと存じます。こうした課題につきましては真摯に受け止めて、全力で対処してまいりたいと存じます。また、平成２３年１１月から市民の皆様からの声を市政に反映させることを目的としまして、市長とむん話を開催させていただいております。これまでに名瀬地区で６か所、住用地区で３か所、笠利地区で３か所、合計で１２か所約５００名の地域住民の方に参加していただきまして、市長をはじめとする市幹部職員と市政全般について懇談をさせていただいているところでございます。それぞれの地域が抱えております問題から、奄美市の在り方

まで広範囲にわたる内容の懇談ができたものと感じているところでございます。また、日頃気になっておりました点や、懸案事項に対しまして、直接市長からの言葉で答えがあったということで、不安が解消されたとの声も聞かせていただきました。出されました御意見や御要望等につきましては、予算を伴うものや、その中での優先順位なども考慮した上で、即対応できるものは対応し、直ちに対応することが困難なものにつきましては、その理由を説明しまして、御理解を求めているところで、住民の皆さんの市政への御理解を得る上で、一定の成果が得られているものと考えております。今後も市民の皆様の声を大事にしながら、市民生活の安定と地域経済の活性化を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

20番（元野景一君） 自分のやってきたことを自分で評価せよという問いこそ、過酷なものであるということが一番感じる我々団塊の世代の価値観も百も承知でお聞きしましたのは、市長、お互い世代を同じくする政治家として、自分のやってきたことを自慢するような態度は決して取れない私たち団塊の世代が持つ価値観ですが、それをかみ殺してでも、朝山市長、あなたに明確に2期市政に立ち向かう気概を見たかったからです。お許しをいただきたい。

②の市政評価をどう判断するかは、今総務部長からお答えをいただきましたが、これは大変難しい問いだと思います。へつらう言葉を発すると、ポピュリズムだと言われます。罵声が聞こえてくる感じがします。気丈に答えると、市民の真の声は分かっていないと返ってくるようだし、しかし、私はあなたの答えを一応真摯な一応の判定として受け止めてみたいと今は思っております。市民評価の真意は、歴史の風雨にさらす作業なくして求めることはできないと思います。また、急ぐべきではないからです。己の信じる道を今は宿命と考えて、まっしぐらに進むべきと私は考えますので、是非頑張ってくださいと思います。

3の質問に移ります。市民は市行政に何を一番望んでいると思うか。お答えは総務部長だろうと思いますが、見解をお示してください。

総務部長（安田義文君） 市民の皆様が、市行政に望むこととして、まず第一には、安全で安心なまちづくりを構築することと考えております。市民の皆様の命と暮らしを守ることが基礎自治体の最も重要な役割であり、市政を貫く重要な使命であると考えているところでございます。これまで平成22年の奄美豪雨や台風などの災害復旧、一昨年の東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直し、更には校舎の耐震化をはじめとする防災、減災対策など、市民の安全を第一に考えた策を最優先に行ってきたところでございます。とりわけ、市民の大事な財産でありますデータの保全や避難防災機能を兼ね備えた庁舎の整備が進められていることは、御案内のとおりでございます。次には、地域経済の回復であると考えております。現在の奄美市における課題といたしまして、本土との経済格差、産業生産の伸び悩み、若年層を中心とした人口の減少、雇用機会の減少など、依然として厳しい状況が続いていると認識をしておるところでございます。これらの課題を解消すべく、重点三分野を中心に、積極的な施策の展開を図ってまいりました。農業におきましては、果樹のブランド化に向けました選果場の整備、観光交流では奄美群島が一丸となった奄美群島観光物産協会の設立、情報の分野では、インキュベート施設の整備など、着実に施策が展開されてきていると感じておるところでございます。更に、人口減少対策につきましても、雇用機会の拡充、少子化対策、更には定住促進住宅の整備や、群島全体で移住体験ツアーや長期滞在支援、群島外に向けました情報発信を行うなど、積極的な定住促進に努めているところでございます。今後とも引き続き市民の皆様が安全で安心して暮らせ、将来へ希望が持てるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

20番（元野景一君） 私が望んでるお答えとはちょっとかけ離れて、頑張って説明していただきました。それはそれでいいと思います。

引き続き④の質問をいたします。

市民は、市職員の職務態度に何を一番望んでいるとお思いですか、お答えをいただきたい。

総務部長（安田義文君） 市民の皆様は職員、市役所の職員に対しまして様々な要望や期待をなされていることと思います。その中で私どもが公務の中で意識していかなければならないものとして次のような点が挙げられるかと存じます。まずは市民目線に立った行政サービスの展開、次に正確、迅速、親切、丁寧な対応、更に、公平、中立性の確保、そしてコスト意識、もう1点は高い公務員倫理などでございます。市民の皆様もこのような点を一番望んでいるのではないかと考えているところでございます。

20番（元野景一君） 総務部長に縷々御説明をいただきました。私がここでなぜ概念的なことを執拗に尋ねたのかというのは、次の通告項目、市行政について（1）奄美市役所組織運営全体についての質問に移っていきなかったからだと思います。重なってきますので、このまま進めていきます。

それで、まず1の職員の職務規律についてお伺いをいたします。去る5月1日、奄美市役所全職員に対する一斉メール事件に関する件は、一般質問初日、川口幸義議員の衝撃的な資料を基にしての朗読、質問、そして崎田信正議員の質問等で全容が少し明るくはなっていますが、まだ何かしっくりきません。私は平成23年の奄美市議会議員選挙で市議になった新人議員ですから、この事案をほとんど知りません。新聞で少し、あ、何かがあったんだなというようなぐらいの程度でした。議員仲間からこんなものが奄美市役所職員に一斉メールとして配られた、配布されたとしてのその資料を読むことができました。まず最初に感じたのは、こんな重大事案が当時の地元新聞記事としても、見出しに、勤務時間中に株取り引き、奄美市職員5名を処分。そしてあきれんばかりだとの記者解説が掲載。縦17センチ、横16センチ程度として扱われ、議会決算特別委員会で平成20年、当時、日本共産党 三島 照前市議会議員の質疑した内容で書かれてありました。当時マスコミも、また議会も、当局も重大事案の認識が少し薄かったのではと正直言って思いました。それは当時、この一斉メールの内容ほど実態の把握ができてなく、僅かな情報で早く幕引きが行われたのではと疑うばかりです。それと同時に、なぜ今頃この問題かと、いぶかしく思いましたが、それは指名を明らかにし、出处進退を覚悟し、当時のすべてを目撃した愚直なまでに真っ正直な勇気ある一市職員が、総務課企画調整課職員組合御中とする昨日川口幸義議員が読み上げられた資料に明確に書かれてありました。なぜ平成17年から平成24年の事案を処分も終わっているのに、大変な覚悟をして内部告発という行為に至ったのか、いささか私は疑問を持ちましたが、これも昨日の川口議員の市議会議員への手紙相談の内容を聞き、この二つが私の中でつながり、疑問は解けました。さて、この二つの事案が、事実がつながってはっきりしたことがあります。事案内容は、奄美市役所職員に向け一斉メールとして発信されたのですから、現在、正規市職員619名だそうですが、職員全体の知るところとなりました。人の口には戸は立てられません。いずれ市民にこの全容は知られるものにそう時間は取らないということ。もう一つは、ここで報告されたことは真実かどうか。それを早急に証明するにはどうしたらいいのか。年月も経ち、関係者も既に退職した人も多く、刑事事件としては時効の問題もあります。しかし、私たちはこの内容、また新たに出た事実と今日知るところとなりました。市長は、市当局は、職員全員は、議会は、議員は、そして市職員組合は、マスコミは、市民は、と新事実を改めて知ったことを前提に、このままでいいのか、このままでいいはずがありません。それじゃあどうすべきか。それが全員に付きつけられてきているのです。昨日の川口幸義議員の質問で示された議員への手紙相談の内容の件、5月1日市職員全員への一斉メールされたメール内容の件、これらを踏まえてこれから質問に入ります。

まず①の職務規律についての通告項目に関するものとして数件お尋ねをしますので、誠実に御答弁を願うものです。まず、確認として、市当局は5月1日全職員に対する一斉メール、義憤に駆られた一職員の内部告発について知っておられましたか、お答えください。

総務部長（安田義文君） 御案内の5月1日に総務課宛てのメール、これは誤送信とはいえ、全職員へ送信されました。メールの内容につきましては、私ども3点の内容になるかと思います。一つ目に、勤務

時間中の株取引に関する情報、二つ目に、奄美群島環境衛生連絡協議会の支出に関する情報、三つ目に、不法投棄自動車の有価物の減少に関する情報ということ、この3点を把握しております。

20番（元野景一君） ちょっとはっきり大きく言ってくださいね。ちょっともう66ですので、耳が確実に聞きたいもんですから。それではですね、当局はこの一斉メールの内容を読んでどう感じられましたか。また、5月1日の一斉メールの時から、いつどのように対処されたのか、それをお答えください。

総務部長（安田義文君） 今さっき話しました3点につきまして、それぞれヒヤリングやら昔の資料を持ちまして、私どもも一応調べております。まず一つ目の勤務時間中の株取引引きに関しましては、議員御案内のとおり、地元新聞紙等でも報道がなされておりますとおり、平成19年8月に勤務時間中の株取引引きの事実が確認されまして、平成19年3月に懲戒処分審査委員会を経まして、関係職員へ職務専念義務違反による処分がなされているということでございます。二つ目の奄美群島環境衛生連絡協議会の支出に関してでございますが、この協議会は議員御承知のとおり、群内12市町村からの負担金で運営がなされておまして、ごみ問題やリサイクル問題等についての取組を行っている組織でございます。この支出の件につきましては、平成13年度支出のことなんでございますが、これにつきましても、平成18年度同協議会総会におきまして決算報告、更に他町村の監査委員によります監査報告等がなされ、承認がなされていることを確認しているところでございます。三つ目の不法投棄自動車の有価物の減少に関しましては、資料によりましてその減少については確認いたしました。それ以上の事実確認は私のところではできない、できていないところでございます。以上でございます。

20番（元野景一君） それではですね、内部告発一斉メールをした職員と直接会って、このメールに書かれたそれぞれの真意と調査をいたしましたか、確認しましたか。それとも一つ、調査した結果、ここに書かれてあるこの一斉メールに書かれてあることは、当局として事実であると判定されますか。それとも、いや、この辺はまだ分かりませんということになりますか。そこのお答えをお願いします。

総務部長（安田義文君） 私と総務課長、それから職員係長3名で本人とも会って話を聞かしていただいております。内容につきましては、本人がここにメールを誤送信とはいえ出したということは、先ほど議員のほうにもありましたように、昨日の川口議員のほうにお答えしたところでございます。それで先ほど申しましたように、一つ目は処分をしたということでございますので、勤務時間中の株取引引きにしては私どもも確認をしたということでございます。環境衛生連絡協議会の支出につきましては、もう既にその協議会の中で監査が終わっているということで確認をしたということでございますが、3点目の有価物の減少につきましては、減少してるといふことまでは確認をしましたが、それ以降のことについては私どもの立場で事実を確認することはできていないということでございます。

20番（元野景一君） 概ねあなたのお答えとして受け止めます。私は今回ですね、この質問をするに当たって、私はこれは大変な重大なものだなあと思いました。慎重を期すこともあって、この事案に関心を持ち、今回質問しようとする議員数名と関係者を呼んで聞き取りの調査のための議長幹旋を申し入れました。しかし、これは成立しませんでした。議員各位で調査は行われました。内部告発の形を取った一斉メール発信者の本人、また、当事案に登場する関係者も快く聞き取り調査に協力してくれました。そこで確信を得て当局に質しておきたいことを質問するわけですが、この内容によれば、平成17年から平成24年、そして現在に至るまでの件で縷々告発がされております。それは総務部長もそう言うておりました。過去の事案とはいえ、市政のチェック機能を果たすことが議会の在り方として、また、議会議員としてとてもこれをそのまま看過することはできません。過去のことだと思って、ああ、そうですかと言うわけにいきません。使命として数件をお尋ねしますので、お答えください。この告発メールの中に、平成19年、当時Nという市職員が、総務課長に勤務時間中に株取引引きの現場を押さえられ、

観念して課内の複数の職員から資金を預かり、勤務時間中に株取り引きをしていることを白状した。その仲間が総務課から口頭注意を受けたことがある。この一連は事実ですか。

総務部長（安田義文君） お答えいたします。係長とその上のお二人につきましては、文書による訓告、職員につきましては口頭による嚴重注意という処分がなされております。

20番（元野景一君） いや、この僕が言ったのは、その、こういうことを白状し、その仲間が総務課から口頭注意を受けたことがある。総務課としては口頭注意をしたことがあるということは事実ですかということですか。

総務部長（安田義文君） お答えしましたように、二通りの処分をいたしました。一通りは文書による訓告処分、それでない職員につきましては、口頭による嚴重注意、この二通りの処分を行っております。

20番（元野景一君） それではですね、これ本当に総務部長には大変申し訳ないけど、もうあなたの時代じゃなくて、その前の前のことを調べつくして、しかし、それは総務課としてですね、その形を歩んできたというなののお答えはあなたがする必要がありますので聞きます。また、わあ、時間がきたな。平成19年の人事異動でNという職員とその仲間の一部は異動し、昇格したとあるが、これは事実ですか。分かります。平成19年の人事異動で、Nという職員とその仲間の一部は異動になり、昇格したとあるが、それは事実か。

総務部長（安田義文君） 1名は昇格をしております。

20番（元野景一君） この事案に関したほとんどが、元職員組合の幹部や、元職員組合役員であったため、職員組合と協議し、組合三役と共に市長応接室で総務課長、総務係長に対し、これらの内容を説明し、これから先、このようなことが二度と行われないような対策と対応を申し入れ、総務課もそのように対策、対応をすることを約束したとありますが、これは事実ですか。

総務部長（安田義文君） その当時の総務課のほうでそのように対応をしております。

20番（元野景一君） はい、ありがとうございます。総務課がですね、その対応をしたのかというのは、非常に大切なことです。ということは、その都度その都度会ってるんですね。その事案、事案で会ってるんです。これは事実です。平成19年総務課長の定年退職があり、新総務課長となりました。また、その年の一般会計決算審査特別委員会の質疑の中で、日本共産党三島 照前奄美市議会議員が質し、総務課長から、この内部告発の職員は説明を求められたので説明し、再発防止のための対策、対応をお願いし、総務課長も約束したとあります。これ事実か。

総務部長（安田義文君） そのとおりでございます。

20番（元野景一君） この時ですね、総務課は相当調査をしております。また、この職員から聞き取り調査も行われてもいます。当時はすべて完全に調査を終えたと考えていた節がありますが、どうでしょうか。その調査でどのようなことが判明して、その結果、どのような措置が取られたかというなのも先ほど言いましたね、るるそんなふうに、処分しましたと。で、言いますが、その株取り引きに関わった職員の総数は何人だったのか、聞けますかね。もし、教えられたら、何名ありますか。その中で聞き取りをして、それが株取引に少しでも関わった職員は何人だったのか、答えられたら教えてください、いや、もうこれはもう過去のことでですから、教えられないとなったら教えられないでいいです。そして、

その関係者に、例えば、新聞には5人処分したと書いてありますが、その関係者5人以外にもあったという形であれば、その5人以外にはどんな処分の処置をされたのか。嚴重注意で終わったのか。これをどうかお答えになればしてください。

総務部長（安田義文君） 新聞等でも公表しておりますので、確かにおっしゃいますとおり、5名でございます。そして5名以外には私どもの調査ではおりません。

以上でございます。

20番（元野景一君） それが正式なお答えで、5名以外はおりませんのですか、それとも、例えば出資金を募る、集めますという時に、そこに加わった職員たちがおったか、おらなかったか、答えられますか、答えられませんか。

総務部長（安田義文君） 議員御案内のとおり、私ども過去の資料でですね、確認をするものですから、この時の懲戒処分審査委員会の報告書、調査書、更に本人たちが書いております顛末書、この辺を確認をしておる段階で5人ということでございます。

20番（元野景一君） 限界を感じますが、一斉メールの中ではね、出資金を募って、そこに銀行からお金を借りてきて集めてきたという内容もあります。そして、自分の課以外からも集めてきたということがあります。これをなぜ当局調べなかったんですかね。5人だっただけだったんですか。それはいいとしましょう。もう調べてみたんですが5人でしたというようなのが当局の考え方だということで受け止めます。まさにですね、ため息の出る情けない一部始終だと私は思います。私はこのメール事件を詳細の資料を調べていくと、この事件の本質が見えてくることがあります。急ぎます。勤務中に株取り引きをした実行犯のNといつも行動を共にしていた仲間のある人物の存在です。仮にここでAとしましょう。Aと実行犯のNは、平成14年から平成15年市民課にいます。平成15年4月、Aは主査で、環境保全係へ異動します。翌年平成16年4月1日環境保全係へNが異動する。またこう集まってくるわけですね。環境保全係長をAが拝命する。ここで正式に係長になってきます。この年よりNは株取り引きを始める。平成16年度部分です。Nの課税台帳の資料が表れておりますが、上場株所得のこの平成16年は30万6,829円、平成17年上場株取得が1,000万を超えてきます。1,048万3,820円、平成18年、N上場株取得が6,210万、19年度、Nの上場株取得の金額は0になります。なぜですか。19年、これはですね、聞き取り調査が始まったからです。聞き取り調査、ここへうわっとすごいことが出てくるんです。これで0になっとってくれりゃいいんですがね、平成20年、またNは上場株の取得が8,000万を超えてきます。8,179万240円。そして平成20年度分の繰り越し、これ分けたんですよ、そして2,123万7,792円。20年度分の実際所得は6,000万、控除を抜いて6,000万、6,055万2,000円となっております。全体でNが取得した株総額はですね、1億3,344万2,649円。こんなことが奄美市役所の中で行われておったんです。概ね一つ一つ当たっていったら、それは間違いありませんという確認をあなた方しましたので、間違いなと思います。そして一方は、大島地区の組合の方に、衛生組合の方に、それから一方は依願退職をしていきます。また、この一方のNの依願退職した後の末路は、まだ奄美市に影響を与えてきます。この流れが課税台帳にしっかりと残され、通帳、領収書がその証拠は残されているんです、ここに。ここで見えてくるのは、AとNの出会いから、先輩、後輩のどこでも見られるつながり、やがて密接な上司、部下の関係になり、転勤で別れるまでの上司と部下、この単なる時代にすぎませんが、そこに上場株所得の年代別所得を重ね合わせてみますと、驚く構図が見えてきます。親密な上司と部下が、部下の持つ株式運営能力に目を付け、力を合わせて周りを巻き込みながら、出資金を募り、課全体を巻き込み、課外からも預けさせ、そのグループ化が出来上がってるという構図です。これだけにとどまらない。このうえ上司Aはやがて奄美群島環境衛生連絡協議会に場所を移し、好き勝手放題の行動を取ることに

なります。私はこの奄美群島環境衛生連絡協議会の公金不正支出の疑惑、不法投棄における有価物横流し疑惑について、また、不法投棄等に対策に支援事業における弁済金問題とまだまだ挙げればきりのないほどの細かい点まで掘り下げていきたいのです。しかし、時間がありません。もうあと18分ですから。この一般質問の私の持ちではもう無理です。これからは私の後で二人の質問通告者の中で、この件に関するものを見ますので、この人たちにもう委ねたいと思います。私より掘り下げた、確信を突く証拠に基づいた追及を期待できるものと確信をしております。

それではですね、もう1回通告に戻しましょう。②の監査体制についてであります。この市の監査は、監査体制はどのようなになっているのか、これをちょっとお示してください。

監査委員事務局長（山崎實忠君） おはようございます。それでは、奄美市の監査体制についてお答えいたします。現在奄美市監査委員は、議選を含め3名、事務局職員が3名の6名体制で監査事務の執行をいたしております。監査事務につきましては、地方自治法第199条並びに奄美市監査委員条例、規程、事務局規程に基づきまして執行いたしております。監査の事務内容と範囲につきましては、法第199条第1項から第12項の中で定められておりまして、事務内容につきましては、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について監査を行うこととなっております。また、範囲につきましては、地方公共団体並びに地方公共団体が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えてる団体及び公の施設の管理を行わせているもので、その出納、その他の事務について監査を行うこととなっております。年間を通じての業務としましては、全課の例月伝票審査、定期監査としまして笠利、住用、名瀬各支所の幼稚園、学校関係を3年に1回、各課を2年に1回、財務関係書類物品関係を主に実施いたしております。援助団体並びに指定管理の監査につきましては、それぞれ3か所程度を抽出しまして、実績報告書、現金出納簿、預金通帳、支出関係証拠書類並びに貸与物品の管理と確認などの監査を毎年度実施いたしておるところでございます。以上です。

20番（元野景一君） よく分かりました。おそらくその人数でそれを監査するのは大変なことだろうなと、実情はね、よく分かりますよ。そこでただ一つだけお聞きしたい。この市の監査は、会計監査、つまり、お金に関わるそれをずうっと調べていく、これだけですか。それとも、ちょっと関わると言っておりますけれども、事業主体に対するどんなふう運営されたのか、どんなふうそれをやっているのかと言いますかね、そういったその業務、行動、そういった労働管理、そこら辺りまでも含めた監査があるんですか。それとも、いや、もうそれは奄美市ではありませんという形でしょうか。というのはね、なぜこんなことを聞くのかというと、私どもの民間の集まりで青年会議所という社団法人があるんですが、これの監査になりましたらですね、もう行動まで、事業運営から行動まで、その役員の行動指針まで監査する監査があるんですけど、そこまでとは言いませんが、会計監査だけなのか。そうじゃなくて、そういった違う部分もありますよということをどう考えますか。

監査委員事務局長（山崎實忠君） それでは、元野委員のただいまの御質疑にお答えいたします。現在の奄美市の監査委員制度につきましては、法第195条に基づき設置されております。この事業内容につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、法の第199条の第1項から第12項の中で定められておりまして、あくまでも地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理、それと財政援助団体及び指定管理者につきましても、実績報告書、現金出納簿、預金通帳等の会計、財務に関する部分の範囲のみで監査を実施いたしております。その範囲内での監査をすることしまして、法第195条の中にはうたわれておるものです。

20番（元野景一君） 概ね了解しました。

それでは次に移ります。部・課の職場環境についてという項目入れてありますが、機構として部があって、課があつていきますが、その職場環境は現在でいいです、現在良好だと思いますか。それとも、しつ

かりと管理されておりますか。なぜこのようなことを聞くのかというと、かつてそういうことがあったということを今調べておりますから、そのためにちょっと心配して聞きますが、良好な課運営ができておりますか。誰がお答えしますか、総務課ですか。お願いします。

総務部長（安田義文君） 行政サービスを提供する上で大事な点の一つとして、部・課・係それぞれが一丸となって業務に取り組むことが必要と考えております。そのためには、報告、連絡、相談、この下、業務に対する共通理解や職員間の意思疎通が必要であると考えております。我々は先ほど議員からありましたような点も反省いたしまして、二度と起こることのないよう、人事配置等でも年齢構成、人間関係、職場での経験等を考慮した配置を現在いたしておるところでございます。また、職場におきまして、それぞれの長が中心となりまして、職場内のミーティングの実施や、職員間のコミュニケーション構築に取り組んでいるところでございます、よりよい組織づくりに努めているところでございます。

20番（元野景一君） 今回ですね、一斉メールという手段が取られました。これは大変だと思って、おそらくロックを掛けていろんな手段もあったかもしれません。要するに、職員の声が、やっぱり上層部まで上がってこなくちゃいけない。それを慣れてきてああってなってくるとだんだん不満がたまってくると、こういうことが起こってくると思いますが、職員の声なき声を拾い上げる工夫について今どんなことがなされているか、これをちょっとお答えください。

総務部長（安田義文君） 職員の声を聞く機会といたしましては、まず人事異動時の参考とする職員申告書、こちらにおいて自由意見欄を設けまして、意見や要望の集約を行っております。そしてまた、先ほど申し上げましたように、各職場におきましては、定期的なミーティングを実施し、意見を交わしているところでございます。それ以外にも、職員からの企画案、アイデア、意見等を募り、それぞれの業務や施策に反映させている例もございます。今メールの話がありましたが、誤送信で全員に送ってしまったメールでございますが、総務課宛てへのメールでございましたら、これは情報提供でございますので、そういう手立てとしても寄せられる場合がございます。以上でございます。

20番（元野景一君） 一連通告してありますので、もう読みます。市民の目が行き届く市役所づくりについてどのようなことがなされていますか、これをお答えください。時間がないので、もう端的にお願いします。

総務部長（安田義文君） その機会といたしまして、各地区集落で開催しております市長とむん話、それから毎月開催されております笠利地区の駐在員会や住用地区の嘱託員会がございます。そして市役所の1階ロビーには御意見箱を設けまして、ホームページにおいても問い合わせコーナーを設けて、御意見、御要望を受けております。それから来庁された市民の皆様から、職員の顔が見えるような机や書棚等の配置にも努めておるところでございます。いろんな御意見、御要望につきましては、できる限り応えられるよう、各担当部署を中心に努めているところでございます。

20番（元野景一君） コメントはもうまとめて後に持って行きたいと思いますが。通告のね、最後から2番目の職員組合の在り方についてお尋ねをします。大変重要な項目ですので、お答えを願いたいと思います。その目的は何ですか。

総務部長（安田義文君） 存在の根拠ということで答弁いたします。奄美市職員労働組合は、地方公務員法第9節に規定いたします職員団体として鹿児島県人事委員会に登録をされた団体でございます。その活動は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件等に関する事項につきまして、市当局と交渉を行う他、職員の福利厚生の実を目的として活動している団体でございます。

20番（元野景一君） 合併期のですね、混乱期、市の監視機能の欠如、一言で言うにはあまりにも大きな大失態です。私は今回この質問に当たって、できる限り関係者から事態を知るための聞き取り調査をいたしました。一番不思議に思ったのは、全体としてこの件が重大なこととしてあまり認識がない。当局においては、何で今頃という思いが非常に強く伝わってきます。川口議員の読み上げた市民の手紙相談の内容、それを受けて全容を知り、同じ職場で苦々しく思っていた一職員の止むに止まれぬ思いから一斉メールの内容告発に踏み切った覚悟、これで初めて全容の入口に立ったばかりです。入口に立ったばかりだと私は認識しております。なのに、重大な事件としての認識が足りないのです。私たちは今一度よく考え見つめ直していくべきだと私は思います。私たちのこの島社会はですね、人のつながりが強くて、一見快適に思えます。あれは誰誰の親戚、あれは誰の誰のつながりと皆仲良しこよしの親戚のつながりで成り立っている、これは事実です。それはそれで大切な側面もありますが、反面、それ故になあなあ、あげいっちゃっかのいい加減な雰囲気、弱点はあります。どの部も部署においても、どの部門においても、どのグループ化の中においても、それがああります。悪貨は良貨を駆逐する。今回の株事件の舞台である課の状況を想像してみてください。何ともおぞましい光景が見えてきませんか、皆さん。上司がおって、部下の一人が仕事はせずにパソコンに向かって一心不乱に株取り引きに熱中する。上司はへらへら笑って投資を呼び掛け、仲間たちはその配当を心待ちにする。そばで一生懸命真面目に誠実に生きようとする人間が、何か馬鹿にされて疎外されてるような環境、正直者が馬鹿を見る、こんなことがまかり通る世の中が一番人間にとって最悪なんです。分かりますか。こんな光景がこの奄美市役所内にあったということを想像するだけで怒りがこみ上げてきます。そうは思いませんか。そうさせないために政治はあるのに、議会のチェック機能が働かない。これでは市民が浮かばれません。政治がそれを言わずして、何のための市議会議員でしょうか。そのチェック機能のために立ち上がらない議会に、市民の信頼が寄せられるでしょうか。地域エゴや島の中の小さな業界のみの働きのためばかりでなく、公正、公平、正義、誠実、一生懸命、真面目さ、そんな人たちのための政治が動き、議会が開かれ、議員が働く、そんな奄美市であってほしいと私は思います。時間がありませんので、結論にいきますが、再発防止のために、私は過ぎたことでありません。新しい事実がどんどん出てきました。だから、総括が必要です。総括をして、実はこんなことだったんだということをはっきりして、市民に示さなければなりません。もう市民は皆知っております。議会がどうするのか。あの議員たちは何をするのか。皆今注目しております。そのために総括が必要です。特別調査委員会なるものの設置を求めたいと思いますが、当局、どうですか。

20番（元野景一君） すいません、じゃあ、ちょっとちょっと今の求め方をちょっと変えてみましょう。それじゃですね、当局に作れって言ったって、それはまだ分かりませんで形になろうかと思しますので。議会がいいです。特別調査会になるものを作っていただきたいと思います。要望という形で受け止めてください。これでいいですね。じゃ、特別調査会なるものをして、総括をして、それできちっと作り上げる、これを是非やっていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で自由民主党、傍聴席、拍手はやめてください。

以上で自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時29分）

○

議長（向井俊夫君） 引き続き一般質問を行います。（午前10時44分）

自由民主党 里 秀和君の発言を許可いたします。

21番（里 秀和君） 自由民主党 里 秀和です。通告書にある1番、市長の政治姿勢については、もう前の議員がお尋ね、お答えになっておりますから、これは割愛いたします。

2 番の産業振興についてからお尋ねします。それから環境対策、自然遺産登録についての順序が振られてますが、1 番を国立公園化に、2 番を奄振事業の活用について、3 番を観光のための視点について、4 番、ノヤギ、イヌ、ネコの現況対策について、5 番、天城町のクロウサギ小屋観察について伺います。

まず、農業の振興、もう特にサトウキビの振興についてお尋ねします。現在政府は、攻める農業を推し進めております。攻める農業は、儲かる農業だとして、農産物を輸出して外貨を稼ぐ、曰く、攻める農業は、極上の国産品を輸出して、国民の食糧は安い輸入品で賄うということのようです。大規模農家、大規模経営体に農業生産の大方を委ね、伝統的な家族農業や多くの兼業農家を淘汰を促すという誤った在り方であると私は断言していいのではないかと思います。一方、自民党は、金儲け第一で突っ張ると言っているわけではございません。農業の担い手育成、引き続き自民党の基本政策であります。ただ、若い層の就農を促すためにも、農業、農家の所得を増やすとの考え方であるようであります。安倍総理大臣は、日本は瑞穂の国です。息を飲むほど美しい田園、棚田の風景、伝統、文化、農業を中心とした国がらは、断固として守っていくものでありますとも言っております。攻める農業は、日本の伝統的な姿ではないと思います。守る農業こそ瑞穂の国にふさわしいと思うところでございます。さて、サトウキビの現状と振興策について伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 里議員の農業、とりわけサトウキビの状況についてお答えいたします。

平成24年産の奄美市のサトウキビ生産実績は、平成23年産の1万5,479トンに比較すると、メイチュウと自然災害等の被害により減少いたしまして、374トン減少の減量で1万5,105トンとなりました。生産額につきましては、平成23年産は3億3,183万5,000円、平成24年産は3億3,265万6,000円となっております。その減産の主たる要因といたしましては、キビの成長期に度重なる台風が襲来したことによる生育被害や、春植えや新植夏植用の種苗確保のために、収穫面積が減少したことも要因の一つと考えております。そのような状況の中、平成25年度は、奄美大島本島内の奄美市、龍郷町、瀬戸内町、宇検村、大和村で構成する大島本島さとうきび生産対策本部が主体となり、国のさとうきび等安定生産体制緊急確立事業を活用いたしまして、病害虫薬剤の全額の助成、また、緩効性肥料と併せまして、土づくり堆肥の一部助成を行い、生産者の経営安定を図るとともに、早期の生産量回復に努めているところでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

21番（里 秀和君） 去年、一昨年は災害被害及びメイチュウ、畑の劣化等々で、農家に見ればすごいマイナス減収で、大変なことだろうと思います。先ほど今政府は攻める農業と私は発言してまいりましたが、攻める農業の延長線上にTPPがあるように感じられます。初めに申し上げておきますが、TPPは貿易自由化という通商問題と併せて、安保防衛問題を二面を持つ交渉事だと私は考えます。さて、政府は、TPP交渉への参加を表明し、関係国との協議を進めているようでございます。7月にマレーシアで開かれる会合から参加するようです。米、麦、牛肉、豚肉、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について引き続き再生産が可能となるような除外、または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的関税撤廃も含めた認めないことなど5項目を衆参両農水委員会で決議し、自民党鹿兒島支部連合会は、聖域の確保を最優先し、確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないことと、強く政府に要請を行っております。米国をはじめ10か国との交渉事ですので、我が国の思惑どおりになることは少ないものと考えられます。もし、聖域の確保ができない交渉が成立した場合には、誠に残念ではございますが、わが奄美の農業は壊滅的打撃を受け、立ちいかなくなります。農業政策は、これまでも何度も試みられました。減反政策ばかり、けれども、実を結んだものは大きくありません。農業の生産意欲を失わせた減反政策や企業の農業への参入を規制緩和するなど、農業政策全般の見直しを強く要請を行っていくべきだと考えます。当局はいかがお考えでしょうか。

農政部長（山下 修君） TPP参加につきましては、奄美農業の壊滅的な影響を与えると我々も危惧をしてるところでございます。特にサトウキビにつきましては、我々奄美農業の基幹作物でございますので、生産農家はもとより、製糖に関わる関係者並びに原料を輸送する関係者など、多くの関係者へ影響を与えるものだと考えております。もし、関税が撤廃されますと、奄美農業の振興や農業の持つ多面的な機能も失われるということがありますので、地域農業にもたらす影響は大きいものだと考えております。県におかれましても、もし、このTPP参加によりますと、県の試算では相当の金額、奄美では約50から60億の減収がなるという予想でございます。議員御心配のように、奄美農業は立ち行かなくなることは必至でございます。本市としましては、今後とも国への主要5品目につきましては、安全、食糧の安全保障の観点や、食品の安心・安全の確保をはじめ、各分野の懸念が現実とならないように、我々も国に強く要望をしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

21番（里 秀和君） 私は今までの戦後の奄美農業を非常に気にしております。国の政策に沿って減反をやり、畑地転換をやり、畑地転換をやった上にサトウキビを奨励し、今一番大島で多いサトウキビ農家をこのTPPが成立したら全滅であります。これを考えますと、今の日本の国の政策として、何か僕はTPPを推し進めるんじゃないかなあという気がします。今、議場にもおられるけども、畜産とキビと複合して兼業農家をやっておられる方がおりますが、この方々がいくらメイチウ対策をしても、畑に堆肥を入れても、このTPPで関税撤廃になったら、サトウキビなんか作る人はおりません。これは農家だけでなく、我々農家でない方々も真剣に考えなければいけない問題だと思います。この反対に向けては、それこそ復帰運動当時みたいな大運動を展開していかなければならないかと存じます。市長、見解はいかがですか。

市長（朝山 毅君） 議員のおっしゃるとおり、鹿児島県はもとより、県下43市町村でTPPの問題については議会並びに執行部において反対を国のほうに届けております。とりわけ鹿児島県は北海道、千葉県等に次いで3番、4番に位置する農業立県であります。その中で奄美群島は、と同時に、奄美市の置かれている状況を見ますと、約1万5,000ヘクタールの農地の中で、60パーセントから65パーセント程度はさとうきびが植え付け面積であります。その農地の6割、7割近くを保有するさとうきびの生産額は、全体の農業総生産額の32パーセント、多い時で90億、昨年、今年はずっと下がってまいりましたが、そういう環境状況の中において、議員がおっしゃるように、奄美農業においてさとうきびがなくなる等々、畜産が厳しくなるということになりますと、壊滅的な状況になることは論を待たないところであります。特に、甘味資源の国内需給率は10パーセント以下と言われております。穀物についても40パーセント程度でありますから、ほとんどのものが未だもって外国から仕入れてる状況間の中において、関税が撤廃されるということになりますと、安いものがどんどんどんどん入ってくるといふ貿易収支になってまいります。そういうことを考えますと、国は守り、また、農業立県である鹿児島県は守らなければいけない。と同時に、その原点である我々奄美群島、奄美市においては、それらの状況を勘案して、しっかり守っていくということが農家の育成につながっていくと思います。加えて、議員がおっしゃるように、農業の多面性による奄美の農耕文化から生まれた八月踊りであり、種下しであり、また、浜おれ行事であると言われております。そういうことからして、やはり第一次産業、とりわけ農業の持つ多面性というのは文化であり、芸術であり、芸能であるという観点からも、農業、農法というものは地域に合ったものでしかるべきだと私自身思っておりますので、議員と考えは同じくしているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

21番（里 秀和君） 次に、大島紬の現況についてお尋ねいたします。

商工観光部長（川口智範君） 本場奄美大島紬の平成24年の生産状況につきましては、生産反数は6、

883反、生産金額は約5億5,000万と、いずれもピーク時の2パーセントとなっており、組合員数につきましても、昭和56年のピーク時1,755から122へと大幅に減少するなど、大変厳しい状況になっております。また、こうした状況に伴い、紬従事者についても、同じく昭和55年のピーク時3万1,431人から1,035人へと減少している上に、ほとんどの方が60から70歳代と高齢化が進み、産地としての体制を維持するための後継者育成が大きな課題となっております。

21番（里 秀和君） 今までも名瀬市も含めて紬組合、ここ何年いろいろのPR活動やらやってきました。それでも年々落ち込んでいく現状を見ますと、方向性が悪いんじゃないかなとも考えたりします。まず、今の需要、要求に応えるものが製品が作られておるのか。情報発信、つまり、PRが適切に行われているのか。情報戦略と申しますか、紬の特徴や価格、価値をうまく正しく伝えていっているのか、これが一つ。2番目に、流通の問題であります。大島紬は特性な流通過程を持っております。その故だろうか、紬の価値は一部の愛好家にしか認識されておられません。これをどうするか。3番目に、生産者に関わる、ただ今も部長がお答えありましたが、高齢化が始まっておりますし、技術者の確保と賃金は適正に支払われているか。こういう問題もあろうかと、いかように考えますか。

商工観光部長（川口智範君） 議員御指摘のとおり、情報、方向性につきまして、それがいいのかどうかという判断につきましては、今後検討させていただきまして、今現在の部分について振興策について御理解をいただくために答弁させていただきたいと存じます。今後の本場奄美大島紬振興に向けては、伝統的な技術を継承するとともに、消費者の経済状況や嗜好を十分に把握し、新商品の開発や新しい魅力の提案など、的確に対応することが重要だと認識いたしております。本市の今年度の取組としましては、京都西陣との連携による産地間連携交流事業や、奄美西陣コラボレーション展の実施、本場奄美大島紬新商品開発推進事業による各種研修会の実施などを予定いたしております。また、10月に開催される奄美群島日本復帰60周年記念事業、奄美ファンサミットにおいて、奄美ふるさと100人応援団の皆様をはじめとする島外からの視点により、紬振興についての貴重な御意見、御提言をいただく予定でございます。更に、奄美ファンサミットの関連行事として、本場奄美大島紬大産地祭りを開催し、本場奄美大島紬の魅力を内外に発信すべく、産地一体となって取り組む計画をしております。他にも、本市としましては、紬業界活性化のため、紬組合及び販売組合への販路開拓資金や事務局職員派遣、新たに員外理事就任など業界全体の下支えとなるよう、様々な取組を行っております。その上で、議員からお尋ねのございました1点目のお客様のニーズに据えているかということでございます。私ども一番この問題で頭を悩ましているのが、産地在庫の問題でございます。流通在庫、いわゆる問屋にある在庫につきましては、一掃されたものだと私ども認識しております。その理由といたしましては、いろんな着物を販売する際に、大島紬の組合の反物を借りないと、販売催事ができないというような状況が起こっておりますので、流通在庫についてはほぼ一掃されたものだと認識しております。この産地在庫が解消されないということから、生産者のほうは安心して生産ができない。また、問屋側から見ますと、足元を見てるんじゃないかと。安く買ってるような、安値での要望があるように感じております。

2点目の流通の問題でございます。一番大きな問題は、昭和54年度の奄美大島紬総合診断の中でも指摘されておりますように、産地主導型の体制が整ってないということでございます。これは歴史的な部分があるかと思えます。具体的に申し上げますと、産地と消費地が遠隔地であるため、交通手段が大変不便でした。お客様が購入をいたしましても、その紬に対するクレームなど、これはもうすべて問屋さんのほうにお任せしているのが現状でございましたし、今現在もこれが続いているというような形になっております。こうしたことから、お客様のリスト、こういったものが産地には全くないというのが現状でございます。したがって、お客様の直接的なニーズに応える製品づくりというのが大変厳しい状況でございます。ただ、どうしても問屋様が、お客様のいろんな要望をお聞きになって、図案等でこれまでもやってきております、ここ何年かそういう図案が出てこないというお話を伺っておりますが、つい先だって、何件かそういった注文もかかってきているように思っております。技術者の確保につ

きましては、現在の生産反数6, 883反です。これで生産体制を維持できるのか。産業としての本場奄美大島紬なのか、文化財としての紬なのか、大きな分岐点を今迎えているものだと認識いたしております。また、賃金につきましては、本マルキで約5万5, 000円、1か月以上かかってできるものが5万5, 000円、これは最低賃金以下の賃金だというふうに考えております。こうしたことから、この賃金、議員おっしゃるように、紬の価値を十分に理解してもらえようなPR、こういったものが本当に必要だろうというふうに私どもも認識しているところでございます。

21番（里 秀和君） よく分かりました。しかし、手をこまねいて流れるに任せて低くなっていくのをストップかけないわけにいかないのが現状でございます。ただいま私が今個人的な見解を申し上げれば、その場で売ってる紬のシャツなんかこんなところに何かアップリケみたいに、この襟にこんなのをこう付けたり、あれは紬の良さをアピールできないんじゃないかなあと思うんですよ。そして併せてまた金持ちが買ってる本物のアロハ的なやつは3万5, 000とか4万とかおっしゃいますが、あれ買うのっは僕らが着物買いますは。着尺を。だからこういう方法じゃなくて、どこかあの着物を買うところに、銀座の泉二君なんか大分売っとるようですから、そういう方向性に、着物を売らんとあれいくらの金額も上がらんし、反数も上がらんじゃないですかという思いがしております。商工観光部長も、紬組合も連携をして努力してください。お願い申し上げときます。終わります、これは。

環境対策ということで入れてありますが、これは自然遺産登録も国立公園も含んだ質問だと思ってください。まず最初に、奄美国立公園、もう何年も前から話が出て、今年はゾーン指定ができるだろう、今年ではできだろうと、毎年首を長くして待ってましたが、まだ決定がなされておられません。国立公園の中で、奄美は新しい国立公園を目指すということで、生態系型環境文化型の二つの理念を掲げてやるようです。できましたら、この二つの概要をお示しください。

市民部長（前里佐喜二郎君） それでは概要についてお答え申し上げます。まず、生態系管理型、議員のおっしゃるものにつきましては、貴重な自然や希少動植物を守り、保全していくと。その調査をいたしますけれども、その結果次第ではその守る場所を変えていくんだと、そういったものが生態系管理型というものです。それから、もう一つの環境文化型、これにつきましては、奄美古来の伝統文化、例えば浜おれだとか、八月踊りなどだとか、ユニークな奄美の文化を一つの資源として位置づけて守り、継承していく。先ほどの生態系管理型につきましても、その希少動植物や貴重な自然を守って、次世代につないでいく、残していくというものですが、この二つを融合させたものを目指していくというふうに聞いております。

21番（里 秀和君） 私の質問でも、国立公園も奄振事業を生かすのもごっちゃになっておるんですが、この国立公園に絡んで、奄振事業を生かすこの事業によって生かすことができるんじゃないかなあと思える次第です。奄振事業は、物流、人流の基礎となる空港、港湾、道路の整備は実現しました。農業も、基盤整備などで成立安定しました、奄振事業のお陰です。これからの奄美にとっては、これらのインフラをどのように生かして、この自然遺産奄美国立公園と生かして連携してやっていくにかかっていると思います。この自然遺産国立公園は、そもそも生態系に配慮した計画の立て方でなければいけないのであり、事業の実施時の技術的配慮、島の自然を生かして個性化を図ることが生き残りの道だと思います。だとすれば、自然や歴史文化、独特の風俗の保全、保存することが重要であり、問題は異なる価値観の、あるいは利害関係の両者の調整の仕方にあると思います。例えば、既にインフラが整備されているマングローブパーク、大浜海浜公園、あやまる公園なんかをマスツアーの拠点として、バス停がありますし、トイレがありますし、併せて情報センターみたいなものを造って、土産屋があつて、食堂があつて、そしてマングローブを起点に、住用川の奥にエコツアーが入るとか、こういうことができる可能性が大にあると思います。奄振があつたお陰で、新しく他の地域と違って、インフラを整備する必要がないところが出てきます。これは我々の特徴であります。それでこういう事業を今から組み立てられな

いかなあと私は思っていましたところに、2, 3日前の県の報告で、どれだったけなあ、県の答弁の中で、このシイ・カシ照葉樹林の花は樹冠に咲いているから、頭の上から見えるような観光の仕方がいいんじゃないかということは、樹木の上に木道を作ろうという発想じゃないかと思います。それからもう一つあったですね。どれだったかなあ。野生生物で。県議会の答弁で傷病動物の手当ては市町村や獣医師NPOと連携し、収容から治療、リハビリ、復帰まで一連の流れに対応するネットワークの構築が必要だと。この二つの答弁は、今度の問題に合致しますから、参考にしたいと思いますが、16日付の奄美春秋によると、大島群島の将来推計人口2010年現在11万8,000人から30年後には8万2,000人まで減少する見通し。ちなみに12年の入込客数は49万2,000、これに87万5,000人を足して、年間136万人の入域客が確保できれば、人口減による消費額を賄える計算だというあくまでも机上の試算が出ております。今先ほどから産業に対しての質問の中で、雇用の確保は甚だ厳しいのが出てくる中で、やっぱり入込み客を増やすためには、自然遺産登録に向けて、これこそ全員一致で市民を啓蒙して確実に遺産登録になる道を歩まなければ、我々のお先は真っ暗だと僕は感じております。奄美の観光は、特異な自然文化が一般的に知られていないようです。資源について認識が希薄であります、我々議員も含めて。この頃は充分その意識は上がってきました。自然保護生物多様性と誇るべき美しき海と世界にも稀な森の生態系、組み合わせて魅力ある観光地を作るとは、奄美観光の最大の課題であると考えられます。そのためには、イヌ、ネコ、ノヤギ、それらの現状をお知らせください。

市民部長（前里佐喜二郎君） イヌ、ネコ、ノヤギの現状についてお答え申し上げます。ノヤギにつきましては、平成22年度から国の防除事業を導入いたしまして、平成22年度に25頭、23年度に40頭、24年度に37頭を駆除いたしております。今年度25年度につきましては、40頭の防除を目標とし、現在準備を進めているところでございます。ノイヌにつきましては、地域住民の通報等により、保健所において捕獲・処分が図られておりますが、ノネコにつきましては、現在野生生物保護センターにおいて対応はしているものの、なかなか根本的な解決は見出せない状況でございます。

以上でございます。

21番（里 秀和君） これも先日の新聞報道で、町中で捨てネコがあつて、この捨てネコは見つけた時は大丈夫ですが、見つからずにそのまま放っておくと、山裾から山に入つてノネコになります。ノネコは野生生物センターの方々が一生懸命捕獲をしておられるようですが、ノネコだって普通の野良ネコだって、迷いネコだって、捕まえてすぐ殺すわけにいきません。この間の新聞記事では、生き延びることができなかつたら、保健所で薬殺するという記事が出てましたが、その立派なネコなんかを殺すわけにいきません。私は14, 5年前沖縄に旅した時、ヤンバル行つた時に、えらい都会の人が来てるなあと思い、プラカードを持って。ヤンバルクイナを守るためにイヌ、ネコ捕獲作戦というのを沖縄県がやる。ジェット機1台がかりでおばちゃんなんか、姉ちゃんなんか、ノネコを守れち来とったんですよ。もし、島で捕獲したネコを薬殺とかちゅう話になったら、もう非難の対象は自然遺産にきますよ。そうならないためにも、一時保管場所的、僕は愛護センターちゅう言葉を使いましたが、どこかに作れないかなあと。そしてネコ好きのおばちゃんなんかに可愛いネコから引き取ってもらつと、首輪を使ってという方法なんかも一つの手じゃないかなあと考える次第です。御答弁を。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。野良イヌ、野良ネコ、これノネコ、野良の違いはですね、山の中、先ほど申し上げましたのは、山の中に既にいるネコ、イヌをノネコ、ノイヌと申します。町の中でまだウロウロしてる、これを野良イヌ、野良ネコと区別をして御理解をいただきたいと思ひます。野良イヌ、野良ネコにつきましては、市といたしましても、保健所や警察、近隣町村とも連携を図りながら、野良イヌの保護、飼いネコ条例に基づくネコの適正な飼い方の周知、指導を行い、ノイヌ、ノネコに至るものの拡散防止に努めているところでございます。お尋ねの動物愛護センターの必要性についてでございますが、現在、鹿児島県が霧島市に同様の施設を建築中と聞いております。詳細につき

まして、県の担当者に確認をいたしましたところ、この施設を市町村で設置することは難しいと、法的に難しいということでの説明を受けました。ただ、ノイヌ、ノネコの存在は脅威でありますし、これらの防除対策は喫緊の課題でございます。これを野良イヌ、野良ネコの段階で保護する愛護センターの必要性は強く感じているところでございます。市町村で設置することが難しいということでございますが、本島内の他市町村とも連携を図りながら、これに代わる対応策を今後検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

21番（里 秀和君） 天城町のこれは当部ちゅうんですかね、地区において、希少野生動物のアマミノクロウサギが山中でなく、集落に近い場所で生息しているという特性を生かし、危害を与えずに観察できる施設等を整備し、アマミノクロウサギの里として情報発信を行うとともに、集落の既存資源を生かした観光や交流推進を図り、限界集落の活性化につながることを目的としたアマミノクロウサギ観察小屋が建設されております。本市も、自然遺産登録に向けて、自然希少種植物等に負荷を掛けないように観察小屋は参考になるんじゃないでしょうか、御見解を。

市民部長（前里佐喜二郎君） お尋ねのクロウサギ小屋についてでございますが、天城町の担当にも確認いたしましたところ、地域振興の一環として建設されたものでございまして、議員おっしゃるとおり、限界集落として閑散としていた地区が、建設後はウサギが身近に見れる集落ということで好評を博しているとのことでした。アマミノクロウサギは、奄美、徳之島にしか生息しておらず、世界自然遺産登録の4番バッターとも言える希少野生動物で、このような施設は珍しくもあり、利便性の高い施設だとも考えられます。ただ、現段階におきましては、国立公園の地域区分等が不明確でございます。また、ウサギ小屋を作るに当たり、動植物への影響等も議員がおっしゃられるとおり、懸念されますことから、設置場所の選定も含め、現状においては難しいものと考えられます。今後、国立公園の地域区分が明確になり、晴れて指定を受けて、国立公園となりますと、国、県、市町村でそれぞれが施設整備をしなければならない区域、地域が出てまいります。クロウサギ小屋のような施設の必要性は、もちろん我々も感じておりますので、その時期がまいりましたら、国、県、その他関係市町村とも協議の上、どのような形態が自然にも観光客へも有意義なものになるかを検討し、施設整備に努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

21番（里 秀和君） はい、ただいまの答弁で結構ですが、アマミノクロウサギやアマミヤマシギなどは夜行性であります。魅力を実感してもらうためには、車で行って直接見たほうがよろしいかと思いますが、我々を見る側はそれでよろしい。クロウサギとヤマシギなんかは皆ライトを点けて、あそこにおるがー、パーッとライトを点けるとパパパパーと逃げていくんですよ。そういう見方よりも、そういう見方ももちろん少人数で行けば大丈夫でしょうけども、夜行けない方々のために、この天城の小屋を参考にして、フィルムがビデオがありますから、昼間、昨夜の何時頃ちゅう時刻が出るビデオを見てもらって、ああ、ここにもそんなあるんだなあという見方をするためには、あらゆる方法を使って、見出して、できる限り作れるようにしてください。このほうが自然に負荷を掛けません。その意味からも協調をしてください。小屋を作ったほうが負荷を掛けないと。今のままではもうナイトツアーなんか行ったら、クロウサギなんかはびっくりしてすぐ逃げるですよ。たくさん出てます。シギなんかとまっています、車が行くまで。市民部長、環境課長、連携をしてよろしく願います。終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で自由民主党 里 秀和君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時35分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2 番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。無所属の安田壮平です。今年第 2 回定例会の一般質問に当たり、まずは思うところを述べさせていただきます。今年は奄美群島日本復帰 60 周年の節目であり、また、奄振法の改正や世界自然遺産登録の前提としての国立公園化など、奄美市にとって誠に大事な 1 年になるということで、いろいろと活発な動きがあることを嬉しく思っております。とりわけ、奄美市誕生の日とも言える 3 月 20 日に、市のホームページがリニューアルされて、積極的に情報発信をしていこうという姿勢を打ち出したことは、実に評価すべきことだと考え、その後の推移を楽しみに注目しているところであります。

さて、今年の、あるいは今年度の奄美市の最大の課題は何でしょうか。人によっていろいろと考え方はあるでしょうが、私は何よりも景気の回復であり、経済の活性化であると考えます。このことがひいては安定的な雇用の拡大につながるからです。昨年末の衆院選による政権交代と、それに続く安倍総理の主導するアベノミクスという経済政策によって、確かに 5 月下旬頃より為替相場や株式市場では不安定な動きも見られていますが、少なくとも前政権の時代よりは確実に日本全体の景気の状態は良くなってきたのではないかと感じております。もちろん、首都圏や一部の大企業を中心に始まった景気回復の効果を地方に、また、外界離島のこの奄美市に取り込んでいくためには、一定の時間がかかるでしょうから、多くの市民の皆様にとってその実感は未だ乏しいと言わざるを得ませんが、機動的な財政政策によって、公共投資が増えたことは、建設業界に携わる方々を中心に大きな安堵感を抱かせたのではないかとすることも察するところであります。もちろん、公共投資に過度な期待をしたり、政府からの様々な仕送りだけをあてにしたりするだけでは、奄美市の本格的な景気回復は成しえませんが、ここはアベノミクスの多様な効果をしっかりとりとえて、それらを着実に奄美市に取り込むために、積極的に打って出る姿勢が必要であると考えます。以上のような思いを踏まえて、今回の一般質問は、経済政策を中心に構成したいと考えておりましたが、先の 3 月定例会終了から今日に至るまでの各種報道の中で、最も衝撃を受けた記事は、何を隠そう、人口減少の話題でありました。いろいろと異論はあるかもしれませんが、私は経済政策や産業育成は、その時の景気の変動にも左右される。いわば短中期的な課題ととらえることができると考えていますが、人口減少問題こそは、効果が即効的に表れにくく、しかも、じわじわと進行しながら、地域を確実に衰退させていく、地域にとっての死に到る病であり、中長期的に取り組むべき課題であると考えております。もちろん、どちらも重要な課題であることは論を待ちません。先般、国の研究機関により、奄美市及び奄美群島にとって衝撃的な将来推計人口が発表されましたので、どうしてもこれを取り上げなければならないと。人あつての経済だと考えまして、通告のような質問の構成になりましたことをお伝えしたいと思います。もちろん、経済が豊かなところに人も集まりますし、経済の豊かさが人をつなぎ止めるということも一面の真理であります。そこは今回の最後の質問で取り上げまして、アベノミクスを生かした観光交流産業育成の在り方についてやり取りをさせていただければと考えております。

それでは質問に移ります。国立社会保障人口問題研究所が 3 月 27 日に発表した日本の地域別将来推計人口によると、本市の 2040 年平成 52 年の人口は 3 万 7 7 5 人となり、2010 年、3 年前ですが、平成 22 年の 4 万 6, 121 人と比較をして、3 分の 1 の数が減少をすることになります。もちろん、人口減少については、国レベルで起こっている問題であります。昨年 10 月の時点で、日本全体で 1 年間に人口が 28 万 4, 000 人も減少したと、過去最大の減少数だったと発表もありました。2020 年には、すべての都道府県で人口減少が起これと予測され、労働力不足を補う移民の受け入れなど、今後国を挙げて議論をしなければならない対策も山積しています。だからと言って、それぞれの市町村が手をこまねいて見ているだけではいけない。政治や行政の役割として、責任として、仕事として、生きることやすべきことがあるのではないかと考えます。2040 年の全国平均の人口減少率は 16.2 パーセントです。鹿児島県は 23.0 パーセント、それを上回る 33.3 パーセントの減少率が奄美市では予測されています。このことについて当該研究機関の過去の推計発表と実際の人口の推移との比較

や、また、本市総合計画の目標数値との差異などを踏まえて認識をお示しください。

次の質問からは発言席にていたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） それでは答弁をさせていただきます。議員が御紹介のとおり、国立社会保障人口問題研究所の推計では、全国的に見ても東京都を含むすべての都道府県で人口が減少し、約7割の自治体において30年間で人口が2割以上減少するとの結果であることは、私どもも聞いておるところでございます。この推計をどのように捉えているかとの御質問だと思います。まず1点目として、同じ機関が平成20年の12月に推計した人口の同時期との比較をしても、更に1900人程度少なくなっている点です。これも全国的な傾向ではございますが、人口減少のペースが更に早くなっているというふうに理解をしてるところです。それと関連いたしまして、奄美市総合計画の推進という面で申し上げますと、総合計画では基本構想として2020年の推計人口のほうで申しますと、4万2,700人程度に減少するとした上で、昼間流入人口等を含めた設定人口を5万人としておりました。今回の推計では、この推計人口4万2,700人が、この率で申しますと、4万800人程度まで減少するという事になっておりまして、市としまして、総合計画を元に各種施策を進めていく上でもですね、なお一層人口増のための子育て支援とか、高齢者の対策とかですね、すべての施策について危機感をもって当たってまいらなければならないと考えておるところでございます。また、更にこれと関連してまいります、推計結果を詳しく見ますと、生産年齢人口15歳から64歳、これと15歳未満の年少人口が減少していくことに対しまして、65歳以上の高齢人口は、平成37年頃まで増加傾向にあるという点でございます。これは将来少子化及び労働力の減少による経済活動の縮小、また、高齢化による社会保障需要の増大等、今後の市政運営の在り方に大きく影響してくるであろうという点は、議員が御紹介のとおりでございます。こうした点を踏まえまして、先ほども申し上げましたが、危機感を持って積極的に施策の展開を検討することが必要になってくるかと存じます。以上でございます。

2番（安田壮平君） 今総務部長より御丁寧な答弁をいただきました。この研究機関がこの発表をしているのは5年に1回とのことで、先ほどもおっしゃいましたが、前回は平成20年に発表された。平成20年に発表された、2020年ですね、平成32年、要は奄美市の総合計画の最終年度のその目標数値、5年前は4万2,700人だったんですけれども、これが今回発表されたのでは、平成32年4万800人になると。本当に推計を上回る、本当に何でしょうね、前回の発表よりも更に人口が、人口減少が一段と加速をすると、そういう予測も出ています。実際に実績としまして、その平成20年に発表されたですね、平成22年の推計人口4万7,400人だったんですけれども、実際3年前の奄美市の人口は4万6,120人ということで、本当に実際にもう現時点でも、推計を上回る人口減少が起きているということで、この辺りの認識は共通に持たせていただいたかなというふうに思っています。やはり今回このことを取り上げた最大の私自身の狙いと言うか、目的は、まさに危機感の共有にありまして、本当にこのままではヤバいなということをですね、私も一議員として、そしてまた、行政当局の皆様にも市政を市役所を運営する当事者としてヤバいなという思いをですね、互いに持たせていただいた。それがひいては政策への反映につながっていくことでしょうから、まずはこの意識と言うか、危機感を一致させることからだろうなという思いで取り上げをさせていただいた次第です。今のところ、そういうような状況で、この研究機関が発表したのよりも上回るペースで人口減少が進んでいくということなんですけれども、では今後について、将来のことについてもう一つ伺いたいと思います。これまでの本市の人口減少に対する見解は、18歳から21歳の高校卒業生世代の進学、就職による転出が大きな要因という見解であったというふうに思います。ですけれども、今後については、この将来推計人口を分析していくと、その要員が大きく変わっていく可能性があります。要は、高校卒業生世代の転出以上に、その上の年齢がその上の世代の方の転出や、あるいは死亡数の増加が起こるというふうに考え

られますが、このことについて認識をお示しいただければと思います。

総務部長（安田義文君） 本市の人口動態は、まず自然増減については死亡者が、死亡数が出生数を上回っており、これは未婚者の増加、晩婚化等による出生数の減少、それから少子化の影響が大きいと考えております。また、議員がおっしゃっております転入、転出の差し引きでございます社会増減についてでございますが、10代後半から20代前半の若者層、これが就学、就職のために高校卒業後島を離れることによる影響はやはり大きく、年齢別の社会増減の傾向を見ますと、高校卒業世代、これを18歳から21歳と見てみますと、これを除いた世代では、逆に転入が転出を22年の段階でも上回っております。これらの現状認識については、これまでと変わらないものではございますが、今後おっしゃいますように、全国的な規模での人口の自然減少が更に進みましたら、これまで人口流入により人口増加傾向となっている大都市圏においても、人口減少に転じていくということでもありますので、全国の自治体でどのようにして他市町村からの転入を増やして、他市町村への転出を少なくするかという状況にすべてなってくるのではないかと思います。したがって、国全体における施策の方向性や、先ほど申し上げました本市の施政運営の在り方にも大きく影響してくるものかと思っておりますので、早めの情報収集と分析に努めながら、他市町村に先駆けた施策の展開を図ってまいりたいと存じます。

2番（安田壮平君） 確かに国全体ですね、多くの地方でこのような厳しい状況は起こってくると思うんですけども、だけれども、やっぱりそれを仕方がないというので諦めるのではなくて、やはりどんな何かしらの手を打っていただきたいなというふうに思います。要はですね、これまでは本当にその高校卒業世代の18歳から21歳、こういった若い方々が一度本土に出て、都会に出て、東京や関西や、あるいは福岡、鹿児島に出て、自分の力を磨いていきたいと、仕事をしたい、進学をしたい、それはある意味、もう地元でそういった大学とか短大とかありませんので、それは仕方がないという面もあったかもしれません。今後もしかすると、そういった高等教育機関が誘致できなければですね、そういった状況は続くかもしれません。だけれども、私が思うのは、それ以上の世代の方ですね、20代から30代、40代の方々、こういった方々も、今後はもう奄美におれなくなってしまうと。やはりより良い職と言うか、安定した雇用を求めて本土に出て行く可能性がある。もうこの結果からそれが十分に見て取れますので、やはりそこについてもしっかりと認識をしていただいて、そこに対してどのような手を打つかということですね、行政当局の皆様にも考えていただければというふうに思います。ちなみに、私自身この研究機関に直接問い合わせてみたんですけども、この推計はあくまでも過去の人口減少のペースを基にですね、将来の結果を出しているということですので、今奄美市がやっている様々な定住促進の取組、人口維持の取組とか、例えば世界自然遺産登録によるその人口定住効果とかですね、そういったものは加味されていないということでしたので、やはりこれはやりようによっては、自分たちの努力次第で改善できるものであるというふうに思っております。ある人の言葉ですが、他人と過去は変えられないが、自分と将来は変えられるということでもありますので、是非奄美市が自ら変わることによって、奄美市の将来が変わっていくような、そういった姿をまた共にですね、作っていかせていただければというふうに思います。

次に、それではじゃあ、どうするかというところで、個別の具体論に入っていきたいと思っております。まず、自然減対策について伺っていききたいと思います。自然減対策と言えば、出生数の増加と死亡数の抑制という二つの方向が考えられます。健康長寿社会を作ることにより、死亡数を抑制することも大事な課題ですが、ここでは主に出生数の増加に重点を置いて質問をしてみたい。と申しますのも、この将来推計人口で奄美群島内の他の町村を比較してみますと、人口減少が少ない地域、言い換えれば、本市よりも人口維持がより良く図られている町村の特徴として、全人口に占める0歳から14歳までの年少人口の割合が高く保たれているという傾向が見られます。例えば、龍郷町は、2010年と2040年の人口を比較すると、7.5パーセントの減少にとどまっていて、年少人口割合も、2010年16.0パーセントに対して、2040年15.0パーセントです。同様の傾向は和泊町でも見られます。一

方、奄美市は、この30年間で人口が33.3パーセントの減少、先ほども申しました。年少人口割合も、2010年15.2パーセントに対して、2040年11.2パーセントとなっております。4パーセントほど減っているということでもあります。このような数値から、年少人口の割合が高い、子どもの数が多いほど人口維持につながるという仮説を導くことができます。そのためにも、出生数を増やしていくことが大事であると考えられるのであります。そこでまず、出生促進の施策として、結婚支援や妊娠、出産支援などが考えられますが、これまでとこれからの取組について御説明ください。

市長（朝山 毅君） 安田議員に私のほうで答弁させていただきます。先般、合計特殊出生率が1.38ぐらいから1.4台に伸びたということがマスコミ等で報道されました。これは分母が違ったからというふうな統計上の数値の綾もあるようですが、それらのことを踏まえて、本市におけるお尋ねの出生促進の施策と同時に、結婚支援についてはという御質問でございますが、奄美市が主体となっている同様の事業はございませんが、民間が行っておりますいわゆる街コンに対し、事業費を助成することを支援しております。また、これは出会いの場を広げるイベントの実施に際しましては、若手職員等が率先して関わっていることもございます。妊娠や出産を支援する施策につきましては、鹿児島県では不妊治療を支援として、平成16年度から体外受精及び顕微授精による特定不妊治療費の助成を行っております。更に、今年度からは離島地域から県本土へ特定不妊治療を受けるために必要な交通費と宿泊費の助成を行うこととなっております。なお、本市でも、県に合わせまして、今年度から特定不妊治療に係る交通費と宿泊費の一部を助成することとし、その事業費を今回の補正予算に計上いたしているところでございますので、御審議をお願いしているところでございます。このことにより、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりが推進されるものと考えております。また、出産祝金制度につきましては、第2子に2万円、第3子以降は5万円を支給しております。平成24年度の実績では187名、総額で665万円を支給いたしたところでございます。第1子も含め、生まれた子どもの数といたしましては、24年度中が370名で、過去4年間の比較では増えてはおりませんが、婚姻の数が23年度の292件に対し、24年度は369件と77件増加しております。これらのことから、今後の出生数の増加に期待をいたしているところでございます。なお、人口増加については、あらゆる多面性がございますので、それらを含めて行政として知恵を出しながら工夫を凝らし、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

2番（安田壮平君） 市長から答弁をいただきまして、ありがとうございます。まず、結婚支援に関してなんですけれども、本市の状況はそのようなことであるということで、例えば県にはこのような事業があるみたいです。世話焼きキュービッド事業というようなんです。本市の方がですね、それを利用するかどうかは別としても、せっかく本市はないにしても、県でこういうのがあるということですから、何かしら市としても、こういった事業のPRをしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。ちなみに、全国の市町村の3分の1が、何かしらの結婚支援事業を手掛けてるということで、また、今の少子化大臣である森 雅子大臣も、結婚を支援する自治体に補助金をというようですね、発言もされているみたいです。補助金をもらうからやるというわけではなくてですね、本当に何か奄美市にとって婚姻は増えているということではあるんですけれども、より一層それをこう後押しするようなアイデア、見つかり次第これもまた積極的に手を挙げていただければなというふうに思います。不妊治療支援に関しましては、今年度からこの県と、そして市とが負担をして、この本土での治療へのその旅費を助成するという、これもすごく大事な取組だと思います。貴重な取組だと思います。これについても、是非どんどん広報を進めていただいて、必要としている方がきちんと利用できるようにPRをしていただきたいと思います。晩婚化が進む状況下だからこそ、こういった不妊治療の公費助成制度や、このような旅費の助成、あるいは不妊症や治療法の基礎知識など、そういった面の広報もまた力を入れていただきたいと思います。先般、これも報道でありましたけれども、こういった広報をしている自治体が少ないということでありましたので、半分程度ぐらいということでしたので、ここもまた引き続き

力を入れていただければと思います。出産祝金についても、これも本当にいい取組だなというふうには思います。前回の、前回発表された本市の合計特殊出生率が1.71だったということで、また、近頃ですね、新しい数字が発表されるだろうというふうに思いますので、この改善も期待をしつつ、次に出生促進から育児支援に移っていきたいと思います。

育児支援については、様々な取組を行っていると思いますが、その主なものについてこれまでの取組を簡潔に御説明ください。

保健福祉部長（重田久夫君） 本市の育児支援の施策についてお答えします。様々なニーズに対応できるよう、通常保育他延長保育や一事業所で病児、病後児保育を3保育所で、障がい児保育を実施いたしております。待機児童につきましては、保育現場とともに解消に努めているところですが、5月末現在、国基準で21名が待機してる状況です。解消の手立てとしまして、運営団体の協力の下、朝仁保育園を改築し、来年2月頃をめどに定員を10名増やします。また、他の保育園でも、定員を増やそうとする計画もあり、来年度からの実施に向け、関係部署と検討をいたしております。子育て支援事業といたしましては、児童の健康の増進と情操を豊かにするための児童館を2か所運営するとともに、放課後児童健全育成事業を7か所のクラブで実施し、5月1日現在273名の子どもたちに利用していただいているところでございます。乳幼児医療助成につきましては、平成24年度は4,776名に6,683万3,000円を助成し、多子世帯の保育料軽減につきましては、227名を対象に1,477万8,000円を軽減いたしました。乳幼児健康診査として、4か月児健康診査、7か月児健康相談、9か月から11か月児の健康診査、1歳6か月児の健康診査、3歳児健康診査を実施し、子どもの心身の成長や発達の確認を行っております。また、妊産婦、新生児訪問、母子健康相談、子育てフォロー教室、虫歯予防教室などを行い、乳幼児の健やかな成長のため支援を行っております。

2番（安田壮平君） 本当いろいろなメニューと言いますか、いろいろな事業をされているんだということは伝わってまいりました。もちろん、この中にはこれまでもですね、他の議員の方々がその拡充について、例えば乳幼児医療費の助成ですとか、学童保育についてもですね、いろいろこう拡充についてはお伝えをしてまいりましたけれども、財源の問題などいろいろあるのかもしれませんが、それもまた引き続きですね、その本市の状況とか、いろいろ検討した上で、財政のこととかも検討した上で、拡充できる部分については、今後もこう絶え間なくと言うか、見直しをしていただければというふうに思います。それと関連してなんですけれども、今取り上げました出生促進や育児支援の今後の施策について、実績を上げている他自治体の施策と比較研究をしたり、または、定期的に市民のニーズ調査をしたりしながら、効果が高い施策を拡充、新規採用していくことについてのお考えをお示ください。

保健福祉部長（重田久夫君） 次に、実績を上げている他自治体との施策との比較、研究などについてお答えいたします。最近マスコミで報じられているのが、待機児童を解消した横浜市の取組であります。内容を見ますと、都市部という社会環境や需要量の相違などもあります。参考にすべき点もあると思いますので、今後検討したいと思います。また、国のほうでも、新たに少子化危機突破のための緊急対策を講じており、子育て支援、働き方改革とともに、結婚、妊娠、出産に係る課題について更なる強化を進めておりますので、活用できる対策については積極的に取り組んでみたいと思います。本市におきましては、子ども子育て関連三法の成立に伴い、今年度中に子ども子育て会議を設置するとともに、ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて、先進的な取組を行っている他市との施策も参考にし、子ども子育て支援事業について論議し、平成27年度以降の奄美市における子ども子育て支援事業計画を策定する予定でありますので、御理解を賜りたいと思います。

2番（安田壮平君） 今部長からいろいろ積極的なと言うか、本当にいろいろな情報をですね、的確に捉えていただいて答弁をいただきましたので、少し安心と言いますか、ほっとした感じがします。例えば、

奄美群島内の近隣の町村，比較をしてみますと，例えばでありますけれども，瀬戸内町ではこの出産祝金第3子以降10万円と，これはその地域でのみ使える商品券でありますけれども，こういった事例があったり，後は天城町におきましては，保育料の無料化と，これは1，2歳児が対象ということなんですけれども，こういった先進的な取組をしている自治体もあります。このように，本当に子は宝というこの奄美群島全体の価値観，これを大事にしていて，そしてそれを外に対してもアピールしていく上でも，このようにこの群島内の自治体間でですね，市町村間で本当に政策の競争と言うか，いい意味でのその質を上げていく，競争というものが起こっていくというのは，とてもいいことじゃないかなというふうに思いますので，この点でも奄美市がそのトップランナーをですね，常に高い位置を維持していけるように，また御尽力をお願いしたいと思います。そしてまた，今国全体の流れでお話がありましたけれども，その待機児童の解消ですとか，アベノミクスの成長戦略の女性の活躍推進ということで，いろいろと言われております。保育事業の拡大により，2017年度までに待機児童を解消すると，そういった大きな目標も掲げられているところであります。保育所の整備について言えば，横浜の事例もありましたけれども，民間企業へのその認可保育所，それを増やしていくとか，あるいは，認可外保育施設への支援というのも今後は更にその強化というものが検討されていくということですので，そういった面，あるいは，保育士の待遇改善による保育資格をというところでもですね，また本市でも是非導入できる部分導入していただければと思います。2015年には子ども子育て新システムというのようになってくるようですので，もう部長の繰り返しになりますけれども，的確に捉えていただければというふうに思います。最後，この点についての最後になりますけれども，少子化の原因というものは，いろいろ言われますけれども，私自身は二つあって，一つ目が若者の雇用の劣化，例えば非正規労働の増加などによる非婚化，晩婚化と，そして子育てに係る経済的負担の大きさ，収入の問題ですね，やはりこの二つが実に大きなハードルとなって，少子化というものが進んでいるのではないかというふうに思います。やはりこの少子化の背景には経済や雇用の問題があるということも意識をしながら，財政面を踏まえて若い世代への支援を積極的に行っていただきたいと思います。

次に，社会減対策について伺っていききたいと思います。社会減対策と言えば，人口の転入数を増加させ，転出数を抑制するという二つの方向が考えられますが，まずは転入数の増加策について伺います。これまでも私も含めて多くの先輩議員，同僚議員が取り上げてきたことですが，本市の定住促進の施策について，定住促進住宅整備事業の実績や改善策，また，笠利，名瀬，住用地域別の空き家数の状況，そして奄美群島UIOターン支援協議会の主な動きについて御説明ください。

総務部長（安田義文君） 転入を増加させるための施策につきましては，今議員御案内のとおり，市独自の施策といたしまして，平成20年度から定住促進住宅の整備を行ってきたところでございます。これまで13棟20戸を整備いたしまして，18世帯53名の方に御利用していただいております。着実な効果があったものと考えております。一方で，整備した住宅のうち2戸，これが現在も入居を募集しているところでございまして，ホームページでの紹介や移住希望者への紹介など，入居者の確保に努めているところでございます。それと笠利，名瀬，住用地域別の空き家の現状でございまして，詳細な把握は実はできてございません。水道の閉栓状況，これで申し上げますと，名瀬が1，452軒，住用が197軒，笠利が389軒あるようでございます。ただ，この軒数には空き店舗，こちらのほうも含まれておりますことを少し御了解を願いたいと思います。そのもう1点の改善策という点でございまして，これまで活用できる空き家を改修した後に提供する制度でしたが，今後は多様化する移住希望者のニーズ，例えば古くても自分で生活スタイルに合わせた改修ができることを望む人とか，また，あるいは，もう手を付けず古いままがいい人，そういう方が出てこられた場合は，その意向を踏まえながら，定住促進住宅の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に，平成23年度から取り組んでおります奄美群島UIOターン支援協議会，こちらは御承知のとおり，事務局は奄美群島広域事務組合にございます。この主な活動についてでございますが，まず，移住体験ツアーや都市部でのPR活動を行うなど，島外からの移住促進に努めてきたところでございま

す。また、本協議会では、群島の移住支援コーディネーターと行政担当者が定期的に会を重ね、情報交換を行いながら、移住支援施策に取り組んできたところでございます。これまで移住体験ツアー等への参加者のうち、7世帯11名、これ群島全部でございます。そのうち奄美市へは3世帯4名でございます。この方々が奄美群島に移住してきておりまして、こちらにつきましても、一定の成果が表れているものと考えております。この平成25年度につきましては、これまでの移住体験ツアーを継続実施するほか、徳之島をモデル地区といたしまして、空き家活用を促進するための打開策と民間・行政の連携モデルの検討を行いまして、奄美群島における今後の空き家活用方策を整備していくこととしておるところでございます。

2番（安田壮平君） 定住促進の施策についていろいろと分かりました。私自身はこの空き家の数が水道の閉栓の状況ということではありますが、思ったよりも多いなということで、これも本当何とか活用していけば、様々な取組ができるんじゃないかなということを感じた次第であります。そこでなんですけれども、UIターン者向けの住宅整備について、本市のこの定住促進住宅整備事業では、年に数戸の整備であり、質、量共に多様なニーズに答えられているかと考えると、不十分な点もあるのではないかと考えられます。そこで、同じ趣旨、目的での民間企業による空き家改修等の住宅整備について、民間企業が空き家を改修して、そこにUIターン者、Iターン者を来てもらおうと、そのような取組について、市として何かしら支援ができるかどうか、その可能性をお示しいただければと思います。

総務部長（安田義文君） 今議員御案内のとおり、限られました市の財政の中で、定住促進住宅の整備ができる戸数は確かに限られている状況でございますことから、民間事業所による住宅の整備は大変有効であると考えております。そのことを踏まえ、空き家改修の民間版との御提案でございますが、これまで笠利地区を中心に、民間空き家の確保に努めてきたところですが、今後名瀬、住用地区を含めた場合を想定した中で、どのような方法が有効であるのか、どのような仕組みを構築する必要があるのか、あるいは、その有効性を慎重に検討する必要があると思いますが、議員御提案の公共工事の入札格付けの加点制度などというインセンティブを与えることができないかなど、すべての面について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

2番（安田壮平君） 実際にですね、実際にこれを独自でやり始めている民間企業もあるということで、民間の建築会社もあるということで、そういった業界の方々にもですね、本当にやる気を出してもらうとか、モチベーションを上げていくためにですね、市としてできそうなこと、まずはそこを検討していただければと思います。提案をさせていただきましたけれども、一例でありますけれども、この入札の優遇制度、加点制度などですね、そういったものも非常にそういった民間企業にとってはとてもありがたいことだというような話もありましたし、またはこの契約というものは、10年ほどそのIターン者、Uターン者の方に住んでもらったら、その後はまた出てもらって、その家を持ち主に返すと、家主さんに返すということで、いろいろとその法契約上と言うんですかね、いろいろと本当に工夫が必要な、普通のその借地借家契約で扱うにしてもですね、やっぱり特段の配慮が必要な契約になってくるんじゃないかなと思いますので、そういった法律、あるいは契約法上ですね、支援というものの、アドバイスのなものも、民間企業にとってはありがたいということでありましたし、また、今一番本当にありがたいのは、その資金調達の面ですね。初期工事の面ということで、これは何も補助金とかを出してほしいということではなくて、やはり初期投資がかかりますので、それを要は市のやり方と同じように、それを家賃で後は返していくということでありますので、このこういった面でも、何かしら基金を作るなどして、ちゃんと返してもらうと、そういう前提ですね、検討していただければなというふうに思います。ちなみに、こういった声は、先ほどのIUOターン支援協議会の方の中からも寄せられていました。これは報道で見かけた言葉ですけども、民間の建築会社や不動産会社と協力して、少しでも多くの住居を用意できる体制が必要ではないかということでありましたので、やはりそういったIUOター

ン支援に関わっているプロと言うか、そういった専門家の方も、この必要性を感じているみたいですので、是非市としても検討をお願いしたいと思います。やはり民間の得意の分野、そして行政の得意な分野あると思います。民間の民間だからこそのリフォームの仕方、本当にプロがやったようなすごくデザイン性にも優れたようなそういう仕方できますし、そしてまた、行政だからこそのいろいろな面で信頼感をその関係者の方々にですね、信頼感という特別の価値を付加することもできます。まずは本当にこの関係業界、建築や不動産などともコミュニケーションを深めながら、民間企業のモチベーションを上げる施策というものを考えていただければと思います。そのことが先ほどもありましたけど、ひいては空き家市場の活性化にもつながり、防災、防犯、衛生の面でもとてもいい効果が出てくるんじゃないかと、地域の活性化の面でもいい効果が出てくるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ちなみに、追加で補足ではありますけれども、この奄振法の改正延長の時期に当たり、成長戦略ビジョンですとか、県のほうの奄美群島の在り方検討委員会の提言書など、もちろん我々市議会のほうでも、そういった特別委員会の提言書を出していただきましたけれども、その中でも各種定住促進に対して様々な提言がありまして、その中には例えばですね、定住のための資金支援制度ですとか、お試し暮らし住宅、長期滞在用住宅というような様々なものも挙げられておりますので、そういったものも念頭に置きながら、様々な可能性を検討していただければなというふうに思います。

続いて、転出抑制のための取組として、地域産業の育成や雇用の拡大は必須と考えます。冒頭で述べたこととも関わりますが、この半年ほど円安が進み、海外から日本への観光客が増えています。実際に昨年の外国人観光客は836万人に達し、今年は1,000万人という目標を政府は掲げています。また、日本人観光客にとっても、海外旅行よりも国内旅行が有利と言えるような状況になりつつあり、観光客誘致の好機と言えます。海外からの誘客を図るために、どのようなPRをしたり、受け入れ態勢を整えたりするのか。また、国内からの誘客を図るために、どのような取組をするのか、御説明ください。

商工観光部長（川口智範君） 議員御案内のとおり、近年のクルーズ観光の低価格化、アベノミクス効果による円安傾向、そして奄美琉球としての世界自然遺産登録に向けた取組と観光振興にとっては重要な局面を迎えているものと認識いたしております。特にクルーズ観光の低価格化と世界自然遺産登録とが相俟って、外国人観光客の増加はかなり期待できる場所ではありますが、その誘客対策や受入れ体制につきましては、万全であるとは言えない現状にあります。3月29日にドイツ船籍のアマデアが580人の乗客とともに名瀬港に初寄港いたしました。歓送迎セレモニーや商店街と連携した受入れイベントなどを実施しました。その後、関係団体の皆様に集まっていただき、反省会を開催し、その際、通貨の両替、通訳の配置、外国表記のパンフレットや観光案内版設置など、課題が浮き彫りとなっております。こうした課題を踏まえ、今後官民協働による受入れ体制を早期に整え、その中で通訳などの人材ネットワークを構築し、宿泊施設をはじめとした観光関係業者を対象とした接遇研修などに取り組んでまいりたいと考えております。また、外国語表記のパンフレットなどにつきましては、他町村と連携が必要であることから、今後作成に向けて県などとも調整を図っていきたいと考えております。一方、国内からの誘客の取組につきましては、豊かな自然、個性溢れる伝統文化、地域を感じる食など、奄美には魅力ある素材がありながら、知名度アップにつながっていなかったことから、観光交流人口拡大に向けて、呼び水的施策として、平成23年度から知って、来て、感じて奄美をテーマとして、奄美満喫ツアー助成事業を実施しております。具体的には、商品造成支援、貸切バス助成支援、イベントコンベンション支援、国内チャーター便航空機支援からなる本事業は、23年度延べ1万5,221人、24年度1万4,705人の利用があり、着実に効果が表れております。ツアー会社はもとより、観光協会の皆様からも一定の評価をいただいているところでございます。また、奄美満喫ツアー助成事業は、世界自然遺産登録を見据えて、平成25年度から奄美大島全市町村が一体となり実施することで、更なる観光交流人口拡大が図られるものと思っております。併せて、平成21年度から奄美大島体験受入れ協議会が体験メニューづくりなどを目的に取り組んでおります、あまみシマ博覧会についてでございますが、平成24年度からは一般社団法人奄美群島観光物産協会を中核として、全群的に開催するなど、一体的

な観光物産PR事業に取り組んでおります。今後は奄美群島を一つの観光圏として相互補完しながら事業展開することで、地域全体の観光交流人口拡大につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

2番（安田壮平君） 今部長からいろいろと観光に関して全体的なお話を伺いました。まず、この海外からの誘客に関してなんですけども、先般、アマデアが来て、その時のいろいろと課題が浮き彫りになったということで、課題が十分整理ができたということでもありますので、是非そういったものをですね、そう簡単に解決するわけではないでしょうけれども、やはり一つずつそれを解決克服していけるようにお願いをしたいと思いますし、そしてまた、海外に対するPRの点ですね、宣伝の面についても、その県を通して、県の観光協会などを通して、世界自然遺産については、やはり欧米のお客さんがいいのかなとも思いますし、そしてまた、今韓国や台湾、東南アジアからはLCCで若い方々が日本に来ているみたいですので、そういった方々もですね、適切に奄美にもこう来てもらえるようなそういうPRをしていただければと思います。国内からの誘客に関しましては、この奄美満喫ツアーを特に市としても一押しであるということで、特に押しているということで、これも本当奄美ならではの分らないんですけども、貴重な取組だなというふうに思います。本当に奄美で何かしらイベントをしようとか、集団で来ようという方々にとっては、とてもありがたい取組だと思いますので、こういった面のPRも今後も引き続き力を入れてやっていただければと思いますし、そしてまた、都市部でのそういったPR活動ですね、今本当に日本全国各地でこのようなPR合戦しておりますけれども、そういった他の地域に負けないように、今がチャンスだと。やるなら今でしょという具合にですね、力を入れてやっていただきたいと思います。併せてですね、やはり雇用の拡大というのもですね、この観光交流分野期待ができる分野でありますので、この機会にですね、そういった面への目配りと言うか、手当てもお願いをしたいと思います。例えば、市の雇用奨励補助金というものがありますけれども、これは残念ながら、観光分野は入っていないということですね。こういったところにも拡充をするというのも一案だろうと思いますし、そしてまた、雇用を拡大する上では、先ほどの話にも戻りますが、女性が働く環境の整備ということで、特に奄美市はサービス業、観光関連、あるいは商業、小売業関連、ここで働く女性の方々も多いわけありますので、例えば日曜保育、休日保育などもですね、充実という方向性が考えられるのではないかなというふうに思います。これまでそういったニーズ調査をしたところ、あまり多くなかったということでもありますけれども、こういった定期的なニーズ調査もしていただいて、必要に応じて拡大を検討していただければというふうに思います。

最後まとめをいたします。今回の一般質問では、人口維持策として国立社会保障人口問題研究所が先般発表した日本の地域別将来推計人口に基づきながら、自然減対策や社会減対策など、関連する課題に触れつつやり取りをさせていただきました。今回の一般質問の最大の狙いは、危機感の共有にあると言っても過言ではありません。今から27年後の2040年には、人口が1万5,000人減って3万人になります。1万5,000人という数字は、例えば私が今住んでいる四谷奄美地区人口9,100人と伊津部地区人口4,400人を合わせた数よりも多い数です。その分が失われてしまいかねないということでもあります。また、合併前の旧名瀬市は、平成17年の人口が4万1,000人でした。今回のこの将来推計人口では、6年後2019年平成31年にちょうど奄美市の人口が4万1,000人になると計算することができます。ちなみに、この頃に名瀬本庁舎の建て替えが完了するということでもありますので、このような情報もきちんと本庁舎建設基本構想策定委員会に生かしていただきたいと思います。政治にも行政にも大事なことは、そのような危機的な将来、寂しい未来をリアルに具体的に想像しながら、ではどうするかと、根本的にどうするかということを民間の方々も交えながら、真剣に話をしていくことではないかと思います。難題を恐れずに、きちんと向き合う。このままではいけないという危機感を醸成し、地域の人たちと共有して議論をしていく。このような力強いリーダーシップを次期に向けて頑張るとおっしゃった朝山市長に、より一層發揮していただくよう御期待を申し上げまして、今回の一般質問を締めくくらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で無所属 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時２７分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

１５番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、ひんまんきやや、おがみんしょーら。私は市民クラブの奥 輝人です。予め通告してあります一般質問を行います。その前に少々私見を述べたいと思います。

奄美地方は、５月の１５日に梅雨に入り、そして近いうちに梅雨明けの発表があると思われます。今年の降水量は例年に比べ例年以下で少ないと予想しております。６月に入り、６月の５日からは笠利地区においては、通り雨はあるもののまとまった雨がほとんど降っていない状態であります。もう沖縄地方は先週に梅雨明け宣言をしていますが、私が思うには、奄美地方も沖縄と同じ頃に梅雨が明けていると思われると感じているのであります。これから先は雨の期待は非常に薄い状況であります。今日の朝のニュースの中で、台風４号が発生し、奄美地方へ向かっているという情報が流れていました。この台風恵みの雨の台風であってほしいと思いますが、この時期の台風は農作物において成長時期と収穫時期が重なり、多大な被害が予想されております。農家の皆さんには台風対策に万全に取り組んでいただきたいと思います。

さて、今年のさとうきび畑を見て回りますと、今までのところ、農家の努力などでメイチュウの被害が軽減されている状況であり、また、台風の襲撃もなく、さとうきびは順調に生育している状態であります。さとうきびの生産量が過去２年間大不作であったために、今年こそは病害虫の被害や台風の被害、干ばつの被害等が発生しないように、また、最小限に抑えられることを期待したいものであります。これからの成長を見守っていききたいと思います。

それでは一般質問に入ります。ＴＰＰ交渉について。（１）サトウキビと畜産等は例外扱いを要望していますが、野菜、花き、果樹等は大丈夫なのかについてであります。先般安倍首相は、貿易自由化を目指すＴＰＰ交渉について一方的にすべての関税撤廃を予め約束することを求められるものではない。つまり、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとして、ＴＰＰ交渉へ参加すると表明し、現在米国の米議会の承認手続きが終わるのを待っている状況であります。来月の７月の２３日にはその承認の手続きが終わりそうで、そして承認が得られたら、７月の２３、２４、２５日と７月の交渉は３日間だけの交渉が待っている状況となっています。本格的な交渉参加については、９月に行われる会合からとなるようであります。日本は重要品目である米、麦、牛肉、甘味資源、砂糖、乳製品など関税撤廃の例外として取り扱うよう求めていく方針であります。そして、その後のスケジュールは、９月に交渉会合、１０月に基本合意（目標）、そして年内に交渉妥結（目標）となっています。この短い期間でどれだけの重要品目が守れるのか、国益が守れるのか、不透明であり、今後の成り行きを注視していきたいと思います。さて、そのような中、奄美市議会において先月５月に開催されました天城町での議員大会、奄美市の提出した議題は、ＴＰＰ交渉におけるサトウキビと畜産等の例外品目扱いについてを提出したところであります。これは奄美の農業においては、必要最小限度の要望であり、奄美の農業を衰退させない農家、農村を守っていくという要請であります。これが確保できない場合は、ＴＰＰ交渉から脱退することを強く求めるとしております。さて、ＴＰＰ交渉においてサトウキビと畜産等は、例外品目が認められた場合、生き残りをかけて維持、発展していくと予想されております。しかしながら、例外扱いが困難で、おそらくできない野菜や花き、果樹等にとって、本当に心配でならない。重要品目だけが例外扱いが認められた場合、また、そうでない野菜、花き、果樹等は、本当にやっていけるのか、大丈夫なのか、どのような影響があると予想されているのかを質問したいと思います。当局の見解を伺

いたいと思います。

後の質問からは発言席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 奥議員にお答えいたします。ＴＰＰの関係については、先刻の里議員にもお話し上げましたが、別の角度の御質問でありますので、お答えさせていただきます。関税が撤廃されますと、日本の食糧自給率は、農水省の試算によりますと、現在の４０パーセントから１３パーセントまで低下するであろうと予測されております。御指摘のように、サトウキビや畜産などは、関税撤廃除外品目として位置づけられておりますが、野菜、花き、果樹等は除外品目としては位置づけられておりません。影響が懸念されてるところでございます。過去の例から申し上げますと、オレンジの自由化により、果樹は影響を大きく受けたようであります。成果実、いわば実はほとんど影響を受けなかったような事例があります。また、サクランボにおいては、国内産は高級品として外国産との住分けがなされ、影響はあまりなかったという事例もございます。御質問の野菜等の影響につきましては、現在でも関税が非常に低く、既に市場は開放されているというふうな状況下になっておりますことから、直接的に大きな影響は少ないものと考えられますが、長期的、将来的には、多大な影響が現れるだろうと危惧されているところでございますので、しっかりＴＰＰの交渉については、日本の国に守っていただきたいと思うところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

１５番（奥 輝人君） はい、ありがとうございました。まずですね、やっぱりＴＰＰに参加した場合は、今の野菜等でもですね、もう３パーセントから２０パーセントまでの一応関税がかけられていると。一応奄美で作られてるのがこれもうニンジンやら大根、キャベツ、レタス、トマト、バレイショ、バナナなどほとんど関税がかけられております。今回ＴＰＰがこうやって参加された場合、この野菜等においては、やっぱり外国産の安いものが大量に入ってくると本当予想されております。その先ほど市長の答弁の中にありました果樹と花き等については、前回までは本当そう影響はなかったと言われておりますけど、これは柑橘類についてですね、やっぱりそのオレンジが自由化になった時には、この国内のみかん等柑橘類は、やはり生産量が落ち込んでいます。もうこれははっきりとした数字が出ていますので、そんなに影響がないというのは、私はちょっと心配をしてるんですけど、やはりこの奄美においては、やっぱり野菜等に多大な影響が出るのはもう必至だと私は考えております。なぜならば、徳之島のほうで今バレイショ等を作ってしましてですね、今年の２月から３月に出荷する予定のバレイショがですね、鹿児島本土、また、熊本県産と収穫が重なってですね、大量生産になったために、もう市場で暴落しました。そういった例が過去にありましたので、やはりこういったＴＰＰに参加した場合は、野菜等においても本当危機感を募らせながらですね、やっていかなければいけないのかなあという思いがしております。それでですね、（２）番と（３）番についてでありますけど、野菜や花き、果樹の対応策について。また、奄美の農業、農家を本当に守っていけるのかについてでありますけど、先の市長の答弁でもありましたように、将来的に本当どのようになるかは分かりませんけれど、今この現時点において、このＴＰＰに参加した場合の試算ということですので、この２番と３番の答弁をとりあえずいただきたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、ＴＰＰ参加後の野菜、花き、果樹等の奄美市における対応策についての御質問にお答えをいたしたいと思います。先ほど市長の答弁にもございましたとおり、野菜等については先程来話しております関税が低い、おっしゃるように、低いので２パーセント、高いので６パーセント程度だったと思っております。その中で市場を開放しているという状況でございますので、外国産の入荷量というのは、すぐすぐには大量には来ないだろうと思われま。しかし、将来的には影響があるものだと認識は持っております。そのような中で、本市としまして、地場の我々が今農産物生産

をしております農産物が、安全・安心で、地産地消を更に推進しながら、地場産のPRに努め、足腰の強い農家を育成を図るとともに、情報を収集をしながら、TPPに対する農家の不安を払拭しながら、奄美農業を守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、ありがとうございました。一応笠利のほうで今マンゴーとかパッションとか、そういった果樹類も栽培してる農家からの意見ですけど、花農家もですけど、こうやってTPPに参加した時、自分たちは本当にこれやっていけるのかと。これからのことでありますけど、先ほども市長が言った影響は少ないという答弁もありましたけど、やっぱり農家は危機感を持ってですね、今取り組んでいる状況でもあります。またですね、攻めの農業とか、あと守りの農業とか、いろいろ話題になっていきますけど、自分たちはやっぱり攻めていく農業は必要だと思っております。攻めていくのはどこまで攻めていくのか。この島外だけなのか、日本全国なのか、また、世界に攻めていくのか、そこら辺りも感じていかなければ、試行錯誤していかなければ、この農業は発展していかないと思っております。また、守るというのは、もう自分たちの農業というのは、このサトウキビと畜産とを守っていかなければならない。それを守っていくためにはどのようにしたらいいのか。この例外品目扱いにされた場合は、これは守っていけるということになりますけど、もうその後のまた10年後になれば、この関税も徐々に引き下げられていくということが位置づけられていると思っておりますので、今後、この守れるべきは本当守っていかなければいけないという思いがしております。そういった中でですね、今後の対応についてでありますけど、牛肉についてですけど、牛肉の対応についてはですね、平成6年、7年にですね、ウルグアイラウンドの交渉の時に、日本の税率が平成3年度に70パーセントあった牛肉はですね、そのウルグアイラウンドの交渉を機会に、もう平成12年度には38.5パーセントまで引き下げられました。今ですね、オーストラリアとのEPA交渉の中にですね、これを30パーセントまで引き下げるという方針も示されております。そういった中、この国の政府はですね、生産農家、肥育農家に対して、補給金とかいろいろな手立てを出しております。自由化になった場合、肉用牛経営と肥育牛の経営が圧迫されたり、また、価格が下落した時のために対応等されて、一応肉用子牛価格安定制度、また、肥育経営安定対策等々にこういった対応が取られていました。平成13年度にですね、アメリカのBSEが入った時にですね、もう子牛の価格が12、3万から18万ぐらいの時にですね、その時にこういう制度があったお陰でですね、自分たちの子牛もこの時は28万円、全国の平均が28万円以下であればですね、その差額分は補てんされていきました。そういったのが過去にありました。今回の対応についてですけど、このTPPが本当に参加してなった場合、こういった対応まで国は見てくれるのか、そこ辺りがちょっと疑問でもあります。野菜やら花きやら果樹が影響がないと言っても、やっぱりそういった諸々から最初から計画をしていただきたいなという思いもしております。そういった意味で、今後の対応についてでありますけど、私としてはですね、やはりあのTPPは断固反対というのを今後も一応訴えていきたいと思っております。やっぱりTPPがもたらす影響というのは、この奄美群島内においては、もう計り知れないダメージがありますので、絶対反対ということを訴えていきたいと考えております。先ほどいろいろ話がありましたけれど、今後の対応についてはですね、これは国へ要望していかなければならないことでありますので、また地元の代議員などとですね、また相談しながらですね、今後の対応策、また、案とか腹案があるのであればですね、そこら辺りをちょっと確認をしながら進めていきたいと思っております。このTPP交渉については一応終わりたいと思っております。

次にですね、大きな2番の休耕水田の解消についてに入りたいと思っております。この奄美市内において、休耕水田やら、あと耕作放棄地等々点々とした遊休地や遊休農地などがたくさんあると思っております。その中でですね、休耕水田でこの奄美市内においてですね、笠利地区やら名瀬地区、住用地区ありますけど、どのような状況になっているのか、場所等があればですね、ちょっと聞きたいと思っております。

農政部長（山下 修君） それでは、本市の休耕水田の状況について御報告申し上げます。本市の主な休耕水田は、笠利地区では赤木名地区、喜瀬一屯地区、名瀬地区では芦花部地区、小湊地区、また、住用

地区では城地区に点在しております。細かな詳細な面積は分かりませんが、赤木名地区では約3ヘクタール、一屯地区でも同じ3ヘクタールで、芦花部地区では10ヘクタール以上だと認識しております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。それですね、今までにこうやって休耕水田の活用についてですけど、これまでどのような解消に向けてですね、耕作放棄地もさることながら、この休耕水田に限ってどのような取組をしてきたのか。やはり見るところによりますとですね、やっぱり休耕水田を見ますと、勿体ないなあと、農家に客土事業でも何かそういった事業を取り入れてですね、作物でも栽培できるような畑にしてもらいたいなというちょっとした思いがありますので、今までこういった休耕水田がどのように取組の状況とですね、また成果等があればですね、ちょっとお願いしたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは取組の状況ということですが、これまで休耕水田の解消につきましては、どこの地区におかれましても、客土事業により畑地転換され、サトウキビや飼料作物並びに園芸作物などが栽培されて、現在でも営農が定着している現在の畑はすべて休耕水田が主だったと認識しております。議員の御指摘のとおり、一部休耕水田が点在している状況です。それらの解消に向けた事例を挙げますと、名瀬の芦花部地区におきましては、数年前、畜産基盤再編の総合整備事業によって、飼料作物用に客土を計画しておりましたが、水田地区のために、客土する事業費が大きかったことや、地権者が数多くおりまして、その同意を得られなかったということで、また、不在地主が多かったということで、芦花部地区のほうの事業ができなかったということはありません。

15番（奥 輝人君） やっぱり休耕水田ですけど、合併した時にですね、小湊地区のほうでは、一応客土事業というのが導入されていたと思います。その他にも各点々と小さい事業等はあったと思います。それはですね、一応蓄総再編総合整備事業等ですね、笠利地区においては田んぼを造成事業して、草地に変えたような事例もあります。そういった意味でですね、今後のこの休耕水田の活用を私はちょっと活用、農家に対する農家の生産拡大に向けてですね、休耕水田をどうにか活用できないのかということとでちょっとこれからまたちょっと質問していきたいと思います。その中でですね、笠利地区においては、先ほど場所も示されたあの赤木名地区と喜瀬一屯地区の休耕水田、赤木名地区のほうで約3ヘクタールぐらい、喜瀬一屯集落のほうで2.5ヘクタール、そしてまた名瀬地区においては芦花部のほうに今部長が説明されたところで約私の換算では約5ヘクタールぐらいだと思うんですけど、そのまとまった休耕水田ですね、そこについてであります。この3地区についてちょっと取り上げていきたいです。この3地区について今までの地籍調査ですね、地籍調査などはどのようになっているのか。もう済んでいるのか、そこら辺りちょっとお聞きしたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは地籍調査の実施状況について、その3地区の状況について御答弁申し上げます。赤木名地区、喜瀬一屯地区、芦花部地区の休耕水田の状況でございますが、赤木名地区におきましては、平成7年度、喜瀬一屯地区では平成14年度に完了しております。芦花部地区におきましては、未実施地区となっております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。笠利地区のほうはもう地籍調査はもう終わってるということと、先ほど答弁もあったように、芦花部のほうはまだされてないということとであります。この地籍調査が一応終わらなければですね、今後の基盤整備の事業を導入することはちょっと不可能なものですので、一応赤木名と笠利地区のほうは地籍調査は終わったということで、今後ちょっと進展があるものと思われますけど、この芦花部地区のほうの地籍調査が遅れている理由ですね、そこら辺りちょっと伺いたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、芦花部地区の調査についてでございますが、これまで名瀬総合支所

における地籍調査の遅れにつきましては、事業着手が県本土に比べまして遅かったことや、大幅な事業費予算などを要望しても、限られた予算の中で要望額が満たされなかったというのが、名瀬地区での遅れた要因の一つでございます。その中で、今現在、名瀬総合支所におきましては、小宿地区と平松町が完了して、現在、知名瀬地区と小湊地区を行っております。この地区の調査完了後につきましては、隣接する集落の根瀬部地区と西仲勝地区を計画しております。芦花部地区につきましては、未調査であり、現在のところ計画も未定になっているところでございます。芦花部地区の調査を優先的という御提案でございますが、他の地区や集落からも同様に地籍調査実施の要望がなされております。知名瀬、小湊、根瀬部、西仲勝地区の調査終了後の計画におきましても、順次隣接する大字集落を調査することが、円滑にこの調査を推進できるものと認識をしております。また、現在、県の大型公共事業で実施しております住用地区の２級河川改修事業等の用地取得に伴いまして、県から地籍調査の要望がなされ、市民の生命と財産を守り、安全・安心なまちづくりや防災、減災という観点から、最優先として調査を行いたいと考えていることなどから、芦花部地区を優先として調査することは、現時点では大変厳しい状況にありますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

１５番（奥 輝人君） 芦花部地区については本当厳しいということでありましたけれど、あの芦花部地区のほうで畜産をやってる方がいるんですけれど、その今までのその休耕水田は一応基盤整備はされていると。基盤整備されてるんだけど、そのもう草地畑にしたいんだけど、さっき答弁あったんだけど、前回平成１６年か１７年頃にですね、その申請をしたんだけど、できなかったという話も聞いていました。それでですね、一応ああいった遊んでる休耕水田、地籍調査が入らなければ事業導入は困難ということもありますので、その農家の思いはですね、大型機械を持っているのに、その畑の地主さんからは借りてはいるんだけど、それが大型機械が入れないために、もう手作業で草刈りをしていると、そういった意見を聞いてですね、まあ、それじゃ本当大型機械が本当宝の持ち腐れになってしまっ、本当農家の足手まといになっているという思いがしたので、この芦花部地区のほうのちょっと取り上げているんですけど、今後住用地区もありますけど、地籍調査ですね。その辺り最優先、その住用地区と兼ね合わせてですね、この地籍調査が早めというか、なるべく早くできるようにお願いをしたいと思います。そこ辺り何年度とか、そういった計画も立ててですね、地籍調査が入れるようにしていただきたいと思います。また、その地籍調査のほうも、本当に名瀬地区のほうはまだ２０何パーセントということでもちょっと聞いているんですけど、人員を増やしたりですね、また、奄振事業のそういった事業に乗せてですね、地籍調査が図っていただきたいなという思いがしておりますが、そこら辺りでできないでしょうか、どうでしょうかね。

農政部長（山下 修君） 先程来御答弁申し上げましているように、地籍調査については、もう多大な事業費がかかっております。その中で県におきましても、限られた予算の中で各市町村への事業費の配分もなされているようです。実は県下では奄美市は事業費の枠も相当他の町村に比べましたら、事業費をいただいて今実施をしております。そういう中で、我々奄美市だけをということがちょっと難しいというのがありますが、議員おっしゃるように、農業振興の中では、やはり地籍調査というのは調査をしながら、その場所に客土事業という一つの基盤整備事業を今後とも入れていかなければならないという実情がございますので、我々もできるだけそういう観点から、対応ができるものでしたらやってみたいなと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

１５番（奥 輝人君） 分かりました。それではですね、もう（４）番になるんですけど、一応地籍調査の終了している赤木名の２地区であります。この２地区についてもですね、まだまだその土地造成客土事業が進んでいかないと。いろいろ地権者等の話し合いも過去に何回もありました。結局、地籍調査終わってるんですけど、いろいろ筆界未定とかいろんな地権者の同意が得られないとか、境界の分からないとかね、いろいろなことがありました。それでですね、一応その赤木名地区と喜瀬一屯のほうの客

土事業ですね、本当の事業ができない、先ほど私ちょっと答弁しましたけど、それ以外にもいろんな問題があるのか、あったのか、そこ辺りちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下 修君） 御質問の笠利地区の赤木名地区と喜瀬一屯地区の客土について事業が導入できなかったという経緯でございますが、赤木名地区におきましては、畜産基盤の再編総合整備事業により、地権者の同意を得られた休耕水田につきましては、議員御承知のとおり、一部解消ができたんですが、残りの筆界未定等により、同意が得られなかったというのが一番の原因でございます。それと受益者の負担が大きかったということで、事業が取り下げた経緯がございます。また、喜瀬一屯地区におきましては、これは経営畑地帯総合整備事業の喜瀬浦地区での事業実施に向け取り組んでおりましたが、他事業との兼ね合いにより、地元へ事業を待ってもらって要望がございまして、事業に至らなかった経緯がございます。そのようなことで、今後この2地区におきましての事業導入につきましては、周囲の環境に及ぼす影響などを考慮しながら、事業導入の計画を進めていく考えでございます。そのようなことで御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、十分理解できました。それではですね、これ私前も前回の一般質問でもちょっと奄美市の特例ということでちょっと質問したことがあるんですけど、今回はですね、こういった休耕水田、地権者の同意が得られなかったり、また、何ちゅうけ、不在地主等の筆界未定などいろいろそういった問題がありますけど、これ本当国に要望しなければいけないとは思うんですけど、奄美市の特例でですね、奄美市がもう地権者から同意が得られるのであれば、一旦購入してとか、奄美市が買ったり、また、そして農家に貸し付けするとか、そういったことをしなければ、この休耕水田の解消が今後全然解消に向けていけないと私は思っております。これは本当国の問題だと思いますけど、奄美市特例でですね、何かこういった今まで30年以上も遊んでいる休耕水田とか、何らかの対策が取れないのか、何かいい方法ないでしょうか、いい方法等はないのか、ちょっと部長、聞きたいと思います。いいですかねえ。

農政部長（山下 修君） 議員おっしゃるように、農地の休耕につきましては、我々も本当に危惧をしている一つの課題でございますが、やはり我々日本の土地の状況を見ますと、遊休地が毎年増加してまして、今も現在相当の面積が今遊休地化となっておるところでございます。そういう観点から、どうか解消というのをいろんな施策で今解消しているわけですが、議員おっしゃるように、特区制度よっての農地の事業導入につきましては、先程来話をしております筆界未定とか不在地主とか、所有権に絡む法的なものがございまして、また、農地法という一つの大きい法律もございまして。そういう観点から、現在のところその特区制度よっての事業導入というのは困難であろうかと思っておるところです。

15番（奥 輝人君） はい、ちょっと困難と言ったらもうこれ絶対今後の見込みがありませんので、何かいい方法を私も一応手探りいろいろ情報収集していますけれど、うーん、先ほど言ったように、30年以上になったら、もう本当時効取得と言えばちょっと地権者にちょっと対して、うーん、痛みがあるのかなと思いますけど、もう地権者がですね、この土地はもう手放すと、手放したり、もうこれはもう払い下げしますよと、そういった水田があればですね、やっぱりこれはもう一応もう奄美市がですよ、一旦購入するということでしなければ、また農家が購入するよりも奄美市が購入して、もう一括ですよ、何か購入でもして、あと貸し付けするという、あとまた希望する農家にはそれを払い下げしていくと、そういった方法をしていかなければ、もう本当30年以上もう多いところはもう50年もそのままの状態でありますので、私の要望はもうそれがもう本当そういうこと、何か奄美の特区で、もうこれは本当国への要望であるかと思いますが、ちょっとうーん、市長、どうでしょうかね、このもう50年以上も遊んでる土地を今から先もずうっとですよ、困難、困難、できそうでもないと言われたら、自分たちも作りたいのに作れない。牛農家も増頭希望とか規模拡大したいんだけど、向こうにいい畑が水

田があるのに、そこをどうにか奄美市がどうにかして特例でも全部購入して、草地事業でも導入できるようにですよ、もう特例ですよ、特例、奄美市の特区、そこら辺りをどうにか市長、私も国のほうにもちょっとお願いをしたいと思うんですが、どうでしょうかね、市長。

市長（朝山 毅君） 我々人間に戸籍があるように、土地にも地籍があります。それらの面で、やはり人権、地籍、権利を守っていかなければいけないいろんなルールがあります。特に議員がおっしゃったように、行政で農地を持つということはタブーなことになっております。それはやはり農家のほうに還元して生産性を上げるということで、やはり農地法等によってそれは守られております。そういうことからいたしまして、ただ地域によっては公共工事等の代替土地として農地を一時保有するというふうなことはありますが、農地全体を行政が買い取って、それを持ってどこかにやるということには、法的にも今の状況では難しいのではないかと私自身思っております。それらのことを含めて、地籍のことではありますが、部長が話しましたように、県下の市町村においても、奄美市は割と地籍に対する予算は国・県の御配慮によりいただいているほうです。今年度も確か7,000万ほどの予算を立てております。4分の1は市の負担、県、そして国というふうになっておりまして、全国的にやはり地籍をこう早く進めていかないと、地権者はもとより、その現状を過去の実情を知っているお年寄りと言いますか、そういう方がだんだんだんだんいなくなってくると。今のうちに早くしようということですが、国の財政事情、県の財政事情などで進んでいないのも実情です。しかも、奄美市は合併をいたしまして、住用が約14パーセント、名瀬が約23パーセント、笠利が約57パーセント、6パーセントという今地籍の進捗率です。トータルして20何パーセントしかありません。そういう状況で、今の面積で進めていくとすると、80年ぐらいかかるというふうな、今の事業量ですすめいくと、試算されます。そこには必ず農地、筆界未定やいろんなことで隘路があることも事実です。そこら辺をどうにか職権という言葉がありましたが、職権で、もしくはもっと合法的に簡素化できるようなルールはないかということ、もうお互いもう私も同じ気持ちです。そのことをいつも申し上げておりますが、冒頭申し上げましたように、やはり土地にも権利というのが確実にありますし、その権利を守るための法律もあったりして、どうしても私どもが思うように合理的に、迅速にということがいかない。そのことに今もう本当にもうもやもやしたことを議員と同じように感じております。そういうことも訴えながら、地籍事業の予算の確保に努めているつもりですが、今思うようにままならないというのを御理解いただきたいと思います。これはもうこれからのどの市町村においても同じような課題でありますので、そのことを踏まえながら、更に強く要請活動を進めてまいりたいと存じますので、どうか御理解方よろしく願いますと同時に、更に私どもにもお知恵を与えていただくようお願いいたします。

15番（奥 輝人君） はい、市長、ありがとうございました。本当諦めきれないこの事業なんですよ。もう本当牛農家はもう絶対ほしいわけ、あれは。もう喉から手が出るぐらいに。もう市長もさっき言ったように、思いは分かりますよ。ただそこをですよ、農地法もいろいろかかるといいますよね。奄美市が買った場合は、農地法の5条申請ですか、それだったらいいんですか。農地法の3条だったら奄美市は買えないと思いますので、農地と農地ですので、たぶん農地の5条申請だったら、宅地とかそういったものに名義変更できるということで買えると思うんですけどね。それはちょっと私も、これは私のただ推測でありますので、一応農地の5条申請でもしながらでも、奄美市は購入できるのであれば、そこ辺りも一応精査調査してですよ、どうにか農地法の5条で買って、農家に払い下げして3条に戻していくと、そういう方法も可能なあと私は思うんですけど、そこ辺りちょっと法は詳しくありませんけれど、そういった情報ちょっと聞いたもんだから、ちょっとお話してるんですけど。それがですね、一応そういった笠利地区の赤木名地区ともう一屯地区がですね、それが実った場合、成果が上がった場合、本当にこれは景観も良くなるし、今後の自然遺産登録にも向けてもですね、荒れ放題なところを見たら、本当目も痛いし、あれが草地畑になったり、サトウキビ畑に変わったら、もう本当景観良くなりますよ、あれは。もったいないぐらいですよ、本当。そこら辺り国の法を曲げないと、変えないといけ

ないということですので、一応自分のほうもまた国の地元代議士とちょっと相談しながらですね、何かいい方法はないのかをちょっと調査していきたいと思います。はい。そういうことで、一応この件については、また再度次回機会があれば、また質問していきたいと思います。

それではですね、次にですね、土層改良事業について移りたいと思います。この土層改良事業についてでありますけど、今のですね、昨年度、一昨年がもうサトウキビが本当に不作の年でありました。その理由にですね、やはり体力がないと、地力がないと。そして土地がやせているという意見がもう本当に多く聞かれております。先般の県議会議員のですね、あの自民党の県議の皆さんと意見交換会を農村改善センターで行いました。その中でもですね、これ農家のほうが、この土層改良事業を是非やっていただきたいと。先ほど言ったように、もう土地がやせていると、そういうことで土層改良を要望が多かったわけであります。今まで笠利地区においてはですね、私の知るところによりますと、平成の3年から5年にかけて、この節田から土浜にかけてのあの基盤整備のそこには、一応土層改良入っております。私もさせました。そういった意味でですね、今後この土層改良事業が本当重要、大事になっていくと思われまので、この要望の多いもう土層改良事業への見解と、今後の計画について、また、場所などがあればですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、土層改良事業への見解と今後の計画ということですが、お答えをいたします。土壌は農作物の生育による最も重要な基盤でございます。安定した農産物生産を実現するためには、通気性や浸透性など土壌物理性の改善、肥料養分や水分の保持能力の向上など、干ばつや長雨など気象変動にも影響されにくい健全な土づくりを図る必要がございます。また、土層改良事業を導入して、農作物の単収向上や農家所得の向上に努めなければならないと認識をしているところでございます。現在、畑地帯総合整備事業で実施しております屋仁地区、また、今年度から実施をします笠利東部2期地区の節田地区、更に平成27年度から実施します手花部地区についても計画をしているところでございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。今三つの地区をちょっと紹介していただきましたが、さっき今度の月曜日ですけれども、節田生活館においてですね、さっき今部長が言われたように、土層改良事業の説明会がもう早速ありました。大島支庁の農村整備課と、あと奄美市の産業振興課の職員が来てですね、いろいろと説明をしたところであります。その土層改良事業も、一応、今年は聞き取り調査、来年からまた実施できる部分についてはやっていくということで、早めに早めにですね、農家の皆さんにはそのやる場所とその面積等を提出していただきたいという話し合いがもたれたところであります。そういった意味でですね、今の3地区は今後計画はなされていますけど、その他の地区ですね、万屋からあと宇宿、土盛、そして笠利校区、そこら辺りの土層改良事業については、今後こういった実施計画、もしくは基本計画等はないのか、そこら辺りちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下 修君） 笠利地区の土地改良事業、先ほど3地区事業導入の計画を申し上げましたが、それ以外の地区の導入計画ということですが、今笠利地区の土層改良事業につきましては、今後要望調査など地域の地権者との話し合い活動などを通じまして、今後検討していきたいと思っております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応これ今部長が言った3地区については、今後計画がなされているということですが、やはり宇宿校区やら笠利校区の皆さんもですね、この土層改良事業については、本当早期に入れていただきたいということで、この前の県会議員との懇親会の中でもですね、意見交換の中でもですね、向こうのほうの農家のほうから強く要望されております。今言われた節田地区と手花部地区、あと屋仁地区ですね、そこら辺りはやるとしても、その他の東海岸地帯ですね、是非計画に導入できるように是非お願いしたいと思います。それとそれは一応今まで改良をやっている地区、基盤整備をされている地区が対象になっていますけど、その基盤対象になっていない地区です

よね、があるんです。節田地区に言えば、犬山地区とか、あと和野地区、あの用安地区のほうは、まだ基盤整備もされていないということで、この導入、この土層改良事業が、この前もちょっと質問したんですけど、いや、基盤整備してないところにはまだ計画はないという話を聞きました。そういうことであればですね、この土層改良事業がもう導入できないということでもありますので、そこら辺り、そのさっき言われたあの犬山地区と和野地区と用安地区ですね、そこ辺りも基盤整備が進んでいないんです。進んでいないんですけど、進んでいないところに土層改良事業ができるような方法等はないのか。また、今後計画されないのか。もう一度部長のほうからちょっと答弁お願いしたいと思います。

農政部長（山下 修君） お答えしますが、先ほど答弁申しましたように、客土を完了した地区においても、まだ計画を入っている地区もございませんが、今客土未整備地区への土層改良事業への導入につきましては、今後今やってる3地区の事業後にしかできませんので、そうしますと、今手花部地区が32年度に完了をいたします。それと並行しながら入れられるかどうか、また、導入できるかどうかというのも、他の地区もたくさんございますから、そういうのも検討しながら、年次的にできるものでしたら検討していきたいと思っております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。今後計画の中に是非導入できるようにですね、その地区地区にでも土層改良事業が入っていけるように、是非大島支庁のほうとも相談しながらですね、計画を立てていただきたいと思います。それでですね、今回土層改良事業におけるメニューについてでありますけれど、その中身についてちょっとお願いしたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、土層改良事業のメニューについてですが、メニューといたしましては、深耕、土壌改良資材の投入、それと耕耘、この三つがございます。深耕につきましては、農作物の伸長を促すことや、水はけをよくするために、リッパーなどによりまして、土壌を約60センチ程度深耕するものでございます。また、土壌改良資材投入につきましては、土壌診断を行いまして、堆肥などの有機物の投入、それと炭酸カルシウム、それとヨウリンなどを必要に応じて施用するものでございます。それと最後に、トラクターによりましてロータリー耕耘するのが、この事業のメニューとなっております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。今回節田のほうでも説明会がありました。一応このメニューについてですけど、一応深耕、耕耘、有機肥料の散布や、また、炭酸カルシウム散布、ヨウリン散布等々であります。一応土壌の診断によってちょっとそういったメニューが変わるということで、ペーハーの値とかを一応診断しながら土壌改良をしていくという説明もありました。その中でですね、やっぱり土壌改良して作物がもう生き生きと体力のある作物ができるようになればですね、ますます農家の所得向上も上がっていくと思いますので、このメニューについてもですね、農家の希望が取れるのであれば、農家の希望どおりにこのメニューが全部入れられるようにですね、やってもらいたいと思います。それで一応奄美市のほうは、この土層改良事業について一応受益者負担金も5パーセントとなっております。農家の負担する10アール当たりですけど、額について、この前生活館でちょっと聞いたんですけど、この今後の節田だけじゃなくてですね、やっぱり手花部、あと屋仁方面の受益者5パーセントですね、どのぐらいの負担がかかるのか、そこまでちょっとお願いします。

農政部長（山下 修君） 農家負担のことでございますが、先ほど話しました土壌改良資材の投入の量によって多少の事業費負担の差はございますが、すべてのこのメニューを畑に実施した場合には、農家の負担分は10アール当たりで6,500円から8,000円程度になると見込んでおります。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。やはり10アール当たり全部このメニューを入れた場合が

ですね、14万円前後かかるということで、やっぱり5パーセントというのはやっぱり6,500円から8,000円ということが妥当だと思います。この前もその話を聞いたらですね、こんなに安いのであれば、もう農家の皆さんもですね、1町でもさせようかという、そういった話が意見がありましたので、是非もうこの農家負担がもう軽減されるように、5パーセント負担をしなければいけないんですけど、軽減されていますので、農家の声が本当反映されるようにですね、土層改良事業を推進していきたいと私も思っております。それとですね、次にですね、もう堆肥のキビ堆肥の生産拡大についてに移ります。

それじゃあ、今回のですね、サトウキビの増産基金事業において、キビ堆肥の申し込みが非常に多かったです。500トンに対して約1,500トンの申し込みがありました。私も申し込みしたんですけど、今回各農家はもう10アール当たり4トンの配分しかできないと。500トンの約3倍の申し込みがあったということで、ちょっと制限がなされたところであります。このようにですね、基金事業において堆肥の足りない状況でありますので、今後、土層改良事業と競合していくというと思われますので、きび堆肥の生産拡大、増産について、もう500トンでは足りないとなれば、今後どのように考えていくのか、そこらちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、キビ堆肥生産の拡大についてということですが、サトウキビの専用堆肥、通称きび堆肥でございますが、サトウキビ農家の安定生産を図るために、低価格な堆肥を昨年8月から製造して、キビ農家を主体として販売をしてるところでございます。更に、堆肥散布の労力を軽減するために、堆肥散布機の導入も同じく実施をいたしました。平成24年度の実績は、年間500トンの生産目標に対して、販売量434トンということで、実績率にしますと87パーセント程度の供給率となっております。今年度は年間600トンの生産を計画をしておりましたが、議員御指摘のように、基金事業によりまして、サトウキビ等安定生産体制緊急確立事業においては、農家の申し込みが1,500トンという数字になり、不足するという状況になりました。このような状況で、現在は利用農家と希望農家等調整を図りまして、堆肥の調整につきましては、この前調整を図ったところでございます。次に、土層改良事業と競合するのではないかと御質問ですが、土層改良事業におきましては、従来のゆうのう1号、従来製造しておりますゆうのう1号を使用する計画でございますので、競合はしないものと考えております。今後おっしゃるように、この基金事業の中で数字がある、生産量が足りないというものがございいますから、今後はもう有機農業の支援センターの拡充、また、名瀬の堆肥センターの利活用が図られないか、また、そのような形でサトウキビ堆肥の量産に努めていきたいと考えております。

15番（奥 輝人君） 取り組んでいただきたいと思います。一応土層改良事業においては、ゆうのう1号堆肥を使うと。先ほどのちょっと戻るんですけど、土層改良事業が今計画されていない地区においてはですね、宇宿校区や笠利校区においてはですね、キビ堆肥を土層改良じゃないんですけど、一応キビ堆肥を撒くような方法で、農家のほうに周知徹底していけばいいのかなと今思ったところであります。そういう方に進めていただきたいと思います。

もう最後になりますけど、この除草剤についてでありますけど、今回のまたサトウキビの増産基金事業のメニューの中にですね、除草剤への支援がなかったです。これは除草剤については農家の要望が本当に多い支援であります。基金事業へなぜ入れられなかったのか、そこら辺りちょっとお聞きしたいと思います。

農政部長（山下 修君） 御質問の今回のサトウキビ等安定生産体制緊急確立事業において、この除草剤が事業の対象にならなかったかということですが、今回の当事業につきましては、地力増進対策と、近年サトウキビに甚大な被害を及ぼしている病虫害防除を基本としておりますので、国においては、この除草剤の支援につきましては、メニューの中に今回対象外となったというのが話を聞いております。し

かしながら、サトウキビ生産については、議員おっしゃるように、除草剤というのは農家からの要望というのはたくさんあると聞いておりますから、今後はこの除草剤の支援につきましては、関係機関と協議をして、対策協議会等がありますので、それと協議をして、導入ができるものでしたら検討させていただきます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。この除草剤についてもですね、さっの県会議員との意見の中でもですね、もう取り上げられたところでありますので、また、今回聞き取り調査、アンケートの中でも、この前のさとうきびの申告ですね、4月に申告があったんですけど、その中でのアンケートの中でもですね、除草剤への支援をしていただきたいという農家の希望が圧倒的ありましたので、もう是非部長が今言われたようにですね、この除草剤の支援が導入できるように、今後取り計らっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時46分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

4番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は公明党の栄 ヤスエでございます。一般質問も2日目、本日最後の質問者となりますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

さて、奄美は梅雨明けを思わせる快晴が続いたかと思うと、突然の雨、あじさいやひまわりなど花々はほっと一息しているかのようでした。現在台風4号も発生しており、本日の雲行きも怪しくなってきました。進路をしっかりと見守りながら、防災への準備も必要になるかと思います。どうぞ皆様、熱中症などに注意され、健康管理に気を付けてお過ごしください。

それでは最初の質問に入ります。市民の健康増進について伺います。初めに、5月からの検診をはじめ、市民の健康増進に日々尽力されている職員の皆様、本当にありがとうございます。心から敬意を表します。さて、新聞記事やテレビ報道でも取り上げられましたが、昨年末から全国に流行が懸念されている風疹についてですが、国立感染症研究所のまとめでは、今年6月9日の半年間で患者数が、昨年1年間のおよそ4倍に当たる1万102人を超え、専門家は、感染を防ぐには予防接種しかないとい多くの人に接種を呼び掛けております。風疹の予防接種は、1976年から始まりましたが、最初は女子中学生のみが対象で、男女とも1歳過ぎに接種するようになったのは、1995年からです。その後、接種を受けていない空白の世代を対象に経過措置が取られ、接種率が高くなかったようでございます。昭和54年4月2日から昭和62年10月1日に生まれた方は、法律の変わり目で予防接種を受けていない人が多い年代でございます。この人たちが今結婚、妊娠という時期を迎えております。平成7年以降に中学校を卒業した方たちでございます。この風疹は、熱や発疹などの出る風疹は、患者の咳やくしゃみを通じて広がり、妊娠中の女性が感染すると、赤ちゃんの目や耳、それに心臓などに障害が出る恐れがあるとされておりまして。そして患者の90パーセントが成人で、男性ではワクチン接種の機会がなかったと見られる20代から40代、女性では20代が多くなっております。そして患者の4分の3が男性ということでございます。また、成人がかかると重症になることもないと聞きます。妊婦自身はワクチンを接種できないことから、妊娠を希望する女性や、また、妊婦の夫、また、パートナーとなる男性への予防接種を早期に促していく必要があると考えます。そこで、奄美市における風疹の現状と対策について伺いたいと思います。

次からの質問は、発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 栄議員にお答えいたします。先日もお答え申し上げましたが、風疹について名瀬保健所管内の状況でございますが、2件の発症例が名瀬保健所からあると報告を受けております。いずれも成人男性お二人だということでございます。そのため、本市におきましては、広報誌や健康診査時のチラシの配布、医療機関へのポスターの配布、地元ラジオを利用した広報等を行い、妊娠を希望する女性や妊婦の夫、同居する家族などに予防接種を呼び掛けている現状でございます。以上であります。

4番（栄 ヤスエ君） 昨日の同僚議員の風疹に対する助成金はどうなのかとの質問にですが、当局は、国・県・他の市町村の状況を踏まえて対応するというお答えでございましたけれども、冒頭でも申し上げましたが、今本当に報道等でも矢継ぎ早にですね、風疹が広がっているという報道が流れております。いくら妊婦が気を付けていても、予防接種を受けていない年代の人が、風疹への免疫を持たないため、今現在奄美、その名瀬保健所管内は2名で、男性かもしれませんが、発症した場合は、本当に感染のスピードが早まる恐れがございます。そして感染は飛沫感染が多いということです。本当にこうくしゃみをしたただけですぐうつってしまうという本当に簡単にうつってしまうということです。手洗いやうがいはもちろんのことですけれども、予防に有効なそのワクチン接種を受けていただくためにも、また、市民への接種の呼び掛けとともに、また、市民の生命を守る、また、これから生まれてくる子どもたちを守るためにも、また、経済的負担を軽減するためにもなんですが、やっぱり今は大丈夫かもしれませんが、やっぱり風疹を、この風疹の広がりを水際で防ぐという予防ということがすごく大事かと思えます。こういった感染症に関してはですね、そこら辺も踏まえていただきまして、ワクチン接種への助成をしていただきたく、強く要望いたしますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（重田久夫君） 御質問にお答えします。御質問の内容につきましては、前日の議員のお答えと重複いたしますけれども、予防接種の費用の助成でございますが、鹿児島県におきまして、議員御指摘のとおり、薩摩川内市だけが助成を実施してるようでございます。また、国・県におきましては、現在助成の予定はないとのことでございます。本市といたしましては、他市町村の状況などを踏まえながら、国の動向を踏まえながら、対処してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく賜りたいと思っております。

4番（栄 ヤスエ君） 昨日と同じお答えになったということはもちろんそうだと思いますけれども、本当に再度申し上げますが、やっぱり水際対策というの、本当に大事な部分だと思いますので、そこら辺もまた念頭に置いていただきながら、今度から次もう夏祭りですとか、いろんな人口、人の交流が始まるまた時期にもなってますので、いち早くそういったものを食い止めるためにも、ワクチンのその助成をしていただきまして、受けていただける方を増やしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。これは要望になります。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。次は、子宮頸がんワクチンの接種についてということで伺います。初めに、年齢が中学1年から高校1年の年齢に達する女子を対象としたワクチンの接種状況を伺いたいと思っております。それじゃ、すいません、これを先にお願いいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） 質問にお答えいたします。子宮頸がんワクチンの接種状況でございますが、平成23年度は中学1年生が71.6パーセント、中学2年生が79.1パーセント、中学3年生が75.8パーセント、高校1年生が76.6パーセントで、全体で75.9パーセントとなっております。平成24年度は、新しく中学1年生になった生徒が主になりますので、中学2年生から高校1年生までは、前年度に接種しなかった生徒が受けることになります。接種率は中学1年生が、これは新しい中学

校1年生になりますので、65パーセント、中学2年生は、受けなかった人が受けるようになりますので、18.6パーセント、中学3年生が16.1パーセント、高校1年生が21.6パーセントとなっております。

4番(栄 ヤスエ君) ありがとうございます。受給率としては高いほうだと思います。任意ということですが、それから今年の4月、定期接種化になったあの子宮頸がんワクチンを接種したということで、重い副反応が出るとの報道が出ましたけれども、ここで言う報道というのは、6月14日以前のことをちょっとお話させていただきます。対象年齢の子どもさんを持つ保護者や、まだこれから対象年齢になるお子さんを持つ保護者の方からお話を聞く機会がございまして、報道が出る前に一人のお母さんは、報道が出る前に市役所からワクチン接種の御案内通知が来まして、将来のことを考えて、親子で話をして病院に行ってワクチンを接種しましたよというお答えでございました。そして、小学校のお子さんを持つ保護者からは、これから成長して子どもを産む年齢になった時のことを考えたら、受けていたほうがいいとは思いますが、最近のそういった副作用のテレビを見て後で、注射した後に失神を起こしたなどと聞くと、やっぱり不安になりますというお答えがございました。ここで次の質問でございしますが、ワクチン接種の副反応についての報道がありましたけれども、市として実態の把握はできているのか。できているとすれば、どのような対策がされているのか、伺いたいと思います。

保健福祉部長(重田久夫君) 質問にお答えをいたします。予防接種による副作用が起こった場合の対策でございますが、まずは医療機関から直接厚生労働省へ報告を行うことになっております。次に、厚生労働省から都道府県を通じて市町村へと情報提供を行うことになっております。副作用の調査は、厚生労働省及び国立感染症研究所で行われ、予防接種との因果関係などが検証されます。調査が終了すると、都道府県を通じて市町村に情報提供が行われるので、奄美市におきましては、その結果に基づいて適正に対応してるところでございします。奄美市のこれまでの状況でございしますが、子宮頸がんワクチン接種による副反応の報告はないものであります。

4番(栄 ヤスエ君) ゼロということで安心をいたしました。5月27日付の新聞記事を引用いたしますと、子宮頸がんワクチンに限らず、どのようなワクチンでもごく稀に副反応が起こり得る。子宮頸がんワクチンによる副反応の大多数は、注射を打つことに対する痛みですとか、恐怖、不安などからくる一時的な血圧の低下、そして顔面蒼白、湿疹といった状態だということが報告されている。これらは一過性の症状で、いずれもほどなく回復をしているとございました。そして、日本産婦人科医会では、手足や肩の痛み、しびれなどが見られる。複合性局所疼痛症候群の疑いがあるとの見解を示しております。これらの成分は、ワクチンの成分によるものではなく、注射針等の刺激がきっかけになって発症すると考えられ、因果関係についても不明だとしております。そして、厚生労働省の検討会も同様の理由から、すぐに接種を中止する理由はないと判断をしているそうです。そして、ここで欧米先進国では、5年ほど前から定期接種からされておりますけれども、若い女性の前がん状態ですね、前のがんです、前のがん状態の細胞というのが、だんだんこの予防接種によって減少しており、有効性も確認はされているということでございます。この副反応のリスクよりも、子宮頸がんの予防メリットのほうが高いことがわかっているために、世界的にも推進の流れがあるというふうに聞いております。副反応に関しては、過去にお子さんが予防接種で失神などを起こしたこともあるとか、また、アレルギーや他に病気がある場合には、事前に主治医と相談し、場合によっては接種を見送るという選択肢もあるということも話しています。ここで毎日子宮頸がんで、毎年ですね、子宮頸がんでもう3,000人強の方が亡くなっているというふうに聞いております。そういうことを考えていきますと、本当に冷静な対応が必要だというふうにございました。そこで次の質問に入ります。

まず、市民が安心して子宮頸がん予防ワクチンの接種ができるためにも、専門医師による関係団体への研修会ですとか、また、市民への講演、そして、子どもたちに対するこの今本当に日本はがんによっ

て亡くなる方も多いですので、がん教育としての学校での講演などを開催できないかというふうなことを伺ってみたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。議員御指摘のとおり、子宮頸がんを含むがんは、死亡原因の第一位であり、がん教育は非常に重要であると認識いたしております。それを踏まえまして、奄美市では各地域で保健活動をしていただいている健康づくり推進員の研修会や、各関係団体の研修会、出前講座、がん検診、地元FMラジオを通じてがん教育を行っているところでございます。また、市の広報誌やホームページ、がん検診の通知、小・中・高校へのチラシの配布などでもがんについて周知を行っているところでございます。今後も更にごがん教育の広報、周知を図って、市民の皆様にお伝えしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

4 番（栄 ヤスエ君） 当局の方々、担当部局の方々がそれぞれに努力をされて、こうがん、がんと言うかですね、その予防の周知とかに動いていらっしゃることはよくよく分かりますけれども、今回こうやって大きな報道になりましたこともあり、本当にお母様方たちというのが本当に不安で仕様がなないということが現状としてあると思うんですけども、鹿児島県でも各自治体でですね、セミナーなどを開催しているというふうに聞いております。ここで薩摩川内市では、産婦人科医のドクターを講師に呼びまして、専門のですね、市の主催で市民とか、また、関係各団体、教育委員会とも連携をしまして、もうまずは学校現場から対象となる児童・生徒と保護者にも参加を呼び掛けて、大変分かりやすく子宮頸がんワクチンの接種と子宮がん検診の重要性を統計的に数字などに合わせてですね、統計資料などを使いまして、外国との比較もしながら講演会を開催したそうでございます。それも本当に市民の皆様からは好評を得たと、よく分かりましたというふうに公表を得たということで聞いております。やっぱり大切なのは、市民の皆様にし正しい知識、また、情報をお伝えして、安心してワクチン接種を受けていただく。また、検診のそのために検診の受診率を上げていく。一人でも多くの方の命を守ることだと考えます。そのためには、やはり専門家による仮称ですけども、子宮頸がん市民公開講座なるこういった講座をですね、開いていただきまして、市民の皆様にも本当にこう女性だけではなく、これは男性ももちろん知るべきことだと思います。わが妻ですとかですね、自分の子どもさんですとか、娘さんたちがかかる場合もあるわけですから、本当にそういった正しい知識を持ってもらうためにも、教育現場もですけども、市民講座のそういった講座を開いていただくことを強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 現在学校教育においては、がんの講演会等はまだ行っていないのが現状でございますが、今後また学校教育の中でもがんの教育について前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（栄 ヤスエ君） 前向きな回答ありがとうございました。是非、本当に子どものうちからがんと言うか、その病気のことを正しく知ること、本当に予防できるものだと思いますので、そういったことも本当に教育の現場のほうから取り入れていただきまして、推進していただきたいと思います。あと市のほうはいかがでしょう。市と言うか、すいません、福祉のほうからのそういった講座等は開けないかという答えをちょっと。

保健福祉部長（重田久夫君） 大変な貴重な御意見でございますので、これに関しましては部署、また、課に持ち帰りまして検討していきたいと思っております。

4 番（栄 ヤスエ君） 是非推進をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これも関連質問になりますけども、6月14日最近ですが、の報道でもう全国の女性の皆様はワクチン接種に対して不安を持たれていることと思います。厚生労働省は、この6月14日の報道について、子宮頸

がんワクチン接種の積極的呼び掛けを一時中止するといったしました。14日の専門部会で早急に情報を収集し、副作用の正確な発症頻度を調査する。その間自治体による積極的な呼び掛けは控えると、記者会見で発表いたしました。また、すぐに接種を中止するための医学的論拠がないとして、接種は中止をせずに、副反応に関する医学的データを収集する方針を決定いたしました。18日付日経新聞では、田村憲久厚生労働大臣は、調査を通じて安全性と有効性を判断してまいるような材料を提供したいと話がございました。そこで自治体への厚生労働省からの通達のこの報道に対する通達の内容と、また、市としての市民からの相談体制について伺いたいと思います。この報道を受けて、戸惑っている保護者も多く、ワクチン接種の必要性、安全性など、まずは早急にこの対象年齢に達する女子とですね、保護者に対する親子セミナーなどの開催をして、しっかりと周知していただきたいと思います。しっかりと情報提供を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（重田久夫君） お答えします。議員御指摘のとおり、平成25年の6月の14日、先週の金曜日だと思いますけども、厚生労働省から子宮頸がん予防ワクチンの取扱いについて通知がありました。その内容につきましては、先ほど衆議員が御指摘のとおりでございます。ちょっとそれについても改めて述べたいと思います。その内容でございますが、定期予防接種を中止するものではないが、国民に適切な情報が提供できるまでの間、積極的な勧奨をすべきではないとのことでございます。今後は副反応症例について可能な限り調査をし、専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定でありますということで、通知がまいっております。それを受けまして、奄美市といたしましては、国の通知に基づきまして、翌日15日の朝に、これ各医療機関につきましては、その内容等を医療機関に改めて通知をしております。今後も広報誌やまた、ホームページ等により情報の提供を徹底して図ってまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

4番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。まずは早期の再開ができるように見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。今年2月21日からヘリコバクターピロリ、ピロリ菌と言いますが、この感染による慢性胃炎を治療するため、胃の中のピロリ菌を取り除く除菌を行う場合も健康保険が適用になりました。がんの中でも日本人に最も多い胃がんの患者は約21万人、年間約5万人の方が亡くなっていると言われます。2011年11月、北海道大学の浅香正博特任教授が、この胃がん撲滅計画を提唱し、日本医師会医学賞を受賞されました。そしてピロリ菌を除菌することにより、胃がんを撲滅できることに対して大きな反響がございました。1993年に国際がん研究機関IARCは、胃がんの原因の一つがピロリ菌だとし、医学界の国際的な常識となっておりますけども、我が国では2011年2月に、政府がようやく胃がんとピロリ菌の関係を容認いたしまして、2011年12月、参議院の厚労委員会審議で、政府はピロリ菌除去による胃がんを予防できるとし、今後検査、除去方法を検討すると答弁いたしました。そして日本人のピロリ菌感染者は3,500万人にも及ぶと言われております。胃がん対策において公明党のがん対策推進本部の秋野公造参議院議員、松 あきら副代表は、参院委員会などで胃がん検診にピロリ菌検査を追加すべきというふうに主張してまいりました。今年からの保険適用を受けて、これ採血による血液検査によって、その胃の中のこのピロリ菌のあるない有無と、胃の粘膜の委縮を調べまして、そして胃がんの発症リスク、危険の度合いに応じてABCという3段階で分類と判定をする検査方法だそうなんです、そういった検査方法を導入する自治体が増えているようでございます。そこで質問しますけども、奄美市におけるこの胃がん検診、現在行われていますけども、その現状と今後ピロリ菌検査の追加ができないかどうかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（重田久夫君） 質問にお答えいたします。胃がん検診の現状としては、毎年市内各地、地域を巡回して実施しております。平成24年度の受診率は約14パーセント、がん発見件数は毎年1から4名となっております。ピロリ菌検査は、胃の中にあるピロリ菌に感染しているかを検査するもので

あります。ピロリ菌は日本人の約60パーセントの人が感染しており、胃炎や消化性潰瘍を発症させる要因になります。しかし、ピロリ菌に感染した方と言って、潰瘍や胃がんが必ず発症するわけではなく、胃がんなどにかかる可能性の有無を知るリスク評価として活用されております。議員御指摘のとおり、ピロリ菌検査は血液検査などで行われますので、今後国のがん検診指針を踏まえながら、検討する必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

4番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。前向きな検討をよろしく願いいたします。まず早期発見、早期治療の観点からも、いち早くわが市におけるピロリ菌検査の導入を要望して終わりたいと思います。

次に、通学路についての質問に移らせていただきます。昨年4月に京都府亀岡市等で集団登校中の小学生の列に車両が突っ込む事故で、小学生ら10人が死傷するという痛ましい事故が起こり、このことを受けて、国として昨年通学路の緊急点検と対策を実施いたしましたけども、文科省は15か月予算で、通学路安全推進事業として1億500万円を計上しまして、通学路対策アドバイザーの派遣を4月からスタートしております。警察庁も同年の交通安全対策推進事業180億円を活用し、横断道路の高反射率光を反射する率を高める高輝度化、高い輝く度化ですね、高輝度化や信号の増設の推進をしているようでございます。緊急点検で安全対策が必要とされた箇所が全国では7万4,483か所との報告がございました。そして昨日竹山議員の質問でお答えがありましたけども、昨年、合同点検の危険箇所は奄美市で82か所、平成24年度39か所は整備をされたというふうにお答えがありましたけども、残りの箇所が今年度平成25年度以降に整備をするということでの当局のお答えだったかと思いますが、間違いないでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 議員おっしゃるとおりでございます。間違いございません。

4番（栄 ヤスエ君） また、公表の方法として、ホームページの掲載は、私も竹山議員がおっしゃいましたので、帰りましてから知名町のホームページをこう拝見させていただきました。とても分かりやすく数字的なこととか、箇所ですとかを書いてありまして、写真掲載もあり、どこの箇所がその対象になったというのも分かるようになっておりました。本当にこの見えるかというのがすごく大事だと思いますので、せっかく点検をしても、今今後それからどうなったのかというのは、やっぱり市民の皆様にも情報提供として是非奄美市も進めていただきたい項目だと思います。

次の質問に移りますが、笠利町の一屯から喜瀬を車で走りますと、その間だけ国道58号線でございますけども、本当道路の幅も狭く、歩道がないんですね。一屯集落にも緑が丘小学校に通う児童の皆さんが住んでおります。そして地元のほうにですね、お話を伺いますと、昨年の総点検で道路にこうドライバーへの注意を促すためにですね、ポールがこう幾つか設置されておりますけども、そして道路にはあのカーブになったところに、スピードを落とせという白文字がこう下の、道路の下のほうに、道路のほうに書かれているんですけども、白文字の表示はしてもらったけれども、集落には子どもとお年寄りがいると。車が未だにスピードを出して通るため、本当に危険なんですよということと、また、児童の保護者からは、1年生の初めは、親と一緒にこう通学をしていましたけども、今は子どもだけの通学となっていると。通学時は歩道のない道路をもう山側通って行くんですね、歩道がないところは山側通って通学をしております。本当に道幅は狭いところで20センチぐらいのところもあり、本当に危険なんですって。草も生えるために、もう夏場は今の時期ですけども、ハブの心配もありますということで、是非その道路を拡張して、その子どもたちが通れるようガードレール付きの歩道を造ってほしいとの要望もいただきました。そこで質問なんですけども、笠利町の一屯から喜瀬間の通学路の安全性を市の教育委員会はどのように認識をして、また、どのような対策をされているか、伺いたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 議員御指摘のとおり、笠利町一屯～喜瀬間の道路については、道幅が狭い上に

歩道がなく、ガードレールもないなど、危険な通学路であると認識しております。平成24年度の通学路緊急合同点検が終了した後、県の担当部局により、道路脇の土手への防草シートの設置や、定期的な草刈り作業により、通学路の安全を確保する取組がなされております。また、学校における対策としましては、保護者や教職員が付き添った集団下校を実施したり、風雨が強い日は、保護者の車で送迎したりするなど、PTAと連携した取り組みを進めております。教育委員会としましては、スクールガードリーダーとの連携を図り、一屯～喜瀬間の安全指導の重点化を図るとともに、定期的な通学路点検を実施し、児童の安全確保に努めてまいります。また、本年9月21日から9月30日の秋の交通安全週間に合わせて、県の事業であります交通安全総点検を本市笠利町で開催する予定です。この事業を契機としまして、通学路を通るドライバーに対して、安全運転への意識を更に啓発してまいりたいと考えておりますので、御理解ください。以上です。

4番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。本当に事故があつてからでは遅すぎると思いますので、本当今PTAとか学校でも取組はされているということでございましたけれども、保護者の努力もでございますけれども、市としても、児童の通学路としての安全確保と、また、そこに住む生活者もいらっしゃるしますので、その生活者の方々のまず安全確保、そして安心して道路横断や通行ができるように、是非その一屯から喜瀬、3区のその国道線ではございますけれども、あの道路拡張を県のほうにも是非強く訴えていただきたいと要望いたします。ずうっと私も笠利を通りますけれども、昨年来の豪雨災害で、その喜瀬、2区と3区の間だと思うんですが、本当に土砂がまだそのまま土嚢のままで残されたままで残っております。その場所にこう見てみますとですね、いろんな粗大ごみが投げ込まれているんですね。本当にそういった部分で本当にまた台風とか来た場合には、とても危ないかなと思いましたので、是非そこら辺は注意と言うかですね、改善をしていただきたいと思います。そこで質問でございますけれども、今後一屯からその喜瀬間の国道58号線の道路の拡張計画はないかということでお伺いしたいと思います。

建設部長（東 正英君） お答えいたします。国道58号の笠利町一屯から喜瀬間の2.7キロメートルの区間の安全対策として、国道の拡張計画はないかとの御質問でございますが、道路管理者であります県にお伺いしたところ、地元からの陳情・要望を以前に何度か受けておるとのことでした。そしてまた、先月にも、地元3区長連名による国道58号笠利町喜瀬地区の整備についての陳情書を受けたとのことでございますが、当該区間は2車線改良済であり、また、人家が連なっている部分であることから、抜本的な改良は現在のところ困難であるとのことでもあります。県といたしましては、昨年実施いたしました通学路の緊急合同点検を踏まえまして、緊急的な安全対策として、現在の道路区域内での側溝蓋の設置や、路肩部を利用した歩行スペースの確保、また、路面標示等による通行車両が減速するような対策を実施しているところではありますが、本市といたしましても、あの国道58号喜瀬地区の線形改良や歩道設置を含めた道路改良について、地元と一体となって強く県へ要望してまいりたいと考えておりますので、御理解ください。

4番（栄 ヤスエ君） はい、是非早期実現を要望したいと思います。よろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。教育行政について伺わせていただきます。初めに、本市における特別支援教育について伺いたいと思います。文科省のホームページで、特別支援教育で調べますと、特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられて、すべての学校において障害のある幼児・児童・生徒の支援を更に充実していくこととなりましたとございました。ここで質問に入りますけれども、市における特別支援学級の小中学校別の過去3年間の学級別数と児童・生徒の推移をまず障害別に知的障害、また自閉症、

ここで情緒障害ということで情緒障害、肢体不自由の学級別数の状況を伺いたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 本市の特別支援学級における小・中学校別の過去3年間の学級数と児童・生徒数の推移についてお答えします。まず、本市における過去3年間の特別支援学級数についてであります。小学校では平成23年度が11学級、平成24年度が13学級、平成25年度が16学級が設置されています。中学校では平成23年度が5学級、平成24年度が6学級、平成25年度は5学級が設置されています。次に、障害種別の児童・生徒数の推移についてでございますが、まず、知的障害特別支援学級については、平成23年度が16学級、それから児童・生徒数が64名、平成24年度が15学級で67名、平成25年度は14学級で68名となっています。次に、自閉症、情緒障害特別支援学級については、平成23年度は学級数が1で、児童・生徒数は4名、平成24年度は2学級で8名、平成25年度は6学級で25名となっております。肢体不自由特別支援学級は、平成23年度が学級数及び児童・生徒数ともに0で、平成24年度及び平成25年度は1学級で、児童・生徒数が1名となっています。なお、本市には病弱特別支援学級の設置はございません。以上でございます。

4番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。この数字を見ても、やっぱりクラスを見てですね、大分本当にこう障害と言いますか、特別支援学級に通う子どもたちの数と言うか、多いんだなあということを感じております。それぞれ障害に応じた学習計画を立てて取り組まれていることだと思いますけれども、支援学級における学習の効果と言うかですね、それぞれにこうその障害によって違うとは思いますが、支援学級におけるその学習の効果というのは、分かる範囲でいいんですが、教えていただけますでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 特別支援学級の効果については、その生徒一人一人のニーズに合った教育が施されるというのが大きなメリットでございます。そして、その平常の子どもたちと生活することによって、それぞれ意志疎通が図られ、相手の行動や思いを他が実際に共有することができると。優しさとか、あるいは思いやりが育つという点でも、教育効果が十分図られるということでございますので、御理解ください。

4番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。とても大事なことだと思います。通常学級にそういった子どもが一人いるだけでも、本当にこう思いやりですとか、心の部分を一緒にこう育っていくんじゃないかなあとすごく思いましたので、ありがとうございます。

次に、通常の学級における過去3年間の発達障害の児童・生徒の推移を伺いたいと思います。

教育長（坂元洋三君） それではお答えいたします。本市の通常の学級における過去3年間の発達障害のある児童・生徒数の推移についてお答えします。まず、最初に、発達障害のある児童・生徒数については、すべての児童・生徒が医師の診断によることではないことを御理解ください。これからお示しします数値は、平成24年度に文部科学省が行った調査と同様、教師の見立てであり、発達段階であると断定しているわけではありません。あくまでも教師から見た学校生活上、教育的な支援が必要な児童・生徒数ということで御承知おきください。通常学級における発達障害のある児童・生徒数の推移については、平成23年度が112名、平成24年度が116名、平成25年度は204名となっております。以上です。

4番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。医師の診断はないということで、教師の目から見た指導のこう判断ということなんですけれども、まず、この就学前ですね、小学校に入る前の幼稚園とか保育所からですね、小学校に入るまでに親御さんとの面談等もあると思いますけれども、そういった場合ですね、小学校に入る前に、親御さんと子どもさんと面談した時に、この子は通常学級に行くとか、この子

はちょっと養護学校に行かしたほうがいいんじゃないとか、そういった判断とかも、やはりその学校の先生とのこの面談の中で決めていっているんでしょうか。その場合は専門の医師ですとか、臨床心理士などの判断も仰ぎながら、そうやって診断をされているか、すいません、関連質問になりますが、お答えできるようでしたらお願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 特別支援学級に行く生徒の配置校の選定についてですね。

4 番（栄 ヤスエ君） 就学前にですね、小学校に上がる前に、幼稚園から保育所から来た子どもたちを小学校に上がるか、普通の小学校に行けるかどうか、この子はちょっとやっぱり養護学校に入れたほうがいいんじゃないとか、そういう判断基準ですね、判断基準をそのやっぱりそういう判断基準は親とその面談する学校の先生とこう判断をされるのか。もしくは、そこにこう専門のお医者さんですとか、臨床心理士なども入れて、こう判断されるのか、そこだけちょっとお聞きしたかったんですが。

教育長（坂元洋三君） その件につきましては、本市では教育委員会で就学指導委員会という委員会が設置されておりまして、そのメンバーの中に精神科医、専門医がおったり、あるいはまた、その道で研究している先生、いわゆる学校の教師、その他メンバーが10名、十数名おりまして、そこには県の大島養護学校の先生なども入っておりまして、この子は通常学級に行かせたほうがいいとか、あるいはまた、これは特別支援学級に入級させたほうがいいとか、そういう判断をして保護者と合議をして、そして学校を決めるということになっております。

4 番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。よく分かりました。やはり専門家の判断というのもやっぱり必要かと思いましたので、最初その医師の判断がないということでのあったので、すごく安心をいたしました。ありがとうございます。

次に、特別支援についての質問をいたします。まず、特別支援教育支援員という制度があるんですが、その支援員の方々の役割と業務内容について伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 奄美市における特別支援教育支援員の役割と業務についてお答えいたします。まず、特別支援教育支援員には、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという大きな役割があります。その仕事内容については、まず、身支度や排せつの介助といった基本的な生活習慣確立のための日常生活の介助を行うこと。それから次に、黒板に書かれた文字の読み上げや、教師の話を繰り返し聞かせるといった学習支援を行うことになっております。そして、どのようなことで困っているのかといった障害の理解や、どのような支援ができるのかといった支援の方法について周囲の子どもに教えていくことなどをその主な業務内容としているのが実情でございます。

4 番（栄 ヤスエ君） すいません、関連になりますけれども、その支援員のほうの採用基準ですとか、まず資格ですとか、ある程度採用期間とか、そういったものについて、分かる範囲でいいんですが、教えていただけますでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 支援員の資格等については、教員の免許を持ってなくても、これは特別教育支援員として採用してるところでございます。それはすべて公募によって行っているのが現状であります。以上です。

4 番（栄 ヤスエ君） まず、採用期間はどれくらいなのでしょう。

教育長（坂元洋三君） 1年が年限となっております。

4 番（栄 ヤスエ君） 1 年、1 年こう更新をするという考え方でよろしい、更新と言うか、1 年で終わってまた公募をしてという形になるということでしょうか。その採用期間。

教育長（坂元洋三君） 1 年ごとに更新をするというシステムを取っております。

4 番（栄 ヤスエ君） 資格としては教員免許を持たなくてもできるということでございますけども、やっぱりそれなりにこう知識ですとか、子どもたちに対応するわけですから、ある程度のスキルと言うか、持った方々を選ばれてると思うんですが、そういった人たちのスキルアップのための研修とかは、その 1 年間で、もしくはその採用される前に、何かそういった研修とかもしっかり受けた上で学校に配置をされてらっしゃるんでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 特別支援員の研修については、年 3 回本市としては実施している現状です。

4 番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございました。本当に支援員というのは、やっぱり直接子どもたちに当たる本当に支援員でございますので、しっかりとそういったスキルを持った、本当にこう人たちがなっていくもんだとは思っているんですけども、しっかりそこら辺も厳密にですね、厳正にお願いしたいと思うところです。

次の 2 番目の質問に入りますけども、配置校の選定方法と配置状況を伺いたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 配置校の選定方法と配置状況についてお答えいたします。最初に、配置校の選定方法についてですが、まず、各園及び学校に対して、学習や友達との関係づくりなどで困っている子どもはいないのかといった観点から、特別支援教育支援員の配置の必要性や配置の要望人数を調査いたします。次に、指導主事を各園及び学校に派遣し、校長及び教頭との面談や、困り感を持った子どもがどのように学校生活を送っているのかを把握いたします。そして、そこから得た情報と学校からの調査結果を基に総合的に判断し、配置校を次のように決定いたしております。名瀬幼稚園、住用小学校、笠利小学校、緑が丘小学校、朝日中学校、小宿中学校、大川中学校にそれぞれ 1 名ずつ配置した。名瀬小学校及び奄美小学校にそれぞれ 2 名ずつ配置しております。それから伊津部小学校及び小宿小学校にそれぞれ 3 名、朝日小学校に 4 名、すべて合計しますと 21 名を現在配置しております。以上です。

4 番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。これは今年度いうことで認識いたしますけれども、本当に小学校、朝日小学校とか本当ダントツ 4 名ということで配置がありますけれども、それはその支援にかかる子どもたちが多いということでの配置でございますでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 朝日小学校におきましては、特別支援を要する子どもたちが多いということでございます。そして、少ない学校には 1 名ずつの配置という配慮をしております。

4 番（栄 ヤスエ君） はい、分かりました。ありがとうございます。すいません、時間がないですけど、まず、3 番目の質問に入らせていただきますけども、まず、幼稚園とか保育園から中学校まで一貫した連携あるのかということでお伺いしたいんですけども、まずこう大体何歳児、検診とかで発達障害とか見られたりとかですね、分かるような障害の持たれた子どもたちというのは、やっぱり幼稚園から、幼稚園とか保護者から、保育園から小学校、中学校というふうにな成長して入っていくと思うんですが、その子どもたちに対して一貫したこの学校とか関係各学校ですかね、からそういった一貫したその連携というのが情報共有ですとか、その子の病気の状態ですとか、そういった情報共有の連携というのは今現在ございますでしょうか。

教育長（坂元洋三君） 本市における幼稚園から中学校までの特別支援教育についての連携についてお答えいたします。特別な支援を必要とする子どもについて、本市では移行支援シートの作成をもって指導しています。移行支援シートとは、その子どもが必要とする支援や配慮事項を記載するもので、保護者と協力しながら担任が作成いたします。このシートは、保護者が了解した上で次の就学先に引き継ぎ、きめ細やかな支援のための資料として活用いたしております。また、指導目標や指導内容、方法などを具体的に盛り込んだ個別の指導計画や、子どもの実態や支援の経過などを盛り込んだ個別の教育支援計画も作成し、移行支援シートとともに、これらの情報を1冊のファイルとして、幼稚園から中学校までの一貫した支援がなされるよう連携を図っているところでございます。更に、幼稚園と小学校、小学校と中学校との連絡会を開催し、ファイルを活用しながら、子どもの実態を的確に把握し、入学後の具体的指導方法について考える機会としております。また、必要に応じて担当者が連絡を取り合い、指導方法の見直し、改善を図るために連携を密にするよう指導しているところでございます。

4 番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。そういった本当に移行シートなるものが本当に大事な部分だと思いましたので、今それを確認できまして、すごく安心をいたしました。障害を持った子どもさんをこう多く見られてこられた方にお話を聞きましたら、やっぱりこうその方はソーシャルワーカーなんですけども、児童・生徒の一人一人のこう病名ですとか、経過今言う移行シートですかね、そういったものをリストとしてこう作っているんですよということをおっしゃられたんですけども、それもその方だけがやってるもんだと思ってたので、今行政のほうでもやってるということで安心をいたしました。やっぱり誰が見ても、その人のこう状態が一目で分かるように、小学校から中学校へ、そして高校へと引き継いでいけるこうオリジナルのこうファイルを作っていただいて、本当に大事なことだと思うんですけども、その方も女性の方なんですけども、やっぱりこうそういったことを作ろうと自分で思ったのが、やっぱりこう一人一人をこう大切に思うからこそできることだと私自身はそのお話を聞いて感動いたしました。特別支援教育は、もう実際は学校ごとに取組が違うのではないかと想像いたしますけども、要望することが、やっぱりこう教師、教育の現場の先生自体が、その障害に対する正しい認識と知識を持って、児童・生徒を一人一人の一人の人間としてその可能性をこう伸ばしていけるように、保護者とも連携をされていると思うんですけども、保護者が本当にこう相談してもすぐお答えできるような、そういった体制を学校としても作っていただきたいと思います。奄美においても、発達障害の児童が、先ほど数字にも出てきましたけども、本当に増えてるように思います。月に1回鹿児島療育センターからの臨床心理士の資格を持った方が1名に來られて、学校をこう回られていろいろ相談を受けてるというふうには聞いておりますけども、やっぱり現場のほうからは、鹿児島から來ていただいても、継続的にその児童を見ているわけではありませぬので、本当に心配だと。自分が相談したいこともなかなかうまく話ができないと言うか、長時間いらっしゃらないんで、そういったことも問題点として挙げられました。できたら専門のお医者さんですとか、臨床心理士が奄美でもやっぱり常駐していただきまして、子どもさんが、子どもさんもそうですけども、その家族へのメンタルもフォローというのもできたらいいなあというふうに要望いたします。保護者の方々は、もう相談のこの受け皿がやっぱり足りないというふうに現場は本当におっしゃっておりますので、そういうお話を聞きます。本当にこう奄美にとっても、そういった意味ではそういった受け皿になれるような療育センターですとか、そういったものの必要性もすごく感じております。そこで関連質問ですけども、今年度から2年間の文科省の事業で、インクルーシブ教育システム構築事業という事業を始めるとお聞きしましたけども、その内容を説明をお願いいたします。

教育長（坂元洋三君） インクルーシブ教育についてですが、本年度から鹿児島県では、文部科学省の推進事業でありますインクルーシブ教育システム構築モデル事業を委託を受けましてですね、本年度から来年にかけてですが、本市がその地域教育モデル地区に指定されまして、これを深く研究するようになって

ておりまして、これは本市が今まで取り組んできました特別支援教育支援員の非常に重なる部分がありますので、大変素晴らしい事業だと受け止めておりまして、その成果を見届けたいと考えているところでございます。

4 番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。そういった事業等も本当に利用していただきながら、奄美の本当に子どもたちが、本当にこう一番いい状況で幸せな教育を受けられますように、奄美市としても是非取組をお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前 9 時 3 0 分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後 5 時 0 0 分）

第 2 回 定 例 会
平成 25 年 6 月 20 日
(第 4 日 目)

6月20日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君
23 番 竹 山 耕 平 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	総 務 部 長 安 田 義 文 君
総 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君
財 政 課 長 菊 田 和 仁 君	地 域 総 務 課 長 (住 用) 浦 口 一 弘 君
市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	税 務 課 長 山 田 道 男 君
保 健 福 祉 部 長 重 田 久 夫 君	環 境 対 策 課 長 伊 東 義 久 君
高 齢 者 福 祉 課 長 泉 賢 一 郎 君	市 民 協 働 推 進 課 長 金 森 広 子 君
商 工 観 光 部 長 川 口 智 範 君	い き い き 健 康 課 長 朝 郁 夫 君

6月20日(4日目)

紬観光課長	島名 享 君	商水情報課長	前田 和男 君
農政部長	山下 修 君	産業振興課長	元多 政重 君
建設部長	東 正英 君	農林振興課長	大海 昌平 君
都市整備課長	上島 宏夫 君	土地対策課長	奥 正幸 君
建築住宅課長	備 孝朗 君	土木課長	砂守 久義 君
上下水道部長	川上 一弥 君	産業建設課長	納 保敏 君
下水道課参事	池畑 修三 君	水道課参事兼水道 技術管理者	山下 一弘 君
教育委員会 事務局 長	日高 達明 君	水環境課長	市田 利郎 君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	齋藤 憲一 君	学校教育課長	富永 琢巨 君
文化財課長	山田 和憲 君	生涯学習課長	大郷 哲也 君
農業委員会参事	山下 文次 君	選挙管理委員会 事務局 長	圓 和之 君
大島農業共済事務 組合事務局 長	野田 睦義 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長	橋本 明和 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江 和典 君
議事係 長	前田 賢一郎 君	議事係主査	岸田 賢吾 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。一般質問も本日で最終日、大変お疲れとは思いますが、今少しお付き合いをいただきたいと思います。私は本日の一番手として質問をさせていただきます社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。安倍首相は第一次安倍内閣のときに、憲法改正のためには平和憲法を根付かせるための法律である教育基本法が障害になると指摘をして、教育基本法を全面改定しました。また、集団的自衛権に道開く手段として、防衛庁を防衛省への昇格をさせ、改憲の第一歩として日本国憲法の改正手続きに関する法律、いわゆる国民投票法案を制定するなど着実に右傾化を進めました。今回の安倍第2次内閣では、夏の参議院戦で96条改正を公約にし、憲法改定を争点にすると表明しています。更に集団自衛権の行使についても、年内にも憲法解釈を見直すと意気込んでいます。憲法を変えたら何かいいことがあるかもしれないという雰囲気を演出するために、あらゆるメディアを利用する作戦に出ています。現憲法を変えることが私たちを幸せにするのかという、基本的な、根本的なことを一人一人が考え、現在の憲法の意義を改めて確認して欲しいと思います。憲法はなぜ必要かと言いますと、私たちの自由や権利を守るためだと思います。そのためには安定した統治機構が絶対に必要であります。その統治機構の在り方を定め権力を縛り、社会の安定を維持しているのが憲法で、私たちの自由を下支えしているものであります。憲法の最も大切な価値観は個人です。自由民主党案ではすべて人に変えられていますが、一人一人が生きたいように生きる、これほど幸せなことはないと思います。政権が変わるたびに憲法が変えられて、国の根本的な原理が変われば社会が不安定になりますし、個人の自由や権利、生き方などへの影響も非常に大きくなります。現日本国憲法と自民党案との最大の相違点は、ものの考え方、原理が違うということです。自民党案は私たちがあって国家を作っているのだという想定を頭から否定し、国家があって私たちがいるというように、国家と個人の関係が逆転するような考え方です。また、国防軍創設という目的のために、緊急事態情報が入り、表現の自由を制限するなど、緊急事態等における国家の操作可能性を高めるものとなっています。このように自民党案は現日本国憲法を全面的に否定し、国民主権・個人から家族、社会、国家への国家主義に、平和主義・国民主権・基本的人権の原則を否定し、天皇の前面化、元首としての天皇や現憲法99条の擁護義務から天皇を削除し、自立した個人でなく家族を基礎単位とする国家像、戦争のできる国へ現憲法9条改正、戦争の放棄・集団自衛権の行使を合法化、国防軍の創設、軍法会議の復活など、国民の生命・自由及び幸福追求の権利などとはほど遠い戦前に回帰するような軍国主義的な内容となっています。更に草案21条2項は、目的による結社の取り締まり、現代版治安維持法や同28条2項には団結権・談合権を制限し、公務員労働者の権利を否定する条項が入っています。このようなことは大変憂える事態であります。また、9条の改正なくとも、憲法を変える内容を法律で決めてしまう国家安全保障基本法を自民党総務会で決定し、2012年総選挙で政権公約として明記しているなど、自民党の党是と言われる改憲にやっきになっています。このような憲法改悪を許さないためには、国民が夏の参院選で自民党をはじめとする改憲勢力に多数を許さない審判を下すことであります。我が社民党も強い国より優しい社会のスローガンの下、護憲・平和・反核・反消費税を掲げて戦ってまいりますので、御支援・御指導をよろしくお願い申し上げます。

ここで本題に入ります。一般質問を通告書に従い質問をいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢。憲法９６条改正について市長の認識をお伺いいたします。この質問は市長の改憲反対の姿勢を高く評価し、市民に理解をしていただくため、５月３１日付けの南日本新聞のアンケートを参考に質問をいたします。市長は憲法改正について、どちらかと言えば必要ない。その理由として、解釈次第で情勢の変化に対応できるからとしています。また、憲法見直しの議論の対象については記述なしで、憲法９条を変えることについて、分からないと回答を延べ、戦争放棄と自衛のための戦力は、論点を異としたいと答えています。このことについて市長自身の声で市民に分かりやすい説明をお願いを申し上げます。

２番目の質問は、憲法９６条を緩和する改正については、どちらかと言えば反対の立場で、いまだ国民的議論は成熟していないと考えているが、憲法９６条を緩和する改正に対する市長の基本的考えをお示しください。この２点について市長の見解をお願いいたします。

あとの質問については発言席からさせていただきます。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいまの閣議員の御質問にお答えいたします。

先般の南日本新聞の要請といいますか、意見という欄で、私はかように述べたことは議員がおっしゃったとおりであります。憲法第９６条の３分の２を２分の１などなどの件については、やはり国民的議論がまだ成熟していない、従ってもっと議論をした上で諮るべきだということでもあります。憲法９条につきましては、戦争の放棄というのは永久不断の、不変の理念であり、昭和２５年、１９５０年、現在の自衛隊の前身である警察予備隊ができた以来、約６０年のこの歴史を垣間見るときに、憲法９６条の広義の解釈によって今日までできていると、その中において陸・海・空の戦力を保持しないということがありますが、現実には自衛隊の状態は私は戦力だと信じております。従って戦争は永久に放棄するという高まいる理念と、現状におけるその自衛隊の状況というのは、論点を異にしながら理想と現実の中における国民の生命・身体・財産・生活・安全を守っていくのが、私が大切であるという意味から答えたわけであります。あとのことについてはまた、議員と議論をする機会があらうかと存じますので、ただいまの質問についてはそのように答えさせていただきたいと思います。以上です。

１１番（関 誠之君） 戦争放棄についてですね、今言われたことはしっかり認識をしたいというふうに思っております。今日は時間がございませんので、これ以上議論はいたしません。次に、憲法９９条、天皇は首相及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うという項目がありますが、このことについてどのように市長はとらえているのかを、見解をお聞かせ下さい。

総務部長（安田義文君） すいません、質問趣旨の中になかったものですから、ちょっと答弁は準備してありませんが、もちろん私も公務員は基本法である憲法を尊重するのが当然であるというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

１１番（関 誠之君） 質問書の聞き取りのときに、その左側のほうにですね、②として憲法９９条ということを出しておりますので、そういうことも含めてですね、検討をして欲しかったなというふうに思います。このことについては今見解がまとまらないうとすれば、また後日議論する時間があると思いますので、これぐらいにしておきたいと思います。

次に、道州制について市長の見解をお聞かせ下さいということで通告をしてありますが、平成２４年９月に自民党道州制推進本部道州制基本法案、いわゆる骨子案が制定されており、早期成立を図り、その制定後５年以内に道州制を目指すというふうになっています。導入までの間は国・都道府県・市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体、いわゆる市町村の機能を意味するものと思います

が、の機能強化を図るとの明記をされております。このようなことから道州制において、市町村の広域的再編が問題となると考えられます。そこで2番目の質問です。この法案・骨子案については、いくつかの懸念される点があり、知事会なども再検討を求めるなどしていることは承知しております。奄美の将来を見通し、道州制の先を読み、奄振の事業を主体的に執行できる組織として奄美群島という広域的事務を自己完結的に行える奄美群島広域自治体連合、仮称ですけれども、私がいつも主張しておりますが、を早期に創設をし、まずは奄振事業の奄美群島成長戦略交付金（仮称）等の受け皿組織とすると。また、道州制に移行するときには、この組織を奄美群島の基礎自治体とすることを提案をいたしたいと思いますが、このことについて市長の見解をお聞かせください。

総務部長（安田義文君） 2点ほど御質問があったかと思います。一緒に答えさせていただきます。

政府与党が示しました道州制基本法案骨子案、これに対する考え方につきましては、現時点でこの法案・骨子案における基礎自治体の在り方については、国の財源補償などは明らかにされておらず、このような点も多いところでありまして、議員おっしゃいますように、地方6団体の一つでございます全国市長会も、つい先日道州制に関する検討会議、これの立ち上げを決定するなど、議論が緒に就いたばかりでございます。市としての考え方につきましては、国の施策に対して後れをとることがないように、その行方を注視しながら判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の、道州制を見据えた上で、奄美群島の市町村で組織する広域連合を創設し、奄振事業等の計画調整や事業執行を主体的に行う受け皿として活用し、また、これを道州制における基礎自治体としていくとの御提言と承りました。奄振事業の調整等においては現在も御承知のとおり、奄美群島広域事務組合がその取りまとめを行っておりますが、これを更に広域連合として再編する上で、一部事務組合と広域連合の最大の違いでございます国・県の事務権限を移譲する受入体制を整備し、奄振事業を進めていくとの内容かと思います。これにつきましても、今後更に道州制の議論が具体的にになってまいりますれば、基礎自治体の単位を現在の市町村とするのか、あるいは議員御提言のように奄振事業を効率的・効果的に進める上で、あるいは住民サービスの質の向上という考え方も組み入れた上で奄美群島が一つになって基礎自治体を形成するのかなという、その基礎自治体の在り方など、さまざまな視点での議論が今後必要になってくると思われまますので、引き続き今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

11番（関 誠之君） 今の広域事務組合ではですね、やっぱり計画や予算執行に限界があると思いますので、是非、検討をお願いをいたしたいと思います。

次に、奄美群島成長戦略ビジョンと奄振法改正について質問いたします。地元で作成をした奄美群島成長戦略ビジョンが、県の振興計画に反映させる法的根拠に乏しいので、法的に地元が作成した計画が振興計画そのものになるような法改正を望む立場で質問をいたしたいと思います。

一つ、奄美群島成長戦略ビジョンについて、特色と策定の意義について説明をお願いいたします。二つ目は、今後策定予定の基本計画・実施計画は県の振興計画との整合性はどのように諮られるのか。三つ目は関連をいたしますが、12市町村が主体的に国の基本方針や県の振興開発計画に主体的にかかわると書いてありますけれども、具体的にどうかかわっていくのか、広域事務組合の管理者でもある市長の見解をお示しくください。

総務部長（安田義文君） 一点目の成長戦略ビジョンの特色といたしましてですが、一つ目に、ビジョン策定の際には民間有識者・出身者・国・県・地元市町村で構成いたします成長戦略懇話会を立ち上げて作り上げたビジョンであるということ、また、各島々の民間委員で構成する各島分科会を行い、島ごとのビジョンも描いたという点でございます。二つ目といたしまして、ビジョンの対象地域を市町村ごとでなく、島単位・群島単位として、広域性を持たせた計画としたことでございます。三つ目に、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指し、農業・観光／交流・情報、この3分野を産業振興の基軸としつつ、独自性を発揮するための独自の文化の活用と、人材の誘致・集積を図るための定住、この2分野を

新たな価値を創出する分野として位置付けており、これら大きく3点が今回のビジョンの特色であると思います。そして、地元12市町村が自らの手で10年度の奄美群島のビジョンを描き、その責任の下、着実に実行していくということ、更には成長戦略ビジョン等を策定することによって、奄振法や奄振計画策定にも主体的にかかわっていくことが、今回のビジョンの策定の意義になると考えておるところでございます。

2点目の、策定予定の基本計画・実施計画は県の振興開発計画との整合性はどのように図られるのかということについてお答えします。議員御案内のとおり、奄美群島成長戦略ビジョンの基本計画及び実施計画を今年度策定することとしておりますが、次期奄振法において策定されます奄美群島振興開発計画におきましても、その内容が反映されるよう、奄美群島広域事務組合が中心となりまして、昨年度から国・県と調整を行っているところでございます。具体的には奄振計画の基礎となる奄美群島振興開発総合調査報告書へのビジョンに関する内容の記載が諮られたところでございます。また、国の奄美群島振興開発審議会で現在審議されております奄美群島の振興開発について、この意見具申におきましても、成長戦略ビジョンの取組が生かされるよう要望しているところでございます。今度とも国・県とち密な連携を図りながら、成長戦略ビジョンの基本計画や実施計画につきましても、奄振計画との整合性をしっかりと図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3点目でございます12市村が主体的に国の基本方針や県の振興開発計画に主体的にかかわるとあるが、具体的にどうかかわるのかと、市の見解でございます。過去の奄振法改正や奄振基本方針、奄振計画の策定にあたりましては、国や県が中心となり作業を行ってきたところでございます。前回、平成20年度の奄振法改正時には、奄美群島広域事務組合が中心となり、初めて地元12市町村が主体的に策定する奄振重点3分野計画を策定いたしました。が、国・県の作業スケジュールとの調整が図られず、奄振計画への反映が不十分な面もあったところでございます。このような状況を踏まえまして、今回の奄振法改正におきましては国・県の作業スケジュールと調整を図り、成長戦略ビジョン策定や制度の素案作り、例えば交付金制度とか航空運賃の軽減化の仕組みです、これなど地元も主体的にかかわりながら取り組んでいるところでございます。今後とも成長戦略ビジョンの基本計画・実施計画の策定、また、新たな制度の提案など積極的に国・県と意見を交わしながら、奄振法の内容充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

11番（関 誠之君） 具体的に丁寧な説明、ありがとうございました。成長戦略ビジョン、特に課題になっておるのは財源確保制度とか、特区の創設、交付金の創設というふうなことで、賃金低減化措置、いわゆる物流コスト・人流コストの減をどう図っていくかというふうに書かれておりますから、こういったものをしっかりですね、県の振興計画にリンクされるように、努力をよろしくお願いをしたいと思っております。私がなぜ言ったかと言いますと、前も言いましたけれども、前の改定時に奄美群島の特性を生かし、発展の芽を育成させる総合的・戦略的施策という、素晴らしいできだったんですけどもなかなかこれが反映をされていないということがありましたので、今回はこの二の舞をならないようにひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

次の質問に調査していただきます。奄美群島振興開発特別措置法の改正についてであります。法的根拠を持った民間・行政・議会が一体となった政策立案システムを構築するために、改正離島振興法第4条、離島振興計画の4条・5条・6条と、同様な条項を新設すべきと考えるが見解をお示してください。また、新設にはどのような手順が考えられるのかお答えをいただきたいと思います。改正離島振興法の7条の3、離島活性化交付金の交付について、新設の条項を設けています。沖振法については沖縄一括交付金を実施されており、奄振法においても、奄美群島成長戦略推進交付金、仮称でありますけれども、の創設を盛り込む必要があるというふうな、先の審議会等も議論しているようでありますけれども、そこで今回の法改正において特に重点項目と考えている条項はどこかお答えいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 1点目についてでございます、住民意見が反映させることができるような条項を

奄振法に取り込むべきと考えるがどうかということだと受け止めました。議員御案内のとおり、新しい離島振興法には第4条第6項に、離島振興計画を策定する際に住民の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとする旨の記載が新たに追加されております。また、奄美群島の振興開発を行っていく上におきましても、住民の皆様の意見を奄振計画に反映させることは、自立的な振興発展を推進する上で重要なことであると認識いたしております。なお、現在の奄振法の条項には盛り込まれておりませんが、パブリックコメントの実施や各分野の関係団体からの意見聴取など、住民意見の反映のために必要な措置は講じてきているところでございます。先般、策定いたしました成長戦略ビジョンにおきましても、各島分科会に民間の皆様にご参加いただき、住民の皆様の御意見を成長戦略ビジョンに反映させたところでございます。離島振興法は議員立法であるのに対しまして、奄振法は内閣提出法律案でございますので、奄振法への新たな条項の追加につきましては、国が中心となって行うことになりますことから、今後とも国・県と連携を密にしながら改正法の手続きを行ってまいりたいと考えておりますので御理解をどうぞよろしくお願いいたします。

それと今回の法改正において特に重点項目と考えている条項はどこかということでございます。先に議員のほうから沖縄、それから離島についての説明がございましたように、今回の奄振法改正におきまして、法律上における条項として特に重要であると考えておりますのが、新たな交付金制度の条項を新設することと考えております。新設する交付金の活用については、離島の格差是正に対する経費や、従来の産業振興、これはソフト型です、これに関する経費などを想定し国・県と調整を図っているところでございます。交付金制度につきましても、先に改正がなされました沖縄振興特別措置法や離島振興法におきましても、直近の法改正時に新たな条項として盛り込まれておりまして、奄振法改正におきましても大きな目玉であると考えておるところでございます。また、成長戦略ビジョンを具体化するための特に重要な取組でありますことから、市長をはじめ奄美群島の市町村長が全力で創設に向け取り組んでいるところでございます。以上でございます。

11番（関 誠之君） ありがとうございます。なぜこういった質問をしたかと言いますと、この成長戦略ビジョンというのが民間の活動を下支えすることによって、景気を刺激をして経済を活性化させるということで、今までのように行政が前に出てやるんじゃなくて、民間のあくまで困ったことややりたいことを支えてやろうということでもありますから、是非、そういったことをするためには住民の意見がしっかり反映をされた内容でなければいけないというふうなことで、離島振興法もそういった趣旨で作られたんだろうと思いますので、是非、諸来的にはやはりこの計画が先ほど言った広域自治体連合が作って、予算もそこで受けて、そしてそれぞれの島々の計画を実行していくというふうになるのが理想だというふうに思っております。是非、市町村の案に基づいて、振興計画を策定する、将来的には市町村で策定をできるような法律にしていっていただきたいというふうに思います。奄振の審議会が6月の26日、次は予定をされるというふうに報道で読んでおりますが、是非そういったところでですね、この議会の意見も反映をさせていただければということをお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、(3)の当局の危機管理と職員の服務規律の遵守についてを質問いたします。5月1日の職員への一斉メールの対応について、そのメールの概要は新聞報道でもありましたが、平成16年～19年における職員の勤務時間内株取引、二つ目は奄美群島衛生連絡協議会の公金の不適切な支出、3番目は不法投棄における有価物の不適切な処理、横流しという新聞も書いてありましたけども、の3点であることについては、当局は昨日、一昨日の同僚議員の質問に答え、その事実があったことは認めたというふうに理解をしておりますが、そういうふうでよろしいですね。

総務部長（安田義文君） 三つほどありました、勤務時間の株取引に関する情報についてはすでに処分もしていることですので、そのことを確認いたしております。二つ目の奄美群島環境衛生連絡協議会、この支出に関する情報についても伝票等を確認しました。これは17年度の支出でございますので、同1

8年度の同協議会総会において、決算報告、他町村の監査員による監査報告がなされ承認がなされていることも確認をしております。三つ目の不法投棄自動車の有価物の件につきましては、私どもは過去の資料、更に当時の関係者等からヒアリングを行いまして、量が減っていることに関しましては確認をしております。以上でございます。

11番（関 誠之君） 一部職員、一部の元職員組合の幹部という言い方もありましたが、の不祥事が真面目に仕事をしている多くの職員の信用失墜をさせ、奄美市の公務員という地位を不振に陥れ、奄美市役所という組織に対しても信頼を損なわせたことに対して、非常に激しい怒りを私は感じております。現在の多くの職員や組合役員は市民サービス向上、職員の福利厚生のために誠実に職務を果たしていると私は思っております。今月になって、複数の市民より市役所の受付窓口が笑顔で親切に対応してくれるとお褒めの言葉もいただいております。自信を持って職務に専念をしていただきたいと、職員のほうは思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

そこで、再発防止という観点から質問をさせていただきます。奄美群島環境衛生連絡協議会の公金、不適切な支出というふうに表現しておりますが、これを見ますと支出の段階で担当者でないNの、起票の印鑑を押させてですね、支出させておるわけです。別に起票した人はこの担当者でないわけです。そういうことから推測をすれば明らかに恣意的な行為があり、不適切でなく不正と言われても仕方ない事務処理だと言わざるを得ません。当事者本人にも聞きをしましたが、今考えるとずさんな処理であったというふうに当事者も認めておりました。終わったことと言われるかもしれませんが、公金の不正支出、刑事上の窃盗、民事上の損害賠償は3年で時効かもしれませんが、刑事事件としての公訴時効は7年だそうです。まだそういう意味では終わっておりません。そこで不法投棄における有価物の横流しという言葉を使いますが、当局のこれまでの答弁は、あったことは認める、先ほどのことですが、その先のことについては調査が困難だということにお受け取りをいたしました。そこで当局に再度お聞きをいたします。この不法投棄問題について、再度詳細な調査をすることは考えていないのか。二つ目はなぜ当時、警察に盗難届を出さなかったのか、分かりますか、これはメールを書いた本人の疑問でありますから、そういったものでただしいというふうに思います。以上2点についてお伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） この件につきましては、私ども過去の資料を私どもも見させていただきました。まず第1点ですが、この不法投棄をされた投棄自動車、この所有者は市ではございませんで、まず別の個人でございます。この個人の方が不法投棄をしたこの自動車について、御自分の力で整理をすることができなかったと、そういうことにおきまして17年10月の自動車リサイクル法に当てはめて、県と市と協議をした上で、少し年数が経ちましたがリサイクルセンターのほうの補助金を受けまして、代執行したということでございます。そして、なぜこのようなことを申しましたかと言いますと、18年のときに、環境対策課のほうはこの個人、この持ち主の個人に、少なくなったのを気づいたものですから、あなたはそれを売ったのですかと尋ねております。本人は私は何もしてませんと、どうもできませんでしたということでございます。この財産の所有者がそういうときに訴えないとですね、市は代執行をしている立場でありまして、財産については確かにその個人のものという考えがあったということで、今のようなことになっておりますので、その辺は是非御理解をお願いしたいと思います。その上で、これ以降のということでございますが、行政として私どもでできる範囲でございましたら、この件につきましても再度調査をする意向はございますので、よろしくお願いいたします。

11番（関 誠之君） 6月15日付けの南海天地というのが、お読みになったと思いますけれども、県立大島病院の発注した工事で官製談合事件が起きたということで書き出しがあります。そこに、なぜこのような事態が起きたのか、再発防止策は何か、県は明らかにしてもらいたい。これは市にも言えることではないかというふうに思います。官製の不祥事は一過性では終わらない。住民の心の奥深くに不信感

が根を張り役所への信頼を損なう。住民だけではない、地域のイメージも損なう。負の影響は計り知れないということで、中略しますけれども、例えば車の運転、最初は真剣に集中して覚えるが慣れてくると自動化したようにすいすい運転をするが、事故はこのときに起きやすい。不祥事が起きる環境はどうか。慣れが常態化してはいまいか。不信は事後処理の在り方で緩和され、払拭される。事後処理の在り方で緩和され、払拭される。誰がどう責任を取り、どこをどう改めるのか、メスを入れるべき病巣が残っているという、南海天地の非常に今、時を得たコラムがありましたが、こういうことですね、この件について市長はまだ一言もしゃべっておりませんけれども、この再発防止は何か、誰が責任を取りどう、どこをどう改めるのか。こういったことについて、市長の時代ではないというふうに思い、ないことではありますけれども、行政は継続ですから、今の立場、非常に重たいことだとは思いますが、議会でこれだけの人数でこのことを取り上げるということは、非常に奄美市役所という組織、また奄美市議会という組織の何たるかが問われているのではないかというふうに思いますので、言える範囲で結構ですので市長の、これに対するコメントがあればお聞かせをいただければ幸いかと存じますが、よろしくお願いします。

市長（朝山 毅君） 私も先般来の議会の一般質問、また、新聞等を通して私なりにこの事案について知ることになりました。もとより、かかるような事案が発生することは誠に遺憾であります。公務員のあの宣誓をしたときの入庁、緊張感・使命感、それをややもすると先ほど議員が言われたように、中だるみがあったり、忘れる時期があるかもしれないが、やはり公務員は緊張感を持って、臨んでいかなければいけないということは不変のやはり理念であり責任であろうと思っております。また、同様に、議会においてもそういうことであろうと思えます。政治は最高の道徳である。最高の道徳であればその政治家は最高の道徳者でなければいけない。そういう思いから公務に携わる私を含めすべての者はその倫理観・道徳観は人以上に背負って職務に遂行、使命を果たしていかなければいけないと改めて思うところであります。このような事案を通して、かかるようなことが発生しないように努めていくことが行政の継続性の責任を負う私の責任だと考えておりますので、今後とも議会の皆様方、そして市民の皆様方の評価に、また、御意見に謙虚に賜りながら、身を律して頑張っていくことを職員共々誓っていきたいと思うところであります。

11番（関 誠之君） 市長非常に、重たいことでありましたけれども、敢えて市長の答弁をさせていただきました。是非、再発防止策、また、このような事態がなぜ起きたのか、そういったことを先ほど調べられることについては調べたいということでありますから、それはそのようなことで確認をさせていただきたいと思えます。

最後の項目になりますけれども、市民生活に関することについて、質問をいたしたいと思えます。早ければ2015年に国連教育科学文化機関、いわゆるユネスコへ推薦し2016年の夏の世界自然遺産登録実現を目指して、今、奄美群島一丸となって頑張っておるというふうに理解をしております。報道によれば、自然遺産登録が留保されているというふうなものもありましたけれども、その現況はどうなっているのかお答えください。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。

今年の4月に地元新聞にも掲載され、世界自然遺産を願っている我々市民にも、大きな不安を抱かせることとなりました。この件につきましては、環境省によりますと、日本がユネスコ世界遺産センターに提出した暫定リスト記載のために必要な書類について、世界遺産として登録する具体的な地域とその位置にかかわる詳細な情報が不十分であったため、それらの必要書類の提出を求められたとの説明でございました。あくまでも追加書類の提出を求められたものであり、リストから外れたのではなく、今後関係書類の整備を行い、同センターへ提出するとのことで、世界自然遺産登録への影響はないとのことでした。また、求められた地域の選定につきましては、国の諮問機関であります奄美・琉球世

界自然遺産候補地科学委員会におきまして、具体的な地域の絞り込みを行い、その結果を踏まえ平成25年内をめどに回答する予定とのことでございます。御理解をいただきますようお願いいたします。

11番（関 誠之君） 4月6日付けで南海日日新聞にユネスコが奄美・琉球の世界自然遺産の暫定リスト記載を保留したと、ユネスコが暫定リスト記載を保留したということで大変心配をいたしましたけども、今、部長の答弁を聞いて安心をいたしました。いわゆる日程どおり、ただ書類等の問題で、日程どおり、この2016年に向けて淡々とやっていくというふうなことで理解をいたしましたので、安心をいたしましたところであります。

次に、世界遺産登録に向けて、それぞれ民間等一生懸命取り組んでおると思いますが、二つ目は世界遺産登録に向けてのエコガイドの養成、登録制度、自然を守る取組の現状はどのように進展をしているのかということが1点目であります。お答えいただけますか。

商工観光部長（川口智範君） エコガイド、ガイドへの取組といたしまして、エコガイド登録やその認定制度の整備などを全群的に取り組むため、エコツーリズム推進協議会の設置に向け奄美群島広域事務組合が音頭をとり、島ごとにあるエコツアーガイド連絡協議会や行政機関などに呼び掛け、昨年度5回の準備会が開催されております。その中でエコガイド登録やガイド育成講習会は、現在設置されている、あるいは今後設置される島ごとのエコツアーガイド連絡協議会で実施する旨の申し合わせがなされております。更に専門的な知識や豊富な経験を有するガイド、いわゆる認定ガイドとして認定するため、先ほど申し上げたエコツーリズム推進協議会が認定講習会や認定試験を行う予定となっております。なお、エコツーリズム推進協議会は本年中には発足する予定と伺っております。

11番（関 誠之君） 今度の補正にですね、奄美市希少野生植物保護に関する条例ということで改正案が出ておりますが、それについて通告の中には書いておりませんでしたけども、聞き取りの中で少しお話をさせていただきましたので、この条例の改正するわけですから、特徴、改正する特徴と内容について少しお伺いをいたしたいと思いますが、お答えできますか。

市民部長（前里佐喜二郎君） 条例の主な改正点ということで、お答えいたします。

まず、条文をちょっと申し上げますが、第9条の要点だけ申し上げます。利害関係人の意見書及びそれに対する公聴会開催の削除、これは必要がなくなったということで、今回の条例、許可することで、これは削除しようということです。それから第10条では、第2項で捕獲した動植物を増殖し、それを所持・譲り渡し・譲り受けを禁止しよう、禁止しますという。それから11条では捕獲等の許可者に対する措置命令を追加したということ。それから第12条で捕獲等の許可者に対する報告の聴取及び立ち入り検査の追加ということをした。それから第16条で保護地区内での行為者に対する報告聴取及び立ち入り検査の追加をしたということ。もともとありました条例にこれなどを追加したり削除したりしたということでございます。

11番（関 誠之君） まだ総括ということも残っておりますので、この辺にいたしまして、あと、飼猫の適正な使用条例の成果についてお尋ねをしますが、この間、6月6日に条例違反の捨て猫相次ぐということで南海に載ってございましたけれども、そういったことを防ぐためにこの条例を作っておりますが、今の現状の成果はどのようになっているか、数字等があればお知らせいただけますか。

市民部長（前里佐喜二郎君） すいません、通告をしたということでございますが、手元に準備されておられませんので、ちょっと。

11番（関 誠之君） あのですね、昨日もですかね、ホームページの件、載っていましたが、一つ提

案をいたしたいと思います。奄美の、奄美市のホームページ非常に最近よくできておるといふうに思います。私も執務の途中で奄美市のホームページをよく利用させていただいておりますが、そこですね、一つだけ、せっかく自然遺産登録という目標を掲げて頑張っておるようでありますから、是非、この奄美市のホームページで自然遺産関係の動画、特にこの希少野生動植物を中心とした動画が配信できないだろうか。それについて検討はいただけないか、見解をお伺いいたします。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。

世界自然遺産の登録に向けて、環境の保全はもちろんでございますが、地域住民の意識の醸成というのも重要な施策であり、いかに自然遺産登録に向けての機運を高めていくかが地元自治体の課題の一つでもございます。これまでも市ホームページにおいて世界自然遺産の説明や自然遺産登録に向けた取組、スケジュール等を掲載し啓発を行ってまいりました。今後はより分かりやすく、見ていただく方々にとっても親しみが湧いてくるような工夫を、創意工夫を凝らしながら、世界自然遺産登録に適した内容のホームページづくりに努めてまいりたいと存じます。議員御提案の動画配信につきましても、企画内容等を吟味・検討いたしまして、いたしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

11番（関 誠之君） 是非、実現をするようにですね、そう予算もかかることじゃないことだし、特にインターネットはクリックをしてまず出ますと、動画にどうしても目がいく傾向がございますから、そういったことでまた世界的に配信もできると、特に日本の外のほうで頑張っておる人たち、そういった人たちもこの世界遺産についてはかなりの感心を持っているものだというふうに思われますので、是非、この動画を配信をしていただきたいというふうに思います。

次に、小型家電リサイクル法の施行と市の対応についてであります。平成25年4月1日に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が施行されました。自然遺産を目指す市としては早急な取組が必要ではないかというふうに考えております。そこで奄美市での取組はどのようになっているのかをお示しいただきたいと思います。

市民部長（前里佐喜二郎君） お答えいたします。

小型家電リサイクル法の施行と市の対応についてでございますが、現在のところ具体的にはまだ動き出しておりませんが、議員御指摘のとおり、世界自然遺産を目指す市として早急な取組が必要だと認識いたしております。

11番（関 誠之君） 早急な取組が必要だということで理解はいたしますけれども、これはですね、もう既に過去のそういった小型家電もいろいろ溜まっているんじゃないかというふうに思います。そういう中で、やはり制度実施予定を明記をして検討していただきたいと思いますと思いますが、例えばほかの自治体ではですね、この実施時期を、後ろを決めて、例えば平成26年度中までに実施を予定するとかいうふうに決めているところもあるように伺っておりますので、是非、その辺のいろんな計画をして、後ろからこう計算しますと大体何年ぐらいには実施できそうだなというのが分かると思いますが、その辺について実施、制度実施予定を明記して検討をするということまで踏み込むことはできないかどうかお尋ねをします。

市民部長（前里佐喜二郎君） ちょっと詳しく申し上げたいと思います。

制度を実施するにあたり、回収方法、それから品目の選定、回収後の引き渡し業者の選定の必要がございます。更に離島であるため海上輸送費も当然発生をいたします。事業者が事業として成立させるためには、量の確保も必要となっておりますので、奄美市だけではなく奄美本島内の他の自治体との連携も不可欠だと思っております。それにより輸送経費とか、回収品の量、これ次第では事業者の回収品

を引き渡す際に売却益が出るかどうか変わってくるものとも思われます。場合によっては、市町村が事業者に対して処分料を負担しなければならないことも想定されます。また、本年度奄美市紡ぐきよらの郷づくり事業におきまして、奄美市環境市民による小型家電リサイクル調査検証事業活動事業が採択されております。これは民間の団体による調査・検証事業でございますけれども、この結果なども参考にしながら、現段階では実施予定時期の明示はできませんが、後ろをとということですが、これなどを見極めながら本島内の他自治体とも協議の上、検討したいと思っております。

11番（関 誠之君） 是非、民間でモデル的な事業をやるということですから、その後押しをしっかりとっていただき、その成果を踏まえてですね、実施を早急にできるようにお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、行政協力員について質問をさせていただきます。一つ目は行政協力員の行政における身分の位置付けと報酬の算出根拠についてお示しをいただきたいというふうに思います。予算額で1,680万3,000円、月額報酬2万8,000円、自治会の組織のない起ち上げのために頑張っておられる方には1万5,600円というふうにしておりますが、聞くとところによりますと、その会長さんなどもですね、町内会からも報酬をいただいている、非常に心苦しいと。そういったことで町内会のほうに自分のこの報酬を入れたいというような意見も出ております。そういう中で、この報酬について、任期は2年ですから一度やってみる必要はあると、十分にあるというふうに理解しておりますけれども、そういう声をしっかりと受け止めて、次の改正できるものは改正をしていくという立場で質問させていただきますが、身分の位置付けと報酬の算出根拠について、お示しをください。

市民部長（前里佐喜二郎君） 行政協力員の身分についてでございますが、住用町の嘱託員、笠利町の駐在人と同様に、奄美市の非常勤の特別職と位置付けております。行政協力員の報酬額は自主防災組織のない地域は月額1万5,600円、ある地域は2万8,000円となっておりますが、根拠でございます。自主防災組織のない地域の1万5,600円は、これまでの奄美、名瀬地区町内会自治会情報連絡会への出席者金3,900円を元に月4回程度の地域見守り活動を想定しまして1万5,600円、4掛ける3,900円と。それからある地域、自主防災組織のある地域はその機能強化業務が含まれております。役割の重要性から旧名瀬市嘱託員規定に準じてその基本額2万8,000円といたしております。

11番（関 誠之君） あと一つあったんですけども、先ほど言いましたので、この行政協力員がですね、行政の下請けにならないように、やはり自主的に活動し、地域が元気で活性化するように、また、その一助としてのこの報酬だというふうに理解をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
新政会 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 議場の皆様、市民の皆様、おはようございます。新政会の渡 京一郎でございます。一般質問に入る前に少々所見を述べさせていただきたいと思っております。

今月の6月2日、尼崎のふるさと交流会館におきまして、関西住用会第42回総会並びに敬老会が地元国会議員をはじめ、奄美群島の各町村郷友会会長並びに婦人部長、会員の皆様方多数御参会の下、盛

大に開催されました。このたび住用総合支所の満田所長と山間集落の嘱託員であります肥後末雄さんと、3名で参加をしてみいました。22年10月20日の奄美豪雨をはじめ、昨年の台風災害における現状復旧・復興の報告や日本復帰60周年記念式典、奄振特別措置法及び世界自然遺産登録に向けてなど、いろいろと話をする機会がもてました。また、満田所長から、防災施設を備えた住用・笠利両庁舎と併せ、山間地区の防災機能を備えた交流施設の整備など、地域の詳しい説明もございました。総会並びに敬老会終了後に、場所を変えまして意見交換会がもたれましたので、合併後の市民感についての説明・質問等もございました。かごしま応援寄附金についてもしっかりとお願いをして帰ってまいったところでございます。また、役員の皆様方が、復帰記念式典や総合支所庁舎落成式には30名から40名の方々が帰郷するとの言葉をいただいて帰ってまいりました。今回は満田所長におかれては、自費で参加をしていただきましたが、市長におかれましては、来年度は是非、予算化をしていただいて、トップセールスの一環としてですね、是非、笠利・住用の所長を年に一度の郷友会に出席をさせていただきたいと思います。やはり1人行くことによって、30名から40名の方々が帰郷されるということですので、非常に大きな話だと思います。どうぞよろしくお図りください。

では通告書に従いまして質問に入ります。

まず、1、防災・減災対策についてでございます。(1)5月26日に行われました鹿児島県総合防災訓練についてであります。県総合防災訓練が18年振りに奄美市で開催され、自治体や防災消防団体など86機関から1,500名と住民約3,000人が参加をしたとなっておりますが、この防災訓練に対して、奄美市が今回どのように捉えているのか、また、奄美市の今後の防災訓練計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

次の質問から発言席より行います。

議長(向井俊夫君) 答弁を求めます。

総務部長(安田義文君) 議員御案内のとおり、5月25日から26日に奄美市におきまして平成7年以来18年振りに鹿児島県総合防災訓練が開始されました。5月25日は奄美文化センターにおきまして、地域住民約45名の方々が参加しまして、防災訓練の一環として各グループに分かれ相互に意見を出し合い、地域の現状や課題を把握する図上訓練やAEDを活用した心肺蘇生法・応急救護訓練等が実施されております。今後の防災力や地域力向上につなげるべく真剣に取り組まれたところでございます。同日には長浜みなと公園におきまして自衛隊による避難所の野外風呂、この設置がありまして地域の子もたちによる体験会が開催されております。メインでございます翌日の5月26日は、大規模な地震発生と大雨洪水警報が同時発生したことを想定しまして、名瀬長浜みなと公園をメイン会場に鹿児島県をはじめ、自衛隊、海上保安庁、国、各市町村、消防、警察などなど、各関係機関86団体1,500名、地域住民の方々が約3,000名、合計4,500名が参加し、過去最大規模の総合防災訓練が実施されたところでございます。今回の訓練は離島という特殊性もありまして、海上自衛隊の大型輸送艦による鹿児島市からの関係機関の救援用資機材・人員等の輸送訓練や携帯3社の緊急速報エリアメールの情報伝達訓練、更には衛星電話を活用した孤立集落からの情報伝達訓練、それに伴い名瀬漁協さんの協力による孤立集落への物資の輸送訓練なども、新たに訓練も行われております。また、避難所等救出訓練、合同救出救護訓練、避難所運営訓練、ライフライン復旧訓練におきましては関係機関による迅速かつ的確な救出・救護や応急対策がなされておまして、大変心強く感ぜられたところでございます。更に広域住民避難訓練では金久中学校職員・生徒、奄美中央病院職員及び地域住民や名瀬・住用・笠利地区の各集落・自治会参加によりまして高台等への高所避難訓練が行われ、警察・消防団誘導の下、多くの地域住民が参加し、より一層の防災意識の高揚が図られたとこのように捉えております。

次に、防災訓練計画についてお答えいたします。御承知のように奄美市は平成22年の豪雨災害以降、防災訓練を毎年実施することにしております。今年度はこの5月25・26日の県総合防災訓練に参加することにより終了いたしました。市全体の訓練だけでなく、地域の自主防災組織を中心としました

地域独自の防災訓練の実施の促進や防災研修会を行い、住民の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。奄美地方は5月15日に梅雨入りが発表され、これから本格的な雨や台風の時期を迎えております。災害はいつ発生するかも分かりませんので、自然災害の備えに万全を期し、今後とも地域住民や防災関係機関相互の一層の連携強化を図りながら、防災・減災に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） ただいま部長から詳しく説明がございましたが、新聞等でも市民が新聞を見て、過去最高の訓練だったと思っておられると思いますし、実際に過去最高の訓練だったと思っております。ただいま部長が言われたように、やはり、訓練と実際に災害が起きたときの行動はなかなか思うようにいかないわけですので、今言われたように自主防災組織を利用したり、各地区・各集落で訓練は何回やってもきりが無いほど、ためになることでございますので、是非、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

次に（2）の、奄美市の避難場所の確認と点検についてでございます。避難場所は弱い立場の人、そして子どもや高齢者を優先させなければいけないわけでございますが、日頃から施設や避難路の確認と点検が必要だと思います。各地域・各集落に指定場所また高台があるわけですが、これについて当局の考えを伺いたいと思います。

総務部長（安田義文君） 奄美市における地震・津波災害を想定した一時避難場所につきましては、御存知のとおり名瀬地区で79か所、住用地区で21か所、笠利地区で42か所、合計142か所を指定しております。そのうち建物・ビル、これは31か所ございます。それから名瀬地区で26か所、笠利地区で5か所でございます。それ以外は市道・林道及び高台となっております。特に一時避難場所は短時間で避難可能な高台等の高所への迅速な避難が必要となるため、地域住民の適切・安全な避難態勢づくりに努めなければなりません。先に答弁いたしました鹿児島県総合防災訓練では、各集落・自治体44団体、約3,000名による高台等への高所避難訓練が実施されております。その中で参加された方々からの御意見や御要望等も伺っておりますので、常日頃から地域住民と連携を取り、子どもたちや高齢者・障害者等、災害時要援護者の方々を安全に避難できるよう、避難場所や避難経路の確保ができるよう、点検・確認等を行い、地域の住民の安全性に十分配慮した避難態勢をこれからも確立してまいりますので、議員の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） 了解いたしました。実はですね、26日に私も山間集落でも、防災訓練に参加をいたしまして、訓練をするたびに高齢者の皆さん方が緊張感を持って多くの方々が参加をしておられます。今回26日に、避難場所に指定されております高台のところまで集落全員が行ったんですけども、たまたま前日の雨、雨のせいだと思うんですけど、避難場所の山崩れがございまして、高台に登ることができなくて、下のほうで囑託員の方が説明をいたしまして、また引き上げるということになったわけですが、やはり高台になりますと、地震が来て津波が来るわけですので、地震で崩れる場所、若しくは豪雨で雨で崩れる場所、いろいろとあるわけでございますので、今回も高台に避難をすることができなかったわけですが、その後、支所のほうで、即、手をつけまして現在きれいになっておるわけでございます。実際にその日に津波が発生したとすれば、集落民は全員が流されたことになるわけでございますので、やはり日頃から点検をする必要があるのではないかと思います。また、高台となれば、やはり先ほど申し上げましたように、子どもや高齢者が優先をするわけでございますが、勾配そしてのりが生えているために、とてもじゃなく高齢者の皆さん方は上がっていけないよという声もございましたので、是非、点検等をしていただいて、やはり地域でやるべきことは地域でやる、行政がやるべきところは行政でやるというふうな見分けをいたしまして、地域もできるだけこのようなことに二度とならないようにということで話し合いももったわけでございますので、その点を含めて各地区の高台・避難場所を確認をしていただければと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。避難困難地域の設定についてでございますが、先日新聞等で皆様方も御存知だと思います。今回津波対策で、国交省指針として、避難困難地域を設定し避難所は弱者優先であること、目標は国民の命を守るという、住民が即座に安全な場所に避難できるようあらゆる手段を講じること、一方高台が遠く収容能力が十分でないところは避難困難地域となり逃げられない住民を収容するため、必要に応じて避難ビルやタワーの設置を進める、財政難の場所では、また、新設が難しい市町村ではホールなど公共施設をあらかじめ避難時に使えるよう整備することも検討すべきとなっているとなっております。奄美市はこの国交省指針についてどのように捉えているのか、どのように対応されるのか、伺いたいと思います。

総務部長（安田義文君） 御案内の平成25年6月3日にございました国土交通省の市町村向け指針案によりますと、避難困難地域とは津波の到達時間までに避難対象地域の外に避難することが困難な地域を言うとなっております。奄美市地域防災計画では、津波が発生した際に一時的に避難する場所として、先ほど申し上げましたように市内142か所、津波避難ビルを市内9か所、そして高齢者や身体障害者等の介護を必要とする方のための福祉避難所を市内3か所に指定し、それぞれと協定を締結しております。現段階での本市地域防災計画に掲載してございます一次避難場所は最大7.1メートルの遡上高の津波を避けるため、区長さんや町内会・自治体の会長さんの御意見をお伺いして地域の市道・農道をはじめ、神社やビル・民家の裏山など、その地域住民が誰でも把握できる場所等を指定しておる次第でございます。また、市街地を中心に一時避難ビルとしまして、建築基準法改正後の昭和57年以降に建築された10メートル以上の高さのビルを、所有者の皆様の御理解・御協力の下、指定をしており、更に学校等の公共施設の避難所利用につきましても、関係機関と連携強化を図り避難所に指定しているところでございます。御提案の平地での避難タワーにつきましては、その必要性は認識をしておりますが、現在のところ県内では設置状況がない状況でございますが、このタワーにつきましても津波規模の変化により規模が変わってまいりますので、国・県・他の市町村の動向を注視していくとともに、まずは避難所につきましても一時避難ビルの更なる指定、それと公共施設の利用等関係機関と連絡をし連携をし、津波災害に備えてまいりたいと考えております。今後とも地域の皆様や各関係機関と連携協調して、地域の実情に応じた防災・減災に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） 了解しました。これだけの指定場所があるわけでございますので、今後とも油断をしないで取り組んでいただきたいと思います。

次に移りたいと思います。2番目の教育行政についてでございます。（1）各学校のいじめの現状と取組について伺います。いじめ問題は前回も、また、同僚議員等も毎回のように出てきていますけれども、現在、学校のいじめ問題がどのようになっているのか、また、報告はあるのかないかを含めて伺いいたします。

教育長（坂元洋三君） 各学校のいじめと、いじめの現状と取組の状況についてお答えいたします。

平成25年度の奄美市内の小中学校のいじめの認知件数は小学校は0件、中学校が2件発生しております。その内訳は2件とも生徒同士による誹謗・中傷です。現在この2件は学校が観察・指導を継続しているところでございます。各学校においては、議員も御承知のとおり、いじめはいつでも、どこでも、誰に対しても起こりうるということという危機意識を持ち、1件も見逃すことなく解消していくという認識の下、早期発見・早期対応はもちろんのこと、未然防止に努めているところでございます。そのために、各学校は定期的にアンケート調査・学級通信等による保護者への児童・生徒の様子への周知、人権教室等の開催、いじめ問題を考える週間での道徳・学活の授業、生徒会活動におけるいじめ撲滅運動などの取組を行っております。現在、奄美市教育委員会としましても、毎月各学校のいじめの件数を把握し、いじめが発生した場合には早期解決に向けて学校と連携しながら対応するよう体制を整えているところでございます。また、学校に対して、校内いじめ問題取組週間の設定や、無記名のアンケートによる実態

把握、人権学習や道徳の授業の充実、保護者・地域への啓発活動など実効性のある取組を行うよう指導し、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進しているところでございます。以上です。

19番（渡 京一郎君） ただいま教育長の前向きな、徹底した取組を聞きまして安心をいたしました。また、小学校で0件で中学校で2件ということでございますので、少なくなったような気もいたします。これも5月23日の新聞ですけれども、ある地区でのアンケート調査なんですけど、小中学校の教員296名が回答した答えですけれども、過去1年以内に担当したクラスで、いじめがあったとした先生は296人中129名の先生がいたようでございますが、このいじめについて解決に自信があるかどうかという質問に対して、ほぼできると答えた教員は32パーセントに留まっていると、56パーセントの先生方が分からない、13パーセントの先生方ができないという、約7割の先生方がいじめ対応に不安を持っているというふうに載っております。先生方が7割もそのいじめに対して不安を持っているということは、やはりそこにも問題があるのではないかと思うわけですが、教育委員会としてこのような先生方がいないとも限らないわけですが、今後このような角度からもですね、是非、見ていただいてこういう先生方の指導にも力をいれるべきではないかと思うんですけども、教育長、どうですか。

教育長（坂元洋三君） いじめの定義が大分変わってまいりまして、以前はですね、いじめは当該強い者が弱い者をいじめて、そして心理的・物理的妨害をすると、心理的負担をかけていくというのが、以前のいじめの定義だったわけですが、今はですね、当該児童・生徒が一定の人間関係の中で、すなわち心理的、それから暴力的・物理的攻撃を受けるという関係になっておりますので、定義が非常に分かりにくい状況にあるのも事実でございますが、今後、議員御指摘のとおり、いじめの発生に、発生について十分職員に指導してまいりたいと思っておりますので、御了解をお願いしたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 是非ともお願いをしたいと思います。

次に移ります。（2）の不登校の現状と学校の取組についてお伺いをいたします。

教育長（坂元洋三君） 不登校の現状と取組の状況についての御質問にお答えいたします。

本市の教育課題の一つが不登校でございます。平成25年度の5月末現在、奄美市内の小中学校の不登校の現状は、小学校が7人、中学校が29人、計36人でした。このうち昨年度からの不登校は小学校が5人、中学校が19人です。ここ5年間、不登校の人数は減少していますが、まだ大島地区の出現率と比較すると本市は高いのが現状でございます。不登校の原因はさまざまです。心因性によるもの、本人の無気力によるもの、環境への不適応によるもの、精神的混乱によるもの、家庭環境によるものなどがあります。また、これらの原因が複雑に絡み合っているのも事実でございます。従って不登校の解消に向けても、個に応じた対応が求められ、学校と家庭の連携はもちろん、関係機関との連携も深めていかなければなりません。各学校においては、中1不登校未然防止アクションプランに取り組んでいます。その一つに中学校は新中学校1年生の全生徒について、小学校4年から6年生時の欠席状況等の情報を入手し、職員で共有し合います。また、4月当初には学級編成を工夫したり、9月初めに構成的グループ・エンカウンターを実施し、他者への感心・思いやりを育てたりしております。不登校児童・生徒については、個別支援計画を作成し、その児童・生徒に応じた支援の在り方をチームで行うよう努めているところでございます。奄美市教育委員会では触れ合い教室を設置し、2人の相談員を雇用し、不登校児童・生徒が学校へ1日でも早く復帰できるよう対応をしているところでございます。また、市独自のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを11人雇用し、県の配置事業も含め5中学校と3小学校に配置して、教職員の支援、不登校生徒やその保護者への対応を図っております。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） ただいま教育長の答弁を聞きまして、全力で取り組んでいるということが分か

りました。大変、ただいま教育長が言われたように、難しい問題だと思います。しかしながらこのような数字が出ている以上、やはり1人でも少なくなるような努力をしなければいけないわけですが、家庭事情、地域事情、いろいろと絡んでくる問題でございますので、とにかくその子どもたち、登校拒否をしている子どもの心を開く居場所づくりが必要だと思います。好きな先生もいるし、嫌いな先生もいるでしょうけども、やはり本人に合った先生・指導員がですね、全力を尽くして心を開かすような取組に今後とも取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。部活の指導方法についてでございます。各種部活動中の体罰の報告等はないのか、また、学校の取組はどのようになっているのかお伺いいたします。

教育長（坂元洋三君） 部活動等の指導についての御質問にお答えいたします。

本市では平成24年度の体罰にかかる実態把握のために、教職員、児童・生徒及び保護者を対象とした調査を実施いたしました。現在のところ、部活動指導時における体罰についての事故報告は入っておりません。万一体罰の事案が発生した場合、学校からは速やかに報告がなされるようになっており、教育委員会として早急に対応できる体制を整えております。体罰防止に向けた学校の取組としては、不祥事根絶の一環として体罰防止をテーマにした研修を実施しております。また、各競技団体に所属している中学校教諭においては、各種競技団体が主催する指導者講習会においても研修を受けております。教育委員会といたしましては、管理職研修会や体育主任等研修会において、体罰の根絶について指導しております。また、本市中学校の部活動顧問に対して、体罰防止に向けた研修会を平成5年、本年度ですが5月に実施した、実施したところでございます。今後も体罰が起こる背景や原因について詳細に分析を加え、よりの確かな指導となるよう体罰防止に向けた研修会の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） ありがとうございます。体罰の報告がないということでございますので、大変素晴らしいことだと思います。評価をしたいと思います。また、市、奄美市立の中学校においては、最近新聞でよく見えますけれども、いろんなスポーツで優勝もしていますし県体、そして九州大会にも出場している学校もございまして、頑張っている姿が目には浮かぶわけですが、このように体罰の報告がないということは、素晴らしい指導ができてのことだと思います。今後ともこのような報告がないように取り組んでいただきたいと思います。

次に、4番目の（4）の通学路についてでございますけれども、先日から同僚議員のほうに答弁もしておられますけれども、ちょっと角度を変えて私の地域の問題に対して伺いをしたいと思います。

山間集落から住用小学校までの通学路を毎朝のように見て通っておるわけですが、この約2か月間の間に、途中での山崩れが1か所ございました。また、国道に面した道路に枯れ松の枝が、松の木が2本あるわけですが、その枝が通学路に落ちている現状も確認をいたしております。また、通学路に車でひかれたハブも3匹発見をして処理をやっているわけですが、通学路が、県道の通学路が歩道がないために約50センチほどのところに白線を引かれてここを通学をしているわけですが、そちらのほうにですね、ハブがちょこちょこひかれているわけですが、子どもたちは50センチの白線内を通っているわけですが、やはり死んだハブでも、子どもたちですので、驚いて道路に飛び出すと、採石場があるために大型トラックがひっきりなしに通っている通学路でございますので、やはり先生方も毎朝ですね、通っている場所でございますので、役所の職員または先生方が気づいてですね、やはりこれを早めに処理をする処分をするというふうなことが、一番事故につながらない方法だと思うんです。この山崩れにしてもですね、まさかというところが昼間に崩れているわけですが、この山崩れに対しては住用の産業建設課のほうで速やかに大型土嚢を積んで保護対策をやっておりますけれども、やはりそのハブの問題、そして枯れ松の問題は早急に対応していただきたいと思います。このような場所が笠利地区でも名瀬古見地区でもあると思いますけれども、どのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 通学路の総点検につきましては、第1日目に竹山耕平議員にお答えしましたので割愛させていただきますが、議員御指摘の住用町山間集落における通学路の危険箇所については、県や市の担当部局も把握しており、随時改善に努めているところだと聞いております。また、防犯灯の設置についても平成25年度から順次整備していくことを担当部から聞いておるところでございます。一方で、通学路における危険箇所は今後も新たに出現していくことが予想されますので、危険箇所を早急に把握し、児童・生徒の安全確保に努めることが必要不可欠であると考えているところでございます。なお、本市には国及び県の事業により、3名のスクールガードリーダーが配置され、住用地区にも1名配置しております。巡回指導後の報告書を毎月1回提出するよう義務付けており、この報告によりこれまでも危険箇所を把握してまいりました。更に今後も各学校が危険箇所を把握した場合、直ちに教育委員会に報告するよう指導してまいります。また、関係部局との連絡体制を密にして、通学路の安全確保を更に充実していくよう努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） ありがとうございます。ただいま教育長からお話でしたが、防犯灯の計画もあるようでございますので、できるだけ早めに発注をしていただいてですね、これから足下が悪くなる一方でございますので、是非とも取り組んでいただきたいと思います。

次に、3番目の世界自然遺産登録に向けた環境整備について伺います。まず、(1)の東城内海周辺の仮置土砂について伺いますが、10年前に体験交流館の造成工事で一時仮置きをした場所は、現在、何箇所あるのかまず伺いたいと思います。

住用事務所長（満田英和君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

平成15年度に完成しております体験交流館敷地造成工事に伴う搬出土砂は、内海沿いのバンガロー近くの個人所有地と、サン奄美背後の市有地の2か所へ仮置きをお願いしたところでございます。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） この仮置土砂はただいま申し上げましたとおり、10年をもう過ぎているかと思えますけれども、体験交流館を建設するときに山を切った土砂でございまして、これ以来ずっと仮置きをしているわけでございますが、ただいま所長から2か所という答弁がございました。1か所は皆様方も御存知かと思えますけれども、サン奄美の後ろに積まれたあの土砂でございます。国定公園の指定も近々となっているわけでございますが、今のままにしておくことは非常に問題かと思うわけでございます。私から提案を申し上げたいと思いますが、個人の土地に置いてある土砂は、地主さんとですね、話をさせていただいて、利用する、段々畑を作るとか、土砂を持ち出さないですむ方法をとっていただけないかと思うわけでございます。先日、現地に行ってみてきましたけれども、本当に土の状況もいいし、場所的にも畑にすれば地主さんも理解をしてくれるのではないかという思いがしたものですから、提案として段々畑を作って、整理をしていただけないかという思いでございますので、是非、所有者の方々と会って話を進めていただけないかという提案でございます。また、サン奄美の後ろの土砂は、量的に大変な数字でございますので、最初の高さに、道路の高さにするのではなく、サン奄美の売店の高さにしなければ、この奄美豪雨以来の豪雨でも、3度ほど水に浸かっているわけでございますので、サン奄美の売店の高さにすれば、半分の量を持ち出すことになるわけでございますので、その量を土砂を、一昨年までやっておりました、三太郎まつりをやっておりました内海公園がですね、国道から大分低いために、下がっているために、満潮時に水が来るということで、水はけが非常に悪くて三太郎まつりの度に非常に職員は苦勞していたわけですが、あの土砂を内海公園に入れた場合に、ちょうど高さ的に国道の高さぐらいになるんじゃないかなろうかと思われます。こうすれば奄美市の市有地でございますし、大きな財政も伴わずに済むのではないかと思います。また、10年以上もあのままの現状で置いておくということもいろいろ問題が生じると思いますので、この提案に対してどのようにお考えかお伺いいたします。

住用事務所長（満田英和君） お答えをいたします。

議員御提案の個人所有地を段々畑にできないかということですが、仮置きした箇所には数名の隣接する地権者がいらっしゃいます。御提案の内容等につきましては、地権者に説明を行い、御意見等をお伺いし、少しでも早く解消できるように努力をしていく所存でございます。また、サン奄美背後の土砂は、今年度から住用町におきまして、住用観光プロジェクト事業で内海周辺の施設整備を計画をいたしております。議員御指摘のとおり、内海公園周辺には低地で浸水する箇所が何箇所もあり、その改善策としてかさ上げ等の対策の必要性が考えられております。このようなことから同事業での有効活用を図り、仮置き土砂の解消に向け検討をまいりますので御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） 是非、その方向ですね、進めていただければと思いますので、強く要望して終わりたいと思います。

次に、山間港の流木等についてでございます。前回も同じような質問をいたしましたが、これから台風時期にも入ります。戸玉の漁船が、ほとんどの漁船が山間港を通してマングローブの近くまで避難をするわけですが、大小合わせて結構数的にも上がっておりますので、早急に対策をとっていただけないか、どのようになっているのか、まず伺いたいと思います。

市長（朝山 毅君） 山間港の流木等の関係につきまして、私のほうで答弁させていただきます。

渡議員から再三に渡りこのことについて御質問等もいただいております。その対応策といたしましては、今議会の一般会計補正予算に海岸漂着物地域対策事業費として、住用分約900万円を計上させていただいております。予算の成立がいただければ、今後、この事業を活用し、東城・内海地区と併せて本地区の海岸漂着物の回収を図ってまいりたいと考えております。ただ議員御承知のとおり、当該地域は干潟であり、機械類の搬入ができない状況下で、人力での作業に頼らなければならないかと思っております。また、実際に作業を行う際には、潮の干満を見ながら進めなくてはならない関係上、作業は多少時間を要するものと考えております。隣接するマングローブ内の漂着ごみ等の回収も含め、可能な限り対応・対処してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 了解いたしました。よろしくお願いをいたします。

次に移りたいと思います。マングローブ林の解説板周辺についてでございます。県道山間・役勝線の途中にマングローブ林に、途中のマングローブ林にマングローブ林の観察台と解説板が設置をされておりますが、周りが非常に荒れているために記念撮影ができない、そして観光客が足下が悪くて中に入れないという声を耳にしておりますが、この一帯の清掃・伐採をしていただけないのか。また、非常に問題等もあるようでございますけれども、その後どのような対策がとられているのか、対応がとられているのか、お伺いしたいと思います。

住用事務所長（満田英和君） お答えをいたします。

御指摘のマングローブ林の観察台及び解説板周辺の草木の剪定やごみの収集など、環境整備の必要性は十分に認識をしているところでございます。御承知のとおり、この場所は昭和47年10月に天皇・皇后両陛下がマングローブ林を愛でられ、御説明を受けられた場所であり、そのことを後世に伝えるために看板が設置されております。また、翌48年には同じ場所に常陸宮御夫妻が訪れ、その後もマングローブ林の観察にはイギリス王室のエジンバラ公や秋篠宮御夫妻など多くの皇族の皆様がお見えになっておられます。住用町だけでなく奄美群島民にとっても大切な場所の一つだと思っております。現在、この場所は国定公園特別保護区に指定され、自然公園法の規定により許可なく木竹等の伐採などの作業をすることができなくなっております。ただし、剪定など軽易なものにつきましては県へ許可申請を行

うことで作業が可能になる場合がございます。つきましては、この場所が大切な場所であることを十分に御理解いただけるよう、また、貴重な動植物の生活環境や植生に影響が及ばないよう、専門家に確認をしてもらいながら、許可申請を行ってできるだけ早く御要望にお応えできるよう進めてまいりたいと存じておりますので御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

19番（渡 京一郎君） ただいま所長が答弁なされたように、大変貴重な場所でもございますし、県のほうも理解をして観光バスがすぐ横に止められるように道路の対応もしてあるわけですが、旧住用村時代から何度か質問してはいますが、環境省の申請がいるとか、県の許可がいるとかいうことで、地域としても漁業集落としても、なかなか手をつけられないのが現状でございまして、これだけ年数を経ているということで、ごみも10年以上、現在そのままの状態ではございまして、せっかく観光バスが止まって観光客がシャッターを切っていますけれども、写真に写るのはごみだらけと、ごみだけが写真に写ってしまうという有様でございますので、是非、ただいま前向きな答弁がいただきましたので、1日も早くきれいな場所に、そして観光客が安心して降りて写真を撮って記念撮影が撮れて、喜んで帰れるような場所にしていいただければと思いますので、強く要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたけれども、(4)の国立公園指定予定地の地籍調査ですけれども、やはり名瀬・笠利・住用地区において、先日から地籍調査につきましてはいろいろと同僚議員の答弁にもありましたけれども、やはりせっかく指定を、指定になって、これから地籍が入るという場所もあろうかと思いますが、場所がまた決まらないことには地籍をいれるわけにもいかない。また、国の補助金に対しても非常に難しいという話も伺っていますので、現在も全力を尽くしているわけですが、このようにせっかく指定をされて、地籍が入っていないためにいろいろと問題が生じるということも考えられるわけですが、その辺を含めてどのように考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

農政部長（山下 修君） それではお答えをいたします。

現在、環境省が今年度中に国立公園等の保護地域指定へ向けて準備を進めていると伺っております。本市のどの地域が国立公園等の保護地域に指定されるのか、公表されていない状況でありますので、現時点では国立公園指定予定地に地籍調査を導入するかは判断できない状況になっております。また、現在まで環境省のほうから関係する機関からの要請等は現在のところございません。今後、環境省の動向を見据えながら関係機関と連絡を調整を図り、地籍調査の実施の検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

19番（渡 京一郎君） 答弁いただきましてありがとうございます。地籍調査に関しましては先日からの答弁を聞いておりますけれども、非常に遅れていることも事実ですけれども、だからといって簡単に進めるわけにもいかない、予算に伴うことでございますので、できるだけ世界自然遺産登録に向けて、取り返しのつかないようなことがないようにですね、是非とも全力を尽くしていただきたいと思います。私の一般質問はこれにて終わりたいと思いますが、先ほどから、先ほど閣議員の話にもありましたように、市民窓口が非常によくなったという一般からの話も伺いますし、また、職員の挨拶の仕方にも声が出てきたということも伺ってます。また、住用に対しても、産業建設課をはじめ総務課、それなりの対応が非常によくなったという町民からの声も聞いておりますが、是非ともそのようないい話を聞けば、なかなか職員も私たちも嬉しい限りでありますし、また、やっとここまできたのかなという思いもいたします。今回は新しい部課長さんも議場に入っておられるわけですが、今後とも全力を尽くして頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で新政会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前 11 時 41 分)



議長（向井俊夫君） 再開いたします。(午後 1 時 30 分)

午前に引き続き一般質問を行います。

新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

5 番（師玉敏代君） 皆さん、こんにちは。新奄美の師玉敏代でございます。一般質問も最終日、3 日目となりまして、昼食後の大変睡魔が襲われる時間帯と思いますが、1 時間どうぞお付き合いいただきたいと思います。

それでは、平成 25 年度第 2 回定例会の開会にあたり、一般質問に入ります前に少し所感を述べさせていただきます。最初の一般質問に関連いたします。平成 15 年に環境省・林野庁が行った世界自然遺産候補地検討会において、全国の自然地域を学術的観点から審査し、今後 5 年から 10 年に推薦する可能性のある地域として奄美・琉球諸島が候補地として選出されました。あれから 10 年、世界自然遺産とは何か、素朴な疑問から始まり保全管理の仕組みや先進地の事例など、関係省庁や県主催、NPO や民間団体による講演会や研修会が数多く実施され、さまざまな観点・視点から世界遺産とは何かを学んできました。学術的専門分野から提言を受け、最終的には、では皆さんはどうするのですかと質問を投げかけられても、答えることのできない状況に、私自身が歯がゆい思いを感じていました。国・県・本市がそれぞれの分野で、それぞれの立場で世界遺産登録に向けた作業が進められていますが、地域住民にとっては今一つしっくりといかないというのが現状であります。私たちは何をすればいいのか、機運の高まりなどどうすれば得られるのか、どのような作業を進めたらいいのか、日々疑問を感じていました。最近では石川県の高野誠鮮氏の限界集落から世界自然遺産へと題して、自然農法による地域おこしの講話がありました。先月の奄美群島議員大会では、県環境林務部の自然保護課長、則久氏による復帰 60 周年、これからの奄美群島国立公園化と世界遺産の使い方として講演がありました。更には今月 28 日は奄美市議会研修会で東京大学特任教授の小野寺浩氏による奄美世界遺産と地域振興と題して講演があります。環境保全と地域おこしがしっくりと実感できたのは、今年 1 月に住用のヤムランド実行委員会主催による岩手県平泉町の職員、八重樫氏の世界遺産のまちづくりの講話は、彼自身の見聞の広さから、自ら実際にさまざまなところに身を置き、体験したことは語り口に自信が伺え、ユーモアが加わり話術に引き込まれる、あっという間に 1 時間 30 分が過ぎ、大変感動いたしました。観光客のためのものでなく、皆さんのための住民のためのまちづくりをしてください。世界遺産にはどこでもエントリーできるものではない。世界遺産は即ち住民への憲章であると言われました。また、皆さん暫定リストに記載される、そのことだけでも素晴らしいことなのです、価値があると認められるのです、世界遺産といっても地域づくり、住民のためのまちづくりなのだと希望の持てる、また、なすべきことは何か大きなヒントをいただきました。その後に平泉と奄美の交易は、鎌倉時代約 1,200 年前にさかのぼり、奄美の夜光貝が平泉町の文化遺産、中尊寺金色堂にらでんとして使われていることも紹介され、そのあと夜光貝のアクセサリー作りを体験いたしました。役勝エコロードの自然観察会、3 月にはエコツーリズムにおいては多種・多様な組織連携の中で地域住民とのかかわり合いが非常に重要であると考えられ、地域住民が地域の資源・宝の価値を見いだすことにあるとし、あることから、アドバイザー派遣事業の一環として見里集落の散策を行いました。地域の宝探しから始まり、先人から守り伝えられた歴史・文化・芸能が地域にはどこにでもあると思われまふ。そのことが地域おこしに必ずなると信じて質問に移りたいと思います。前段が長くなりましたが、最初に世界自然遺産登録についての質問でありましたので、御理解いただきたいと思います。

では一般質問にはいりますが、最初の質問の暫定リストの改訂については、午前中の関議員の質問もしており、決して暫定リストに外されたわけではなく、具体的な地域と位置の不十分な、不十分ということで追加・改訂であることとありますということを御答弁いただきましたので、次の質問、平成 25 年度に国立公園化を目指すとしていますが、その進ちょく状況をお示しいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市民部長（前里佐喜二郎君） それではお答えいたします。

国立公園化の進ちょく状況についてでございますが、奄美群島の国立公園化につきましては、世界自然遺産登録の保護担保措置ともなっている重要な取組であり、現在、環境省が中心となり作業を進めております。現在の進ちょく状況といたしましては、国立公園として指定されるにあたり、保護すべき地区・地域の選定を行っており、概ね大枠で固まっているようでございます。今後国は県や関係市町村との協議を踏まえ、地域住民への説明や意見交換を通じて、国立公園化に向けた細かな調整に移っていき、平成25年度中の指定を目指すとのことでございます。また、奄美群島の国立公園化後のスケジュールを申しますと、平成27年中にユネスコ世界遺産センターへ世界自然遺産登録の本申請、27年にはIUCN国際自然保護連合の候補地視察、そして最短で平成28年度の夏頃に世界自然遺産登録を目指すことになります。世界に誇れる自然景観として奄美・琉球の世界自然遺産登録を目指し、今後とも国・県・関係市町村とも連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

5番（師玉敏代君） 順調に進んでいるということですのでよろしいですね。はい。先ほどの暫定リストの保留という形がここに何の影響もないということですね。はい、分かりました。はい。

では次に移ります。昨年度よりポイ捨て禁止条例が施行されました。空き缶、ビン、吸い殻、廃プラさまざまな不法投棄が後を絶ちません。この条例が制定された経緯を含めて、市民に広く浸透しているのか、いくのか、今後どのような周知徹底を図っているのかお示ししたいと思えます。

市民部長（前里佐喜二郎君） それではポイ捨て条例の周知徹底につきましてお答え申し上げます。

奄美群島の世界自然遺産登録に向けて、住みよい生活・自然環境を作るために、市民と行政が一体となって取り組むべき課題であると考えております。この条例が制定されました経緯につきましては、奄美市廃棄物の減量化・適正処理に関する条例の散乱ごみに関する条文を特化し、新たにポイ捨て禁止、ポイ捨て等禁止条例に罰則規定を設けることでポイ捨て等によるごみの散乱抑制を図り、世界自然遺産登録を視野に美しいまちづくりに向けた市民のモラル向上と意識改革を目的に作られました。現状といたしましては、市内のごみステーションへ車内からごみを捨てていく方や、自動販売機の横に設置されている空き缶専用のごみ箱に弁当がら・その他のごみを入れられているなどの苦情が寄せられております。また、一部の事業所ではポイ捨て等により、周辺に捨てられたごみを業務開始前に清掃している光景が見られます。もちろん、このこと自体はすばらしいことですが、裏を返せばごみを捨てる人がいるということでございます。議員御指摘のとおり、ポイ捨て禁止条例が市民全体に浸透しているかどうか、疑問です。周知されていないと、私は感じているところでございます。ポイ捨て禁止に対する意識の向上は世界自然遺産登録に向けて、ごみ一つないきれいな町並みや美しい自然の景観を保つためにも、重要なことでございます。

今後は、集落内でのマイク放送や広報紙・看板設置・ホームページの活用など、情報の発信方法を検討し、市民へのポイ捨て禁止への周知徹底を積極的に行いたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

5番（師玉敏代君） 昨年度、この禁止条例が制定されて、市民のほうはですね、やはりまだこの辺が分からなく、私のほうにこういう条例はどうなっているのかという疑問を投げられましたので、今回質問したんですけども、とにかくその看板の設置、そして目につくところにですね、やっぱり掲示板がありますので、ポスターを貼るなり、例えば第3日曜日には清掃の日ですね、そういったときに一言マイ

クで、いつも集落の区長さんが今日は第3日曜日です、どここの掃除をしますのでそれなりの服やら草刈機を持って集合してくださいというマイク放送があります。そういったときにもですね、やっぱりこのポイ捨て条例がなぜできたかということと、はっきり言いますとね、本当は罰金・罰則をするのが目的ではないんですけども、実際はそうですよね。要するに禁固刑とかその過料されるわけですよね罰金。そういったことも言わなければ、本当にごみを簡単に、吸い殻の一つもそうですけど、先般住用町ですね、ごみ袋ごと放棄する、不法投棄するような事件があり逮捕するという、そういう大変お見苦しいですね、そういう事件もありました。そのことが逆に、私は市民に警鐘を鳴らしたのかなと思っています。たかがごみ捨てることは、違反ではないと思っている人がいます。ごみを捨てなければ、年に1回のクリーンアップ大作戦とか、ごみ拾うこともないんですけども、除草ぐらい、後は花をいっぱい植えましょうという美化活動に進んでいくわけですけど、まだまだ市民の皆様にはこの辺が周知していませんので、とりわけ一番分かりやすい方法、やっぱり受信機ですね、屋外受信機で、そういうことも、ごみの日じゃないですけど、美化の日ですね、いい日でも11日でもいいです、15日でもいいです、そういう日を決めてですね、やっぱり皆さんと共通認識を持つことも大事だと思いますので、よろしくをお願いします。いかがですかね。

市民部長（前里佐喜二郎君） ありがとうございます。ポスターの件、それから第3日曜日の放送の件、これに関しましては嘱託員さんや区長さんの御協力もいただかないといけませんので、この辺を相談したいと思っています。あと防災行政無線の放送につきましては、また、総務課のほうと、頻繁に鳴らすとまたうるさいという苦情もまいていっているようでございますので、この辺を調整図りながら検討させていただきたいと思います。

5番（師玉敏代君） 幅広い周知徹底を図っていただきたいと思います。

次に、笠利・住用支所に世界自然遺産の推進室の設置ということにつきまして、質問いたします。世界自然遺産登録に向けての環境保全については、国立公園化・森林生態系保護地域の保護担保措置の導入や、稀少野生動植物の乱獲、いろいろ生態系の保護など環境省庁・行政・住民団体がそれぞれの立場で作業を進めています。核心地域・コアゾーンの世界自然遺産地域、バッファゾーンと言われる緩衝地域のエリアに限らず、地域住民の機運の醸成を図る上でも、空の玄関である笠利町は文化・遺跡の宝庫の町であり、更に一集落1ブランドの認定集落、21の認定地の中12が笠利町にあります。世界自然遺産登録を見据え、これまで発掘してきた地域の宝を地域活性化につなげていく住民参画のエコツーリズムの推進を図るために是非、笠利町・住用町に世界自然遺産推進室の整備・職員体制を図ってほしいと思ってますがいかがですか。

総務部長（安田義文君） お答えをいたします。

世界自然遺産登録につきましては、奄美群島の貴重な資源を次世代につなぐ取組が求められるとともに、自然を活用した産業振興に大きな期待がかかっているところでございます。このような行政需要に的確に対応し、世界自然遺産登録に向けた取組を強化するため、今年度、まずは環境対策課内に世界自然遺産推進室を設置・新設したところでございます。また、今ございました世界自然遺産の重要地域、これは推薦地域となりますが、としての選定が予想される住用地区につきましては、地域の皆様とより密接な連携が必要であることから、現在のところ住用総合支所の産業建設課内に世界自然遺産分室を設け、特命職員を配置して組織体制の強化を図っているところでございます。更に住用地区におきましては、議員のほうからもございました住民が主体となったヤムラランド実行委員会などとも十分に連携を図り、地域資源の活用方法や世界自然遺産登録を見据えた今後の取組を進めてまいりたいと考えております。また、今回の国立公園の設定や世界自然遺産の登録にあたりましては、自然の多様性に加えて、奄美独特の生活文化が評価されているところでございます。一例といたしまして笠利地域の赤木名地区が注目されているところでございます。そのため、笠利地区におきましては産業振興課や地域

教育課を中心に、総合支所全体で環境文化の利活用の取組を進めているところでございます。こちらのほうも今年度は、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト、これを実施する予定としておりまして、同地域における歴史・文化・景観など優位性のある地域資源を生かした観光計画を策定する予定でございます。計画の策定にあたりましては、もちろん地域住民・関係事業者・行政等が連携・協同する計画推進体制の検討も行うこととしております。世界に誇れる奄美の自然を保護し、かつ持続可能な観光地作りを行うためには、名瀬・住用・笠利それぞれの優位性を生かし、全庁的かつ、総合的な施策の展開が必要でございます。今後とも本市の担っていくべき役割や、国立公園指定等の取組状況を踏まえ、国・県・奄美群島広域事務組合とも連携をとりながら、体制の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

5 番（師玉敏代君） 笠利と住用ですね、産業建設課ですかね、そこに担当職員がいるということは知っています。私が言いたいのはですね、次の質問にも触れますけれども、環境保全課、環境対策課に環境保全課の中に世界自然遺産推進室の分室があるわけですよ。これはつまり環境保全が一番中心となっていくところですよ。私が言いたいのはそれと先ほど言ったように、奄美群島広域事務組合、またはその関係それぞれの産業建設の中で産業商工観光課ですか、その中でもいろいろやっていると思うんですけども、やはりその、やはり保全と、その今からの利用、要するに活用するという部分では、私は世界自然遺産の分室が各支所にあり、全庁体制で今臨むと答えが御答弁いただきましたけど、それが見えていないんですね。やっぱこの辺は後手後手にならず、やはり今私が申し上げたいのは、やはり住用のヤムランド実行委員会が、今回NPOのほうにも昇格いたしまして、そういった手続きを進めているんですけども、やっぱりこういった取組というのは、やはり今からは地域の機運の醸成というのが一番の課題で、この地域の機運の醸成を図る上では、やはり各支所に分室があって、積極的に取り組む体制が必要だと思うんですよ。やはり今担当担当と言いますけど、やはりもう少ない人員で産業建設、災害も多いし、いろんな問題があるなかで、このこともしなければいけないというのには無理があるんですよ。やっぱね、昼も夜も土曜・日曜関係なく一生懸命やってくれる職員がいます、住用にも。その方たちがやる人がやればいいじゃなくて、やっぱりそうしやすい体制をとらないといけないし、お互い住用・笠利・名瀬との、その保全はもちろんですけど、今からの地おこしという観点から、やはりそういったのが全庁体制で臨まなければ、この世界自然遺産推進室のですね、地域の機運の醸成というのは、なかなか図れないと思います。新聞でも集落が観光資源とか載ってましたし、やっぱり地域の取組というのが今後重要だと思いますので、やっぱりもう1回その辺は考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

総務部長（安田義文君） 今ございましたようにですね、先にマイナス面で申し上げますと、私どもも一応平成32年度までに職員体制ということは、適正化ということで590名を目指しているところでございまして、その中で組織機構を充実させていかなければならないという点がございまして。ただし、今議員がおっしゃいましたようなことを踏まえまして、まず12月ぐらいにですね、次年度の組織機構、このことを考えていく時期でございまして、検討させていただきたいと。それともう1点は、これは市民部のほうからあるとは思いますが、まだですね、市民のほうに周知徹底する方法としましては、各講座とか、それから学校における研修とか、その辺もこれから行っていかなければならないと思っております。そういうことによって機運の醸成もまた片方では別のほうから図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（師玉敏代君） 一応いろんな研修会受けてですね、一番出るのは保全と利用ですね、やっぱり利を生むところ経済、今特に住用なんかも、人口も減少です。そして高齢化はどこにもあります。そういった中で産業がなかなか、いろいろこう見込めない状況でこの世界自然遺産、これを生かさない手はないし、これを活用しなければいけないと私も思っているんですね。それは私が考えなくても行政も思って

いるでしょうけど。そのためにはやっぱり先手で、やっぱり全庁体制で地域を巻き込んでいく、そういう取組というのが私は重要だと思いますので、是非よろしくお願いします。

次の質問もですね、同じようなことなんです。利用と観光産業振興をどうつなげていくかということ、保全の立場から世界自然遺産推進室が分室として環境対策課にのみがあります。世界遺産となるであろう価値の保全・維持を図りつつ、また、利用による受入体制等含め観光産業振興の活性化を図る。利を得るためにも全庁体制の取組が必要であり保全と利用は表裏一体となって進めていくべきと思われる。今後は、先ほども答弁いただきましたけど、再度どのように取り組んでいくか、また、進めていくか、もう一度簡潔にお示しください。

商工観光部長（川口智範君） 環境保全とともに、登録を機に新たな観光産業の振興に取り組むことは当然のことだと思っております。ソフト面での取組の一つとして、遺産登録の拠点地域になるであろう住用町におきまして、地域を中心とした住民ネットワーク組織としてのNPO法人ヤムランドの活動がございます。これについては議員もよく御参加されているものと報告を受けております。NPO法人は今年4月に設立総会を開催し、早ければ来月には正式に認可される予定というふうに聞いております。このNPO法人は地域の持つ宝である自然・文化・人のつながりをしっかりと継承する活動を行うとともに、その魅力を住民自らの活動を通して全国に発信することで、地域経済の活性化を図り自らのシマに誇りを持ち、その良さを語る持続可能なまちづくりに役立てることを目的の一つだとしております。具体的な活動予定としましては、シマの特色を生かした観光メニューの造成に取り組み、それを商品化することで地元での受入体制・準備に万全が期せるよう関係機関・関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。また、今年度から主にハード面の整備に向けた森と水のまち住用観光プロジェクト事業が始まります。この整備計画にも、ヤムランドの意見を十分に生かし、地域の望む地域に合った整備を行い、雇用創出はもちろん、地域愛を育て、ひいては世界自然遺産登録への意識醸成を図る、図ることにつながり、住用地域だけではなく他町村を含む奄美全体の登録情勢にも役立つ活動になるのではないかと期待しているところでございます。この住用での取組は奄美市だけじゃなくて、全群的な部分のモデル地域と私どもは位置付けて精一杯頑張っていきたいと思っております。

5番（師玉敏代君） 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。ここです、見里集落の、今回のその奄美群島広域事務組合によるモデル地域として取り組んだ中で、見里集落が、皆さんの中にもみんなあると思いますけど、東のほうに、一番先に日が当たるとこに権現様がいるといひます。そしてそこに向かい合っている屋敷の中に大きな石があって、出船入船、出船が集まる、船が出て行く格好の手水鉢があります。この入船は、出船ですけど、入船は多分清水のほうにあるのではないかとこの仮説があります。そしてその先に行く和高倉があります。そして岩岳の方向の東の方向のほうを神の道とシマの人は言ってます。そこから降りたところが神の道がずっとありますけど、そこにブブの木というリュウキュウエノキですかね、そういう木があります。そしてそこにずっと通って行きますと製糖所跡地がありました。そしてお宮があります。そこにもブブの木があります。そこをずっと行くとまた内海のほうには昔はジュゴンがいたという伝説があります。そしてその横の赤崎公園には、昔平家ゆかりの人が鍛冶屋を営んでいました。そしてそこで、その人たちが、今その地は聖地として扱っています。その先行きますと江戸時代、そのころ天然痘が流行って、疱瘡墓と言ひますけど、ハウソウと読みますけども、それで亡くなった方が葬られた墓があります。そしてそのずうっとそのソテツの木のうっそうとしたところを抜けたハイライトに、最後は太平洋の外海、内海、城の浜があるという、集落のいろんなこういう伝説をですね、この間モデル地区として私も歩きました。こういったのが各集落の観光資源ということで、過去にシマ博で見里集落の中で、尼崎やら県議会の人が4、5人来てこういうガイドをしたことがあります。そしてシマの人は料金設定してあったんですけどお金いりませんて言うんですね。お金いらないうてこれがおもてなしが分かりませんけども、結局やっぱりそういう料金設定をして、富士山に登れば入山料があるように、地域に入ったら入村料があると、これがまた地域を潤すの、潤すし、地

域の皆さんが元気になると私は思っていますので、是非、こういった楽しく希望の持てるまちづくり、シマづくりをしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、農業振興について、青年給付金、青年就農給付金制度について、24年度からスタートしたこの制度は、青年45歳未満の就農意欲のある就農後の定着を図るため一定の要件を満たす方を対象として国から1人当たり年間最大で150万円の給付金が支給される事業であります。実績についてお伺いいたします。

農政部長（山下 修君） それではお答えをいたします。

青年就農給付金につきましては、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、研修期間及び経営不安定な就農直後の所得を確保する給付金で、平成24年度からスタートしております。給付期間としましては、給付期間中に給付する準備型が最長2年間、また、経営を開始した新規就農者に対する経営開始型が最長5年間です。平成24年度の実績としましては、準備型が笠利営農支援センターの研修生で3名、経営開始型におきましては、前・後期150万円の支給対象者が7名、後期分のみの75万円の支給対象者が7名で、合わせて14名の方が給付を受けております。経営開始型の14名の内、8名が笠利地区、6名が名瀬地区となっております。また、作型別では野菜の専作が3名、果樹専作が5名、キビと野菜の複合経営が2名、果樹と野菜の複合経営が4名となっております。

5番（師玉敏代君） この制度は農業を志す、ある一定のハードルを除けばですね、もう農業を志す者にとっては大変有り難い制度ではありますが、どのような普及啓発っていうんですかね、どのような作物の奨励をされてるんですか。

農政部長（山下 修君） それでは、制度の普及啓発についてでございますが、奄美市広報紙に掲載したほか、集落における人・農地プラン説明会での周知、更に対象と思われる就農者に直接呼び掛けをいたしまして制度の普及を図ったところでございます。また、作物の奨励につきましては、この青年就農給付金制度における作物の指定はございませんが、本市としましては、サトウキビ、タンカン、パッションフルーツ、カボチャ等の重点品目を奨励をしております。

5番（師玉敏代君） この青年就農給付金を受けた方がですね、やはりいろんな挑戦ですね、作物を作られて、就農者としてですね、所得が図られていくようなことを心から望んでいます。

次に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業について。この事業については、私も何度も質問いたしております。この耕作面積がですね、どれだけ各地区においてどれだけあるのか、どれだけ動いたのか、お示しいただきたいと思います。

農政部長（山下 修君） それでは、耕作放棄地の再生利用緊急対策事業の実績等について答弁をいたします。

この事業につきましては、耕作放棄地の流動化後に借り手農家を実施する事業で、平成21年度から実施しております。これまで平成24年度までに、全体で12.29ヘクタールを整備・解消しております。また、休耕地の耕作放棄地の面積の状況でございますが、各地区の面積につきましては、平成24年度の末の現在で名瀬地区が51ヘクタール、住用地区が33ヘクタール、笠利地区で18ヘクタールの合計で102ヘクタールとなっております。

5番（師玉敏代君） 耕作放棄地が少しずつでありますけども流動化されていると、解消されていると言っているんですね。どうなんですか。

農政部長（山下 修君） 流動化は農業委員会を通して年間30ヘクタールほどの流動化が進んでおりま

す。その中でこのようにして耕作放棄地の解消にもつながっているということです。今議員おっしゃるように少しながらありますが解消されつつあると認識しております。

5 番（師玉敏代君） 耕作放棄地も目的がなければ、作物を作らなければ流動化しないわけですから、青年就農のこのこういう給付金制度を使った青年たちがですね、どんどん耕作放棄地を利用できるようなシステムを今準備してますよね、農業委員会。そうしながら何を作るか、今、最近では塩害に強いボタンボウフウやら、また、島らっきょうとか、いろんな作物を作っています。やっぱその辺のですね、作物の奨励の研究、そういったこともですね、一緒に進めながら営農センターとですね、やっぱり何がいいのか、この地域には、何を作っても駄目だとならないように、やはりですね、行政もしっかり普及所・農協、一緒に連携を取ってですね、進めていただきたいと。でなければ農家の皆さんは分かりませんので、一か八かでやるのが農業でもありませんので、相当な投資をして農業はするわけですから、やっぱりそういったですね、作物の奨励もですね、行政とともに農家の皆さんと取り組んでいただきたいと思います。

次にですね、有害鳥獣対策について質問いたします。近年ヒヨドリ・カラス・ネズミ・イノシシと有害鳥獣による農作物の被害は甚大であります。特にイノシシが日中目撃されたり、国道を渡って集落内の畑を食い荒らすことは頻繁であります。自家用の農作物であっても痛手が大きい中で、農業生産として私財を投資して日々の、肥培管理をし、いよいよ作物が完熟し収穫しようとしたときにイノシシの被害・食害にあう。農家にとっては生計を直撃しやる気を失う原因にもなります。それでも試行錯誤してネットを張り、イノシシが嫌う臭いのついたロープを購入し引いたりして、効果が見られない。奄美市のこの有害鳥獣イノシシ対策をどう進めているのか伺いいたします。

農政部長（山下 修君） それでは、有害鳥獣の対策について答弁いたします。

平成24年度におきます有害鳥獣の被害実績はイノシシが最も多く、果樹・野菜・芋類を中心に被害面積で120.5ヘクタール、被害額で1,816万8,000円となっております。また、ヒヨドリでは果樹・野菜を中心に被害面積で113.1ヘクタール、被害額では1,191万2,000円、また、カラスでは果樹・野菜を中心に被害面積で83.5ヘクタールで被害額648万8,000円となっております。

次に、被害の防止対策についてでございますが、平成24年度から鳥獣被害対策実践事業を導入いたしまして、住用地区及び名瀬地区におきまして、1万1,000メートルの進入防止柵を設置し被害の軽減に努めたところでございます。平成25年度につきましても、住用地区を中心に新たに9,600メートルの進入防止柵の事業を計画しているところでございます。

5 番（師玉敏代君） 24年度25年度と、この事業を進められておりますが、住用地区が今度9,600メートル、ですかね、9,600メートル、あれは畑の周囲ですよね、畑の周囲を防護するわけですよね。この事業は、結局受益者負担は負担はどうなっているんですか。今結構あの募集を募っているんだけれども、いまだにその負担が明確でないということでちょっとお聞きします。

農政部長（山下 修君） 受益者負担につきましては、受益者の負担する金額はございません。ただし、設置するのは受益者が個人で、農家自ら設置をする工事はしないといけないというのがこの事業の条件でございます。

5 番（師玉敏代君） 農家の皆さんは100メートルで1万円とか、いや、もしかしたら自己負担が1割にあるとかいろいろさまたげなことを言っていましたから、要するに受益者負担はなしと、設置は自分でやると、そういう事業ということですね。はい、分かりました。あのですね、奄美市もですね、イノシシの捕獲で1頭につき、疥癬ですかね、疥癬病の病害獣としてのイノシシを1頭4,400円でしたっ

けね、実施していますよね、1万、えっ1万になりました、ごめんなさいちょっと、1万ということですが、宇検のほうも大和もその事業を実施しております。今その実績をです、この間ちょっと大和、宇検も聞いたんですけど、宇検で言えば23年度130頭ですかね、24年度が20頭、今年度が5頭と、激減していると、そして狩猟期間ってありますよね。狩猟期間は狩猟期間で捕るわけですけど、禁猟期間の10月の末から4月ですかね、その間も国の国庫負担金で1頭8,000円という捕獲のそのお金が入ると聞いております。やっぱりこういったのですね、やっぱり、確かに寄せ付けない。それだけやっぱり箱罟ですか、箱罟、罟ともありますよね、ああいったものはどうなんですか、奄美市としては。それと、猟友、猟友何て言うの、猟友会っていうんですかね、猪を捕る、それとわら縄のそういう資格者とか、そういった研修はどうなってますか。

農政部長（山下 修君） それではあの、先にイノシシの駆除の金額につきましては、今イノシシ等につきましては4,400円で、疥癬イノシシにつきましては5,600円を追加しておりますから1万円の駆除費は出ております。議員御指摘の今年度から県の基金事業によりまして、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を本市も導入いたしまして、イノシシ1頭につき8,000円の追加助成の予定をしているところでございます。また、箱罟につきましては、昨年度、平成24年度に6基、今年度10基の箱罟を予定、導入の予定をしているところでございます。それと、有害鳥獣の捕獲従事者につきましては、銃器、鉄砲の持っておられる方が79名、それと箱罟、罟が29名、合わせて108名の方が従事者となっております。育成についてでございますが、県の鳥獣被害防止捕獲促進事業を猟友会大島支部が受託者となりまして、罟・猟友技術講習会などを年2回から3回程度開催をしているところでございます。

5番（師玉敏代君） 私もそのイノシシが食べたカボチャ畑に入ったんですけど、そこ荒らしてはいないですよ、荒らしてないんだけど覗いてみると完熟したカボチャがきれいに食べられて、種だけ残っているんですね。本当農家にとってみれば、本当に15節で1個しか採れないカボチャを、やっと収穫できたときに採れないというのはですね、ましてはみかんも作っています、そういう人は。もうみかんも収穫前にみかん木に被さって皮を剥いて食べるという、本当に知恵くらべ、やってるんですけども、やはりこれは本当にどこに行ってもこの天敵というのはあると思いますけど、この有害鳥獣イノシシ対策を、そうですね、地域それぞれの被害対策を聞いて、被害を聞いて、その対策をやっぱり積極的に行っていただきたいと思います。

では次に、JAあまみ住用事業所の廃止方向性についてですが、平成9年に龍郷町・瀬戸内町・宇検村・住用村・大和村が財政、市町村のですね、財政支援を受け合併、その後笠利町・名瀬が本島内で一緒に合併いたしました。平成18年奄美市と同時期に全島内の農協が合併し新たなあまみ農協がスタートしました。大島事業本部の経営は依然として厳しい状況は変わることなく、職員の削減、事業の廃止・縮小、固定資産の売却などで損失の補てんを図ってきたものと思われます。今回の突然の住用事業所の廃止の方向性は寝耳に水であり、これまでの経営状況・経緯など、組合への説明は一度もなく、組合を軽視したやり方でことを進めようとしたことに問題があり、住用の運営委員からそのことを厳しく指摘・糾弾され、4月25日に住用町で説明会が開催されました。その後、奄美市長・あまみ農協大島事業本部、そしてあまみ農協本所、これは鹿児島県の鴨池新町の農協会館内にあります、県中央会、地元選出の国会議員の皆さんや、さまざまなところに出向き住用町事業所の存続の嘆願書を直接提出いたしました。このことは住用事業所のみの問題ではなく、農協の果たす役割・機能を問うところであり、本市の農業振興含めて危惧するところでもあります。このことをどのようにお受け止めしているのか、御見解をお示しく下さい。

農政部長（山下 修君） それでは、JAあまみの事業所の廃止方向性についてお答えいたします。

JAあまみ住用事業所の本年9月末日をもって廃止の方向性につきましては、本市としましても大変憂慮しているところでございます。本市としましても9月末日の住用事業所廃止の方向性の情報を得た

のち、J Aあまみ大島事業本部と存続について協議をいたしました。本部の説明によりますと、住用事業所は2005年以降赤字経営を続けており、経営の合理化を図る上で廃止の方向性となったということでございました。今後理事会を経て最終決定になるということでございますが、本市としましては、住用事業所の存続につきましては、住用地区の組合員及び農家の利便性を損なわない観点から必要であると考えております。このようなことから本市としましては、住用事業所に関する事業、情報収集に努め、大島事業本部に対し、存続に対して最後まで粘り強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

5番（師玉敏代君） 先日、その事業所の説明会がありまして、今年度24年度は、大島事業本部が約2,400万円の譲与金を出しております。その理由は、今回龍郷・住用の災害にあった共済金が3,000万円、それが共済事業利益と入って2,400万円ですから、実質は赤字です。そして住用事業所が約50万円ほどの赤字だと。全大島本島の農協赤字だと、そういうことになります。そういった中で、これは住用が潰れ、次大和、という問題でもなく、やっぱりこの辺の存続については、もうちょっと真剣にやっていただきたいと。農家の皆さんが肥料・飼料・農薬、お米も売ってますけど、そういった対応をですね、今後どうしていくのか、8月には方向性が、めどが出るということでしたので、その辺の行く末を見守りたいと思っています。また何かありましたときには、行政のほうにも御相談申し上げたいと思っています。

では次に、地籍調査についてお伺いいたします。地籍調査は、さっき、前日の奥議員が事業導入にあたっての地籍調査のことをお話しされておりましたが、公共事業をするにあたっては地籍調査、つまり境界線の立ち会いとか、そういったことがいろいろ問題になっておりますが、この地籍調査はですね、実施状況というのは先日聞きましたのでよろしいです。これが進まない、進めない理由というのは、何ですかというよりも、この事業を導入するからその地籍に入るんじゃないくて、住用など特に山林があります。やっぱり、シマの集落の人はですね、今のうちにその境界の立ち会いをしないと、あの叔父がいる間にせんと分らんよとか、農家の皆さんは逆に農地を優先してほしいとか、もういろいろなことを言います。やっぱり先ほど市長が、前ですね、80年かかると、本当100年かかるんじゃないかと思うんですけども、やっぱりできることからですね、どんどんこの地籍調査を進めてほしいと思うんですよ。国が50パーですか、市が25、県が25パーセントですよ。だから市が予算を組んで職員体制を組んでいけば、地籍調査進めていくことができるんですか。そこだけ、1点だけ。

農政部長（山下 修君） 実施自己費につきましては、鹿児島県、県がもっている予算枠がございまして、その範囲内で事業が施行されますので、今のところ、奄美市約年間7,000万円近くの事業費、事業費をいただいているんですが、そのような形で、我々奄美市が事業費を拡大しても県のほうにそれだけのものがあるかというのが、一番問題になっているというところでございます。

5番（師玉敏代君） はいですね、やはりここが予算を付けて、そして県・国に要望して、少しでも進められるように、事業があるから地籍に入るんじゃないくて、やはりどんどん進めていくべきだと思いますので、是非、予算確保をお願いいたします。

次に、高齢者福祉についてですけども、高齢者福祉住宅の整備については、過去何回も崎田議員が質疑されており、この住宅というものが奄美市には存在していないことは分かりました。これに変えて高齢者が多いんですね、特に左大熊住宅とかもう古くて、住み替えの申請、聞いたところによりますと、500人の約住宅の空き待ちの方の中の26,7名が住み替え申請をされていると聞いております。26,7人いるんだけど、年寄りとか障害者とか、病気で入院してとてもじゃないけどあそこには住めない人が申し込んだときにもう26,7人もいて500人もいて、諦めるんですね。やっぱり将来的にですね、高齢者が増えていくのはもう必死ですので、ましてやその時期に入った人はもうほとんど高齢になっています。住み替えという形は申請はもう必然的に増えていくのは、当然皆さんも分かっ

ていますけれども、この住宅設備について今後考えがあるのかないのかだけお伺いいたします。

建設部長（東 正英君） ただいまの住宅整備計画につきましては、名瀬地区・住用地区・笠利地区、要望が多数ございまして、本市の財政的な問題等もございまして、地域の実情を考慮して総合的に検討してまいりたいと思っています。今後の、今高齢者の方の住宅ということでしたが、住宅建設の際に高齢者専用の住宅、福祉住宅の建設はございませんが、エレベーターの設置とか、ユニバーサルデザインを図りながら、障害者・高齢者向けの住宅を建設、計画することから、少なからず高齢者の方への、高齢者社会への対応ができるんじゃないかなと考えております。

5 番（師玉敏代君） よろしく申し上げます。移動支援対策についても、これも崎田議員がですね、65歳以上でしたか、無料化ということっております。その答弁も聞いておりますけれども、特に要支援の方、1、2ですね、要介護の方は介護タクシーで介助の部分は介護で出るわけですね、だけど運賃は実費ですよ。そうした人も踏まえて、今後65歳以上、若しくは車を持っていच्छる方はいいいですけれども、そういう移動手段がですね、ない方が笠利・住用、特に周辺部、名瀬周辺部もたくさんいると思います。やっぱりこういった人たちの対策をですね、やはり今後考えていく、検討があるのか、そこだけお伺いいたします。

保健福祉部長（重田久夫君） 崎田議員と重複する点がありますので、アンケート結果もありますけれども、これはもう割愛させていただきたいと思います。今年度、第6期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に向けての、また実態調査を今年度行います。昨年行いましたけれども、またそのための実態調査を行いまして、来年度、26年度に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で高齢者の移動支援についても、課題として取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお伺いしたいと思ひます。その中で、計画をしなくちゃできないということでもありますので、よろしくお伺いしたいと思ひます。

5 番（師玉敏代君） どういった支援ができるかということは、私もいろんな自治体の取組をですね、調べて、月に1枚500円のチケットとかですね、それを12枚、制限をするんですよ、針灸の灸ですか、針灸でもありますよね、助成が。そういったまずそういったところからですね、全額無料という前に、まずそういった取組も大変喜ばれると思ひます。笠利から用から名瀬までどのくらいかかるんですかね、2,000円ぐらいかかります、1,500・600円、ですかね、やっぱり住用の市からも高いんですね。月に1回の病院、買い物、そういったときに、やはり少ない年金生活者にとっては、大変移動っていうのは、移動の費用っていうのはお金がかかりますので、これは是非、今後アンケート調査して、検討していただきたいと思ひます。

では最後に、職員の服務についてですけども、この点については1日目から3日間、一連のメールによる騒動について質疑がされております。私のほうはですね、この過去を踏まえて、地方公務員法による第35条職務に専念する義務、また、33条の信用失墜行為の禁止など、どのような、この遵守についてですね、どのような内部牽制を図っているのか、ネットシステムの規制、規則ですね、規制ですね、公務員としての規律を守っているのかお伺いいたします。

総務部長（安田義文君） 先にネットシステムの件からお答えをいたします。

現在では庁内のパソコンを使用してこのような株取引はできない環境となっております。これは合併を機に支所を含めました庁内ネットワークを構築した際に、インターネットの接続環境におきましても、アクセス先を制限するフィルタリング機能を設けておりまして、業務に関係のないサイトへの接続を禁止しているためでございます。いくつか例を申し上げますと、インターネットゲーム・ショッピング・オークション、これなどへも接続はできない環境となっております。

それから、再発防止の件についてですが、まずは職員一人一人が公務員の基本でございます法令・予算の範囲の中で、市民全体の公共の福祉向上のために勤務するということを再度確認しまして、職場においては職員との報告・連絡・相談がこれまで以上にしやすい職場作りに努め、また、職員の服務上のことであれば、総務課等と連携して対応することが大切であると考えております。二度とこのようなことが起こらないように、服務規律の確保、信用失墜行為の禁止、職務専念義務の徹底等について、綱紀粛正を部課長会や職員に対し再三にわたり行い再発防止に努めているところでございます。また、職員等からの早期の情報提供を図るため、公益通報保護法などの周知を図っていくほか、内部監査の励行等相互牽制による組織の健全化にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。今後におきましても、各部課長と連携を取りながら、更なる危機感を持って対処してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

5 番（師玉敏代君） いろいろな規制をしているということで、合併後ですね、そして一番は何と言ってもこの管理・監督、要するにそうですよね、管理・監督不行届きですよね。その人ができる環境だったということですので、やっぱりそういったこともですね一度は内部監査、内部牽制を図るということは、これはどこの企業でもやっています。やっぱりこういったことをですね、させないということで、是非ですね、やっていただきたい。ただ一つ疑問が残るのは、時間内であっても時間外であっても、してはならない、要するに、要するに営利企業従事の制限とかですね、そうするに職務内で要するに皆さんがいただいている給与所得以外に課税所得が上がるということは、これはアウトですよね。どうなんですかね。

総務部長（安田義文君） 営利企業等の自由許可申請に関するものについては、すべて確かに出さなければいけません、初日の川口議員のほうからもありましたように、一応株の購買につきましては、副業という指定がされておきませんので、この件についてはそこから外れるのではないかと。ただしほかのことについては、遵守させるようにこれからも各部課長通じて通達をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（師玉敏代君） 私もちよとした資料を見させていただいたんですけど、数年に渡ってあれだけの課税所得が上がったというのは、このときに奄美市に住民票があったんですかね、それともどっかに出ているんですか。それが出てきて、これで皆さんの何らかのこの、何だろう、この牽制ができなかったのかなと思うところなんです、やはりこういったあの、もういいです、その、とにかくそういった課税所得・給与所得以外に、課税所得が出るということ自体、私はおかしいと思ってますので、その辺をしっかりと牽制してほしいと。先ほど関議員のほうからですね、不法投棄の有価物に対する調査を行うと、当局は調査するという答弁をいただきました。その調査結果についてはですね、是非何らかの形で報告いただきたいと思っていますが、いかがですか。

総務部長（安田義文君） 1点だけ確認をさせていただきますが、確かに私どものほうで報告書を確か書かしていただきます。先ほどの答弁にありましたが、まずあのこのごみの件に関しましては、私ども市が代執行をした年は20年でございます、その量が変わったということは、それ以前の話でございますので、この点だけは一つ、御承知おきをしていただきたいと思います。以上でございます。

議長（向井俊夫君） 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時31分）



議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

6 番（多田義一君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。新奄美の多田義一でございます。私含めて後残すところ二人の質問でございます。もうしばらくお付き合いをいただきたいと思います。

今定例会にて、多くの質問がなされてきました。数点の質問は重なる質問もございますが、視点を交え質問をさせていただきたいと思います。

さて、日本は、日本を見ますと、自民党が政権を奪還し、安倍総理が誕生して6か月、アベノミクスにより一部明るい話題もメディア等を通じて知ることができますが、私たちの住むこの奄美大島ではこのことによる効果はまだ先の話であり、離島を取り巻く環境は依然厳しい現状であります。しかし一方では減災・防災による公共工事の増加による経済の下支えが進んでまいります。このことについては大きく期待するところであります。そしてもう一つの期待は、世界自然遺産登録に向けて着実に前に進んでいることでもあります。多くの市民はすごく期待をしています。観光を含めてこのチャンスを後にも先にももうないというぐらい熱の入った取組をしていかなければいけないと思います。世界に奄美を売り出すことができるチャンスであり、民間も多くのビジネスチャンスが生まれてくるので、民間の底力に期待をしたいと思います。

民間の力と言えば、本市の末広・港土地区画整理事業も市民の協力がなければ完成しない事業であります。この大型事業ですが、事業導入に入った当時からすると、状況が変わってきていると思います。事業の遅れはもとより、民間の事業まで遅れてきていますが、その背景には大型商業施設にかかわる問題があると思います。商店街の皆さんは1日も早い完成を願っています。アーケード含め8番街区の整備は町全体の経済に大変大きく響いてまいりますので質問いたしますが、中心地である8番街区のテナントビルの進行状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

後の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

建設部長（東 正英君） 答弁いたします。

議員御指摘のように、8番街区には核となる商業施設が整備される予定で、その整備状況は地域住民や商店街にとっても関心が高く、商店街への集客効果を図る意味でも核となる商業施設の整備は重要なことだと認識しております。この施設の整備状況はということでございますが、核となる商業施設の関係権利者には今年の1月末に宅地を整備し、引き渡しをいたしております。しかしながら現在の状況につきましては、まだ関係権利者とテナント間で交渉中であり、遅れが生じていると聞いております。以上です。

6 番（多田義一君） この遅れている理由として、実際いろんな方からお話を聞きますと、この大型商業施設が入る予定であったが、結局入らないと。なおかつ来年度以降はどういうふうになるか分からないというお話が巷のほうでは大分話されてますが、この辺は事実なんでしょうか。どうかその辺の確認を1点、お願いします。

建設部長（東 正英君） ただいま、遅れている理由につきましては、民間同士の交渉となりまして、詳細な情報がつかめておりませんが、現在、さまざまな条件等で話し合いがなされており、関係管理者と入居するテナント間で契約に至るまでの交渉に時間がかかっていると聞いております。以上です。

6 番（多田義一君） 分かりました。まだ確定されているお話じゃないってということかもしれないのですが、ここで確定したとしての話はできませんので、この件についてはこれ以上触れませんが、しかしながら、当時の計画からすると何かしら問題があって、遅れているのは事実ですね。これが長く続けば続

くほど、8番街区に与える、若しくは全体的に与える経済効果、この経済波及効果というものは、大変大きくなると思います。悪いほうにですね。実際に、その商店街の、特にアーケード中心として、売り上げがどんどん落ちてきているという状況を、私は回る度に聞いています。そのような状況の中で、やはりこの8番街区の整備っていうのは、早急に行わないといけないと思いますが、当然事業主体は奄美市でありますので、この事業、全体的な事業ですね、これはほっておくことはできないと思うんですが、当局としてこの件に関してどこまでかかわることができるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

建設部長（東 正英君） この件につきましては、議員御承知のとおり、関係権利者と入居するテナントの民間による契約行為となります。従いまして、契約事項には立ち入ることはできませんが、関係権利者からの要望のあった周辺の状況とか、まちづくりの将来像、支援制度等についてできるだけ情報提供を行っているところでございます。そして今後も、情報を共有し、連携を密にしながら、市民の皆様が待ち望んでいる核となる商業施設が早期に建設できるように取り組んでまいりたいと考えております。

6番（多田義一君） なかなか民間同士の話なので、行政がどこまでタッチできるかというのは確かに難しいとは思いますが、しかしながらこの事業を導入して、恐らくある程度の合意があってスタートした事業だと思うんですよね。それがここにきて、いろんな状況でこのように遅れているという状況を、やはり行政としても放置するわけにはいかないと思いますので、その辺はまた知恵を出し合いながら何かしらの方法があればと思います。そこでなんですが、一昔前までは大型店舗や大型商業施設は町から反対をされてきました。しかしながら末広、その過去を話をすると当時、末広町でもこの大型店舗が来るときに賛成・反対、いろいろあったように話を伺っております。最近ではそのまちづくりの中でキーテナントの重要性は明らかであり、分散型から集中型へ変わってきているのも事実であります。特に郊外店が多くなる中、中心地の活性化に必要不可欠であり、奄美市として郊外店舗を規制する条例を制定するなど、中心地を活性化させていくという意気込みを感じているわけですが、改めて伺いますが、各店舗また商業施設の重要性をどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 本市が策定しました中心市街地活性化基本計画の中でも、商業集客拠点整備事業として商業施設は重要だと位置付けております。中心商店街に核となるスーパーができると、市民が日々の生鮮食料品などの買い物をすることで集客効果が期待され、他の店舗への相乗効果を図るためにも重要だと認識いたしております。

6番（多田義一君） 今部長がおっしゃったように、やはりその町にないもの、また、やはりなかなか大資本じゃないとできないものっていうのは、地域の中でどうしようもない部分もたくさんあるので、その辺を担ってくれる、やはりキーテナントの重要性っていうのは、今の商店街には必要不可欠な状況だと思います。そういう中で、もし仮にですけども、この民と民の話がなかなかまとまらない場合ですね、これはずっと遅れていくわけですね。当然ながら入るテナントさんが決まらない限り、ビルを造っても収入がないわけですね。だからここは大変大きな問題であるのは分かります。そこで入るテナント、テナントというかキーテナントですね。大きい商業施設含めて、この事業を加速させるための新たな施策が僕はちょっと必要な気がするんですが、まちづくりとして中心地、広いですね、8番街区のみならず幅が広いわけですけども、今奄美市が行っている事業促進の施策もあるのは分かってますが、それ以外に何かしらの加速させるための支援ができないのかどうか、その辺を少しお聞かせ下さい。

商工観光部長（川口智範君） 既存商店街内での区画整備事業ということで、本市といたしましても既存商業者の方々へ極力影響がでないようスムーズな建て替えを促進するため支援を行っているところでございます。具体的な取組といたしましては、平成23年度にまちなか居住推進事業制度を創設し、区域内での店舗併用住宅を建設した方々に対し支援を行い、商業集積を維持しながら区域内の人口増加に向

けて取り組んでいるところでございます。また、中心市街地活性化資金、保証料補助制度として県の制度資金を利用した際の保証料に対し補助を行うなど事業者の円滑な資金調達に対しても支援を実施しているところです。更に加速させるための施策が必要ではないかとの御質問ですが、既に事業が進みこれまで立て替えや移転を実施した方々も多くいらっしゃる中で、公平性の観点からどのような施策を講じることができるのか、十分に検討しなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6 番（多田義一君） 確かにもう既に建て替えて完成して、また商売を始めようとしている方たちも多くいらっしゃいますし、もう既に始めていらっしゃる方もいらっしゃいますね。そういうような状況下で、更に今からとなると確かに難しい部分はたくさんあると思いますが、例えば、その8番街区だけ見たら、ひょっとすると新たな施策で後ろから、その地元の企業を押す、押すことができるかもしれません。今悩んでいる状況かもしれませんが、何かしらちょっと押してあげれば、それが上手く回っていくとなれば、これは商店街にとってみたら、1日でも早い着工と完成、そして事業の開始が望まれているわけですので、そこも踏まえて、あまり長くこう議論かけしても、僕はやはりその分どんどん経済が悪化していくと思うんですよね。なるべく早めに次の一手の方法っていうのを、やっぱり部内でもこう考えていく必要があると思いますので、そこはもうこれ以上話をしても恐らくなかなか難しいと思いますので、これはもう要望ということと、後もう早急にすぐ検討を開始していただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。次に観光行政についてであります。奄美市は、奄美本島は本土復帰60周年を迎える節目の年であり、また、先の一般質問や予算委員会などでも、奄美ファンサミットなど一部記念事業が明確になっていますが、この60周年事業の確定している事業を、どういう事業があるかをまずお伺ひしたいと思います。

市長（朝山 毅君） 多田議員にお答えいたします。

60周年の事業について、まず本市においては各種の行事について祝60周年の冠をつけて例年の行事に冠をつけるということでございます。また、本年度に限り、60周年を祝して本市が主催する事業についてまず申し上げます。大きな事業といたしましては、10月に開催予定の奄美ファンサミット、12月25日に開催予定の日本復帰記念の日の集いがあります。その奄美ファンサミットについては、全国の奄美ファンの皆様方によるサミットを開催し、御提言を観光振興につなげるとともに、人的ネットワークの構築を目指すほか、物産品商談会や特産品フェアなどのイベントを同時開催することで、全国奄美ファンと気持ちを共有しながら奄美の未来につなげる事業としたいと考えているところであります。また、日本復帰記念の日の集いにつきましては、例年はおがみ山の復帰記念碑の前で式典を行っておりますが、奄美群島広域事務組合の事業とも連動させながら、通常の式典に併せまして例年とは違う内容も盛り込んでいきたいと考えております。具体的な内容については詳細固まり次第、御案内申し上げますが、今しばらくの時間をいただきたいと思います。

次に広域事務組合が実施する事業であります。まず、奄美群島12市町村が一堂に会する11月9日の記念式典及び祝賀会、そして2番目に10月に開催する各島の青年団や地元出身者・アーティストによる音楽イベント、同じく12月予定の奄美群島5島をリレー開催する記念シンポジウム、そして12月25日の復帰の日に復帰運動の地である名瀬小学校校庭で開催するメモリアルイベントを実施する予定でございます。また、これらと連動いたしまして、地元新聞やインターネットなどを活用して奄美の魅力を紹介していく世界中の人々に魅力を伝えるプロジェクトを実施していくことといたしております。これらのイベントやその他の検討中の事業につきましても、詳細決定次第、新聞やホームページ等で周知してまいりたいと存じますので、現在計画されているものについて概略申し上げましたのでどうか御理解いただきたいと思います。

6 番（多田義一君） ありがとうございます。後半のほうでは、すごく事業といいますかイベント自体が目白押しで、大変地元の盛り上がりというのは後半に向けて機運も高まるのではないかなと思いますが、なぜ私の質問したかと申しますと、なかなか一括して分かる方法がないんですよね。奄美市の行事、広域の行事、その他いろんなものがあると思うんですけども、できればですね、島外の方が分かるように、一つにまとめた広報っていうのができないのかなと思って、そうすることによって、やはり島外にいらっしゃるこの先輩方が、見て何かに併せて帰ろうとかですね、やっぱこうしやすくなるんじゃないかなと思うんですが、地元にいる僕たちでも聞かなきゃ分からないような状況なので、これで60周年記念と言ってもなかなか盛り上がらないなって思うのがあるもんですから、今回この質問させていただきましたが、そういうふうな掲載というのはできないんでしょうか、それ1点ちょっと確認をお願いします。

市長（朝山 毅君） 多田議員がおっしゃるとおり、それぞれの市町村、若しくは市民の中においても、市で主催するもの、また、群島全体で主催するもの等々について、詳細まではっきり分からないとおっしゃる方が私の周りにもいらっしゃいます。そこで、広域事務組合において、12市町村の各種の事業計画、イベント等について今集めております。そしてそれを1枚の紙に写しておりますから、それを広報することによって、島内はもとより島外の奄美出身者にも御理解いただけるのではないかと、それをどのような形で広報していくかということを、今考えておりますので、近々従前の各市町村の各種行事に併せて今年度に限る各種のそれぞれの市町村の行事等について、今詳細を募集と、列記していただいておりますので、それを広報する形にすれば、一番群島民に等しく御理解できるのではないかと考えております。そういう方法を迅速に今広報できるように、広域事務組合と相談をしていきたいと考えておりますから、御理解をいただきたいと存じます。

6 番（多田義一君） 分かりました。是非ですね、これはもう本当に、1枚で分かるのと、各サイトから入っていくのとはえらいこう違いがあるんですよね。なのでなるべくだったら1か所から入ってすべてが閲覧できるような状況で、また、それが島内外に上手くPRできるような広報に、是非努めていただきたいと思います。もう6月なんで、後半年しかないわけですから、早急にこれも確定し次第、すぐ移れるような形をとったほうが、奄美のためにも、また、奄美市のためにも必ずなると思いますので、よろしくおっしゃりたいと思います。

それでは次の質問に移ります。コクトくん、最近奄美市内のほうでもよく玄関マット、商業施設の玄関マットなどにどんどん出てきております。露出が増えてきてるわけですが、私的にも子どもたちのにも少しずつ人気が出てきてると思います。コクトくんですが、今年は60周年っていうことで、恐らくともにコクトくんもできたのではないのかなと思いますけども、僕としてはどんどん活躍してほしいんですが、この活用計画などが今現在どのようなになっているかちょっとお伺いしたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） コクトくんは今年の4月1日から奄美市の公式キャラクターとして辞令を交付され、奄美市内外を問わず、これまで多くのイベントに参加いたしております。先日は福岡市での観光PRイベントに赴き、九州地区で放送されるNHK番組でイベントの事前告知や奄美のPRを行い、翌日の奄美デー in ヤフオクドームでは、その愛くるしい動きで観客を魅了し、子どもたちへ名刺を渡しながら記念撮影に応じるなど、奄美市の公式キャラクターとして役割を十分に果たしてきました。また、6月に観光協会と市が実施した観光キャンペーン時には、数社の旅行エージェントからコクトくんを旅行パンフに使用したいとの申し出を受けております。コクトくんは奄美市の公式キャラクターで広報マンであることから、コクトくんイコール奄美市と、イメージが定着するよう民間事業者のグッズ商品開発・販売と併せて今後も各地での物産展やイベントに積極的に参加してまいりたいというふうを考えております。

6 番（多田義一君） 今後どんどん活躍をしていただいて、奄美市のPRにつながっていくことを期待するわけですが、ちょっと数点気になることがありますので、まずこのコクトくんに入っている方ってのは職員の方なんですよ。ですね。そうですね。ちょっとやっぱ今からの時期って暑いわけですよ。この健康管理についてはどのように、何かこう注意されているんですか。まずそれちょっとお聞かせください。

商工観光部長（川口智範君） ありがとうございます。職員につきましては、活用する場所、あるいはそのあたりの部分で入れ替えております。同じ人がずっとやっているっていうことはございませんで、例えばたまには女の子が入っている場合もございますので、この辺あたり、ちょっと動作がちょっと違ったりしている部分を注目していただければ有り難いと存じます。

6 番（多田義一君） それを聞いてちょっと安心しました。と申しますのは、やっぱりコクトくんは一体では足りないと思うんですよ。常にやっぱりいないといけないのは、僕は空港だと思うんですよ、まず。空港のほうには、できれば一体は常備して、誰が入っても構いませんが、やはり出迎えの玄関口として、このやっぱPRには必要だと思いますね。なので、今のお話を聞いて、入る方いろいろいらっしゃるのであれば、着ぐるみがあれば何とか対応できるわけですよ。その着ぐるみを、できれば後二つほど作って、一体は空港、でもう一体は例えば島外PRだったら島外PRで、こう転々とされてもいいと思います。でもう一つはやっぱり地元の学校であったり地元のイベントだったりとか、いろいろやることがあると思うんですけども、まずコクトくんはこの60周年以降もずっと続くんですよ。その今後はやっぱり活躍して奄美市のPRとして頑張っていってもらおうという感じなんですよ。その辺ちょっと確認をお願いします。

商工観光部長（川口智範君） 今後とも活用をしてまいりたいというふうに考えております。

6 番（多田義一君） 分かりました。それを前提としてちょっとお話をしますが、中に入る方の僕は今質問をしました。職員の方が入ってらっしゃると。コクトくんは今後も使っていくということで、僕はこれからのいわゆる熊本のくまモンが有名になりました。その経済効果というのは計り知れないものがあります。そういうことを見たときに、やはりこのキャラクター一つとっても大変大事だなんて思うんですが、そこで一つ提案なんです、中に入る方を、少し僕は提案したいんですけども、実はこの奄美大島、今名瀬のほうにロサンゼルスの方でマッスルミュージカルってあったんですが、そのセンターで踊っていた身体能力もかなり高い、これはもうプロの世界でも十分通用できる方がいらっしゃるんですが、こういう方を本人には申し訳ないんですが、本人も了解してますので、名前は出しませんがこういう方を中に入れて、例えばなかなか人ができない動きを何とかですね、そういうことをすることによって、まず子どもの人気がつく。そして島外に行ったときに、いろんなイベントとかで注目を集めれるのではないかなと僕は思うんですが、そういうことも可能なかどうか。例えばイベントのごとにお願いをするとかですね、今はもう本人もちょっとスポーツ教室をやったりしているので、あれでしょうが、僕はそういう人材がやっぱ優秀な人材がいるわけですから、世界で活躍した人がいるっていうこの奄美大島、もったいないなってすごく思うんですよ。そういう活用、人材の活用っていうのができないかどうかお伺いします。

商工観光部長（川口智範君） まず、今回コクトくんを作成しましたコンセプトでございます。アマミノクロウサギの妖精という設定であり、アクロバットのようになって申し上げますか、動きを売りにするのではなく、その容姿や愛くるしい動作を魅力にしたいと、こうした思いで現在の形となっております。具体的な話をしますと、大変動きづらい部分もあるかと思っております。

6 番（多田義一君） 確かに、前が見えない状況では動きもとれないということもお伺いしましたので、

それは今後の検討課題としてできるだけ早めにですね、新しい着ぐるみか何かをできれば一番いいのかなと思いますので、是非ちょっと前向きに検討していただきたいなと思います。それともう一つ、これはまた提案なんですけど、市長、60周年記念で、実はこのコクトくん使った日本にPRできるイベントってできると思うんですよ。今ですね、全国にコクトくんのようなキャラクターが863体います。鹿児島県においても、10体います。相当、この何ていいますか、競争率の激しい世界なんですけど、この60周年記念という冠を使って、この奄美大島で、僕はこの選手権やってもいいのかなと思うんですよ。誘致をして。全国のそういうキャラクターを奄美に呼んで、後半年しかないんでできるとしたらもう12月の後半ぐらいでしょうけども、それをこうやることによって、奄美の注目度っていうのは一気に上がることもできますし、また、その仕掛け方によってはいろいろ注目もされていくと思いますので、内容は別としてですね、個人的にはいろいろ思っているんですけど、これはもうちょっとある方たちと話をすると、おもしろいことを言う人がいます。着ぐるみを着けたまま格闘、リングの上で格闘してそれで勝った優勝したところは1年間テレビ局がこう追跡をするとかですね、そういうメディアに通じている方がそういうおもしろい話もあったりしたので、やりようによってはこれは奄美を注目してもらういい材料になるんじゃないかなと思って、今回ちょっとコクトくんをちょっと取り上げて、中に入っている方の健康までちょっと気を遣いましたけども、そこの辺も含めて少し検討をできればやっていただきたいと思いますが、部長、どうですか。

商工観光部長（川口智範君） おっしゃるとおりゆるキャラを一堂に集めてのPRイベント、これについては今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。その上で復帰60周年を島外へ発信するため、本年11月に埼玉県羽生市で開催されますゆるキャラサミットin羽生に知名度アップのために参加させたいというふうに考えております。その状況等も踏まえまして、今後検討させていただければと考えております。

6番（多田義一君） 分かりました。11月にこの出向いていくということで、是非ですね、このコクトくん大変でしょうけども、これからずっと続くわけですから、是非健康に注意してどんどんPRに努めていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。奄美まつり50回大会についてですが、今年で50年、50回という節目の年になり、半世紀の、日本復帰から10年目からスタートした当時の市長はじめ、多くの先輩方からの思いが詰まった祭りであると思います。今年は本土復帰60周年、奄美まつり50回大会と、特別な記念大会でもあるわけですが、この50回大会に向けて、何か取組があれば伺いをしたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 議員御案内のとおり、奄美まつりは海の記念日を祝う港祭りと高千穂神社の浜下りが一緒になって、全市民が楽しく、そして気軽に参加できるような祭りとして昭和39年にスタートいたしました。それから祭り行事やパレードコースを変えながら、今年50回大会の節目を迎えることとなり、趣向を凝らした祭りにしていきたいと考えております。群島最大の祭りで夏の風物詩である奄美まつりについて、近年一部の人たちの楽しみでしかないのではないかというような厳しい御意見をいただいたこともあり、市民の皆様が気軽に、そして楽しく参加できるような祭りにしたいとの思いから、奄美まつりの協賛会への場や地元新聞をとおして、いろいろアイデアを募集しております。また、経済状況がまだ、まだまだ厳しい中、市民の皆様に寄付をいただくことは心苦しく感じておりますが、市民による市民のための祭りとして、より多くの皆様に関心を持ってかわっていただきたいとの思いからでございますので、御理解を賜りたいと思います。今、新しい催しということでございますので、今検討していることは音楽に合わせて花火を打ち上げる音楽花火、誕生日や、誕生日などメッセージに、メッセージに乗せて打ち上げるメモリアル花火、パレード1部スタートの前に四つの交差点で行うオープニングステージ等があります。市民の皆様からのアイデアについても現在も募集中でございます。

ますので、もしそういったアイデアがあればお寄せいただければというふうに考えております。

6 番（多田義一君） 今、部長がこう紹介されたのは、この50回大会に際し新たな取組と理解していいんでしょうか。

商工観光部長（川口智範君） 新たな取組としてこういった部分を今検討をしているところでございます。祭りにつきましては大きく協賛事業と私どもがやっている事業、あるわけなんですけれども、核となるのはあくまでもパレード、八月踊り、そして舟こぎ、この三つの基本スタイルがこれからもずっと守らなければならない行事だというふうに考えております。その中でいろいろなアイデアを出していくという部分については、今後必要かと存じます。

6 番（多田義一君） 分かりました。昨年私この質問をさせていただきましたが、50回大会であると。やはり前段で述べたように、当時のこの祭りを作り上げた皆さんっていうのは当時の市長はじめ、恐らく市の職員の方たちだったと思うんですよ。それが50年間経過した今、やはり50年目の節目を迎えるっていうことでは、その人たちの思いも込めて新たな祭りに変えていこうっていう形をやっぴりある程度外に向けて見していく必要性が僕はあると感じたので、今回この質問をさせていただいていますが、残された期間ってのはもう後1月ちょっとなわけですが、是非ですね、これはもう役所の中からも意見はどんどん拾い集めていいと思うんですよ。この参加者も当然そうですし、若い職員の皆さんもたくさんいると思いますので、そういう意見を拾った上で、お金はかけずにできることもたくさんあると思いますから、そこも含めて是非ですね、PRできる新しい祭りに変えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。ひと・もの交流プラザについてなんですが、昨年から議会でもいろいろ議論がありましたが、箱物事業っていうことで賛否あった事業ですが、オープンして数箇月っていうことでまだこう手探り状態とは思いますが、今の現状はどうなっているかお伺いをいたします。

農政部長（山下 修君） それでは、ひと・もの交流プラザの現状について御答弁申し上げます。

奄美市ひと・もの交流プラザにつきましては、地元の笠利町女性起業研究グループ、味の郷かさがりが指定管理を受けまして、今年4月21日にオープンし2か月が経ったところでございます。まず交流プラザ全体の来場者につきましては、4月21日の完成記念式典に関係者及び集落から120名程度の参加がありました。また、5月5日の節田地区むらづくり推進委員によるアマンディー市には、およそ300人が来場しております。そのほか国や県、民間団体の視察も数多く行われ、連日盛況でございます。

次に、直売所の利用状況でございますが、来場者、売り上げとも旧味の郷かさりの前年度と比較しますと5月比で3倍強となっております。また、利用者の当初計画との比較でございますが、まだオープンして間もないことから、ゴールデンウィークもございました。単純に比較することは難しいことですが、今現在2倍強の御利用となっております。現在、利用者の拡大を図るため、地元食材を活用した料理教室の開催など、事業導入を計画中でございます。今後とも施設の有効利用を図ってまいりたいと考えております。また、地域のお声や利用者の声を拾い上げるため、アンケート調査などを行いまして、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

6 番（多田義一君） ありがとうございます。まだ2か月少しなので、数字っていうのはもう本当に2、3年後がある程度見えてくるのかなと思いますが、僕がなぜこのやっば質問をしたかというと、結局いろんな意見がありましたよね。ある中でやっば造った以上はいい施設にやっば変えていく必要があると思うんですよ。できたからそれでもう終わりではないので、これから数字を作り上げるためにどうするかっていう議論が今から多分大事になってくると思います。ので、一つだけ、やっば空港を走ったときに、少し場所がですね、分からないんですよ。あの路線自体はやっば結構スピードが出ている区間な

ので、できるだけその前後から何かしらこう、結構距離手前のほうですね、広告っていうか、目印をつけていくの、やっぱり方法は必要かなと思いますので、その辺も含めて今後また検討していただきたいと思います。これはもう要望で結構ですので、お願いしたいと思います。

それでは次に、次の質問に移ります。情報通信産業、情報通信の振興についてであります。今回の5年間の奄振の中で、柱のうちの一つでありました。観光・農業・情報。その分野ですが、次の奄振の計画の中ではどのような位置付けになっているのか、まず伺いをしたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 奄振につきましては、昭和28年12月25日の日本復帰以来、60年間にわたり奄美群島振興開発特別措置法に基づいた施策の展開がなされ、大きな成果を上げてきたところでございます。しかしながら、一方では高い流通コストや台風常襲地帯など地理的不利性に加え、総人口及び若年層を中心とした人口の減少と高齢化の進行、各種産業の生産額の伸び悩み、雇用機会の少なさなど、奄美群島を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。現奄振法では自立的発展に向け雇用機会の拡大のための重点3分野として、農業・観光／交流・情報を戦略的に取り組んできたところです。次期奄振の取組としましては、今年の2月に奄美群島市町村会にて、奄美群島成長戦略ビジョンを決定し、4月には国の奄美群島振興開発審議会でその内容の報告と説明がございました。奄美群島成長戦略ビジョンにおける基本方針としましては、これまでの農業・観光／交流・情報の3分野に奄美群島の独自性を発揮するための文化及び人材の誘致・集積を図るための定住の2分野も加えられております。このように情報通信の振興は次期奄振に向けた取組においても重点分野に位置付けられ、今後も情報通信業の振興に努めてまいりたいと存じます。

6番（多田義一君） ありがとうございます。やはり次の奄振でも、5本になるけども柱の内の一つであるのは間違いないということですね。

そこで次の質問に移りますが、その支援の在り方についてであります。今まで人材育成の講習など、講習や緊急雇用関係で短期的な人材確保や短期的な雇用などがメインであったと思われます。併せてインフラの整備も進んできました。私は平成20年第4回定例会一般質問でインキュベート施設の整備を提案させていただきました。当時、沖縄県の事例紹介をしましたが、実は沖縄県はインキュベート施設は16か所持っています。各町に一つ整備していったらいいですね。と考えるとこの奄美市の現状というのは、実はまだまだ追いついてないって申しますか、輩出できないような環境であるのは間違いないと思います。そういうことを踏まえた上で、今後、根本的な方向を変えていくべきだと思いますが、支援の方法・在り方について、少し伺いをしたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 情報通信産業の振興は、本市総合計画の重点プロジェクトの一つである地域情報力アップによる産業振興プロジェクトとして位置付けられており、企業・仕事誘致や人材の育成確保などを目標に掲げ、その推進に努めております。2点に分けて御説明いたしますが、まず企業・仕事誘致への支援といたしまして、奄振非公共事業を活用した情報通信企業の拠点として、議員から御提言もございました奄美市ICTプラザかさを整備し、その使用料について創業予定者や創業後5年未満の企業については最大3年間にわたり全額免除を設定いたしております。また、奄美市ICTプラザかさには入居企業間の連携や地元企業・島外企業などとの連携強化を図る目的で、インキュベーションマネージャーを配置し、地元企業の育成及び企業・仕事誘致に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。更には企業立地の促進を図る観点から、情報サービス業を対象とした企業立地と促進条例の特例に関する条例を、平成23年7月に制定し助成条件の緩和をしております。

次に、人材の育成・確保への取組に関しましては、奄振事業を活用した情報通信産業人材育成事業による地元人材への高度な技術講習や職場外研修費の一部補助を実施いたしております。また、地域雇用創造推進事業、いわゆるパッケージ事業を活用し、これから情報技術を取得し雇用につなげたい方を対象とする人材育成を目的とした各種研修を実施いたしております。今後も企業・仕事誘致や人材育成に

継続して取り組み、情報通信業からの提案による地元ニーズに合わせた各種研修を実施するなど、情報通信産業の振興に努めていきたいと考えております。

6 番（多田義一君） さまざまな事業がなされてきて、ある一定の成果は得ているものだと私も感じてますが、そこで一つちょっと質問なんですが、奄振含め奄振の中ですね、柱として位置付けられているこの事業ですが、位置付けられて事業、事業導入から今日までの年数ですよね、年数が何年なったのか。あと予算は総枠でいくぐらいここに投下されてきたのか。そのことも含めて、あと奄美市にきた情報、要は関係の企業ですね、企業数と雇用人数を分かればちょっとお示してください。

商工観光部長（川口智範君） 本市における情報産業への奄振予算ということで捉えてお答えいたします。

奄美市笠利に先ほど申しましたインキュベーション施設を、インキュベーション施設 ICT プラザを設置いたしました。これが1億8,300万円でございます。また、情報通信産業人材育成事業がございます。具体的には情報通信企業の社員の企業派遣による研修に要する経費の助成や、地元のIT企業在職者及びIT企業創業希望者に対し、情報処理などに関する技術指導を行う専門知識を有する者の招へいでございます。この事業の奄振予算ですが、平成23年度の実績が649万9,000円、平成24年度に893万円、今年度773万6,000円を計上しております。合計といたしましては2,316万5,000円でございます。それと誘致企業の関係でございます。立地企業を結んだ企業等、奄美外から進出してきた企業のうち、今年の4月1日に奄美市に事務所を置く情報通信産業につきましては、8企業59人でございます。これらのことは現奄振において成果の上がった産業の一つだというふうに私どもは認識いたしております。

6 番（多田義一君） 部長、事業導入からの何年っていうのは、ちょっと分かんないですか、分かんないですか。

商工観光部長（川口智範君） 5年だと、認識いたしております。

6 番（多田義一君） ありがとうございます。今出てきた数字がトータルで約2億ちょっとですね。単純に今事業導入から5年経過していると。すると単年度で見た場合、平均することはできませんが、大体年間4,000万円程度ということになります。これが、この事業が柱、市長、この事業柱なんですよ、って言われている事業で、実際は5年で2億、年間4,000万円、で成果として8企業の59名、これをよしとすればいいんでしょうけども、ただ一つここで紹介したいと思いますが、これは比較はできませんが、沖縄県、沖縄県は、10年間で、10年間、今5年の話ですが、10年間で企業誘致した企業は237社、雇用人数が2万1,758名。それで10年間でかけてきた、このITの分野でかけてきた費用が423億円、1年に換算すると28億円、ここで今、実際は沖縄は情報通信産業では日本の中心と、もう近づいてきております。今アジアの窓口はほぼ沖縄から入っているような状況で、一大産業まで築き上げたっていう実績があります。これは行政と民間とタイアップしてこの10年かけてできたものですが、今5年が経過しました、この奄美市ですね。もう予算ベースで言うと桁にならないので比べることはできませんが、後5年でじゃどれだけの実績を作れるかっていうのが、おっきな僕はポイントになると思います。10年やって、最終的に10年目のときに、企業はどれだけ残ってどれだけの雇用が生まれる。そういう先を見た政策を、これは当然政治力でしかないと思うんですよ、この予算はですね。今多分単年度で見た予算っていうのはなかなか出てこないんで、僕も今初めて聞きましたが、単純に割ってみると奄振総枠の予算の中で、たかだか4,000万円の予算が、柱なんですよ。この島の。と言われていること自体が、僕はもうどうだろうってすごく疑問を思います。なので、ここにも一つ文がありますが、必要、重要なのは、投資によっていかに新たなビジネスを生み出し、地場に根付いたIT産業を作っていくかという点。これはどの地域においても同じですが、やはり効果的な投資に変えて

いく必要があると思うんですよ。ましてはこの5年間で、奄振の5本の中の1本ですよ。そういう位置付けで5年後を見据えたときには、ある程度の実績数字がないと、これはもう公表することすらできない。そういう事業体系が柱って位置付けられていること自体が、やはり問題がある。では実はこれはもう柱で、間違いないと思うんですよ。ただその持っていく方が、やはりちょっと遠回りをしたりですね、少しか何て言いますか、なかなか成果に結びついていかないのかな、確かに難しいと思いますが、この5年が僕は勝負の年だと思いますので、是非、効果的な投資支援にシフトできるような、当然ここだけで考えてもなかなか前に進まない話なので、もうやっぱその組合が今できてますから、組合の皆さんと話をしながらどのようにしたら、企業誘致含め雇用も拡大してできるのか、昨日、一昨日、安田議員の一般質問の中で、2040年奄美市の人口統計3万人ありました。が、これも何もしなければっていうお話であって、またこういう産業が伸びてきて、雇用人数が増えてくれば、ひょっとすると5万人の人口確保できるかもしれないです。実際それぐらい雇用生んでいるわけですから、是非力を入れていてほしいと、思いから私は今回この質問取り上げましたが、それに併せまして将来の目標数値設定するのは必ず必要となってくるとは思います、今の段階、将来の目標数値が、人口・売り上げとかですね、そういうのが設定されているのかどうか、少しお伺いします。

商工観光部長（川口智範君） 議員御質問の情報通信産業振興の目標につきましては、本市総合計画において情報関連企業の企業数及び就労者数という目標を設けております。具体的には平成21年度で9事業所338人の就労者であったものを、平成27年度までに16事業所650人まで引き上げる計画でございます。平成25年度当初の実績は企業数はすでに20事業所、就労者については604人となっております。先ほどの答弁でも申し上げましたように、企業・仕事誘致や人材育成に関する事業を愚直に取り組むことによって、目標達成に向けて努力したいというふうに考えております。

6番（多田義一君） 是非、この数値目標というのは大事だと思いますので、ここに向かっていろんな方法があると思いますから、是非、成果が、また5年先の成果がですね、期待できるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。庁舎建設についてであります。私は以前からこの一般質問等において庁舎建設を取り上げてきました。やはり、50年後100年後も変わらないのがこの市役所です。その役所を取り巻く環境は時代ごとによって変わっていくと思います。そこに変わらない市役所があるからこそ、市民は安心して暮らしていけます。しかも今奄美市は大型事業を中心地で展開している最中であり、この事業とともに深く関わっている庁舎建設であると思います。今民間・当局・議会と新庁舎の委員会が立ち上がり、恐らく今から深く議論をしていくと思いますが、その前に、当局として新しい庁舎のイメージはどのように描いているのかをお伺いしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 新庁舎建設の基本的な考え方につきましては、議員御案内のとおり、奄美市本庁舎建設基本構想策定委員会、こちらにおいて理想の庁舎像、庁舎整備の方向性、庁舎の建設場所、庁舎の規模、庁舎の機能などについて方針を示していただくことになっております。新庁舎建設にあたりましては、現在の庁舎が抱えるさまざまな課題がございます。行政機能が本館や別館などに分散していることで、市民の利便性・サービスの低下をまねいていることや、来庁者用の駐車場不足、行政サービスの多様化による窓口の分散化や執務スペースの矮小化なども課題となっております。委員会においても多くの委員からこうした問題が指摘されているところです。新庁舎におきましては分散化した庁舎機能の集約、観光客や市民ニーズに応えられる、便利で分かりやすい使い勝手のいい機能、周辺地域とのつながりなどあらゆることを想定した機能性に配慮した庁舎づくりについて論議が行われていくことになっております。以上です。

6番（多田義一君） もう聞きたいことはたくさんあるんですが、ちょっと時間がないので、部長、市長

室が、現市長室が3階にある理由って何かあるんですか。この奄美市役所の3階にある理由は何かあるんですか。分からなければ分からないでいいですし。

総務部長（安田義文君） 造った当初のことを知っておりませんが、やはり上からも下からもちょうど真ん中ということで3階になっていると私は思っております。

6番（多田義一君） 実はそのとおりなんですよ。そのとおりで、福島市役所にいきましたら中間にあるというのは危機管理の時に即動けるのは市長部局なんですよ。そういう観点からしても、やはりその構造上どうしていくかというイメージをしっかりと持たないと、なかなかこれは議論ができない部分で、僕は今取えてここで出したのは、そういうことをやっぱりそういう議論もですね、どんどんやっていかないといけないと思いますので、是非、委員会で行きましたが、あもう終わりましたね、はい、じゃこれで終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後4時00分）
引き続き一般質問を行います。
公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

13番（与 勝広君） 皆さん、こんにちは。公明党の与 勝広でございます。いよいよ最後の質問になりました。しんがりを努めさせていただきます。かつて戦国時代に武士にとってしんがりは最高の誉れであったようでございます。本陣を、後方から攻めてくる敵から命がけで守るというその任務をできることが男の誇りであったそうであります。次元は違いますが、最後まで攻撃の手を緩めることなく、口の口撃ですので、よろしくお願いいたします。

今までに14名の議員が登壇され、質問事項も重複するところもありますので、まず、所見を少し時間をいただきまして、それから質問に移りたいと思いますので、お付き合いをよろしくお願いいたします。

昨年の12月16日の総選挙におきまして、自民党・公明党との連立政権が発足をいたしました。早いものでこの26日が来ますと、ちょうど6か月という節目の月にあたります。自民党と公明党が連立を組む前に、まず2党間において8項目にわたる合意を交わしました。まず、1町目1番地は、何といっても景気・経済の回復であります。2点目が東日本震災からの防災・減災対策、そして3点目が原発・エネルギー政策、また、4点目が税と社会保障制度の一体改革の推進、5点目が教育再生、そして6点目が外交・安保、7点目が憲法、8点目が公務員制度改革と。憲法についていろいろありましたけれども、憲法についての2党間の合意は、まず憲法審査会の審議を促進し、憲法改正に向けては国民の議論を深めていくと、あくまでも国民のコンセンサスを得ていくという2党間の合意であります。先だって国民栄誉賞の授賞式があり、安倍総理は96番のユニフォームを着用しておりました。マスコミは憲法96条の改正と、その先の憲法9条の改正と、このように報道しておりました。当の安倍総理は96代目の総理であるとおっしゃっておりました。もしかすると96番のユニフォームを脱いだその下には、9番のTシャツを着けていたかどうかは、誰も確認はしていませんが、しかし、もし安倍内閣が、安倍総理がこの96条の憲法改正を強引にやるようなことがあれば、先ほど審判をしていた安倍総理であります。今度は国民から審判を受けかねないと、また、自民党・公明党の両党の後ろには、国民という絶大なる審判がいるということも、常々忘れてはならないと、このように思っております。今回の参議院選挙の争点は何か。それはまず安定勢力を作ることであり、安定こそ希望であると、このように申し上げ、質問に移りたいと思います。

まず、質問の順序を変えたいと思います。2番目の奄美群島振興開発特別措置法を5番目に移したいと思います。従って、3番目の窓口業務の民営化につきましては、これを2番目にして一つずつ繰り上げて質問をしたいと思います。それでは質問をさせていただきます。

平成25年度の当初予算が執行され3か月目に入りました。平成25年度の奄美市の一般会計当初予算は308億5,657万9,000円で、これは対前年度当初比の1.53パーセントの増となっております。また、2012年度の国の補正に対するいわゆる15か月連続予算といたしましては、319億11万9,000円となりまして、これは2008年に合併後の最大規模の予算編成となりました。また、国の経済対策に伴って、投資的経費が23.3パーセントの大幅な伸びも見せておりますが、しかし本市においては、少子化・高齢化の波が加速する中で扶助費が年々増加の一途を辿っているのも事実であります。2013年度の予算を全般的に見ますと、先ほど来からありますように、農業や観光交流、また、情報関連産業などの推進や、そして産業基盤の強化を図ろうとする予算編成であり、また、奄美市総合計画の推進や、そして地域活力の創出、環境保護・保全にも力を入れている予算であると、私はこれは評価をしております。一昨年に策定されました、奄美市総合計画に向けての2年目の本格的な予算編成であります。平成32年までの目標といたしまして、人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円というこの数字に向けての現況について当局はどのように分析しているのか、考えるのか、御答弁をお願いします。

これからは発言席より行いますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） 国は平成25年度予算編成の基本方針におきまして、強い経済の再生なくして財政の再建も未来もないとし、おっしゃいますとおり成長と富の創出の好循環への転換を掲げました。特に、機動的・弾力的な経済財政運営により、景気の底割れを回避するため、平成24年度予算の日本経済再生に向けた緊急経済対策と、平成25年度予算を一体的な15か月予算として編成し、景気の下支えと切れ目のない経済対策を実行することとしております。

そのような中、本市の平成25年度当初予算につきましては、平成24年度、国の経済対策とその連動による15か月予算を編成し、市民の暮らしを守り、景気の下支えと切れ目のない経済対策を実行するための積極予算を計上したところでございます。特に平成24年度緊急経済対策事業として、10億4,400万円を計上し、学校校舎の改築、道路・住宅の補修・修繕、防災拠点施設の整備、県営畑総事業などの事業の前倒しや元気臨時交付金の積み立てを行い、切れ目のない経済対策を実行することとしております。また、本市はこれまで国や県の100パーセント補助事業を活用し、緊急雇用事業やパッケージ事業などを実施し、人材育成や地域雇用機会の創出を図ってまいったところでございます。

平成20年度から24年度までの事業費実績は約12億6,000万円でありまして、これまで1,090名の新規の雇用機会創出につながっております。更に市単独事業としましては、島内での若者雇用機会の推進や継続雇用の推進、このための高卒ルーキー雇用奨励補助事業、更には新卒ルーキー家賃補助事業、この事業などを実施してまいりました。なお、平成21年度に0.28倍と低迷しておりました管内の有効求人倍率は年々改善されておまして、平成24年度には0.54倍と約2倍に改善されており、更に直近の平成25年4月時点では0.6倍と大きく改善されつつあります。このことは本市がこれまで着実に取り組んできた雇用対策による効果も、決して小さくはなかっただろうと考えております。全国的に厳しい経済状況の中でございます。短期間で本市の地域経済が好転するものではございませんが、着実な成果を感じているところでございます。

13番（与 勝広君） 今、総務部長のほうから、るる分析をした状況等お話をいただきました。平成25年度の当初予算の歳入・歳出をちょっと見てみますと、歳入では自主財源が17.4パーセントで3億6,122万円と。これは対前年度当初比に比べますと8.6パーセントの減となっております。

中でも市税の落ち込みがひどく、５．４パーセント、対前年度比の５．４パーセントの減となっておりまして、総額で３６億７，３０２万円となっておりますが、この市税の落ち込んだ原因につきましては、予算審査等でもいろいろありましたけれども、やはり本市の景気・経済が低迷していることや、前年度の課税対象の誤り、また、固定資産税の家屋の評価替えによる減収だという話でありました。そして、依存財源につきましては２５４億９，５３５万円と、これは８０数パーセントになっておりますけれども、しかしこの中で、地方交付税につきましては１２２億７，０８８万８，０００円と、そしてまた、国庫支出金につきましては７０億７，７５５万円と、これは対前年度比の６パーセントになっております。歳出については投資的経費のうち、普通建設事業費が１７．２パーセントの伸びを示しておりますけれども、しかし何と云っても自主財源の落ち込み、市税が落ち込んでいるということが気になりますが、この月並みな質問になりますけれども、確認のためも含めて、この自主財源の落ち込みを高めていくためにはどういう努力が必要なのか。市税も含めて、市税も先ほど私が説明したこの要素が落ち込んでいる原因なのか、ちょっと確認も含めて答弁をお願いします。

総務部長（安田義文君） 議員のおっしゃいましたことには間違いはございません。やはり市税の落ち込み、やはり地域の経済状況が原因でございます。すぐすぐに市税のアップということはなかなか困難でございますが、先ほど申し上げましたように、経済対策事業、雇用対策事業、このようなことを情報を早々と収集しまして、たくさんの事業を取り入れることによって地域の経済をアップし、そのことがひいては市税の増収につながるものと考えております。

１３番（与 勝広君） 今部長の答弁からありましたように、やはり何と云っても景気・経済・雇用対策がどうなのかと。平成２３年、２４年、２５年と、本市における景気・経済・雇用対策については、それなりの策は講じられていると思います。しかし安倍政権の打ち出している３本の矢、いわゆる大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして肝心の民間投資を喚起する成長戦略と、この成長戦略がどこまでこれから波及効果を及ぼしてくるか、これはなかなか予定もできないことであり、しかしそれを座して待っているのではなく、やはり何と云っても本市の景気・経済・雇用対策をしっかりともう１回考えて、毎年予算審査・決算審査を繰り返しております。今年度は平成２４年度の予算審査もありますけれども、決算審査もありますけれども、この決算時のさまざまないろいろなやり取りの中で、費用対効果等も考え、次年度の予算の編成もしていると思いますけれども、この中でやっぱりしっかりと景気・経済・雇用対策をもう一度見直すべきではないかと思いますが、そこら辺の点についてはどのような考えを持っているのか御答弁をお願いいたします。

総務部長（安田義文君） 自立型経済の構築のためには、外貨を獲得し、所得が域外へ漏れることを可能な限り防ぎ、域内経済の循環や消費需要の喚起を図ることが重要だと考えております。平成２５年度当初予算におきまして、地域経済の活性化や雇用と地域活力創出、これを図るために地域の活力特別枠を確保いたしました。一般財源ベースで約１億３，８００万円、これを計上させていただいております。この特別枠の中で産業経済の活性化、雇用の確保、地域力・人材育成の向上などの分野には特に重点的な予算配分を行ったところでございます。まず、観光交流活性化事業負担金、奄美１００人応援団経費、これなどにつきましては大都市での奄美プロモーションや奄美ファンの皆様のお力添えをいただくことにより、島外から多くの誘客を図り、観光消費額の拡大や交流人口の拡大を目的とする事業でございます。また、奄美大島選果場集出荷促進事業、本場奄美大島紬産地間連携交流事業等につきましては、地元の資源で生産された品々を奄美ブランドとして付加価値を高め、島外販売を促進することを目的とする事業でございます。これら事業により、より多くの外貨を島外から獲得することを狙いとしておるところでございます。

次に、中心市街地活性化対策事業、住宅リフォーム等助成事業等につきましては、住宅リフォームの助成や、商店街の活性化を図り、島内事業者の受注機会の増大や消費需要の喚起を図ることを目的とし

ております。これらの事業によりまして、地域内経済の循環を高め、内需を拡大させることを狙いとしております。更には地域雇用特別対策事業でより多くの雇用を生むことにより、多くの事業で生み出される外貨や島内需要を外に逃がすことなく、家計所得にまで反映させようとするものでございます。今後外貨の獲得や域内経済の循環を高め、民間活力が促進されますよう、地域経済の活性化や雇用に資する事業を戦略的に実施してまいりたいと存じます。

13番（与 勝広君） 外貨を獲得するというのは、これはどこの自治体でも自主財源の割合が低く依存財源のそこに頼っているということからなかなか脱却できないという状況があります。そういった意味でも、やはり国や県の動向ももちろん大事ですけども、しっかりと景気・経済・雇用対策をやっぱり打ち立てていく、こういったのをしっかりと毎年検討しながら、また、予算の枠もありますので、その中でしっかりとしたものを組み立てていくと。例えば、昨年奄美市の地域活力特別枠と、これが創設されて、本年度は1億3,800万円新たにまた拡充ということで計上されて、昨日からも話ありますように、ほかの事業もありますけども、奄美、本場奄美大島紬と他の産地との連携交流事業によりまして、新商品を開発しようという、こういう事業があります。これは本場奄美大島産地間連携交流事業ということで銘打っていると思いますけども、あとまた、市独自の特別の雇用対策として地域雇用特別対策事業、これも3,033万円ほど予算を計上して執行しておりますけども、やはりこういった景気・経済・雇用対策、先ほどの考えともちょっとだぶりますけども、やはりこれはどういう考えに立脚してそういった景気経済対策を行っていくのかと。これはもう答弁聞いても一緒だろうと思いますので、話を続けますけども、この25年度の当初予算の中で、例えば事務的経費が総額で180億2,090万円あります。これは対前年度の当初比の1.1パーセントの減となっております。例えば人件費は、職員の大量退職時代に入りまして、対前年度当初比の3.3パーセントの減となっておりますが、あとは扶助費、扶助費はこれは何と言っても生活保護費が50億を超えるような勢いでありまして、介護給付費におきましては、もう既に10億円を超えております。そして更にこの中で、本市の借金の返済であります公債費、これは対前年度比の2.4パーセントの減となっております。トータルで事務的経費が1.1パーセントの減となっております。国庫支出金につきましても、70億7,755万円とさっき言いましたけども、その中で今私たちがこの事務的経費も、今回は人件費が減少に伴うものという話もしましたけども、しかしいろんなことを加味すると、奄美市のこの経済状況の中で、これまで以上に行財政改革がしっかり行っていかなければならない。その中で市民の高いニーズにどう応えていくのか、これが私はまた重要な問題になってくると思います。そこで、今回景気・経済・雇用対策についての質問をこの中に入れましたけども、この、なぜこういう質問をしたかと言いますと、奄美市の総合計画は平成32年までのこれから約7年間、人口5万人、交流人口45万人、そして総生産額1,400億というこの数字を見ると、今この予算を執行されて2年目の年でありますけども、本当にこれがこの32年度までに向けて、ベクトルが上向きなのか、横向きなのか、下向きなのか。どこでどのような調整をしてそのベクトルを修正していくのかと、やっぱりそういう部分では予算審査・決算審査、そして部内・課内でのしっかりと議論を重ねていく中で、景気・経済・雇用対策につながっていくと思います。私たちのこの奄美市というのは、平成32年ぐらいまでは、この特例債、合併特例がありますけども、しかし32年を過ぎますと、毎年14億円程度の、14億円程度っていうか14億円の約、交付税が着減され、更に人口減少が続きますと更なる削減も待っております。そして庁舎の建設問題、これもやはり経費がかかります。そういう中で、行財政改革、そして財政健全化を目指す、そして市民のニーズに応えていくと、こういうことをしっかりと今後やっていかなきゃいけないと。

ここで質問ですけども、こういった景気・経済・雇用も含めて、この平成32年に向けてのこの数値目標の、先ほど分析した結果もありますが、これは本当にこの、これは部長・課長、また、市長を含めてさまざまな形で検討され、こういった対策講じられていると思いますが、この予算を編成するまでのプロセスといいますか、そういったものを少し教えていただけないでしょうか。

市長（朝山 毅君） 与議員が正におっしゃるとおりでございます。ただ振り返ってみますと、平成18年合併をいたしました。合併した当初、ほぼ同じぐらいの310億円相当の当初予算でありました。その際、現金・預金が少ない、預貯金が少ないということで、基金取崩しにより14億円余りの予算を基金繰入によって当初の奄美市の予算が成立いたしました。その後、決算においては7億円相当の基金取崩しですみました。その2年後には約当初7億円相当の基金繰入で、年度末には3億円相当の基金取崩しですみました。そのプロセスを顧みますと、合併当時に第2の夕張だ、いつ破綻するかもしれないといった合併であったということをやゆされましたが、今日に至るまで市民の御理解、そして議会の皆さんの御協力、いささか職員の努力によって基金繰入のないような形、いわゆるプライマリーバランスが合ったような形での予算編成ができるようになったことは、この場を借りてすべての皆さんにお礼を申し上げたいと思います。しかしながら、情勢は大変厳しい環境にあることは論を待たないところであります。扶助費が毎年毎年増加をしていたしております。人件費は今年度ようやく50億円を切る人件費になりました。そういう諸々のことを考えますと、自主財源である市県民税と、市民税等については、議員がおっしゃったような37、8億円程度であります。それらのことが自主財源が乏しいという数値そのものは変わりませんので、今後とも厳しい行財政運営を強いていかなければならないという環境の中で、議員がおっしゃったように、今までは合併による、3町一体化した予算、交付税の措置がありますが、昭和30年度を超えます、32年度を超えますと、一般算定外、一本算定外というふうになりますと、今の、普通交付税120億円相当に対して、12億円、14億円相当減るということになってますから、今こそしっかり行財政を踏まえてやっていかなければいけないと思うところであります。私は当初、合併した当時、全体の預貯金を合わせまして47億円相当でありました。現在は82億円相当になっております。そして、起債についても2、30億円相当減っております。ただ、今般のこの2、3年続く災害、そして庁舎建設等により、議会の皆さんの御理解をいただいて、これは特別だという枠で起債・発行債、使用させていただいて、38億円を超える起債をしていることも事実であります。それらのことを考えますと、今から十分に注意を払いながらやっていかなければ、入っていかなければいけない財政環境にあることはもう議員が正におっしゃったとおりでありますので、そのことを踏まえながら、財政健全化に向けていかなければいけないと。私は現金・預金に勝るものはないと。なぜならば、貸借対照表において1億円の借り入れをしたら1億円の資産が残るわけですが、この行政の収支というのは、現金収支であります。現金が幾ら動いて現金が幾ら残ったということが、やはり経営・運営の根幹ではないかという思いがいたしておりますので、現金が、基金が幾ら増えて、借金が幾らぐらい減った、このバランスによって経常収支比率、若しくは起債制限比率等々がやはり数値に現れてくると考えておりますので、まず余裕金である基金・預金・現金をどれだけ増やしていくか、そしてそれによる償還を計画的に、計画を立てながら、借金をいかに減らしていくか。そのためには入りをしっかり図らなければいけない、出を制さなければいけない、そういう中で今後はなお一層厳しい経営環境になっていくだろうということは想定をしながら、職員ともども、議会の皆さんのお知恵・お力をいただきながら、また、市民の御理解をいただきながら、やっていかなければいけないと、非常に厳しい経営環境・財政環境、また、にあるということを念頭においているつもりでございますので、議員の質問の要旨には沿わないかもしれませんが、今時に至るこの合併のことを振り返ってみますと、そのような思いがいたしてなりません。どうか今後とも、議員がおっしゃるようなことを念頭におきながら経営・運営に努めていきたいと考えているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

13番（与 勝広君） 奄美市も行財政改革が全く進んでないという状況ではなくてですね、特定目的基金残が75億7,000万円ぐらいありまして、平成18年の合併当初から比べますと、約33億3,500万円ほど積み増しはしてるんですね。借金も一般会計・特別会計合わせますと、これは平成13年の見込みでありますけども520億9,200万円、しかしこれも平成18年の合併当初から比べると、40億8,600万円ほど借金を減らしております。だから、いわば、形としては借金は18年からこの7年間で約40億円減らし、41億円減らし、そして基金も平成18年の合併から7年間で

けて33億3,500万円増やしたと。だからこれは朝山市政の行財政改革の一つの数値としての現れているものだと、私はこういうふうに評価はしております。しかし、目標である人口5万人、交流人口45万人、総生産額1,400億円と、この数字を見れば、確か6月1日の人口が4万5,739名でしたっけ、そして更にこれが総生産額は、私の新しい今情報はちょっと違っておれば後で教えていただきたいんですが、1,250億円がこの総生産額の、そして交流人口は36万1,200人ほどだと記憶しておりますが、これらの数字を平成32年までこう埋め合わせしていくというのは、すごく大変だと思います。昨日も安田議員がこう人口減の話もありました。やはり今、高齢化が進んで、自然減少というのがなかなか止められない状況がありまして、これを至難の業ちゅうかどうか分かりませんけども、しっかりこういった部分で、本当にあの自然減少は止められないけども、しっかりとこのやはり人口を減させていくような、方向をきちっと見い出す。だから先ほど言ったように、ベクトルがどこを向いているのかということを、しっかり見定めた上で、判断して景気・経済・雇用対策をしてほしいと思います。

市長、市長は平成21年の11月に市長就任されまして、市長選挙とおりまして、最初の新聞社の報道の中で、とにかく奄美市は暗いと。この奄美市を活力ある明るい奄美市にしていきたいというような要旨のことが書いてありました。私はこの奄美市総合計画というのは、正に市長のその発想でもって平成32年までの奄美市総合計画という部分で捉えております。まだ本格的な予算執行も2年目であり、そしてまだこれから先のあることであります。だからここで急にリタイアなんかされても困りますので、しっかりと先頭を切って、先ず随より始めよという言葉がありますので、言い出したものがしっっかり先頭を立てて戦っていきなさいという言葉がありますので、また、そういった部分も踏まえて頑張りたいとこのように思います。もう長くなりましたが、それでは次の質問に移ります。

次の質問は、窓口業務の民間委託について質問させていただきます。先ほど来から財政の話もありましたけども、やはりこの自主財源に乏しいという状況と、依存財源から脱却できないという状況は、もうこれは変わらない。そして財政的にも厳しいという状況も変わりはありません。その中で、今少子化・高齢化が進む中で、やっぱり市民のニーズも、介護ニーズも高くなり、そして公共サービス・市民サービスが今求めるものが多様化し、高度化していると。こういった状況の中でいつまでもこの高度化する、多様化する市民ニーズに対してしっかりと応えていけるかどうか、こういったことを考えたときには、この窓口業務も民間に委託してもいいんじゃないかと、民間に移してもいいんじゃないかと、こういう方向を考えるのも一つの方法ではないかと思いますが、そこについての御見解をお願いいたします。

総務部長（安田義文君） 公共サービスの民間委託に関しましては、財制の健全化、職員定数の適正化を図っていく中で、将来的にも検討していかなければならない重要な事項だとは認識しているところでございます。その中で、御提案の窓口業務の民間委託につきましては、窓口は市役所の顔として、市民と直接触れ合いスピード感を持って手続きを行うことが求められることから、接遇や窓口業務に専門性を持った業者が業務を担うことによりまして、民間のノウハウを生かしたサービスの向上が十分に期待できるものとは思っております。一方では、行政の窓口業務は個人情報を取り扱うため、情報管理体制の確立が必要不可欠なことから、導入実績のある他自治体の先行事例も参考に、どういう形が本市に相応しいかなど、民間委託のメリット・デメリットを総合的に整理しながら検討してまいりたいと考えております。参考までに、現在の本市の窓口業務に関しまして申しますと、本年から初めて3月末から4月始めにかけての転出・転入で混雑する期間におきまして、市民課に限らず移動業務にかかる関係部署において、平日の窓口時間の延長、土曜・日曜の窓口業務解放など、まずはすぐにできることから市民サービスの向上に取り組んでおりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

13番（与 勝広君） これも一つの応、考え方ということで提案しておりまして、窓口業務を民間に委託することによるメリット・デメリット、さまざま考えられると思います。メリットとしてはサービス向上につながる、少ない経費で大きな効果が上げられるのではないかと、よく指定管理者制度は私は、

本市でも6, 7年ほど前から導入してますけども、指定管理者制度も元々は行財政改革の一環でコストを削減し、更に民間の発想でさまざまなサービスを市民に提供すると。指定管理者制度については、中身についていろいろ議論はありました。しかし結果的に市民サービスという部分で考えると、私はあれはあれで成功だったと私は思っております。であるので、このやはり窓口業務を、最近は市民の皆様方の対応がすごくいいという声も確かに聞きます。しかし経費削減とか、そういった部分を考えますと、やはりこの、民間に委託する、先ほど言ったように個人情報保護というそういった部分もありますし、また、この奄美市はこれだけ狭い地域ですので、親戚とかはとこ、友人・知人、そういう方がいっぱいおまして、なかなかその窓口に行って書類を出しづらいと、そういった部分もあるかと思います。これは今後の検討課題といたしまして、是非、これ導入するしないではなく、導入するしないという問題よりも、どうしたらね、経費を削減でき、そして市民サービスを向上させていくかと、この発想だけは絶対に忘れてはならないと思いますので、是非、これは検討をしていただきたいと。それと同時に、この議会で職員のメール問題等もありました。私がちょっと心配しますのは、市民の公的財産といいますか、この本庁にもこの公文書の管理、この公文書の管理については現在どのようになっているのか、御答弁お願いいたします。

総務部長（安田義文君） 個人情報の管理及び公文書管理の状況についてお答えいたします。

市の保有する個人情報につきましては、個人の権利・利益を保護しつつ、市政の適正かつ円滑な運用を図るため、適切な管理のために必要な措置を講じているところでございます。必要な措置として3点申し上げます。1点目、管理的措置といたしまして管理するための組織の整備、文書の取扱い等にかかる内部管理規定の整備、更に職員への意識啓発及び研修等を実施しております。次に2点目といたしまして、技術的措置といたしまして、パスワードの設定等パソコン処理に伴うアクセスの制限、データの暗号化、アクセス記録の保持等でございます。3点目としまして、管理している施設への立ち入り制限、施錠された書類・書庫等における保有情報の保管でございます。公文書管理につきましても同じでございますので、御理解を賜りたいと存じます。なお、市のほうから個人情報等が分かる事業を受託したものに對しても、当然にその情報の適正管理を指示しているところでございます。

13番（与 勝広君） 個人情報の保護と、そして公文書の管理と、これは本当に大事なことで、公文書管理条例なども視野に入れてですね、今後ちょっと検討していただきたいなと思っております。

それでは次の質問に移ります。次の質問は期日前投票の負担軽減について質問させていただきます。参議院選挙の公示が7月の4日、投票が21日と。7月の5日から期日前投票が可能になりますが、選挙のこの投票、あるいは期日前投票については、選管に行かれて投票された市民の多くの皆様方から、さまざまな相談を受けたり、また、職員の対応等についてのクレーム等も聞いたりいたします。もちろん一般の市民でもそうですけども、高齢者とか障害者の皆様、選管という特異なこの特別な場所に行って、なかなかこの職員との聞き取りで緊張してこう話ができなかったり、手が震えて字が書けなかったり、さまざまなこういった話を聞きます。もちろん職員の対応を十分されているとは思いますが、人それぞれによってケースバイケースでいろいろこの対応の、その答え方だとか対応した感じとか、そういった違ってくとは思いますが、こういったその期日前投票のこの精神的な負担軽減も含めて、こういった形でこの取り組んでいるのか、部内・課内、選管ですね、それをちょっとお尋ねをします。

それともう1点、7月からネット選挙が導入されます。奄美市だより、又はホームページ等などでも紹介されておりますけども、このネット選挙というのは、そもそも若い人たちの政治離れを是正し、是正という言葉はあまりよくないんですが、少しでも関心を持ってもらって投票行動につなげていこうという趣旨があると思います。そういった部分で、これも施行してみなければ分かりませんが、メリットとかデメリットはどのようなことが考えられるのか、御答弁をお願いいたします。

選管事務局長（圓 和之君） お答えいたします。期日前投票における選挙管理委員会の事務執行につき

ましては、適正な選挙が行われるよう、緊張感を持って臨まなければならない責任があり、ややもすると投票に来られた方に無言のプレッシャーを与える結果になっていることも、否めないのではないかと考えております。期日前投票における事務執行体制といたしましては、投票管理者、投票立会人、それに選挙管理委員会の事務局職員を含め総勢15名前後の体制で行っております。職員をはじめ非常勤職員については、窓口での接遇・応対について、職員研修や日々の朝礼において厳しく指導しているところでございます。また、今年度より投票立会人に対する事務説明会を実施し、資質向上を図ってまいりたいと考えております。今後とも有権者の皆様に心理的な負担をかけることがないように、心がけてまいりますので御理解を賜りたいと思います。

次に、ネット選挙のメリット・デメリットについての御質問でございますが、議員御案内のとおり、本年4月に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、5月26日より執行することとされました。今回の法改正により、インターネット選挙運動が解禁になり、候補者や政党などはウェブサイト等を用いて有権者へ直接訴える選挙運動が可能になりました。同時に候補者本人への誹謗・中傷や、なりすまし対策等が懸念されるところでありますが、改正法におきましては想定される選挙違反行為については罰則や制裁措置が強化されております。インターネットによる選挙運動が広く普及し、より多くの有権者が政治への関心を高め、結果として投票率の向上につながることを期待しております。以上でございます。

13番（与 勝広君） 本当に努力をされてね、やっぱり市民の皆様方は、本当にどうしても選管となるとやっぱり特異な場所っちゃうそういう感覚がありまして、そこら辺をもう対応等をしっかりやっばりしていただきたいと。これは全部が全部そういうふうな、中には本当に親切に対応していただいたということも聞いて、そういう評価をする声も聞いておりますので、また今回、今回の参議院選挙で特筆すべきものといえますか、成年後見人の被後見人も投票できると、これは約、本市では約30名近くいるということですので、しっかりそこら辺の対応も丁寧にしていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。本市のPRE公的不動産の戦略についてと。これにつきましては例えば本市で災害があった場合、その避難場所、あるいは対策本部としては庁舎・学校・体育館・公民館といった、こういった公共施設が主ですけども、そういった公共施設など、国とか自治体が管理している、公有財産・不動産、これを称してPREと言っております。これについては例えばその自治体の所有する公共施設などの、例えば規模・構造、そして管理コスト、あるいは利用状況など、そういったすべてのこのデータ、詳細なデータが、庁内で一元化できている自治体が少ないというデータが出ておりました。やはりこの情報を庁内で一元化をしっかりとしていくことはすごく大事なことだと思いますが、このPRE戦略についてどのように考えるか御答弁お願いいたします。

総務部長（安田義文君） 本市でのPRE戦略についてでございますが、議員御指摘のとおり、公共施設の維持管理につきましては各担当課において行っておりまして、全庁的な一元管理体制には至っていないのが現状でございます。その必要性については一定の理解をいたしておりますが、重要なことは公共施設の一元管理を行うことによって、どのように有効活用できるのかということでもありますので、そのことを踏まえまして今後の検討課題とさせていただきたいと考えているところでございます。なお、公共施設の適正な維持管理や、更には不動産等の資産管理につきましても、今後とも大変重要な課題であると考えております。議員も御承知のとおり、公共用地につきましましては、一定規模以上のまとまった土地の利用計画について、幅広く市民の意見を反映させるために、新たに民間委員の方を含みます奄美市土地利用検討委員会を設置しまして、公共用地の有効活用にも努めているところでございます。今後とも公的不動産の有効利用等も図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

13番（与 勝広君） このPRE戦略というのは、財政的な部分によっても左右されますけども、例えば今奄美市も総合計画で平成32年までの目標として、後7年間、その目標ありますけども、例えば10年間の、例えばこのPREも同時並行で、今後10年間にかかる、発生する各施設のこのライフサイ

クル、例えばコストだとか、設計から建設、そして建設から維持管理、そして改修、大規模改修、そして解体すると、そういう費用のその将来の費用をしっかりと、それも試算をしてそしてまた管理すると。これもやはりいろんな形で、行財政改革も含めて、やっぱりしっかりと庁内でそれをこうきちっと管理するということは大変大事なことだと思いますので、今後しっかりとそういった検討も含めてですね、やっていただきたいと思います。

それでは最後の質問になりますけれども、奄美群島振興開発特別措置法の延長について質問させていただきます。2013年度の奄振の予算が成立いたしました。金額にいたしますと237億3,100万円、これはこの2012年度の奄美市関連分の補正入れますと283億円と、これは2009年度並みの予算へ、予算になったということで、今思いますと2009年の選挙で民主党が、私たち奄美の郡民の皆さんと、奄振の予算減らしませんかといって、結局2010年に民主党が政権を取って初めて組んだ予算が、2010年予算が205億2,500万円で、対前年度の81パーセントだったんですね。それで大体82億5,000万円削られました。その中で特に農業農村整備事業やまた、公共事業、これが大幅に削られました。今回は自民党・公明党の連立政権が発足しまして、2009年度並みの予算成立したと。問題はやっぱり中身をどうするのかちゅうことが問題ですけども、今回の特筆すべきものは防災安全交付金という部分ができたことと、あと交通基盤整備、そして社会資本の整備がより一層推進されるような予算となったと。これについてこの2013年度の予算の成立について、市長はどういう評価をしているのかお尋ねをいたします。

総務部長（安田義文君） 私のほうから、すみませんが答弁をさせていただきます。平成25年度の奄振予算は公共事業で230億3,800万円、非公共事業を含めると議員の御案内のとおり237億3,100万円でございます。平成24年度補正予算と合わせましたいわゆる15か月予算としてみますと、公共事業予算につきましては、平成21年度予算と同水準でございます、約283億円まで回復しております、大変評価できるものと考えております。また、平成25年度の非公共事業予算につきましては6億9,300円でございます、平成21年度の非公共事業予算の4億3,500万円と比較しますと約160パーセントの伸び率を示しております。これは奄美群島の広域的事業の推進を図るためのソフト予算が拡充されたということであり、このことにつきましてはこれまでの地元からの要望を受け止めていただいたものと高く評価するとともに、今後の奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向けて、大きな後押しになるものと期待をしております。奄美群島におきましては、今後も社会資本・産業基盤、これの整備を進めるとともに、それらを活用いたしました産業振興による雇用創出の取組を進めていくことが大変大事でございます。平成26年度以降におきましても、引き続き法に基づく特別措置が延長されるよう国に対し要望するとともに、地域の抱える課題、群島全体及び市民のニーズ等を十分に把握し、それぞれの分野において地元が主体性を持った真に必要な事業の展開、そのための奄振予算の確保に努めてまいりたいと存じます。

13番（与 勝広君） 4月の1日に、県は総合調査の報告を公表いたしました。それに結論付けますと、今後とも法に基づく特別措置は必要不可欠であると、このように結論付けておりまして、今回何といっても奄美群島という条件不利性を解消するための、負担軽減するための、奄美の私たちが自由裁量で使える交付金の創設と。もう1点は運賃や農作物の輸送軽減のための補助金制度という、この2点がこう今回大きな目玉になると思います。そういった中で、今回は特筆すべきものは奄美群島検討在り方委員会、これも創設されました。そして何と言っても、奄美群島の、これは広域事務組合が中心となって組み立てましたけれども、奄美群島の成長戦略ビジョン、これは12市町村の首長の皆さん方がそれぞれ意見を交わしながら、私は今回のこの成長戦略ビジョンについては、やはり今まではどちらかというところ、この奄振の延長予算というのは、それぞれの町村の予算の分捕り合戦みたいなところがあったと思います。今回もなきにしもあらずということもあったと思いますけれども、しかしそれぞれの首長さんが他の自治体の抱える課題や問題、また、そしてそういったものをしっかりと共通認識として把握できた、また、

奄美は世界自然遺産登録を目指しているという、このこういった地域をお互いが共通認識できたと、これは非常に大きなことだと思います。市長は広域事務組合の管理者として、また、奄美市の市長として、この奄美群島の成長戦略ビジョン、これをどのように、自身は評価されていますか。

市長（朝山 毅君） 成長戦略ビジョンの作成のプロセスについて若干申し上げたいと思いますが、従来、鹿児島県において奄美の市町村の状況を踏まえた上で、県として基本計画を策定し国のほうに具申するという形でありました。今回は、12市町村が主体的にかかわっていきこうということから、広域事務組合をまず充実したい。広域事務組合を充実するためには、五つの島々からそれぞれの構成する市町村から職員を出していただきたい。与論から1名、沖永良部は2町ありますので1名出していただきたい、徳之島は3町ありますから2名出していただきたい、そして本島は奄美市から4名、そして喜界は人繰りもあったようでありましたので私どものほうでということで成長戦略ビジョンを自立的に自発的に、自らの手で作ろうという形で作ったわけであります。その内容についても、それぞれ行政の立場から作るのではなく、それぞれの島の第1次産業第・2次産業第・3次産業の皆さんに集まっていただき、自分たちの島として抱える、町として抱える問題はということかということ全部出していただきながら、それをトータルしてまとめてやったのが成長戦略ビジョンです。そして当然県においても、総合計画の中において在り方検討委員会というのを設置いたしました。同時に在り方検討、県と奄美我々の成長戦略ビジョンとすり合わせをし、それを国の諮問機関であります奄振審議会に近々具申をし、政府に提案するようになっております。もちろんその間においては立法府で頑張っておられる公明党の奄美ティダ委員会の先生方、そして奄振委員会、自民党の奄振委員会の先生方にもお知恵やお力をいただきながら、その法案化できるようにやっているわけです。そしてその内容については議員がおっしゃったように、約290億円相当の予算をお願いいたしております。その中において、もちろん法の延長を第一義として、後はその内容の充実・拡充・強化ということです。拡充・強化の中においては、やはり沖縄、離振に学び、交付金化、今は補助金でありますそれを交付金化して使い勝手のいい予算にしていきたいという形でボリュームも例年になくお願いを上げております。公共・非公共の部分においてバランスを取りながら、地域の実態を踏まえた上で予算化を積み上げてやっているということでございます。今、今時のあれは、農業、観光・交流、ITであります。それに定住と文化というのを加えて、そのことを基本理念として今回の予算に反映できるように、そして計画実施に向けてやっていきたいという形で、自らの12市町村が知恵を出して作った成長戦略ビジョンであったということでございます。

13番（与 勝広君） 正に今回のこの成長戦略ビジョンにこの携えることができたということは、私はこの奄振もいつまでもこの、時限立法で5年ごとに延長をするために皆さんこう力を入れてやっていますけれども、しかしこれがもういつまでも続くようなね、状況ではないと。これは誰しもが分かっています。分かっているけれども、しかしまだそこに頼らなければならないという、この、何と言うんですか、この二重の苦しみみたいなそういうのがありまして、しかし今回、広域で成長戦略ビジョンでお互いの地域の問題や課題をしっかりとお互いが把握をできたということは大変大きなことで、じゃこれから奄美が奄美群島的に広域的にどうするのか、そして本島内で広域的にどうするのか、そういった部分の考えに立脚して、もうその自立をしていくという部分を考えたら、もちろん国のこういった補助金、交付金もまだまだ必要でありますけれども、しかし今回は、12市町村の首長さんたちがしっかりその同じテーブルの上に立って、認識を同じようにしたというのは大変大きいと思いますので、そういった部分では今後の、もちろん奄振の延長も更に次の奄振の延長もあると思いますが、私は広域的にじゃあ今度は観光をどうするのか流通をどうするのか、そしてこの医療をどうするのかとか、介護をどうするのかとか、いろんな問題が出てくると思いますので、是非、これは朝山市長が中心となって、広域連合、広域自治の中心となっていただきたいと思いますが、最後に2分ありますけれども、決意のほどをよろしく願います。

市長（朝山 毅君） そういう意味の広域ビジョンを作ったことにより，それぞれの島が，12市町村が共通の意識の下に団結が図れたと。そしてその結果一つの成案ができたということで，非常に私自身喜びを感じておりますし，職員の皆さん方もよく頑張ったと思っておりますので，その責任を全うするためにも，今，佳境に入っているこの予算獲得に向けて頑張っていきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

13番（与 勝広君） これからもいろいろな意味で正念場になると思いますので，しっかり私たちもしっかり勉強して，そしてまた，当局に対して提言もできるように，また，当局の皆さんと切磋琢磨して，市政運営，また，市民の暮らし・安心のためにしっかり頑張っていこうと決意しておりますので，以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため明日21日から23日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日21日から23日まで休会いたします。

6月24日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時1分）

第 2 回 定 例 会
平成 25 年 6 月 24 日
(第 5 日 目)

6月24日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君
23 番 竹 山 耕 平 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	総 務 部 長 安 田 義 文 君
総 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君
市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	財 政 課 長 菊 田 和 仁 君
保 健 福 祉 部 長 重 田 久 夫 君	税 務 課 長 山 田 道 男 君
商 工 観 光 部 長 川 口 智 範 君	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱 重 山 納 君
農 政 部 長 山 下 修 君	商 水 情 報 課 長 前 田 和 男 君
建 設 部 長 東 正 英 君	農 林 振 興 課 長 大 海 昌 平 君

6月24日(5日目)

上下水道部長 川上 一 弥 君 土木課長 砂 守 久 義 君

教育委員会
教 務 局 長 日 高 達 明 君 水道課長 佳 元 保 輔 君

会 計 課 長 辻 勝 廣 君 教育委員会総務課長
兼行革調整監兼給食
センター整備対策監 齋 藤 憲 一 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 橋 本 明 和 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 大 江 和 典 君

議 事 係 長 前 田 賢 一 郎 君 議 事 係 主 査 岸 田 賢 吾 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程第1、議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）から、議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの8件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案8件に対する質疑に入ります。

通告がございましたので、順次発言を許可いたします。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

早速議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について、質疑をさせていただきます。

まず、ページ、11ページの2款1項15目緊急経済対策費についてであります。平成24年度緊急経済対策事業、元氣臨時交付金事業について、地域振興基金に3億6,429万9,000円を積立としていたが、25年度地域振興基金繰入金は1億3,800万円しかなく、今回の補正予算で1億1,462万円を更に積み立てておりますけれども、差し引きすると約1億3,505万9,000円の財源が宙に浮いているように思われます。そこで次の3点について質疑をいたします。

一つ目、ページ、9ページ、ここは歳入でありますけれども、17款1項1目基金繰入金1億1,462万円の財源についての御説明をお願いいたします。

二つ目は、平成24年度の緊急経済対策臨時交付金積立金3億6,429万9,000円の現況と今後の使途について説明をお願いいたします。

三つ目、地域振興基金の現況と元氣臨時積立金との関連を御説明ください。以上です。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

財政課長（菊田和仁君） おはようございます。それでは、一般会計補正予算第1号中、緊急経済対策事業費について3点質問をいただきました。順を追って説明いたします。

予算書の9ページ、17款1項1目基金繰入金1億1,462万円の財源についてでございますが、別添でお配りしている資料、平成25年度緊急経済対策事業（元氣臨時交付金事業）というのがございます。そちらの財源内訳にもありますとおり、今回の経済対策事業費1億3,562万円の財源は、国・県支出金が2,100万円、それから元氣臨時交付金が1億1,462万円でございます。御質問の基金繰入金と元氣臨時交付金は同額でございまして、基金繰入金の全額が元氣臨時交付金ということでございます。このことにつきましては、去る3月補正予算に計上した緊急経済対策事業において、元氣臨時交付金を地域振興基金に積み立てたことによるものであり、今回の予算は積み立てた元氣臨時交付金を地域振興基金から繰り入れるものであることを御理解いただきたいと思います。

それから、2点目の元氣臨時交付金積立金の現況と今後の使途でございますが、まず、元氣臨時交付金の積立金は3月議会において、元氣臨時交付金交付額から経済対策事業に充当した残りの額を積み立てていることを御理解いただきたいと思います。したがって、元氣臨時交付金の交付額が決まらないうと積立額も定まらないということになりますが、結論から申し上げますと、国の算定作業が遅れており、いまだに交付額が確定していない状況であります。ただ、先般、国の算定作業途中での見込額が示されました。現時点での元氣臨時交付金交付額の見込額は約3億4,100万円であります。この見込

額を基に3月議会に計上した事業に充当した後の積立額は、約2億4,500万円と試算しているところです。3月議会に予算計上しました交付額が3億6,900万円、積立額が3億6,429万9,000円でありますから、現時点では交付額が約2,800万円、積立額が約1億1,900万円、予算額より少ないということになります。

少々説明が長くなりますが、特に積立額が少なくなる要因について御説明申し上げますと、3月議会における経済対策事業につきましては、事業規模をより大きくするため、地方負担額のほとんどを地方債に充て、元金臨時交付金は極力翌年度以降の経済対策事業の財源として地域振興基金に積み立てたところであります。しかしながら、その後、事業に充てた起債の一部について、その後、交付税措置がないことが明らかになり、財源を起債から元金臨時交付金に入れ替えたことが減額の主な要因であります。このことにつきましては、3月補正予算において経済対策事業の規模拡大に努める中、その後の財源措置において交付税措置がない起債を元金臨時交付金に財源更生するものであり、最終的には財政規律にも配慮した結果であることを御理解賜りたいと存じます。以上のことから、現時点での積立見込額2億4,500万円から今回の補正予算計上額1億1,462万円を差し引いた約1億3,000万円余りが今後活用できる元金臨時交付金であると試算いたしております。

1億3,000万円余りの今後の使途でございますが、3月補正にも計上いたしておりますが、道路舗装事業の補助事業の追加、あるいは今回の補正予算要求において熟度が足りずに、現在庁内での調整を図っている事業、あるいは国が示す基準に適合するか確認を要する事業がございます。今後の国の事業申請結果も踏まえて、可能な限り9月補正予算に計上し、経済対策事業の早期発注に努めたいと考えております。

それから、地域振興基金の現況と元金臨時交付金積立金との関連でございますが、地域振興基金の24年度末現在高見込額は約4億800万円でございます。御質問にありました3月補正予算において積み立てた元金臨時交付金3億6,429万9,000円につきましては、額が確定していないことから、翌年度、25年度のことでございます、に繰り越しており、このことは繰越明許費繰越計算書でもお示ししているとおりでございます。したがって、元金臨時交付金積立金は24年度の3月補正予算に計上いたしましたが、決算上は25年度の積立金として処理されます。この積立金は、先ほど申し上げましたとおり、予算上は3億6,429万9,000円ですが、現時点ではその積立額が約2億4,500万円程度になる見込みであるということでございます。今回の元金臨時交付金の基金繰入額はその範囲内で予算計上しておりますことを御理解いただきたいと思います。以上です。

11番（関 誠之君） 一気に三つ質問しましたので、長く説明をいただきましたけれども、大体のポイントは分かったつもりです。要するに、この積立金全体の額が国でまだ決定をしていないと。そのために見込額3億4,100万円ですか、の範囲内での予算を計上せざるを得ないと。あとの1億3,000万円余りについては、9月補正以降にこれを執行させていただくというような要旨だったというふうに思います。非常に経済対策として企画をはじめ、頑張っていることは評価をいたしますけれども、やはり前も申し上げましたけれども、しっかりとこういった経済対策というのは、続いているわけですから、続くものとしてしっかり各課に、それぞれの予算を上げさせてですね、それに優越の順位をつけて、本当に経済、奄美市の経済に即効果があるような事業から執行していただきたいというふうにおもいます。なぜかと言うと、この経済対策を見ますと、ハード事業でやらなければいけなかった、いわゆる事業計画をされたものを中心に行っているのではないかなという、私のこれは受け方ではありますが、先ほども言ったようなことを重点に、この経済対策というのは、こういった公共事業の準備をされた別の枠ですね、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。数字の件はよく理解をいたしましたので、あとまた、委員会等で質疑をさせていただきます。以上、ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第58号及び議案第62号並びに議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会へ、議案第56号、議案第57号、議案第59号及び議案第60号並びに議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第61号及び議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての2件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

○

議長（向井俊夫君） 日程第2、議案第64号 奄美市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速御説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第64号 奄美市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においても速やかに国に準じた措置を講ずるよう総務大臣からの要請を受け、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職においては給料月額100分の10、一般職員においては給料月額100分の9以内の範囲内で給料を減額することに伴い、所定の整備を図ろうとするものでございます。

以上をもちまして議案第64号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決してくださいませようよろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） これから質疑に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第64号 奄美市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について質疑を行いたいと思います。

今、提案理由にありましたけれども、1番目になぜこの時期に職員の給料を減ずる条例を出すのか。単に国から要請があったということのようですが、もっと具体的に説明できればというふうに思います。

質疑は3回までということになっておりますので、2、3、4も続けてやりたいと思いますが、国家公務員の給与減額に準じての削減は問題はないのかということです。その一つは、国家公務員というのは憲法28条で保障されている労働基本権が認められておりません。そのために人事院がその代償機関として民間給与の実施調査などをもとに政府と国会に対する勧告が義務付けられているものであります。人事院勧告によらない賃下げは憲法に違反しないのかということですが、司法の場ではありませんから、なかなか難しいことだと思いますが、こういうことに対して、当局はどのように思っているのか、見解をお示しをいただきたい。

2番目に地域の経済の波及なんです、奄美市にも当然国家公務員がおられます。併せて今度の地方公務員の給与削減ということになるわけですが、地域経済への影響がどうなるのか。

4番目に、国からの要請ということですが、1月28日に新藤義孝総務大臣、ここは自治体の首長、首長にですね、賃下げを要請する書簡を出したと、書簡を出しているということですが、それが本当なのか、確認をしたいと思います。

それから、2番目訂正ですね、国家公務員の給与の減というところで最後の行、賃上げはと書いてあ

りましたが、賃下げです。訂正をしておきたいと思います。以上。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務課長（森山直樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、なぜこの時期かということでございますけれども、皆様御承知のとおり、今回は国家公務員の給与減額措置、これを踏まえて地方公共団体においても、これに準じた措置を講ずるようということで、国から要請がまいっております。その中で、減額の実施時期につきましては、来月、すなわち平成25年7月からの実施ということで要請がまいっております。ですので、7月の給与の減額となりますと、6月中に議会のほうの議決をいただかないと実施ができませんので、今回6月議会の6月中の開催のこの今日の本会議のほうに上程をさせていただいたということでございますので、御理解をお願いいたします。

それから、次の質問にございました人事院勧告に基づかない給与の減額は憲法に違反しないのかということでございますが、皆様御承知のとおり、奄美市におきましても職員の給与については人事院勧告、こういったものを基本に措置をしてきたところでございます。今回の国家公務員の特例法に基づく給与の減額措置、これを根拠に地方交付税の減額を前提とした給与減額要請、これは大変異例の措置であるということは、私どもも認識をしております。全国市長会におきましても、地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえ、住民や議会の意思に基づき、各自治体が自主的に決定すべきものであり、ましてや地方固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであり、誠に遺憾であるなどと緊急アピールを出しているところでございます。しかしながら、今回のこの減額措置につきましては、鹿児島県下を含め、全国の自治体のほうでは現実的な対応といたしまして、この国の要請に応えるという流れでございます。したがって、私どもも今回、国のこの要請に応えて、職員の給与の減額をさせていただきたいということで上程をさせていただいております。

それから、その憲法違反にならないかというお話しでございますが、これは国のほうからはあくまでも地方自治体への要請という形でございますが、最終的な判断は各自治体が行うということになっておりますので、今、議員がおっしゃいました憲法違反云々ということに、直接なるものではないというふうに理解をしているところでございます。

それから、地域へ及ぼす影響ということでございます。具体的な数字とかはおさえてございませんけれども、今回、奄美市、それから鹿児島県、それと国というふうに減額措置をとります。したがって、各市町村の職員、それから県の職員、ここには学校の教職員、それから警察等も含まれます。したがって、人数的に相当数に上がりますので、地域経済に与える影響となれば、これは少なからず影響があるというふうに認識をしております。

それから、総務大臣からの書簡というでございますが、先ほど議員のほうから御案内がありましたとおり、平成25年の1月28日付で各市町村長宛ての書簡が送付されております。内容といたしましては、国家公務員の給与減額措置を踏まえて、各地方公共団体においても国に準じた措置を講ずるよう要請するということになっております。その中で、理由といたしまして、日本の再生に向けて、国と地方が一丸となって、あらゆる努力を終結する必要があること。それから、消費税増税に対する国民の理解を得るため、まず公務員が先頭に立って隗より始めよの精神で、更なる行政改革に取り組む姿勢を示す必要がある、このようなことが理由として上げられているところでございます。ただいま申し上げましたように、そういった国の要請を受けまして、今回、奄美市としても職員の給与を減額するということになりましたので、理解をよろしくお願いをいたします。

24番（崎田信正君） 国のほうは、異例の措置だとおっしゃったけれども、何で今回、これが異例の措置でやらなければいけないかというのは、納得できる説明はなかったと思うんですね。それとですね、

憲法のことですが、地方自治体の分については、こういう条例が出されて、独自の判断で賛否ができるので、否決した地方議会もあるようですけれども、そのことじゃなくて、国家公務員に対して質問をしているわけですね。国家公務員の給与を人事院勧告によらないでやるということに対して、憲法違反ではないのかという質問ですから、地方公務員の今日のこの条例のことについて言っている訳はない。なぜこの場に出すかということは、それに準じて出したということですから、国家公務員がこれをしていなければ、当然この条例はなかったわけですから、そういったことで判断を求めたわけで、もちろん判断できる内容ではないのかなと思いますので、これ以上は追及はしませんが。あと、地域経済への影響ですね、それと特例の措置ですけれども、前にも人事院勧告によらないで減額したことがありますよね。特例というけれども、これがだんだん常態化すると、こういうことを簡単に認めていくとですね、常態化するということがあるので、どうかということをお願いしているわけで、あとのことについてはですね、地方自治法の本旨とかいうことについては、関議員が質疑を出されておりますので、行政経験者ですから、より詳しい質疑をされるんじゃないかなと思います。私のほうは、また後で討論の通告も皆さんに出されているようですので、そこで具体的に述べていきたいというふうに思いますので、以上で終わります。

議長（向井俊夫君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11番（関 誠之君） 皆さん、おはようございます。再度立たせていただいております。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案第64号、その前に文字の訂正をお願いいたします。奄美市職員の給与と書いてありますが、これは給料の臨時特例に関する条例の制定についてと訂正をいただきます。

先ほど崎田議員のほうからも質疑がありましたが、少し視点を変えて、また、重複するところはそういうことでお許しをいただいて、当局の回答をお願いをいたしたいと思います。聞くところによりますと、職員組合との団体交渉も非常に苦渋の選択ではあったけれども、妥協をせざるを得ない状況になったというふうに聞いておりますが、1級が2パーセント、2級が3パーセント、3級が4.5パーセント、4級が5.37パーセント、5級が6.9パーセント、6級が7.5パーセント、7級が9パーセント、それに行2表というのがありますけど3パーセント、医療の2表というのがありますが、1人いるそうで3パーセント、ラスパイレス指数が99.9パーセントに収まったと聞いておりますが、もし誤解がありましたら、後で訂正をいただいて回答をいただきたいと思います。

まず最初に、1項目めは条例の第2条の市長及び副市長、また、教育長の減額率10パーセントというふうに理解をしておりますけれども、その根拠は何であるのか。先ほど言いましたように、部長級が9パーセントのカットということでもありますけれども、その辺を含めて回答をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務課長（森山直樹君） それではお答えをいたします。先ほど議員のほうから級別のカットの割合の数値が示されましたけれども、その内容につきましては議員のほうから御紹介があったとおりでございます。国のほうからの減額の目安といたしまして、減額後の国家公務員のラスパイレス指数、ここの100以内におさめるような減額をという要請でございました。そこで、職員組合ともいろいろ協議をいたしました結果、先ほど案内がありましたラスパイレス指数99.9というところで妥結をしたところでございます。

それから、特別職の10パーセントの根拠ということでございますけれども、職員の減額率が最高で9パーセントということ。それから、あと県内各自治体の特別職の給料の支給額、それから減額率、更には郡内の特別職の給与月額、それから減額率、これを参考にいたしまして判断をいたしましたところ、

10パーセントの割合というの妥当な線ではないかという結論に達しましたので、今回、10パーセントということで上程をさせていただいております。以上でございます。

11番（関 誠之君） 国からの要請と言いますか、ラス100パーセント以内の減額というふうにお答えをいただきましたので、後もって議論をしたいと思いますが、また、首長の減額については、職員が9パーセントで、県内の給与、また、郡内の首長の動向を見て10パーセントにしたということでありましたが、部長級が9パーセントですが、多い少ないとは判断ができませんが、郡内の首長の動向で10パーセントというのは、やはりいかがなものかなというふうに、私は考えますが、というのは、やはり職員にラスの99.9パーセント、後で聞きますけれども、総額が幾らになるか分かりませんが、きちり求めておるわけですから、その辺のところはもうちょっと首長も切り込んでほしかったなというふうに思います。

次の質問でございますけれども、先ほど来議論になっております、当局のほうからもありましたが、憲法92条に地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるということですから、国家公務員は法律でこれを定めてやるということで、その後、また、地方交付税、いわゆる地方財政計画の中に交付税がありますけれども、私たちの給与や行政経費、これの足りない分について総額を出して交付税ということになるわけですが、その地方交付税法第3条2項には、国は交付税の交付に当たっては地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない。異例、特例ということは、やっちゃいけませんよというのが、この交付税のほうに、3条2項に規定をされております。今回の閣議決定で速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するしました。特に問題がありますのは、その要請に地方交付税削減という手法を用いたこと。先ほど説明しましたけれども、そういったことを地方交付税を手段に、地方を動かしちゃいけませんよというのが、この地方交付税法3条2項に明記をされておるわけですから、そういうことで非常に疑義があると。地方交付税は自治体の、先ほど課長のほうも言いましたけれども、言われましたけれども、地方交付税は自治体の固有かつ共通の財源であり、国の政策目的達成の手段として、その使い道を自治体に強要することは、地方自治の本旨に反する行為であると私は考えておりますが、そこで、2、3、4、の3点について質問をいたします。

今回の給与削減は、地方自治の本旨に反しているとは私は考えておりますけれども、先ほどの文章を読み上げましたけれども、まずこの見解をお聞かせをいただきたいと。また、国の要請の文言、要請というのが、先ほど言いましたけれども、地方分権、主権の時代で、今なっておりますけれども、そういうことで捉えて、要請というのはどのように捉え、どのように解釈したのかをお答えいただきたいと思います。

（3）給与、労働条件は人事院勧告制度を基本とし、自治体労使の自主的な交渉・協議を経て、条例・規則に定められるものと理解をしておりますが、今回は国が地方交付税を一方的に減額し、ラスパイレ指数のみを根拠として給与削減を一方的に自治体に要請をした労使自治への不当な介入ではないかと考えますけれども、この辺の基本的な見解をお聞かせをいただきたいと思います。

（4）であります、小泉政権による三位一体改革以降、この10年間で地方交付税が市町村で約1.6兆円削減をされている現状であります。また、市町村合併などにより、奄美市において100人近くの人員減の中、仕事に取り組んでいる現状です。今回の国の要請はこうした努力を踏みにじるものだと私は考えますけれども、当局はどのように見解をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

総務課長（森山直樹君） その地方自治の本旨に反していると思うという御意見でございますが、先ほど崎田議員の答弁と重複いたしますけれども、おっしゃるように今回の減額措置は人事院勧告に基づいていないということでございます。これは、先ほども御紹介いたしましたが、全国市長会のほうから緊急アピールが出ているとおり、地方の固有の財源である地方交付税、これの減額を前提としているということでもありますので、市長会のアピールのように、こういった措置は大変遺憾であるというふうに思う

ところであります。

それから、そのラスパイレス指数、これを根拠にして削減を要請をしているということについてでございますけれども、市の職員の給料はこれまで人事院勧告に基づいた上で、労使協議、それから議会の審議を経て実施をしているところでございます。しかしながら、先ほどとまた重なりますけれども、県内の多くの自治体がこの国の要請を受け入れて実施をするということでございますので、我々としても足並みを揃えて減額措置を講ずる措置があるというふうに判断をしたところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、各自治体、県下の動向を調査をいたしました、やはり、多くの自治体はそのラスパイレス指数が100以内におさまる、そここのところで皆さん、判断をしているようでございますので、私どもの判断も基準をそこに持ってきたところでございます。今回、職員組合のほうともぎりぎりの話をずっとさせていただきました。大変厳しい措置だとは思っておりますけれども、何とか理解をしていただいて、今回の条例提案ということでございますので、今後も職員の給与、勤務条件につきましては、もちろん職員組合とも協議をし、議会のほうにまた審議をお願いした上で実施をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それともう1点でございます。先ほど閣議員のほうからもお話しになりましたけれども、出ましたが、本市におきましても、人件費の抑制ということにつきましては、努力をしてきたところでございます。その中でも、職員数につきましては、合併当時と比べますと、117名減ということでございます。また、給与に関しましては、給与、それから管理職手当の独自カット、それから調整手当の廃止、特殊勤務手当の見直し、こういったことをこれまでやってきたところでございます。こういった中での更なる給与削減ということでございますので、職員の皆さんには大変厳しいところがございますが、先ほども申しましたように、国と地方が一丸となって取り組むためには、まず公務員のほうからということで要請を受けておりますので、今回、その要請に応ずるという結論に達したところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それで、減額をした総額が幾らかということでございますが、国からの要請をどう捉えるかということでございますけれども、何度も申し上げますが、極めて異例の措置であるということでございます。しかしながら、今回の要請、この議論の出発点は、東日本大震災の財源に充てるというところからお話が始まっていると認識しております。したがって、通常ではない状況の中で、この考え方が示されております。そういった状況でございますので、今回、現実的な対応として我々もこの要請に応えるという結論を出したというところでございますので、御理解をお願いいたします。

- 11番（関 誠之君） ありがとうございます。今の要請というのは、文言的に地方分権一括法ができる前まではね、国が地方に要請をすれば、それは強制力のある、例えば準則を作って渡したら、その準則をもとに条例を作ったり、規則を作ったりしておりましたけれども、要請というのは、あくまでお願いなんですよね。国会のほうで要請をどのように捉えているかという質問に対して、強いお願いだというふうに、あくまで自主的に決めなさいというのがそこにあるものだというふうに理解をしておりますが、さて次の質問でありますけれども、安倍内閣がデフレからの脱却として財界に異例とも言える賃上げ要請を行って、行いました。しかし、個人消費が拡大しなければ、容易にデフレから脱却できないのは明らかだというふうに言われております。また、国家公務員の給与を参考にして賃金を決定している民間の労働者も多く、公務員給与が下がればこれらの民間給与にも影響を与え、地域経済に対してもマイナスの影響は避けられないこととなり、更に消費が減少することにつながるのではないかと危惧をしておりますが、もともと国は、給与の臨時特例対応分として、先ほど課長からお話がありましたが、2013年度の予算で防災・減災に4,550億円、先ほどの事業を言いました、元気づくり事業、これに3,000億円を充てて7,550億円を予算化しておるわけであります。奄美市では当初予算で今回減額される財源、いわゆる給与の財源はしっかりともう、取ってあるわけですね。ない財源を補てんするということじゃなくて、給与の今回減額される財源は、ちゃんと組んであるし、財源的には全く問

題ないというふうに考えております。先ほどの元金臨時交付金積立金で3億4,299万9,000円の財源を確保していますし、用途は違うかも知れませんが、事業の財源として予算全体としてはその中に入っているわけですから、同じだというふうに考えますが、そこで5について質疑をいたします。

この減額は、先ほどもありましたが、地域経済にマイナスの影響をもたらすものであると思うが、当局の見解と、今回の減額総額は幾らか、お示しをいただきたい。

また、県は減額した財源で職員研修を考えておりますけれども、奄美として市民、職員に役立つ事業は、このカット分財源を充てられないのか、お伺いをいたしたいと思います。

先ほど、職員組合ともう妥結をしたということですが、私が聞くところの理解では、理解はしたが、十分な納得はできないけれども、苦渋の選択というのが、そういう意味かなというふうに思いますので、そういった先ほど話されましたとおり、職員の給与というのは生活給でありますから、即、生活に響くわけでありまして、そういったことを踏まえて、三役の10パーセントカットが本当にこの生活級とイコールのところで10パーセントであったのかなという疑問がありましたので、質問をさせていただきましたが、この(5)番目について、当局の見解をお伺いいたします。

総務課長（森山直樹君） それではお答えいたします。ただいま御質問の中にございました減額の総額についてでございますが、今回の減額措置で総額は1億800万円程度になるというふうに試算をしております。

この減額分をどうするのかということですが、今、議員のほうからもお話しがありましたように、大変厳しいところで職員の皆さんにも納得をいただいたところでございます。したがって、この減額分、これにつきましては、先ほどお話をしましたけれども、もともと国の減額措置の出発は東日本大震災の財源確保というところから話がスタートをしているというふうに考えております。更に私どものほうは、奄美豪雨で大変大きな被害を受けております。そういったことを考えますと、今回のこの減額措置で生まれる財源につきましては、財政調整基金、こちらのほうに積み立てをした上で、災害があった場合の市の持ち出し分、あるいは防災・減災、こういったものへの財源ということで確保するというのがベストな選択ではないか、今のところ考えております。以上でございます。

議長（向井俊夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

日本共産党 崎田信正君。

24番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。議案第64号 奄美市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてですが、労働組合とは団体交渉を重ね、最終的に合意となったようではありますが、今、民間労働者の雇用条件や中小零細企業の経営の厳しさなどが慢性化しており、その反動もあって公務員に対する風当たりは大変厳しく、公務員バッシングなるものは今なお見受けられます。そのような状況の中では、理不尽な内容であっても、なかなか反対を表明するのはできないのかなと思っ

ております。私も当事者である労働組合が交渉の結果合意しているのであれば、問題点を指摘するだけで終わろうかなと実は思ったわけでありますけれども、先ほどの質疑でも明らかになったように単純に財源捻出のために公務員の皆さんに我慢してもらうという、そんな簡単なものではないということが明らかになった以上、このまま賛成するわけにはいかない問題だと思いますので、議案第64号に反対し、討論を行います。

まず、先ほどからありますように、知事会や市長会など、地方6団体は地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財産という性格を否定するものであり、断じて行うべきではないと述べています。そもそも、地方公務員の給与を削減するという今回の条例提案の発端となった国家公務員の給与削減は、東日本大震災の財源確保というけれども、政党助成金をまず減らせ、このように言いたいわけです。しかも、この民主、自民、公明の談合による議員立法として持ち出されたものであり、労働組合の代表の意見も聞かず、まともな審議もなく強行されたものであり、このようなことが無批判にまかり通るようなことになれば、これからの国会運営にも大きな影を落とし、議会制民主主義を脅かすものと言わなければなりません。国民生活への影響も大変心配をされます。ましてや答弁でもありましたけれども、今後、負担増をお願いすることになる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って更なる行財政改革に取り組むことが重要などとしていることは、この奄美市では生活保護、あるいは少ない所得、年金で毎日一生懸命生活をしている市民の暮らし、そして増税による商売への影響を心配する商店主の皆さんに、多大な影響を与える消費税増税のお先棒を、公務員の皆さんが担わされることになるのではありませんか。消費税増税の地ならしと位置付けられている公務員の給与削減は、いろんな面で影響が大きく、日本共産党として認められないということを申し上げます。

最後に、公務員の皆さんには、このような道理のない提案に負けず、全体の奉仕者としての誇りを失わず、引き続き市民のために業務に頑張っていただきたい、そのことを強く願って反対の討論といたします。

議長（向井俊夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第64号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、賛成多数であります。

よって、議案第64号 奄美市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日25日から7月4日まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日25日から7月4日まで休会とすることに決定いたしました。

7月5日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時30分）

第 2 回 定 例 会
平成 25 年 7 月 5 日
(第 6 日 目)

7月5日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
21 番 里 秀 和 君
23 番 竹 山 耕 平 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤ ス エ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 満 田 英 和 君
笠 利 総 合 支 所 長 吉 富 進 君	総 務 部 長 安 田 義 文 君
総 務 課 長 森 山 直 樹 君	企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君
財 政 課 長 菊 田 和 仁 君	市 民 部 参 事 里 忠 文 君
市 民 部 長 前 里 佐 喜 二 郎 君	福 祉 政 策 課 参 事 兼 課 長 事 務 取 扱 重 山 納 君
保 健 福 祉 部 長 重 田 久 夫 君	商 水 情 報 課 長 前 田 和 男 君
商 工 観 光 部 長 川 口 智 範 君	土 地 対 策 課 参 事 山 名 純 二 君
農 政 部 長 山 下 修 君	都 市 整 備 課 長 上 島 宏 夫 君

7月5日(6日目)

建設部長	東正英君	水道課長	佳元保輔君
教育委員会 事務局 長	日高達明君	水環境課長	市田利郎君
教育委員会総務課長 兼行革調整監兼給食 センター整備対策監	齋藤憲一君	監査委員事務局長	山崎實忠君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	橋本明和君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	大江和典君
議事係長	前田賢一郎君	議事係主査	岸田賢吾君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 本日の会議は、お手元に配付してあります日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから，議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの8件について，一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（師玉敏代君） おはようございます。早速御報告申し上げます。

文教厚生委員会は，去る6月25日，午前9時30分に開会し，慎重に審査させていただきました。本会議において文教厚生委員会に付託されました議案第55号から57号まで及び議案第59号から60号の5件について審査いたしました。

以下，審査の結果を御報告いたします。

これらの5件の議案につきましては，お手元に配付してあります報告書のとおり，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

では，主な質疑について報告いたします。

議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項について，当局から説明がありました。

3款民生費，1項社会福祉費，4目老人福祉総務費，15節工事請負費5，800万円は，母子生活支援施設ひまわり寮，軽費老人ホームたかもり寮の改修工事費です。昭和49年に建設され38年が経過しており，外壁落下の恐れやベランダ手すりの腐食，また，給水設備は管の腐食が激しく，赤さびが発生している状況にあります。建物の外壁，内部及び給水給湯設備の改修工事を行うものであります。

5款労働費，1項労働費，3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費，13節委託料のうち，島じゅうりまごころ便業務として1，384万6，000円を計上し，この事業は心身の状況や地理的な条件により買い物や調理が困難な高齢者の在宅生活を支援するため，地場産野菜等を用いたレトルトパック商品を開発，商品化し，地産地消販路ネットワークの構築を目的とした訪問による商品の販売を行うものです。新規雇用予定数は5人で，財源は100パーセント国・県支出金です。

委員より，3款民生費のひまわり寮，たかもり寮の応募の状況，充足率について質疑があり，当局より，ひまわり寮，たかもり寮は社会福祉事業団が指定管理している。たかもり寮は満室の状態にあり，ひまわり寮は定員17世帯のところ5月1日現在5世帯の入所となっているとの答弁でありました。

ほかに，ひまわり寮については劣化により入居ができないのか。入居の条件が厳しいのではないか質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

ほかにも委員より，5款労働費の島じゅうりまごころ便事業をどのように具体的に地産地消を進めていくのか，介護保険の宅配給食とは別々に取り組むのものなのか，どういう高齢者にスポットを当てて取り組むのか，委員より質疑があり，当局より，この事業は島の野菜・果物，卵など，島の食材を使ってレトルトパックし，おかずとして高齢者宅のお宅に配置薬のように置かせていただき，消費した分だけお金をいただく，ネットワークを組んでいただく事業です。介護認定者でなくても，ご飯は炊けるがおかずさえあればという単身者，在宅で，おかずを提供し，事業を拡大していくものですとの答弁でありました。

次に，4款衛生費，1項9目環境保全対策の概要の説明があり，今年の1月に海岸漂着物地域対策推進事業について，県から事業内容が示されたため，2月に県へ要望したところ，補助金100パーセントの事業が受けられる旨の交付通知が4月に届き，2，559万6，000円の予算を計上いたしました。

た。沿岸の環境美化のため、漂着ごみなどの回収、撤去を目的とする担当員の説明があり、委員より、何名を予定しているのか、また、作業員の募集について、年齢制限はしているのか、事業はいつから入るのか、質疑があり、当局より、海浜の保全作業を主として、名瀬地区4名、住用地区2名、笠利地区4名の10名が1年を通して行う。住用地区は更に内海地区5人と、マングローブ区域5人を2か月と3か月に分けて清掃活動を重点に取り組む。7月から作業に入る。募集年齢については65歳未満としているとの答弁でありました。

ほかにも世界自然遺産に向けての先進地視察について、また、生物多様性地域戦略の3年間の継続事業の今年度成果物について、委託先について、ほかにも多くの質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、15目緊急経済対策事業費、15節工事請負費2,932万円は、朝日小の給食室床の改修工事、朝日中と小宿中は校長室の空調設置等であります。住用小は校舎等の防水工事、市小学校はプール用ポンプ取付、グラウンド整備費であります。

また、15款県支出金、3項県委託金、5目教育費県委託金、1節学校教育費委託金の107万7,000円の増額は、スクールカウンセラー配置事業の増額及び新規事業である文部科学省委託事業、インクルーシブ教育構築モデル事業に係る委託金であります。

委員より、インクルーシブ教育とは何か質疑があり、当局より、インクルーシブとはすべてを受け入れるということです。すべての子どもたちを支援できる体制づくりをしましょう。支援を要する子どもたちに具体的にどんな指導をすれば、より効果的か研究して行うということであり、最終的には子どもたちのニーズに応じた教育、そのシステムを作っていきましょうというのがこの事業の趣旨ですとの説明がありました。

ほかにも教育費、教育環境整備について、奄美市内の小・中学校の整備は要望どおりできたのか質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第56号 平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出歳入206万4,000円は、主に国保税徴収事務補助員の賃金であります。委員より、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第57号 平成25年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額161万円は、高齢者福祉課の職員定数1名減員に一般事務補助員を雇用するための賃金と共済費です。

委員より、介護認定後の不服申立てやもう一度審査してほしい申し出などはないのか質疑があり、当局より、書面上の不服申立てはないが、普段の相談内容で若干ある。認定審査の期間については、年々改善され、32日間ぐらいで要しているとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第59号 奄美市新型インフルエンザ等対策本部設置条例の制定について、当局より説明があり、新型インフルエンザ特別措置法の制定に伴い、同法において新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は条例で定めると規定されていることから、所要の規定の整備を図ろうとするものです。

委員より質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第60号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成18年3月20日に同条例を制定しており、希少動植物の保護は世界自然遺産登録に向けて大きな課題であり、奄美大島の2町2村においては同様な条例の制定がなされていないことから、奄美大島5市町村が統一した条例を制定し、奄美大島全体で世界自然遺産登録を目指す取組をするために、奄美市では現条例の一部を改正する条例を上程いたしましたとの説明でありました。

委員より、林道、農道の伐採時、希少植物の保護の向けに関心と、伐採業者や農林課、土木課の連携はどうなっているのかなど、多くのほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の議案審査は午後0時8分に終了いたしました。午後2時に再開し、環境対策課パトロール監視員の山下 弘氏及び清正 齊氏による案内説明をいただき、金作原原生林を視察

いたしましたことを、併せて御報告申し上げます。

以上で報告は終わりますが、御質疑がございましたらほかの委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（伊東隆吉君） おはようございます。それでは産業建設委員会は、6月25日、1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案2件を審査いたしました。

2件の議案につきましては、お手元に配付いたしました産業建設委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審査の中で、主な質疑について御報告いたします。

まず、議案第55号 平成25年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項についてであります。

まず、当局より補足説明があり、その主なものは、5款労働費、1項労働費、3目緊急雇用創出臨時支援型地域雇用創造事業の6事業、それにより13人の新規雇用の見込みとのこと。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の負担金及び交付金の91万5,000円は、奄美地域農業災害施設復旧強化支援事業費補助金で、昨年の台風15号により被害を受けたビニールハウスの機能強化を伴った復旧支援を図るもの。また、農地総務費の7節賃金の44万2,000円の増額は、平成25年度一般職非常勤職員の報酬単価表の見直しによるもので、これまで月額5,700円の雇用であったものが月額12万2,000円となったとのこと。7款商工費、振興開発費の貸付金の5,000万円は、奄美山羊島観光株式会社のホテル建設資金が増大したこと。また、今年度より国のふるさと融資制度改正により、奄美群島において融資比率が25パーセントから45パーセントに引き上げられたこと等によるもの。2款総務費緊急経済対策事業、いわゆる元氣臨時交付金事業に関して、建築住宅が産業建設課、土木課、建設課、細観光課等より当該事業の説明等々がありました。

委員より、農業振興費の負担金、補助金及び交付金に関して、その該当農家、そして補助金、共済金、自己負担のものは何かとの質疑に対し、当局より、1ターン者が造ったハウス4棟のうち1棟で、被害額の試算は252万円だが、今回、機能強化を兼ね補強を伴った事業で310万9,000円に対し、県補助金が91万5,000円、共済金が162万円で、自己負担額は50万程度との答弁がありました。

また、商工費の貸付金の合計額の質疑においては、23年度に4,200万円、24年度に1億3,000万円、25年度当初で1億2,800万円、今回5,000万円の補助、合計で3億5,000万円とのことでした。

ほか、松くい虫補助金等の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第61号 奄美市簡易水道事業設置条例の制定についてであります。

当局より、今年度から朝日地区簡易水道事業を行うため、未普及地域を給水地域に入れるもので、その拡大に伴い給水人口、給水量を新たに整備を図り、区域は浦上の国道58号線沿いのクニモト自動車から東洋リース、タイヨー、奄美マイカーセンターまでの本茶トンネル手前までの区域との補足説明がありました。

委員から特段の質疑はありませんでした。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務企画委員会に付託されま

した議案第５５号 平成２５年度奄美市一般会計補正予算（第１号）中総務企画委員会関係事項並びに議案第５８号 奄美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第６２号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、これらの議案３件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

初めに、議案第５５号 平成２５年度奄美市一般会計補正予算（第１号）中総務企画委員会関係事項についてであります。

総務課より、予算書１１ページ、５節災害補償費１，５００万円の補正については、昨年８月１日に笠利町土盛海岸にて発生した遊泳監視業務中の非常勤職員の死亡事故について、平成２５年３月２６日付で公務上の災害と認定されたことを受けて、奄美市職員等公務災害見舞金支給条例に基づき死亡見舞金として１，５００万円を遺族の方に支給するための補正である。７節賃金３５万円の増額については、電話交換業務を行う一般職非常勤職員３名の勤務を年間のうち１月を１５日勤務から今回毎日勤務へ変更することに伴う増額分を計上しているとのこと。

委員より、笠利町におけるその後の遊泳監視業務体制の説明を求める質疑があり、当局より、今年の遊泳監視業務は７月２０日から９月中旬までの２か月間予定しており、土盛海岸は常時２名、用安海岸１名の体制、全体で５名雇用の予定、委託業務の形態で笠利支所と連絡を取り、事故の起きない体制づくりに努めるとの答弁。

他の委員より、電話交換業務の任用形態の変更について、なぜこの時期なのかとの質疑があり、当局から、これまでは地方公務員法の中で、常時継続ができないほか、諸々の事情を改善するために、１２か月のうちのひと月を１５日勤務を継続雇用の形を取っていたが、今年の３月議会に一般非常勤職員の任用勤務に関する条例を提出し、可決していただいたことにより、有資格者や確保が困難な職種については上限５年として継続して任用が可能になったため、これまで１５日勤務として予算計上していた部分を一月間の常時勤務の体制を取るため今回の補正となったとの答弁でした。

ほかにも質疑や関連質疑が多くありましたが、省略させていただきます。

次に、企画調整課より、１１ページ、６目企画費に１２４万８，０００円を計上。これは人事異動に伴い検査指導室に検査官が１名減になったため、非常勤職員の土木検査員を１名配置し、体制強化を図るためである。同じく１０目情報化推進費に１５３万３，０００円を計上。これも人事異動に伴い電算係に１名減が生じたために、一般事務補助員１名を配置するものであるとのことでした。

次に、１４ページ、５款３目緊急雇用創出臨時特例基金事業費、１３節委託料のうち、定住促進情報発信業務の予算額３４万７，５００円は、移住希望者の必要とする情報を収集し、パンフレットやポスター、チラシを作成する業務で１名の地域雇用を予定しているとのこと。

委員より、定住促進情報発信業務の委託先についての質疑があり、当局から、この事業は県の基金を活用し、会社を興して１０年以内の企業であること、本社が本市にあること、事業費の半分以上が人件費を占めること等の条件を満たす企業を選考する。今のところ無料での配布を考えているとの説明がありました。

次に、市民協働推進課よりコミュニティ助成事業について、歳入が予算書の１０ページ、１９款５項１目１節の総務管理費収入において、コミュニティ助成事業助成金として自治総合センターから９６０万円を予定している。歳出については、１１ページ、２款１項１１目自治振興費、１９節の負担金、補助及び交付金にコミュニティ助成事業補助金として同額の９６０万円を計上している。内容は、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に直接必要な設備整備に関するもので、申請のあった中から４件９６０万円が採択され、今回計上するものであるとの説明がありました。

委員より、応募の件数、また、審査基準についてとここ数年の採択件数の推移についての質疑がありました。当局より、応募件数は１５件あった中の４件の採用である。申請件数のすべてを県に提出し、審査は自治総合センターで行われており、審査基準の詳細については市の関知はできない。直近の採択

件数は23年度3件、24年度3件、25年度が今回の4件であるとの答弁でした。

次に、市民課より、予算書12ページ、2款3項1目戸籍住人基本台帳費、7節賃金373万8,000円の増額については、職員の産休及び本年4月1日付けの定期人事異動で2名の査定減に伴う一般事務補助員の賃金であるとの説明がありました。

委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、財政課より、歳入の9ページ、17款1項1目基金繰入金1億1,577万2,000円中、地域振興基金繰入金1億1,462万円については、緊急経済対策事業費に係る国県支出金以外の財源として、平成24年度に元氣臨時交付金を積み立てた地域振興基金から組み入れるものである。同じく18款1項1目繰越金4,457万7,000円については、今回の補正予算の歳入を補填する財源として計上している。今回の補正額を加えて前年度剰余繰越金の予算計上額は2億4,445万7,000円となるとの説明がありました。

委員より、2億4,445万7,000円の剰余繰越金について、詳しく説明を求める質疑がありました。当局より、当初予算では繰越金は2億円を予算計上している。現在、出納整理期間も終わり、前年度剰余金は固まっている。概ね8億6,000万円程度であり、この中から5億円を財政調整基金に決算剰余積立金として積み立てる予定である。残りの3億6,000万円程度が今年度の繰越財源になる予定。したがって、今回の補正の繰越金が2億4,000万余であるので、確定した繰越金の範囲内で財源としている。残りの差額分については、9月補正、12月補正等で一般財源として計上させていただくとの答弁がありました。

次に、議案第58号 奄美市公益的法人等への職員派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の補足説明の後、委員より、職員派遣の現況と期間についての質疑がありました。当局より、派遣先は公益財産法人農業研究センターへの2名、奄美市シルバー人材センターへ1名、奄美市開発公社へ2名、社会福祉事業団へ1名、計6名の職員を派遣している。派遣期間は法律の中で3年という上限が定められているので、それを踏まえて各団体との協議の中で派遣期間を決めているとの答弁。他の委員より、研修という形で民間団体に職員を派遣しているが、今後、職員派遣をするにあたり、基本的な条例制定等の必要性が在るのではないかと質疑に対し、当局より、今後、民間団体への研修とか、新規採用の職員研修等も考えているので、その中で検討させていただきたいとの答弁でした。

ほかにも多くの質疑がなされましたが、省略いたします。

次に、議案第62号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。当局の捕捉説明の後、2,3質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第55号から議案第62号までの8件を一括して採決いたします。

この議案8件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案8件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案 8 件は、原案のとおり可決することに決しました。

○

議長(向井俊夫君) 日程第 2, 陳情第 2 号 生活保護基準の切り下げの撤回などを国に意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長(師玉敏代君) 早速報告いたします。文教厚生委員会に付託されました陳情につきまして、審査の結果について御報告いたします。

陳情第 2 号 生活保護基準の切り下げの撤回などを国に意見書の提出を求める陳情の審査結果は、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおりであります。

以下、審査の経過について御報告いたします。

陳情者は、奄美市名瀬末広町 1 5 番 1 号の名瀬生活と健康を守る会会長、碓山利江さんからであります。陳情事項は一つに、政府による生活保護基準の切り下げの撤回、二つ目に、生活保護費の国庫負担を現行の 7 5 パーセントから全額国庫負担にすることです。

委員より、この生活保護基準については、国のほうで昨年来、審議、議論を重ねて改正に至ったと思うが、全般的には就労自立支援の創設であり、不正や不適正な受給者の調査の強化、医療扶助の適正化を図るための後発医療薬品の使用促進を進める部分がおおまかな法の改正だと思う。また、生活保護になる手前の人を助ける支援法もセットしているとの意見がありました。

また、委員より、生活保護基準の切り下げの撤回とあるが、基準より幾ら下げるのか質疑があり、当局より、最大幅 1 0 パーセント以内で改正する基本方針がある。今年度から 2 7 年度までの 3 年間にかけて激変緩和で 3 パーセント強、3 分の 1 ずつ見直すということですが、1 人世帯なのか、3 人世帯なのか、5 人世帯なのか、年齢が高齢者世帯か、児童を含めた世帯なのか、母子世帯なのか異なる。例を出すと 4 0 0 パターンぐらいあるので、一律には言いにくい。一例で言うと 7 0 歳以上の単身者で、住宅扶助を除いた基本的な生活扶助で 6 万 2, 1 3 0 円、2 7 年改正後は 6 万 1, 1 9 0 円ですが、この 8 月からはその 3 分の 1 ですから、6 万 1, 8 2 0 円で 3 1 0 円下がり、2 7 年度には 9 4 0 円下がります。世帯構成と人数によって減額幅も違ってくるとの答弁でありました。

ほかにも質疑や意見がありましたが、陳情第 2 号については、慎重審査の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で陳情第 2 号の審査報告を終わりますが、御質疑がありましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長(向井俊夫君) これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の通告がございましたので、発言を許可いたします。

なお、本件を採択することに反対の討論の通告がありませんので、採択することに賛成の討論を先に許可いたします。

日本共産党 崎田信正君。

2 4 番(崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私はただいま委員長報告で不採択とされた陳情第 2 号 生活保護基準の切り下げの撤回などを国に意見書の提出を求める陳情につい

て、是非、議員の皆さん方の賛同を得て、採択していただくことを求めて討論を行います。

まず最初に、委員長報告で不正受給、あるいは自立支援促進などというのがありましたが、これはこの件とはまた別の法令が出ておりまして、今度、首相の問責決議があった関係上、廃案になっていますね。与党は9月臨時議会で出そうという動きがあるようですが、それとは別個のものだというふうに認識をしていただきたいと思います。今回の陳情項目は報告のとおり2点です。一つは政府により生活保護基準の切り下げの撤回であり、もう1点は、生活保護費の国庫負担は現行の75パーセントから全額国庫負担にしようというものであります。まず、今回の切り下げをデフレにより物価下落を根拠としたことに問題はないのかということでもあります。当局のほうは意見を求められました。そのときに、物価変動による引き下げは仕方ないと述べられました。根拠のあるものであれば仕方ないということもあるかもしれません。しかし、本当に貧困層の生活実態を表しているものになっているのか。このことが問われなければなりません。生活保護問題対策全国会議というところがあります。ここの資料によりますと、あらゆる商品等の物価が均一に変動しているわけではない。教養娯楽用耐久財、テレビとか、パソコンなどのことだと思うんですが、この下落幅がかなり大きいと言っております。2010年と2011年の1年間でも、テレビが30.9パーセント、ビデオレコーダーが40パーセント、そしてパソコンやカメラなどであります。その反面、憲法25条で保障されるべき衣食住に要する費用というのは、同じ1年間で食料がわずかに0.4パーセント、住居が0.2パーセント、被服及び履物は0.3パーセントと、その下落幅は極めて小さいものであり、そればかりか、衣食住に並んで日常生活に欠かせない高熱水費は3.3パーセント、交通通信では1.2パーセント、逆に物価が上昇さえしているとのことでもあります。つまり、新製品が出たからといって、買い替えができる層については、確かに物価下落を実感することができるとは思いますけれども、日々の食費や光熱水費を節約しながら生活を維持している生活保護受給者など、貧困層の生活実態からみれば、事情は全く異なっているのではありませんか。ましてや、奄美市では年金を受給していても、あるいは仕事をしていても、収入が少なく、生活保護を受けている方はたくさんおられます。既に5月から電気料金は上がっているんです。この夏が過ぎて、秋、そして冬になると灯油代も馬鹿高くなっているのが現状ではありませんか。それに追い打ちをかけるように、4月から消費税増税ともなれば、地域経済への影響と同時に、貧困に貧困が重なり、その影響は子どもの時代にも引き継がれることが心配をされるわけです。更に問題なのは、生活保護基準の引き下げの影響は受給者だけにとどまらないということでもあります。地方税の非課税世帯に影響し、連動して介護保険料や就学援助、最低賃金にも影響を与えるということでもあります。今、生活保護バッシングが吹聴される中、低賃金や低年金にあえぐ不安定雇用労働者や高齢者の方の中には、これで一旦溜飲が下がる、そういった思いをするかもしれません。しかし、気づいたときは自分自身の生活水準もまた押し下げられるということになるのではないのでしょうか。これは、実は民間労働者と公務員労働者との関係にも似ているんだと私は思います。もう一度言います。この陳情は基準の引き下げの撤回と全額国庫負担を求めた2点だけであります。全額国庫負担というのは、自治体サイドでも求めているものであり、奄美市全体の低所得者の生活実態とこの地で商売をされている方々の状況を考えれば、陳情は採択をし、この実情を国に伝えることはむしろ議員として積極的の取り組む課題ではないかと思います。2日の地元新聞に大見出しで出ておりました。必需品値上げに悲鳴とありました。対象になるのは生活必需品ばかり、1円でも上がると困る。収入の少ない弱者にしわ寄せがくるとの住民の声を紹介しているのです。文教厚生委員会では、1人の議員をのぞいて不採択となりましたけれども、改めてこの場で皆さん方に問いたい。採択すべきだと思います。御賛同いただけますよう、お願いを申しあげ、採択を求めた討論といたします。ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

議長（向井俊夫君） ほかに 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この際、念のため申し上げます。

ただいま議題となっております陳情第2号につきましては、先ほどの委員長報告のとおり文教厚生委員会は不採択とすべきものと決定しております。

したがって、本会議において改めて採決をお諮りすることになっておりますので、評決に当たっては御注意を願います。

陳情第2号に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成少数です。

よって、陳情第2号 生活保護基準の切り下げの撤回などを国に意見書の提出を求める陳情は、不採択とすることに決しました。



議長（向井俊夫君） 日程第3，議案第65号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番 関 誠之君。

11番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案第65号 地方財政の充実強化を求める意見書の提案理由を御説明申し上げます。

急速な高齢化社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合が5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも安定した財源の確保が重要であります。2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て、容認できるものではありません。地方交付税は地方の固有の財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法律の目的を実現するために、地方財政計画、地方交付税については国の政策方針のもとに一方的に決するべきでなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その在り方や総額について決定する必要があります。以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するために、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、地方財政の充実強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出していただきたく提案するものであります。どうぞ、賛成、可決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 5 号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（向井俊夫君） 日程第 4，「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会の設置についてを議題といたします。

奄美市議会委員会条例第 6 号 1 項の規定により、本議会に特別委員会を設置したいと思います。

お諮りいたします。

奄美・琉球の世界自然遺産登録推進に関する調査のため、9 名の委員をもって構成する奄美・琉球世界自然遺産登録推進特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、9 名の委員をもって構成する「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会を設置し、これに付託の上調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、奄美市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、師玉敏代君、渡 雅之君、関 誠之君、叶 幸与君、平川久嘉君、竹田光一君、里 秀和君、竹山耕平君、崎田信正君、以上の 9 名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました 9 名の諸君を、先ほど設置されました特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいまの特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前 1 0 時 1 9 分）

○

議長（向井俊夫君） 再開します。（午前 1 0 時 2 9 分）

特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

「奄美・琉球」世界自然遺産登録推進特別委員会委員長に里 秀和君、同副委員長に渡 雅之君が互選されました。

お諮りいたします。

本特別委員会は付託された事件につきこれを閉会中の継続調査とし、調査の期限につきましては、調査終了までとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は調査終了まで、なお、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び総務建設委員長から申し出がありました。議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等並びに陳情第 5 号及び陳情第 1 0 号については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって平成２５年第２回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１０時３１分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 向 井 俊 夫

奄美市議会議員 叶 幸 與

奄美市議会議員 奥 輝 人

奄美市議会議員 崎 田 信 正

(別 紙)

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第55号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第58号	奄美市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第62号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの

平成25年7月5日

総務企画委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第55号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第56号	平成25年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第57号	平成25年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第59号	奄美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第60号	奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	陳情第2号	生活保護基準の切り下げの撤回などを国に意見書の提出を求める陳情	不採択すべきもの

平成25年7月5日

文教厚生委員長 師玉 敏代

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第55号	平成25年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第61号	奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成25年7月5日

産業建設委員長 伊東 隆吉

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

平成25年7月5日

奄美市議会議長 向井 俊夫 殿

議会運営委員長 竹田 光一
総務企画委員長 大迫 勝史

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 平成25年第3回定例会の日程について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第5号 公契約における公正な賃金確保等に関する陳情
- 2 陳情第10号 オスプレイの配備撤回を求める陳情

参 考 資 料
(意 見 書)

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針の下に一方的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その在り方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意の下で算

定の在り方を検討すること。

- 5 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年7月5日

奄美市議会